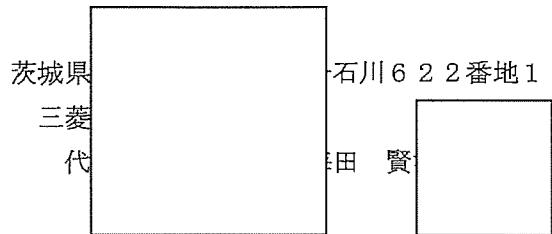


三原燃第19-0653号
令和2年1月16日

原子力規制委員会 殿



核燃料物質の加工施設の変更に関する設計
及び工事の方法についての認可申請書の補正について

平成31年3月19日付け三原燃第18-1174号（令和元年10月23日付け三原燃第19-0391号、令和元年11月13日付け三原燃第19-0527号にて補正）をもって申請しました核燃料物質の加工施設の変更に関する設計及び工事の方法についての認可申請書を、別紙のとおり補正します。

別 紙

1. 補正の内容

補正の内容を別紙表1に示す。

別紙表1 補正の内容 (1/2)

対象		変更内容
補正箇所	該当ページ※1	
1. 名称及び住所並びに代表者の氏名	4	別記1のとおり変更する。
2. 加工施設の変更に係る事業所の名称及び所在地	4	
3. 加工施設の変更に係る設計及び工事の方法	4~7	
4. 加工施設の変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織	8	
5. 加工施設の変更の理由	8	
6. 分割申請の理由	9~10	
別添I	I-1 加工施設の区分毎の設計及び工事の方法	12~13
	イ 化学処理施設	14~71
	ハ 成形施設	72~113
	ホ 組立施設	114~154
	ヘ 核燃料物質の貯蔵施設	155~207
	ト 放射性廃棄物の廃棄施設	208~364
	リ その他の加工施設	365~457
	I-2 検査の項目及び方法	458~513
別添II	I-3 添付図面	514~779
	保安品質保証計画書	780~805
添付書類I	添付書類目次	ページ番号無し
	I 設計及び工事の方法の技術上の基準への適合に関する説明書	添I-1~100
	添付説明書一建1 火災等による損傷の防止に関する説明書	添I-101~126
	添付説明書一建2 加工施設の耐震性に関する説明書	添I-127~669
	添付説明書一建3 龍巻による損傷防止に関する説明書	添I-670~1048
	添付説明書一建4 積雪及び降下火砕物による損傷防止に関する説明書	添I-1049~1147
	添付説明書一建5 外部火災・爆発による損傷防止に関する説明書	添I-1148~1204
	添付説明書一建6 溢水による損傷防止に関する説明書	添I-1205~1243

別紙表1 補正の内容 (2/2)

対象		該当ページ※1	変更内容
	補正箇所		
添付書 類I	添付説明書一建 7 放射線による被ばく防止に関する説明書	添I-1244～ 1246	別記3のとおり変更する。
	添付説明書一建 8 臨界管理上の領域間の中性子相互干渉に関する説明書	添I-1247～ 1250	
	添付説明書一建 9 航空機落下に伴う火災による損傷防止に関する説明書	添I-1251～ 1283	
	添付説明書一設 1 液体廃棄物の廃棄施設に関する説明書	添I-1284～ 1301	
	添付説明書一設 2 設備の耐震性に関する説明書	添I-1302～ 1317	
	添付説明書一設 3 設備に対する巻防護に関する説明書	添I-1318～ 1329	
	添付説明書一設 4 設備の閉じ込め機能に関する説明書	添I-1330～ 1349	
添付書 類II	添付説明書一参 1 建物・構築物及び設備・機器と設計認証技術基準に対する設計との対応表	添I-1350～ 1376	別記4のとおり変更する。
	II 設計及び工事に係る品質管理の方法等の技術上の基準への適合に関する説明書	添II-1～33	
添付書 類III	III 事業許可申請書との対応	添III-1～60	別記5のとおり変更する。

※1 令和元年1月13日付け三原燃第19-0527号の内容の該当ページを示す。

2. 補正の理由

- 設計の進捗に伴い、工場棟転換工場の転換加工室及び原料倉庫の1階の天井の撤去によりそれぞれの1階及び2階の火災区域を統合することにしたため、自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備）の火災感知器の一部を撤去する。
- その他、申請対象としている範囲、部位を明確にする観点等から記載を適正化した。

別記 1

別紙

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 三菱原子燃料株式会社
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 622 番地 1
代表者の氏名 代表取締役社長 梅田 賢治

2. 加工施設の変更に係る事業所の名称及び所在地

名 称 三菱原子燃料株式会社
所 在 地 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 622 番地 1

3. 加工施設の変更に係る設計及び工事の方法

(1) 変更の概要

新規制基準に基づき受けた核燃料物質の事業の許可（以下「事業許可」という。）（平成 29 年 11 月 1 日付け原規規発第 1711011 号にて許可）に係る加工施設の変更として、下記に示す建物・構築物及び設備・機器の設計及び工事の方法について申請する。

○化学処理施設

- 工場棟転換工場（1式）を改造する。

○成形施設

- 工場棟成型工場（1式）を改造する。

○組立施設

- 工場棟組立工場（1式）を改造する。
- 工場棟組立工場燃料集合体貯蔵室の独立遮蔽壁（1式）を改造する。

○核燃料物質の貯蔵施設

- 付属建物第 2 核燃料倉庫（1式）を改造する。
- 付属建物容器管理棟（1式）を改造する。

○放射性廃棄物の廃棄施設

- 放射線管理棟（1式）を改造する。
- 付属建物放射線管理棟前室（1式）を新設する。
- 付属建物除染室・分析室（1式）を改造する。

○その他の加工施設

- 工場棟転換工場の非常用設備の緊急対策設備（1）（非常用照明）（1式）を改造する。
- 工場棟転換工場の非常用設備の緊急対策設備（1）（誘導灯）（1式）の新規制基準への適合確認を行う。

- ・工場棟転換工場に非常用設備の緊急対策設備（1）（安全避難通路）（1式）を増設する。
- ・工場棟転換工場に非常用設備の緊急対策設備（3）（堰（内部溢水止水用））（1式）を新設する。
- ・工場棟転換工場の非常用設備の非常用通報設備（非常ベル設備、放送設備）（1式）の新規制基準への適合確認を行う。
- ・工場棟転換工場に非常用設備の非常用通報設備（通信連絡設備（電話設備））（1式）を増設する。
- ・工場棟転換工場の非常用設備の自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備）（1式）を撤去及び改造する。
- ・工場棟転換工場の非常用設備の消火設備（屋外消火栓）（1式）の新規制基準への適合確認を行う。
- ・工場棟転換工場に非常用設備の消火設備（消火器）（1式）を増設する。
- ・工場棟成型工場の非常用設備の緊急対策設備（1）（非常用照明、誘導灯）（1式）の新規制基準への適合確認を行う。
- ・工場棟成型工場に非常用設備の緊急対策設備（1）（安全避難通路）（1式）を増設する。
- ・工場棟成型工場に非常用設備の緊急対策設備（3）（堰（内部溢水止水用））（1式）を新設する。
- ・工場棟成型工場の非常用設備の非常用通報設備（非常ベル設備、放送設備）（1式）の新規制基準への適合確認を行う。
- ・工場棟成型工場に非常用設備の非常用通報設備（通信連絡設備（電話設備））（1式）を増設する。
- ・工場棟成型工場の非常用設備の自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備）（1式）を増設及び改造する。
- ・工場棟成型工場の非常用設備の消火設備（屋外消火栓）（1式）の新規制基準への適合確認を行う。
- ・工場棟成型工場に非常用設備の消火設備（消火器）（1式）を増設する。
- ・工場棟組立工場の非常用設備の緊急対策設備（1）（非常用照明、誘導灯）（1式）の新規制基準への適合確認を行う。
- ・工場棟組立工場に非常用設備の緊急対策設備（1）（安全避難通路）（1式）を増設する。
- ・工場棟組立工場の非常用設備の非常用通報設備（非常ベル設備、放送設備）（1式）の新規制基準への適合確認を行う。
- ・工場棟組立工場に非常用設備の非常用通報設備（通信連絡設備（電話設備））（1式）を増設する。
- ・工場棟組立工場の非常用設備の自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備）（1式）を増設及び改造する。
- ・工場棟組立工場の非常用設備の消火設備（屋外消火栓）（1式）の新規制基準への適合確認を行う。
- ・工場棟組立工場に非常用設備の消火設備（消火器）（1式）を増設する。
- ・付属建物第2核燃料倉庫の非常用設備の緊急対策設備（1）（非常用照明、誘導灯）（1式）の新規制基準への適合確認を行う。

- 付属建物第2核燃料倉庫に非常用設備の緊急対策設備(1)(安全避難通路)(1式)を増設する。
- 付属建物第2核燃料倉庫に非常用設備の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))(1式)を新設する。
- 付属建物第2核燃料倉庫の非常用設備の非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)(1式)の新規制基準への適合確認を行う。
- 付属建物第2核燃料倉庫に非常用設備の非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))(1式)を増設する。
- 付属建物第2核燃料倉庫の非常用設備の自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)(1式)を改造する。
- 付属建物第2核燃料倉庫の非常用設備の消火設備(屋外消火栓)(1式)、消火設備(消火器)(1式)の新規制基準への適合確認を行う。
- 付属建物容器管理棟の非常用設備の緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)(1式)の新規制基準への適合確認を行う。
- 付属建物容器管理棟に非常用設備の緊急対策設備(1)(安全避難通路)(1式)を増設する。
- 付属建物容器管理棟の非常用設備の非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)(1式)の新規制基準への適合確認を行う。
- 付属建物容器管理棟に非常用設備の非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))(1式)を増設する。
- 付属建物容器管理棟の非常用設備の自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)(1式)を新設する。
- 付属建物容器管理棟の非常用設備の消火設備(屋外消火栓)(1式)、消火設備(消火器)(1式)の新規制基準への適合確認を行う。
- 放射線管理棟の非常用設備の緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)(1式)の新規制基準への適合確認を行う。
- 放射線管理棟に非常用設備の緊急対策設備(1)(安全避難通路)(1式)を増設する。
- 放射線管理棟に非常用設備の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))(1式)を新設する。
- 放射線管理棟の非常用設備の非常用通報設備(放送設備)(1式)の新規制基準への適合確認を行う。
- 放射線管理棟に非常用設備の非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))(1式)を増設する。
- 放射線管理棟の非常用設備の自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)(1式)を新設、増設及び改造する。
- 放射線管理棟の非常用設備の消火設備(屋外消火栓)(1式)、消火設備(消火器)(1式)の新規制基準への適合確認を行う。
- 付属建物放射線管理棟前室に非常用設備の緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)(1式)を増設する。
- 付属建物放射線管理棟前室に非常用設備の非常用通報設備(放送設備)(1式)を増設す

る。

- ・付属建物放射線管理棟前室に非常用設備の自動火災報知設備（火災感知設備）（1式）、消火設備（消火器）（1式）を増設する。
- ・付属建物放射線管理棟前室の非常用設備の消火設備（屋外消火栓）（1式）の新規制基準への適合確認を行う。
- ・付属建物除染室・分析室の非常用設備の緊急対策設備（1）（非常用照明、誘導灯）（1式）の新規制基準への適合確認を行う。
- ・付属建物除染室・分析室に非常用設備の緊急対策設備（1）（安全避難通路）（1式）を増設する。
- ・付属建物除染室・分析室に非常用設備の緊急対策設備（3）（堰（内部溢水止水用））（1式）を新設する。
- ・付属建物除染室・分析室の非常用設備の非常用通報設備（非常ベル設備、放送設備）（1式）の新規制基準への適合確認を行う。
- ・付属建物除染室・分析室に非常用設備の非常用通報設備（通信連絡設備（電話設備））（1式）を増設する。
- ・付属建物除染室・分析室の非常用設備の自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備）（1式）を改造する。
- ・付属建物除染室・分析室の非常用設備の消火設備（屋外消火栓）（1式）、消火設備（消火器）（1式）の新規制基準への適合確認を行う。

核燃料物質の事業許可(平成20年8月29日付け平成19・06・20原第1号にて許可)及び新規制基準に基づき受けた核燃料物質の加工の事業の変更許可(平成29年11月1日付け原規規発第1711011号にて許可)に係る加工施設の変更として、下記に示す設備・機器の設計及び工事の方法について申請する。

○放射性廃棄物の廃棄施設

- ・付属建物廃水処理所（1式）を撤去する。
- ・付属建物廃水処理所の高汚染貯留タンク（2基）、低汚染貯留タンク（4基）、液受槽（1基）、後処理ろ過器（1基）を撤去する。
- ・付属建物廃水処理所の廃水処理所排気系統の排風機（1基）、給気フィルタ（4個）、アブソリュートフィルタ（2個）を撤去する。
- ・工場棟転換工場に廃液処理設備（5）の凝集沈殿槽（1）（1基）、凝集沈殿槽（2）（1基）、凝集沈殿槽（3）（1基）、遠心分離機（1基）、ろ液受槽（1）（1基）、ろ液受槽（2）（1基）、ろ液受槽（3）（1基）、ろ過機（1）（1基）、チェックタンク（1）（1基）、チェックタンク（2）（1基）、チェックタンク（3）（1基）、イオン交換装置（1基）、乾燥機（1基）を新設する。
- ・付属建物廃水処理所の前処理ろ過器を工場棟転換工場の廃液処理設備（5）のろ過機（2）（1基）に改造する。
- ・放射線管理棟に廃液処理設備（6）のチェックタンク（1）（1基）、チェックタンク（2）（1基）、チェックタンク（3）（1基）、堰（チェックタンク）（1式）を新設する。

(2) 設計及び工事の方法

設計及び工事の方法を別添 I に示す。

4. 加工施設の変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織

「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に基づき策定した保安品質保証計画書に従って、本申請に係る設計及び工事の品質管理を行う。

保安品質保証計画書を別添 II に示す。

5. 加工施設の変更の理由

- ・ 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則における耐震基準等の変更に伴い、補強が必要な建物・構築物及び設備・機器を改造する。
- ・ 閉じ込めの管理強化を図るため、付属建物放射線管理棟前室及びそれに付帯する非常用設備の緊急対策設備（1）（非常用照明、誘導灯）、非常用通報設備（放送設備）、自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備）、消火設備（消火器）を設置する。
- ・ 工場棟成型工場及び付属建物除染室・分析室から発生するプロセス廃液を処理するため、また工場棟成型工場、工場棟組立工場、放射線管理棟及び付属建物除染室・分析室から発生する手洗い水等を処理するため、廃液処理設備（2）を廃液処理設備（5）又は廃液処理設備（6）に改造する。合わせて廃液処理設備（2）を設置していた付属建物廃水処理所及びその建物に付帯する設備を撤去する。
- ・ 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則における新規項目への適合のため、工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、付属建物第 2 核燃料倉庫、放射線管理棟及び付属建物除染室・分析室に非常用設備の緊急対策設備（1）（安全避難通路）を、工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、付属建物第 2 核燃料倉庫、付属建物容器管理棟、放射線管理棟及び付属建物除染室・分析室に非常用設備の非常用通報設備（通信連絡設備（電話設備））を増設する。
- ・ 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則における新規項目への適合のため、工場棟転換工場、工場棟成型工場、付属建物第 2 核燃料倉庫、放射線管理棟及び付属建物除染室・分析室に緊急対策設備（3）（堰（内部溢水止水用））を新設する。
- ・ 設計の進捗に伴い、工場棟転換工場の転換加工室及び原料倉庫の 1 階の天井の撤去によりそれぞれの 1 階及び 2 階の火災区域を統合することにしたため、自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備）の火災感知器の一部を撤去する。
- ・ 新規制基準に基づき受けた事業許可（平成 29 年 11 月 1 日付け原規規発第 1711011 号にて許可）に係る施設について新規制基準への適合確認を行う。

6. 分割申請の理由

新規制基準に基づく事業許可に係る加工施設の変更は、以下のとおりである。

設工認申請の対象は、新たに設置する規制対象の建物・構築物、設備・機器又は新たに規制対象となる既設の建物・構築物、設備・機器に加え、追加の工事等を伴う又は設計の変更が生じる全ての建物・構築物、設備・機器であり、事業許可申請書における「安全機能を有する施設の安全機能一覧」で示した建物・構築物、設備・機器及び撤去する建物、設備・機器とする。設工認対象となる加工施設は、下表に示すとおり 20 の建物・構築物、8 つの施設区分で構成され、既設建物、設備・機器の改造を含めその設置工事が膨大なものとなることから、新規制対応工事を段階的に進めるため、分割して申請するものである。なお今後の進捗に応じて、申請内容を変更する可能性がある。

		設備・機器								
		施設区分	化学処理施設	成形施設	被覆施設	組立施設	核燃料物質の貯蔵施設	放射性廃棄物の廃棄施設	放射線管理施設	その他の加工施設
建物・構築物										
建物・構築物	工場棟転換工場	④	⑤, ⑥	—	—	—	⑥, ⑦	④, ⑤, ⑥, ⑦	⑦	③, ④, ⑤, ⑥
	工場棟成型工場	④	—	①, ⑥	①, ⑥	—	①, ⑥	⑥	⑦	①, ④, ⑤, ⑥
	工場棟組立工場	④	—	—	①, ⑥	①, ⑥	⑥	—	⑦	①, ④, ⑤
	加工棟成型工場	②	—	②, ⑥	②	—	②, ⑦	⑥	⑦	①, ②, ⑥
	放射線管理棟	④	—	—	—	—	—	④, ⑥, ⑦	⑦	④, ⑤, ⑥, ⑦
	付属建物除染室・分析室	④	⑥	—	—	—	⑥	⑥, ⑦	⑦	④, ⑤, ⑥
	付属建物第 2 核燃料倉庫	④	—	—	—	—	⑥	⑥	⑦	④, ⑤, ⑥
	付属建物第 3 核燃料倉庫	⑦	—	—	—	—	⑦	⑥	⑦	⑦
	付属建物原料貯蔵所	⑦	—	—	—	—	⑦	—	—	⑦
	付属建物劣化・天然ウラン倉庫	⑦	—	—	—	—	⑦	—	—	⑦
	付属建物容器管理棟	④, ⑥	—	—	—	—	⑥	—	—	④, ⑥
	付属建物第 1 廃棄物処理所	⑥	—	—	—	—	—	⑥, ⑦	⑦	⑥, ⑦
	付属建物第 2 廃棄物処理所	⑥	—	—	—	—	—	⑥, ⑦	⑦	⑥, ⑦
	付属建物シリンドラ洗浄棟	⑥	⑦	—	—	—	⑦	⑥, ⑦	⑦	⑥, ⑦
	付属建物第 3 廃棄物倉庫	⑥	—	—	—	—	—	⑥	—	⑥
	付属建物廃棄物管理棟	①	—	—	—	—	—	①, ⑤	—	①
	付属建物発電機室	⑤	—	—	—	—	—	—	—	⑤
	付属建物放射線管理棟前室	④	—	—	—	—	—	⑦	—	④
	付属建物第 1 廃棄物処理所前室	⑥	—	—	—	—	—	⑦	—	⑥
	遮蔽壁	⑥	—	—	—	—	—	—	—	—
	屋外	①, ④	—	—	—	—	—	①, ④, ⑦	⑦	①, ⑦

適合確認を行う建物・構築物、設備・機器 ①：1 次申請、②：2 次申請、③：3 次申請、

④：4 次申請、⑤：5 次申請、⑥：6 次申請、⑦：7 次申請

撤去する建物・構築物、設備・機器 ①：1 次申請、③：3 次申請、④：4 次申請、⑥：6 次申請

本申請では、設計が完了した建物である工場棟転換工場、工場棟成型工場、工場棟組立工場、付属建物第 2 核燃料倉庫、付属建物容器管理棟、放射線管理棟、付属建物除染室・分析室、

付属建物放射線管理棟前室並びにそれらの建物内に設置する一部の設備・機器について申請する。

別記 2

別添 I 設計及び工事の方法

I - 1 加工施設の区分毎の設計及び工事の方法

- イ 化学処理施設
- ロ 濃縮施設 (該当なし)
- ハ 成形施設
- ニ 被覆施設 (変更なし)
- ホ 組立施設
- ヘ 核燃料物質の貯蔵施設
- ト 放射性廃棄物の廃棄施設
- チ 放射線管理施設 (変更なし)
- リ その他の加工施設

I - 2 検査の項目及び方法

I - 3 添付図面

I－1 加工施設の区分毎の設計及び工事の方法

事業許可(平成 29 年 11 月 1 日付け原規規発第 1711011 号にて許可)に基づき、加工施設について次の変更を行う。

設計の基本方針は以下のとおりとする。

- ・ 施設の特徴（核燃料物質の流れ、取り扱う核燃料物質の特徴（種類、数量、化学的性状及び物理的形態）、取り扱い方法）、潜在的危険性を考慮して設計する。
- ・ ウランの受入れから出荷に至る全工程に対し、使用する設備・機器、取り扱い方法を明確にし、各工程のハザード（内部火災、内部溢水を含む）を漏れなく抽出して、それに対する安全機能を設ける。なお、深層防護の考え方（発生防止、拡大防止・影響緩和）に基づいて安全機能を設ける。
- ・ 外的事象（地震、竜巻等）による建物・構築物及び設備・機器に対する外力を最新の知見に基づいて見直し、安全機能を失うことによる影響の大きい施設は、高い信頼性を確保する設計とする。例えば、六ふっ化ウラン（以下「UF₆」という。）を正圧で取り扱う設備は、耐震重要度分類第1類とし、水平地震力1.0G^{注)}で弾性範囲の設計とする。
- ・ 機器等の破損、故障、誤動作あるいは運転員の誤操作により核燃料物質等を外部へ放出する可能性のある事象が発生した場合においても、インターロック機構等を設けることにより、公衆に著しい放射線被ばくのリスクを与えない設計とする。
- ・ インターロック機構に関しては、当該機構の損傷時の影響度に応じて、多様性、多重化、耐震性により、高い信頼性を確保する設計とする。
- ・ ユーティリティ（電源、バルブ作動用ガス）が喪失した場合においても、安全側に停止するフェールセーフとなる設計とする。

注) 1G は、9.81m/s²であり、981 ガルである。以下も同様。

イ 化学処理施設

1. 変更の概要

申請対象建物と変更内容を表イー1に、工場棟転換工場の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその補強方法を表イー2に示す。

また、改造工事のために一時的に取り外しが必要な設備・機器を表イー3に示す。なお、取り外した設備・機器は、仮置き場所（既認可分含む）に一時保管し、別途申請する新規制対応工事において復旧する。

2. 準拠すべき主な法令、規格及び規準

今回申請する建物・構築物に関する設計において、準拠すべき主な法令、規格及び規準等は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則
- (5) 加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則
- (6) 加工施設の性能に係る技術基準に関する規則
- (7) 労働安全衛生法及び関係法令
- (8) 保安規定
- (9) 消防法・同施行令・告示等
- (10) 建築基準法・同施行令・告示等
- (11) 日本産業規格（JIS）（日本規格協会）
- (12) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
- (13) 鋼構造設計規準 一 許容応力度設計法 一（日本建築学会）
- (14) 建築基礎構造設計指針（日本建築学会）
- (15) 2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書（建築研究所）
- (16) 建築工事標準仕様書・同解説（日本建築学会）

3. 設計条件及び仕様

今回申請する工場棟転換工場の建物は、昭和47年6月に施設検査を受検後、同年7月に「施設検査合格証」を受領し使用を開始している。同建物は、平成8年には阪神淡路大震災を教訓にプレースの補強を実施している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

今回申請する工場棟転換工場に関する仕様を表イ建ー1に、主要な構造材の仕様を表イ建ー2に、建物の各部位の仕様を表イ建ー3(1/7)～(7/7)に、エキスパンションジョイントの各部位の仕様を表イ建ー4(1/6)～(6/6)に、工場棟転換工場に関して次回以降の申請にて技術基準への適合性を確認する事項を表イ建ー5に示す。

敷地内建物配置図を図イ建ー1に、補強箇所説明図を図イ建ー1ー1(1/4)～(4/4)に、建物の補強工事と各影響評価との関係を図イ建ー1ー2(1/4)に、管理区域区分図を図イ建ー2～4に、エキスパンションジョイント設置位置図を図イ建ー5(1/3)～(3/3)に、エキスパンションジョイント構造図

を図イ建-5-1 に、火災区域を図イ建-6~8 に、火災区域毎の材料及び厚さ一覧を図イ建-8-1(1/4)~(2/4)に、外部火災・爆発の影響評価を図イ建-8-2(1/8)~(8/8)に、鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ラインを図イ建-9~11 及び 11-1 に、工場棟建具表を図イ建-12 に示す。また、鉄扉、シャッタ補強及びガラリ固縛概要図を図イ建-13 に示す。

工場棟転換工場の平面図、立面図、断面図及び伏図を図イ建-14~24 に、軸組図を図イ建-25~41 に、サイディング補強下地材軸組図を図イ建-42~44 に、柱脚部重石補強詳細を図イ建-45 に、鋼板補強、外壁サイディング補強及び外壁更新概略図を図イ建-46 に、屋根面鉄骨補強及び折板補強概略図を図イ建-47 に、鉄骨プレース補強及び柱梁仕口部補強概略図を図イ建-48 に示す。

また、取り外す設備・機器の準備工事範囲及び一時仮置き場所を図イ配-1 に示す。

表イー1 化学処理施設の申請対象建物及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
屋外	工場棟転換工場	1式	改造

表イー2 工場棟転換工場の工事番号及び工事名称とその補強方法(1/2)

工事番号及び工事名称 (注)	耐震性能向上の補強方 法 (添説建2-II.1.2-1 表 耐震補強の概要 参 照)	耐竜巻性能向上の補強 方法 (添説建3-II.1.4-1 表 竜巻に対する補強 部位 参照)	火災等による損傷の防 止に関する説明書 (添付説明書-建1 参 照)
1-a. 柱脚部重石補強	基礎増打ち補強	—	—
1-b. 鉄骨ブレース新設	新設鉛直ブレース補強	—	—
1-c. 鉄骨ブレース交換 補強	新設鉛直ブレース補強	—	—
1-d. 屋根面鉄骨補強	新設トラス梁斜材補強 新設水平ブレース補強 新設大梁補強 新設小梁補強、既設梁 断面補強	—	—
1-e. 柱梁仕口部補強	接合部補強 梁上スタッドボルト増 設補強 梁上あと施工アンカー 増設補強 柱ウェブプレート補強	—	—
1-f. 柱脚部溶接補強	柱脚補強	—	—
1-g. 耐火壁追設	—	—	工場棟転換工場と工場 棟成型工場の境界に耐 火壁及び鉄扉を追設す ることで延焼防止
1-h. エキスパンション ジョイント改造	地震時の変位量を考慮 した間隔を設定し、地 震時に生じる変位を吸 収 (添付説明書-建2 付録2)	—	—
1-i. 外壁サイディング 補強	外壁サイディング鉄板 補強	既存ALC壁残置で外壁 サイディング補強	—
1-j. 鉄扉及びシャッタ 補強	—	既存鉄扉の補強 既存シャッタに補強バ ーの追設で補強	—
1-k. 鉄扉及びシャッタ 交換	—	新しい鉄扉及びシャッ タに交換することで補 強	—

注) : • 4. 工事の方法 4.1. 工場棟転換工場(1)手順 参照

• 表イ建-2 工場棟転換工場 主要な構造材の仕様表 参照

• I-2 検査の項目及び方法 表1-3-1 参照

• 図イ建-1-1 及び 図イ建-1-2 参照

表イー2 工場棟転換工場の工事番号及び工事名称とその補強方法(2/2)

工事番号及び工事名称 (注)	耐震性能向上の補強方 法 (添説建 2-II.1.2-1 表 耐震補強の概要 参 照)	耐竜巻性能向上の補強 方法 (添説建 3-II.1.4-1 表 竜巻に対する補強 部位 参照)	火災等による損傷の防 止に関する説明書 (添付説明書一建 1 参 照)
1-l. 鋼板補強	—	既存壁の屋内側鉄板追 設で補強	—
1-m. 鋼板新設	—	—	転換加工室と 2 階通路 の境界に鋼板を新設す ることで延焼防止
1-n. 外壁更新	—	既存壁をサイディング に交換することで補強	—
1-o. 折板追設補強	新設高強度折板	既存屋根の折板追設で 補強（既存折板残置）	—
1-p. 折板張替え補強	—	既存屋根の折板張替え 補強	—
1-q. 天井撤去	—	—	—

- 注) : • 4. 工事の方法 4.1. 工場棟転換工場(1)手順 参照
 • 表イ建-2 工場棟転換工場 主要な構造材の仕様表 参照
 • I-2 検査の項目及び方法 表 1-3-1 参照
 • 図イ建-1-1 及び 図イ建-1-2 参照

表イー3 取り外し対象機器

設置場所	名称	事業許可番号 ^{注1)}	取り外し設備の区分 ^{注2)}
工場棟 転換工場	UF ₆ 蒸発・加水分解設備	1 ^{注3)} 蒸発器	1 区分 3
		2 ^{注3)} コールドトラップ	14 区分 3
		3 ^{注3)} コールドトラップ（小）	17 区分 3
		4 ^{注3)} 加水分解装置（エジェクタ）	21 区分 3
		5 ^{注3)} 循環貯槽	22 区分 3
		6 ^{注3)} 熱交換器	28 区分 3
		7 ^{注3)} UO ₂ F ₂ 貯槽	29 区分 3
		8 ^{注3)} 熱交換器	30 区分 3
		9 ^{注3)} 液受槽	35 区分 3
		10 ^{注3)} 調液貯槽	37 区分 3
		11 ^{注3)} 熱交換器	38 区分 3
沈殿設備	12 ^{注3)} 沈殿槽	40	区分 3
	13 ^{注3)} 熟成槽	45	区分 3
洗浄設備	14 ^{注3)} 遠心分離機（洗浄用）	47	区分 3
	15 ^{注3)} 洗浄槽	50	区分 3
	16 ^{注3)} 洗浄ろ液分離槽	52	区分 3
固液分離設備	17 ^{注3)} 遠心分離機（固液分離用）	54	区分 3
	18 ^{注3)} ロ液分離槽	55	区分 3
	19 ^{注3)} 仕上げろ過機	57	区分 3
	20 ^{注3)} 濃縮液受槽	60	区分 3
	21 ^{注3)} 清澄液受槽	62	区分 3
	22 ^{注3)} 再生液貯槽	65	区分 3
	23 ^{注3)} 洗浄液受槽	67	区分 3
	24 ^{注3)} 予備成型乾燥機	71	区分 3
	25 ^{注3)} 乾燥機	72	区分 3
乾燥設備	26 ^{注3)} 粉末回収ボックス	73	区分 3
	27 ^{注3)} ADU スクラバ	78	区分 3
	28 ^{注3)} ADU ブロータンク	83	区分 3
	29 ^{注3)} ADU 受けホッパ	84	区分 3
	30 ^{注3)} ADU バグフィルタ	85	区分 3
	31 ^{注3)} ADU パックアップフィルタ	87	区分 3
焙焼還元設備	32 ^{注3)} リサイクル粉搬送装置	88	区分 3
	33 ^{注3)} リサイクル粉受けホッパ	90	区分 3
	34 ^{注3)} ポリューマ	92	区分 3
	35 ^{注3)} ロータリーキルン	94	区分 3
	36 ^{注3)} フードボックス（ロータリーキルン）	96	区分 3
	37 ^{注3)} ガスヒータ	97	区分 3
	38 ^{注3)} UO ₂ ブロータンク	106	区分 3
	39 ^{注3)} UO ₂ フィルタ	107	区分 3
	40 ^{注3)} UO ₂ パックアップフィルタ	108	区分 3
	41 ^{注3)} UO ₂ 受けホッパ	110	区分 3
粉碎・充填設備	42 ^{注3)} 粉碎機	112	区分 3
	43 ^{注3)} 充填装置	115	区分 3
ウラン回収設備（第1系列）	44 ^{注3)} 原料フードボックス	158	区分 3
	45 ^{注3)} 溶解槽	161	区分 3
	46 ^{注3)} 遠心ろ過機	166	区分 3
	47 ^{注3)} 溶解液受槽	167	区分 3
	48 ^{注3)} 沈殿槽	170	区分 3
	49 ^{注3)} 遠心分離機	172	区分 3
	50 ^{注3)} 乾燥機	174	区分 3
	51 ^{注3)} ロ液受槽（1）	177	区分 3
	52 ^{注3)} ロ過機（2）	178	区分 3

設置場所	名称	事業許可番号 ^{注1)}	取り外し設備の区分 ^{注2)}
工場棟 転換工場	ウラン回収設備（第1系列）	53 ^{注3)} 明け替えフードボックス①	182
		54 ^{注3)} pH調整槽	186
		55 ^{注3)} ろ過機（廃液用）	188
		56 ^{注3)} ろ液受槽（2）	190
		57 ^{注3)} 解碎機	193
		58 ^{注3)} 輸送装置	195
		59 ^{注3)} 仮焼炉	198
		60 ^{注3)} 粉末受けホッパ	200
		76 ^{注3)} 粉末回収ボックス	248
濃縮度混合設備		61 ^{注3)} 粉碎機	124
		62 ^{注3)} 粉末充填ボックス	130
		63 ^{注3)} 粉末抜出しボックス	131
		64 ^{注3)} 粉末輸送装置①ホッパ部	133
		65 ^{注3)} バックアップフィルタ (粉末輸送装置①)	137
		66 ^{注3)} 粉末梱包機	139
		67 ^{注3)} 充填装置	141
		68 ^{注3)} 粗成型用プレス	145
		69 ^{注3)} 粉末集塵装置	148
		70 ^{注3)} リフタ	157

注 1) 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における当該機器の番号を示す。

注 2) 区分 1 : 撤去し廃棄する設備・機器

区分 2 : 仮移設して安全機能を維持するか代替措置を講じる設備・機器

区分 3 : 取り外し後、一時保管した後に復旧する設備・機器

注 3) 図イ配-1 (1/2) に当該機器の番号を示す。

4. 工事の方法

4. 1. 工場棟転換工場

本申請に係る工事において、「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に適合するように品質管理を行う。

(1) 手順

今回申請の工場棟転換工場に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図イ1-1参照）により行う。また、工場棟転換工場の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその工事の方法を1-a. ~1-q. に示す。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表リー9に示す。工事に当たっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 工場棟転換工場の転換加工室に大型粉末容器に入った核燃料物質が保管されているが、周囲を養生材で囲む、又は大型粉末容器を工事範囲から隔離することにより、核燃料物質に影響を与えないようとする。
- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 気体廃棄設備(1)及び気体廃棄設備(2)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。
- ・ 排気塔の補強工事において、当該排気塔に接続する気体廃棄設備(1)を停止させる必要がある場合は、隣接する成型工場の気体廃棄設備(2)を運転し、転換工場との境界扉を開放することで、転換工場の負圧維持、閉じ込めを維持する。また、閉じ込めの機能を維持できるように、建物への目張り及び停止する気体廃棄設備の接合部に閉止板又は閉止プラグによる閉止措置を講じる。
- ・ 建物に開口部を設ける際には、防護カバー、目張り等の養生を実施し負圧を維持する。なお管理境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。また、雨水の浸入を防止するために適切な雨水浸入防止対策、又は建物への目張り等により閉じ込めを行う。
- ・ また第1種管理区域の境界にあるエキスパンションジョイントの改造工事、鉄扉、シャッタの補強または交換工事にあたり、建物に開口部が設けられる場合には、周囲に仮囲いを設けて負圧を維持する。
- ・ 外壁を貫通する配管を撤去した後は、不燃性材料で閉止措置を行う。
- ・ 第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去する際には、保安規定に基づき、管理区域の範囲を一時的に変更する。
- ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。
- ・ 床を掘削する場合は、掘削箇所への内部溢水による水の浸入を防止するために内部溢水源となりうる配管の元バルブを閉止する措置、又は囲いを設ける措置を講じる。
- ・ 土壤を掘削する場合は、鋼製の土留め型枠を設置する。土壤掘削後の土留め処置として鋼製型枠設置後、背面を発生土壤で埋戻す。埋戻しに用いる場合は、除染されたクリーンエリアに仮置きした土壤を使用する。
- ・ 床を掘削した箇所の補強工事を完了後、鉄筋コンクリートを打設し、床を復旧する。工事後の第1種管理区域内の床は、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗料（難燃性材料）で仕上げる。

- 1-a. 柱脚部重石補強^(注 1)：耐震性能向上を目的に工場棟転換工場本体の柱脚基礎部を押さえ
るため、柱脚部に鉄筋コンクリートの増打ちにより重石補強をする
配置を図イ建-19、26~30 及び 32~41 に、柱脚部重石補強の詳細を図イ建-45 に示す
- 1-b. 鉄骨プレース新設^(注 2)：耐震性能向上を目的に工場棟転換工場本体の鉄骨の柱と梁の接合部に鉄骨プレース(筋交い)を新設する
配置を図イ建-19~20、22、25~27、29~30、32、34~35 及び 38~41 に、鉄骨プレース補強の概略を図イ建-48 に示す
- 1-c. 鉄骨プレース交換補強^(注 2)：耐震性能向上を目的に工場棟転換工場本体の既存鉄骨プレース(筋交い)を撤去し、新たな鉄骨プレースに交換する
配置を図イ建-19~20、22、25~26、30~31、37 及び 40~41 に、鉄骨プレース補強の概略を図イ建-48 に示す
- 1-d. 屋根面鉄骨補強^(注 2)：耐震性能向上を目的に工場棟転換工場本体の屋根部の鉄骨トラス構造部に新たな鉄骨を追設する
配置を図イ建-20、22~23、25~30、32 及び 34~39 に、屋根面鉄骨補強の概略を図イ建-47 に示す
- 1-e. 柱梁仕口部補強^(注 2)：耐震性能向上を目的に工場棟転換工場本体及び前室の柱と梁、又は柱とプレース(筋交い)の仕口部(接合部)に鋼板(リブプレート)などを追設補強する
配置を図イ建-20、22~23 及び 25~41 に、柱梁仕口部補強の概略を図イ建-48 に示す
- 1-f. 柱脚部溶接補強^(注 2)：耐震性能向上を目的に工場棟転換工場本体及び前室の柱脚部のアンカーボルトの座金とベースプレートを溶接する
配置を図イ建-19 及び 25~41 に、柱脚部溶接補強の詳細を図イ建-45 に示す
- 1-g. 耐火壁追設^(注 3)：内部火災による延焼防止と航空機落下による火災防止を目的に工場棟転換工場と工場棟成型工場の境界に耐火壁及び鉄扉を追設する
配置を図イ建-14~15 に、耐火壁取付けの概略を図イ建-14 に示す
- 1-h. エキスパンションジョイント改造^(注 4)：耐竜巻性能向上(F1 竜巻荷重)等のために工場棟成型工場及び工場棟組立工場との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する
配置を図イ建-5(1/3)~(3/3) 及び 14~18 に示す
- 1-i. 外壁サイディング補強^(注 2)：耐竜巻性能向上を目的に F1 竜巻荷重に対し、工場棟転換工場外壁の損傷及び脱落を防止するために東面、南面及び北面の外壁にサイディングで補強する配置を図イ建-14~17、19~23、25~30 及び 32~44 に、外壁サイディング補強の概略を図イ建-46 に示す
- 1-j. 鉄扉及びシャッタ補強^(注 2)：耐竜巻性能向上を目的に F1 竜巻荷重に対し、鉄扉及びシャッタの損傷防止のために工場棟転換工場本体及び前室の既存鉄扉(本体 2 階 : SD-11、本体 3 階 : SD-62 及び前室 : SD-1)及び既存シャッタ(前室 : SS-2)を鋼材及びシャッタ補強バーにより補強する
配置を図イ建-9~11 及び 14~17 に、建具表を図イ建-12 に、鉄扉及びシャッタ補強の概略を図イ建-13 に示す
- 1-k. 鉄扉及びシャッタ交換^(注 2)：耐竜巻性能向上を目的に F1 竜巻荷重に対し、鉄扉及びシャッタの損傷防止のために工場棟転換工場本体及び前室の鉄扉(本体 1 階 : SD-3、SD-9、

SD-10、本体 3 階 : SD-12 及び前室 : SD-69) 及び前室のシャッタ(前室 : SS-70)を新たな鉄扉及びシャッタに交換する

配置を図イ建-9、11、14 及び 16~17 に、建具表を図イ建-12 に示す

- 1-1. 鋼板補強^(注2) : 耐竜巻性能向上を目的に F1 竜巻荷重に対し、工場棟転換工場原料倉庫の西側外壁が損傷しても屋内への影響を防止するために既存外壁の内側に鋼板を追設し補強する

配置を図イ建-14~16、19~20、22 及び 32 に、鋼板補強の概略を図イ建-46 に示す

- 1-m. 鋼板新設^(注2) : 内部火災による延焼防止を目的に転換加工室と 2 階通路の境界に鋼板を新設する

配置を図イ建-15 に、鋼板新設の概略を図イ建-15 に示す

- 1-n. 外壁更新^(注2) : 耐竜巻性能向上を目的に F1 竜巻荷重に対し、工場棟転換工場前室外壁の損傷防止のために既存の外壁を撤去し、新たにサイディングに更新する

配置を図イ建-14、19~20 及び 32~33 に、外壁更新の概略を図イ建-46 に示す

- 1-o. 折板追設補強^(注2) : 耐竜巻性能向上を目的に F1 竜巻荷重に対し、屋根の損傷防止のために工場棟転換工場本体及び前室の屋根の既存折板は残置し、新たな折板を追設する

配置を図イ建-17、20 及び 23 に、折板追設補強の概略を図イ建-47 に示す

- 1-p. 折板張替え補強^(注2) : 耐竜巻性能向上を目的に F1 竜巻荷重に対し、工場棟転換工場排気塔の屋根の損傷防止のために既存折板を撤去し、新たな折板に張替える

配置を図イ建-17 及び 24 に、折板張替え補強の概略を図イ建-47 に示す

- 1-q. 天井撤去 : 転換加工室及び原料倉庫の天井を撤去する

注) : 適用指針

注1) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 (日本建築学会)

注2) 鋼構造設計規準 — 許容応力度設計法 — (日本建築学会)

注3) 石膏ボード施工マニュアル (石膏ボード工業会)

注4) 建築用エキスパンションジョイントの手引き

(日本エキスパンションジョイント工業会)

(2) 工事上の注意事項

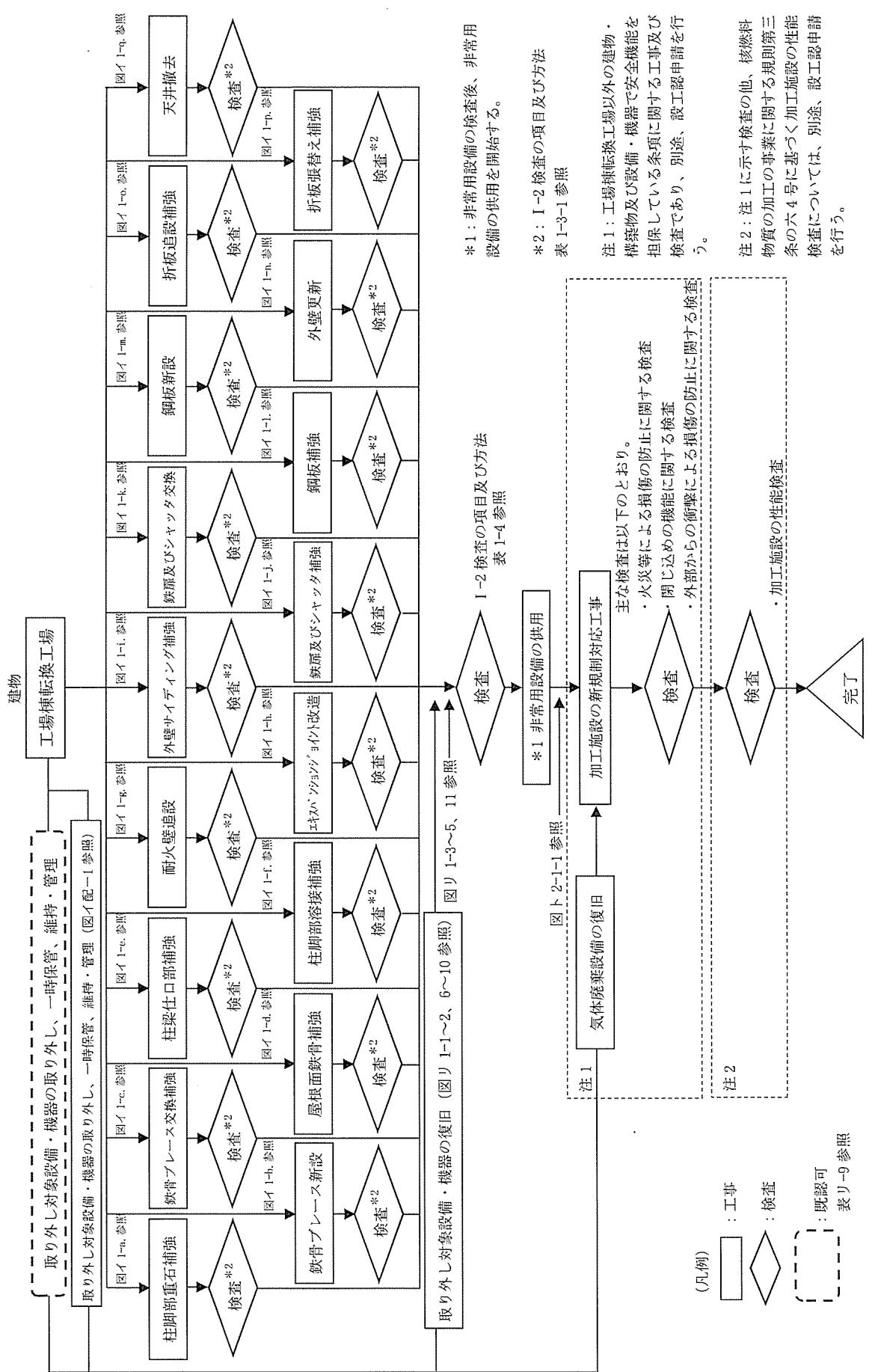
a. 一般事項

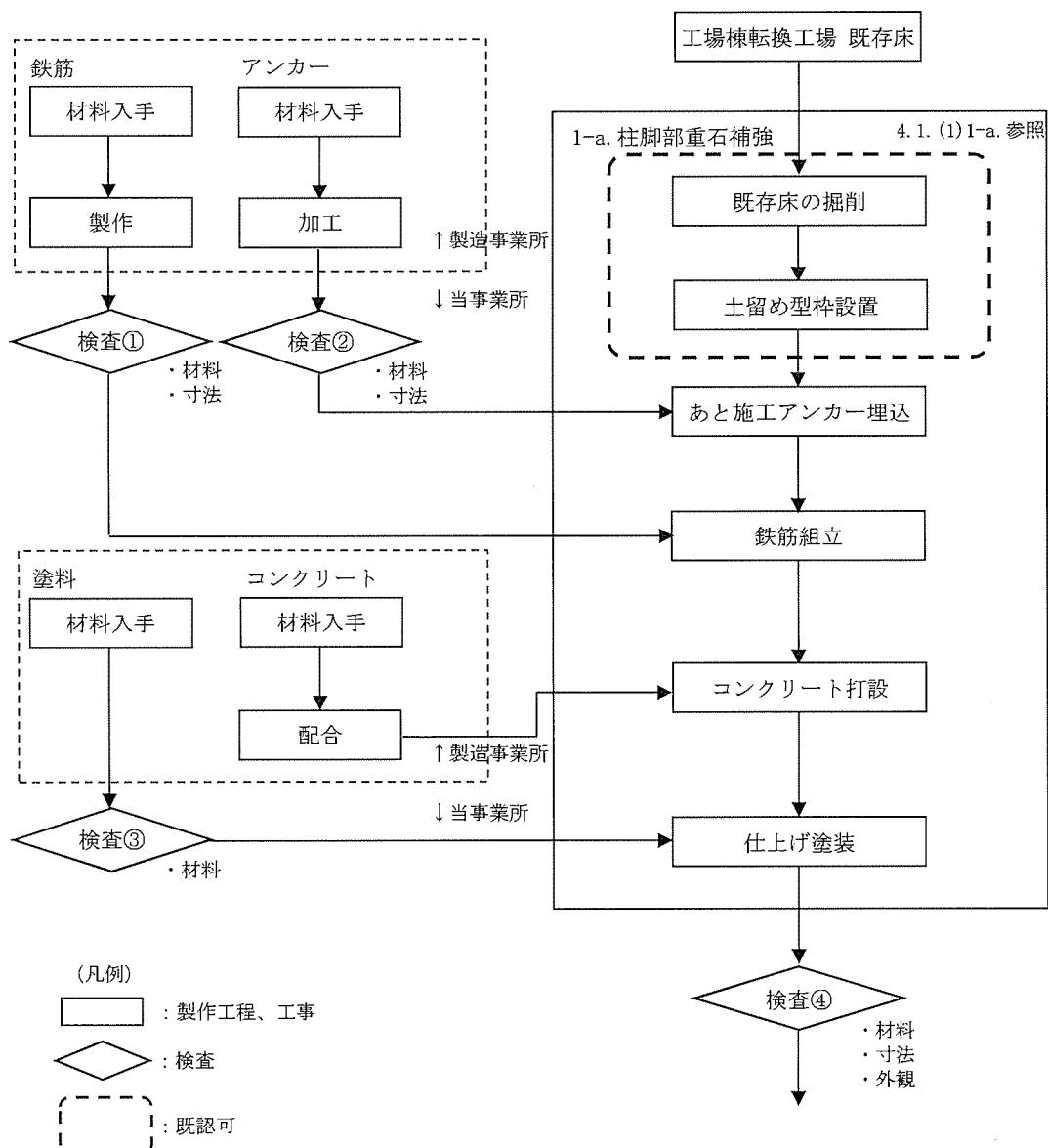
- 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理 (防火、汚染防止を含む)

- 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局部排気設備を仮設する。
- 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。

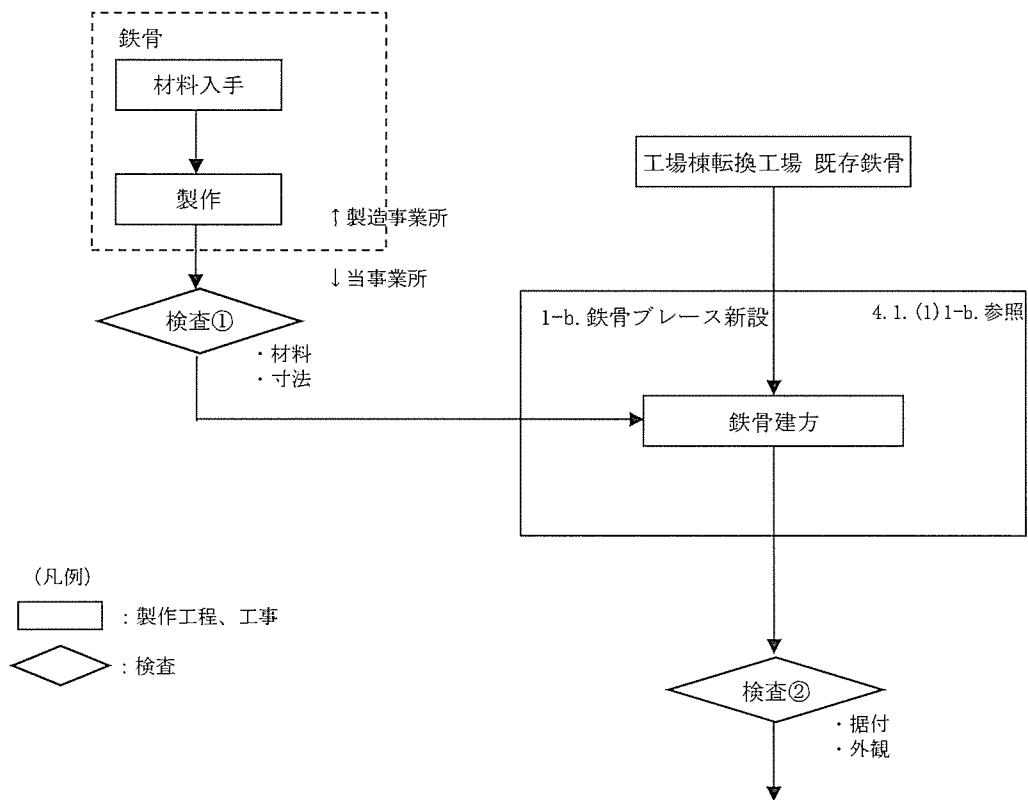
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
 - ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリアの除染を行う。
 - ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
- c. 入退域・放射線管理
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- d. その他
- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。
- e. 緊急時の対応
- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
 - ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。





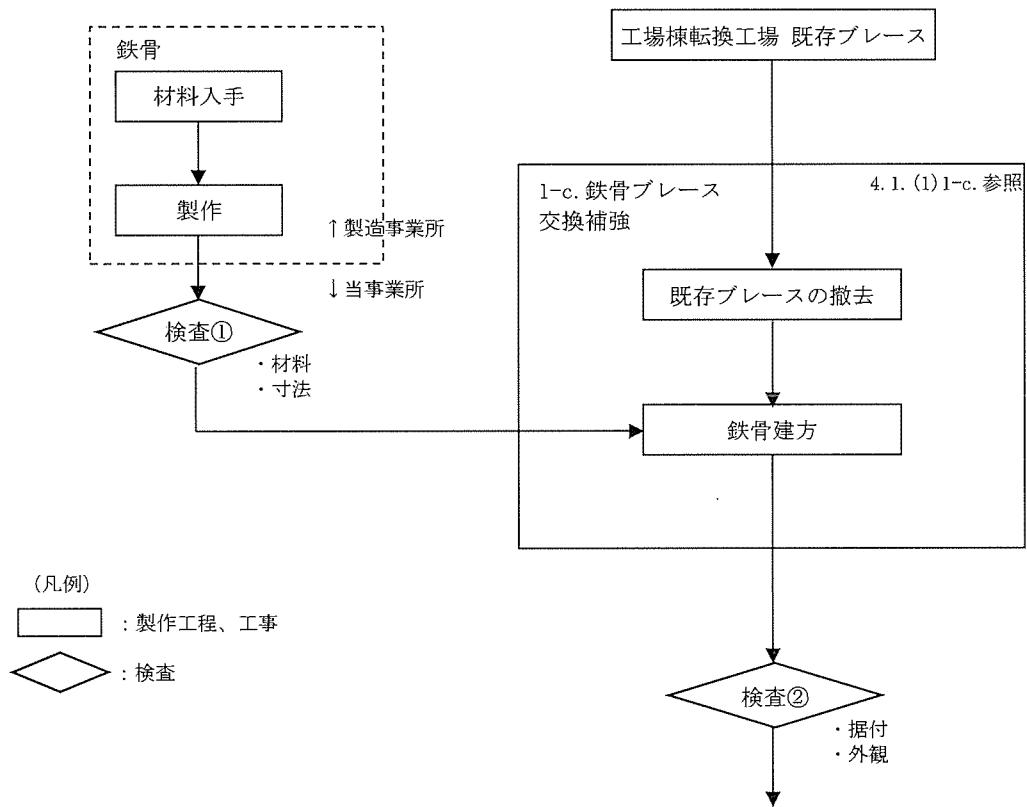
(図イ 1-1 工事の手順フロー図)

図イ 1-a. 柱脚部重石補強の手順フロー図



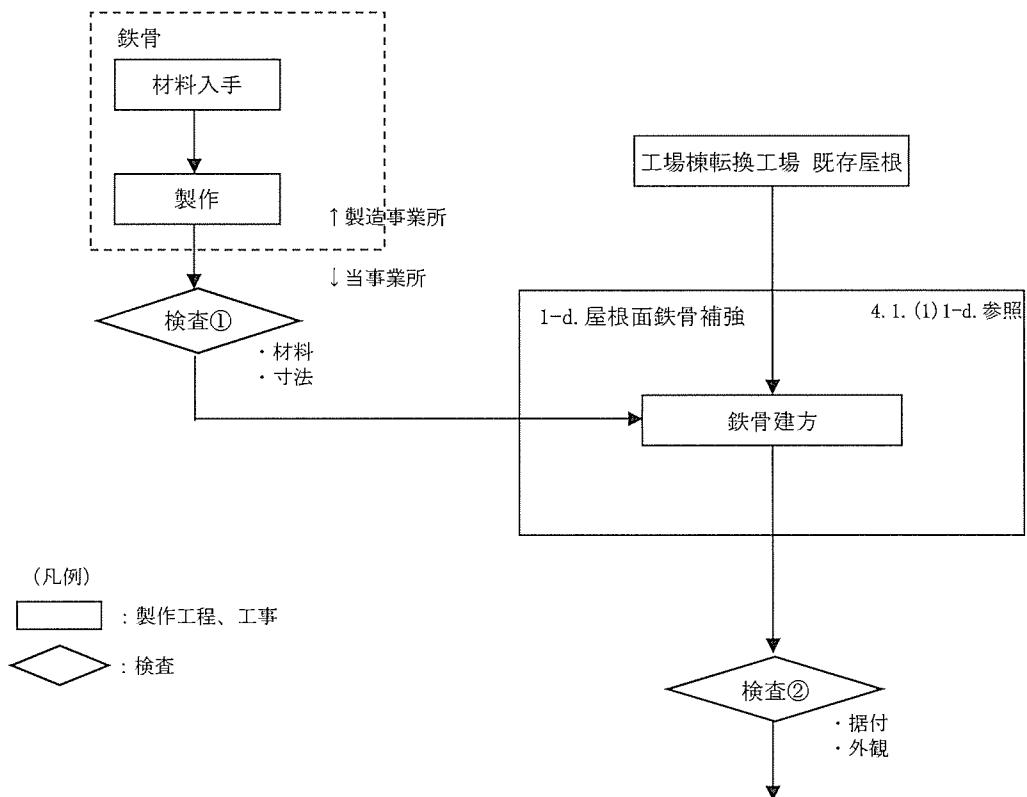
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図イ 1-b. 鉄骨ブレース新設の手順フロー図



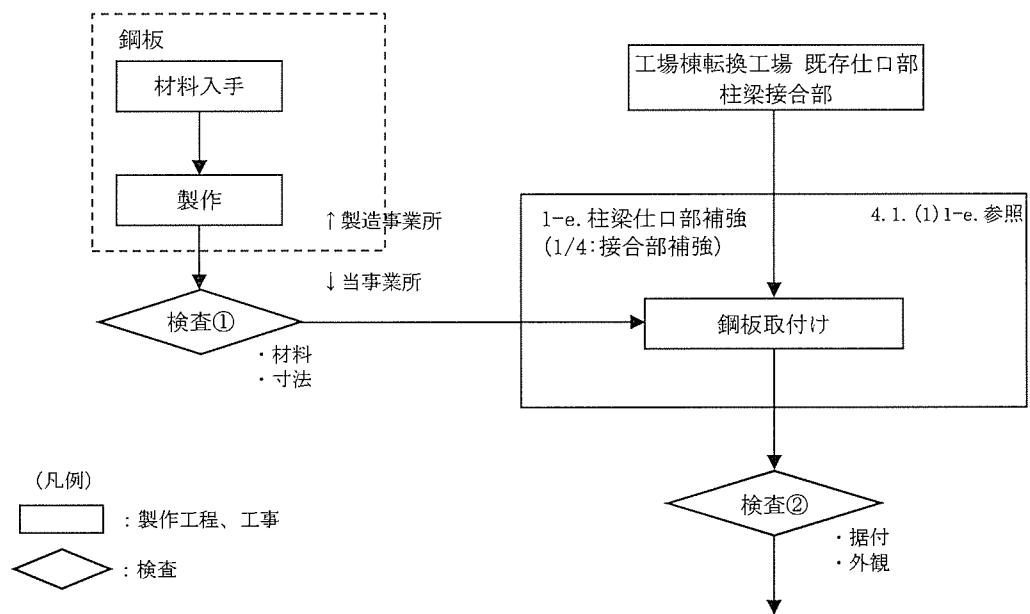
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図イ 1-c. 鉄骨プレース交換補強の手順フロー図



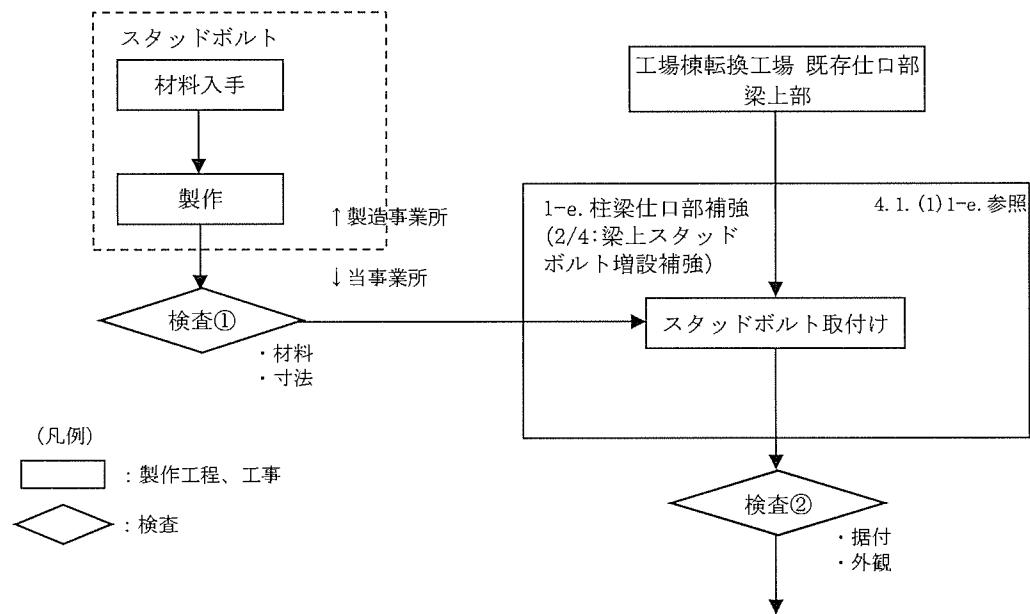
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図イ 1-d. 屋根面鉄骨補強の手順フロー図



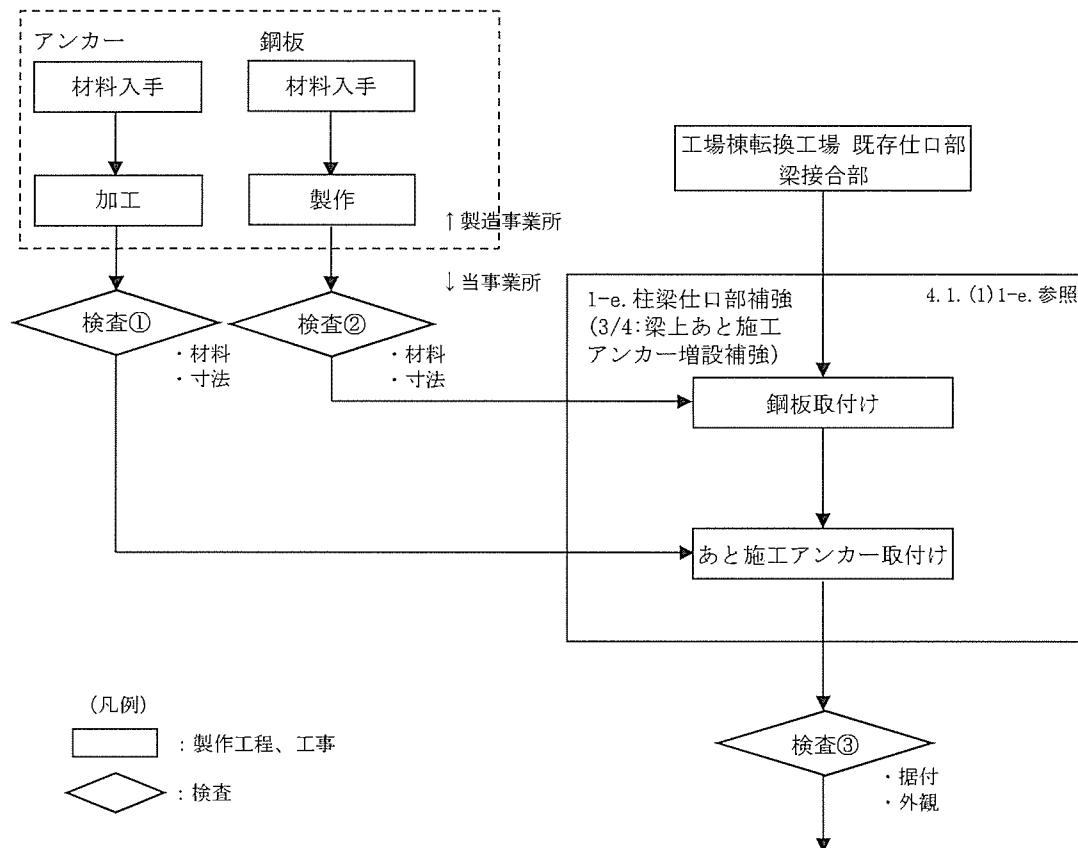
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図イ 1-e. 柱梁仕口部補強 (1/4 : 接合部補強) の手順フロー図



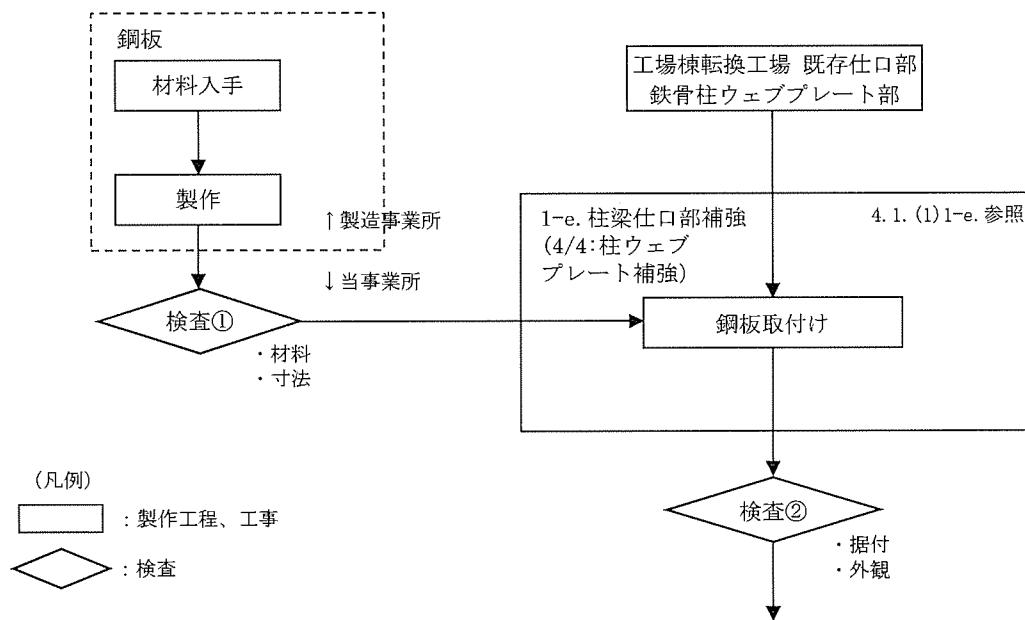
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図イ 1-e. 柱梁仕口部補強 (2/4 : 梁上スタッドボルト増設補強) の手順フロー図



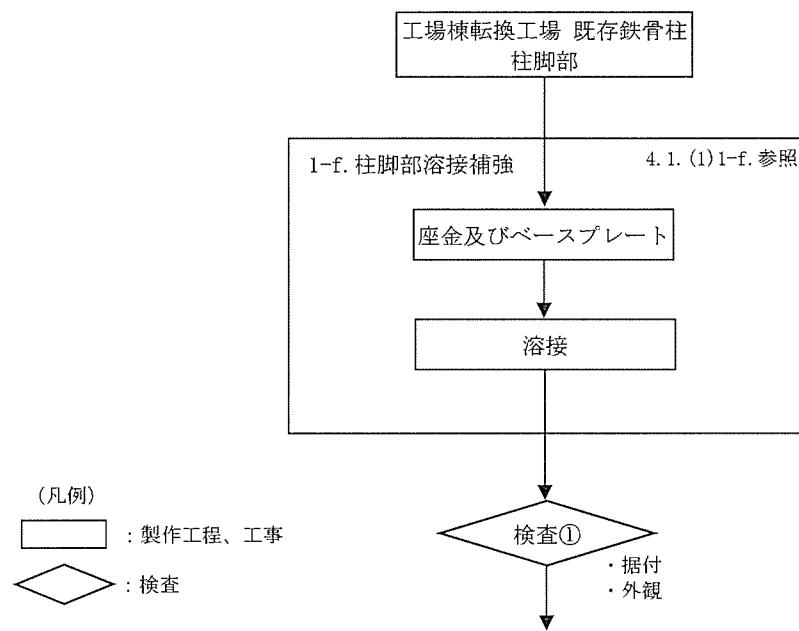
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図イ 1-e. 柱梁仕口部補強（3/4：梁上あと施工アンカーベース補強）の手順フロー図



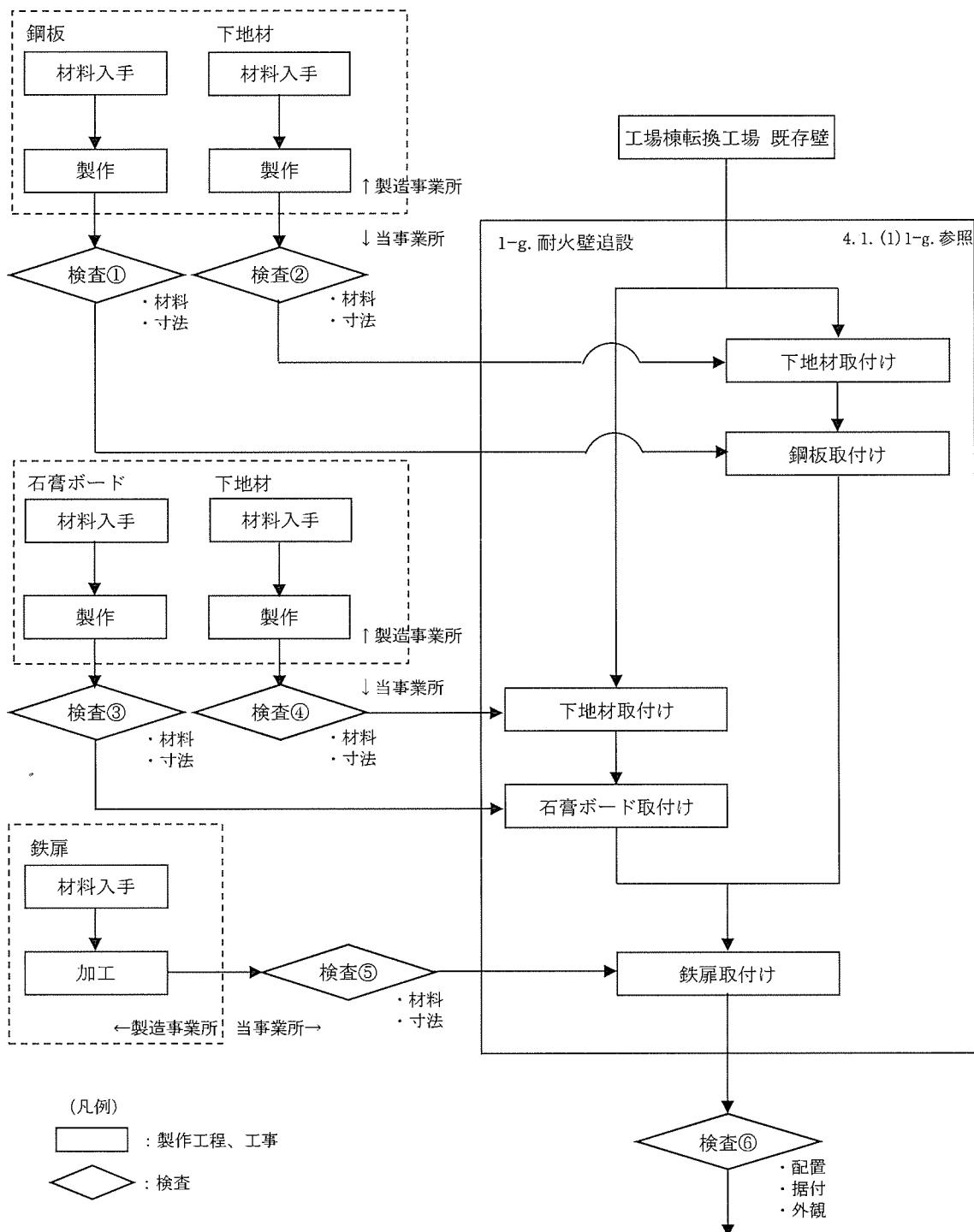
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図イ 1-e. 柱梁仕口部補強 (4/4 : 柱ウェブプレート補強) の手順フロー図



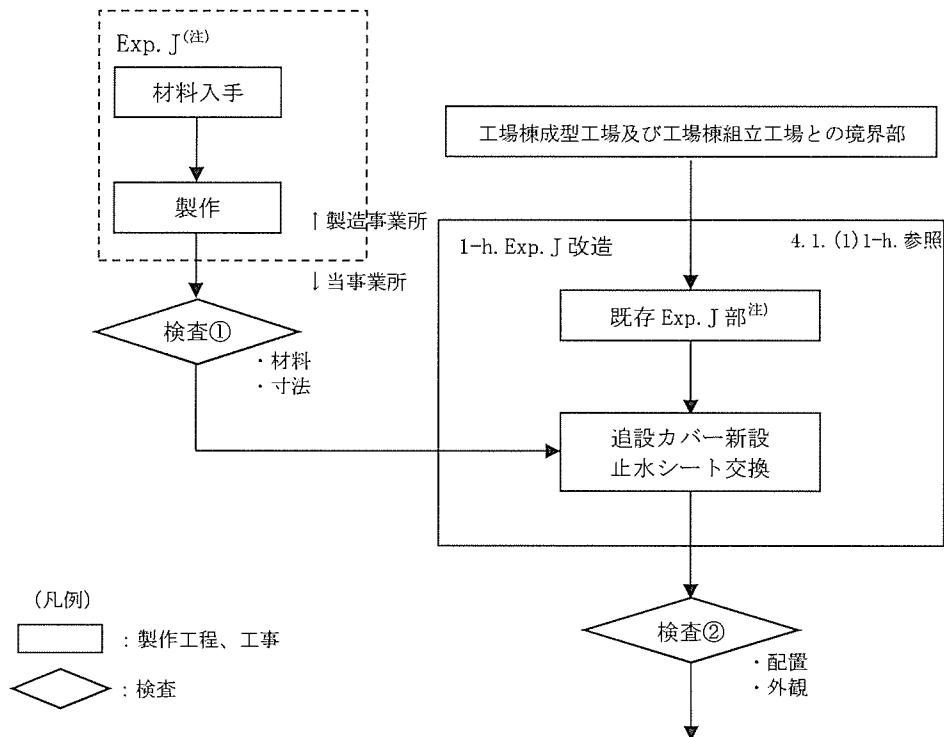
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図イ 1-f. 柱脚部溶接補強の手順フロー図



(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

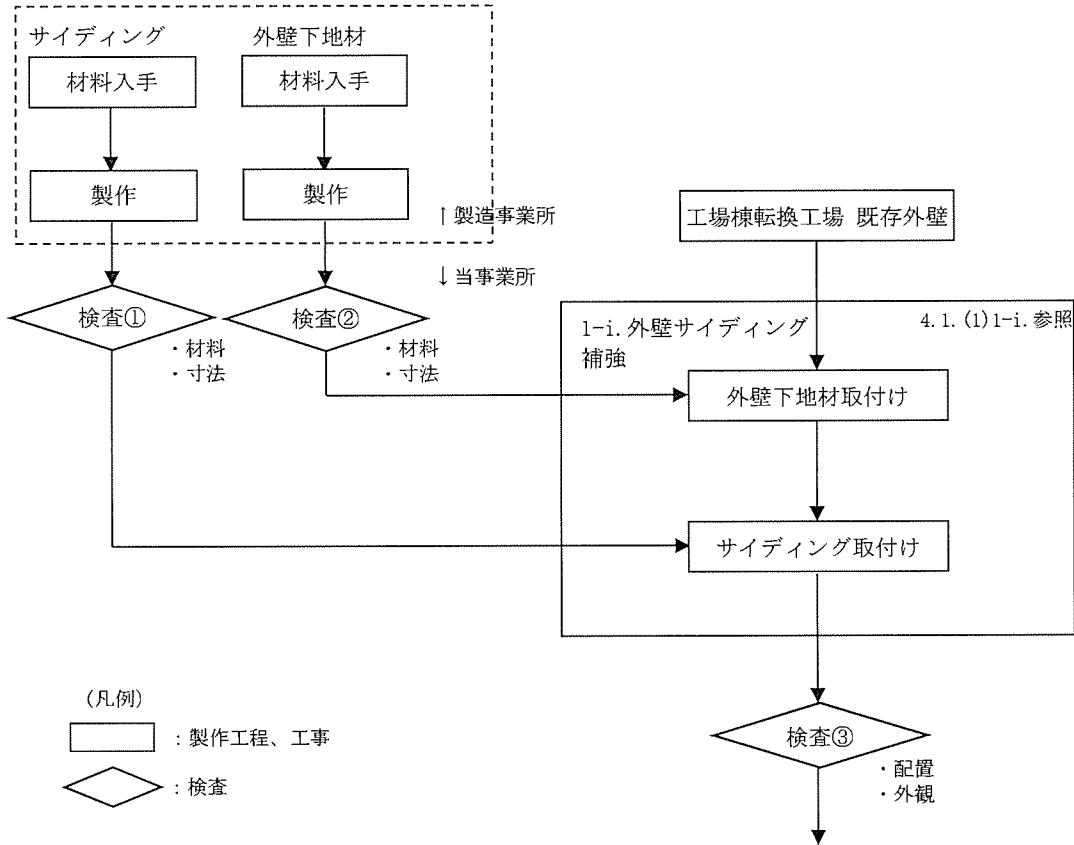
図イ 1-g. 耐火壁追設の手順フロー図



(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図イ 1-h. エキスパンションジョイント改造の手順フロー図

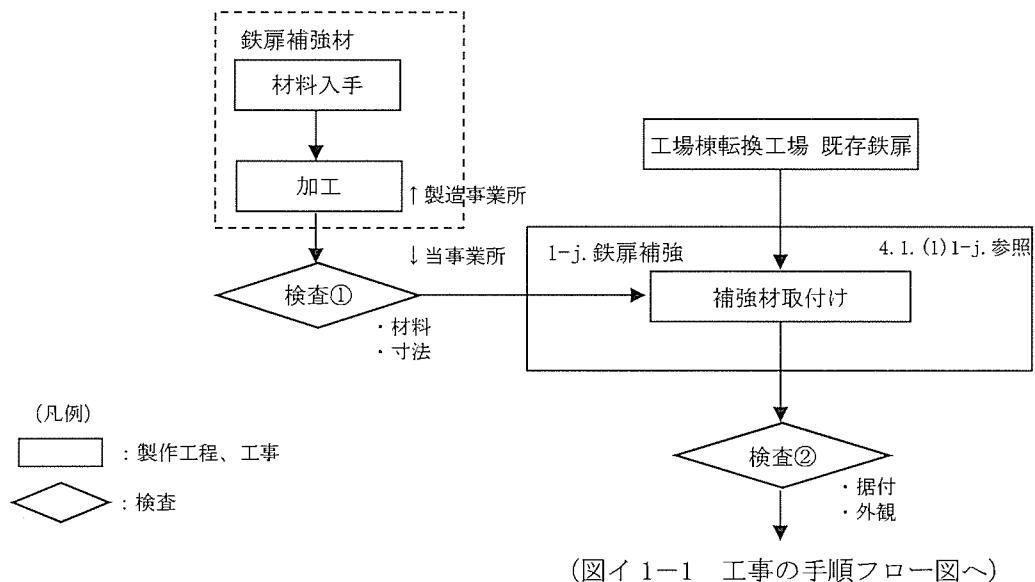
(注) : Exp. J (エキスパンションジョイントの略)



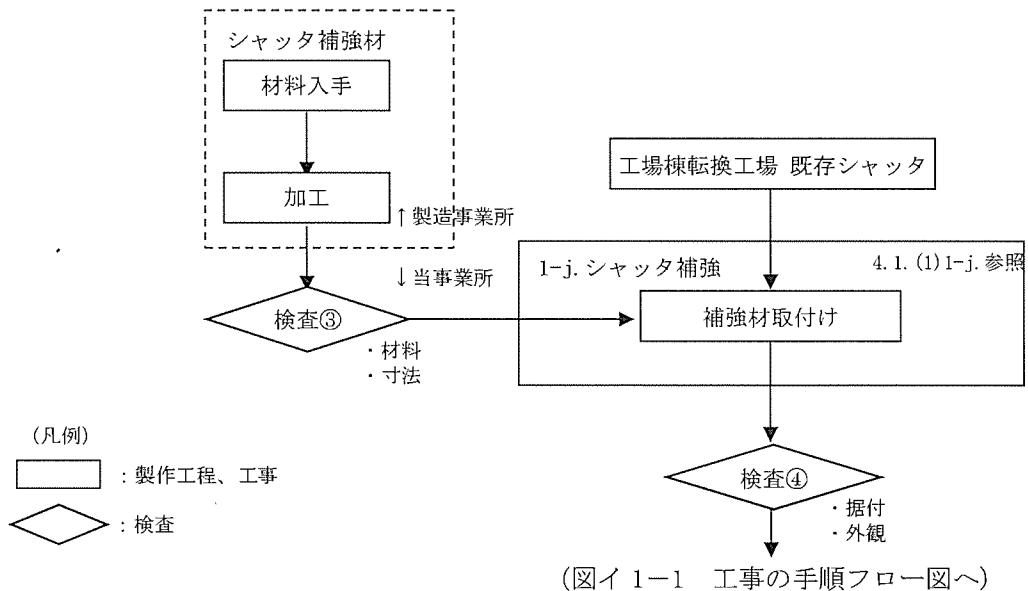
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図イ 1-i. 外壁サイディング補強の手順フロー図

鉄扉補強の手順フロー図

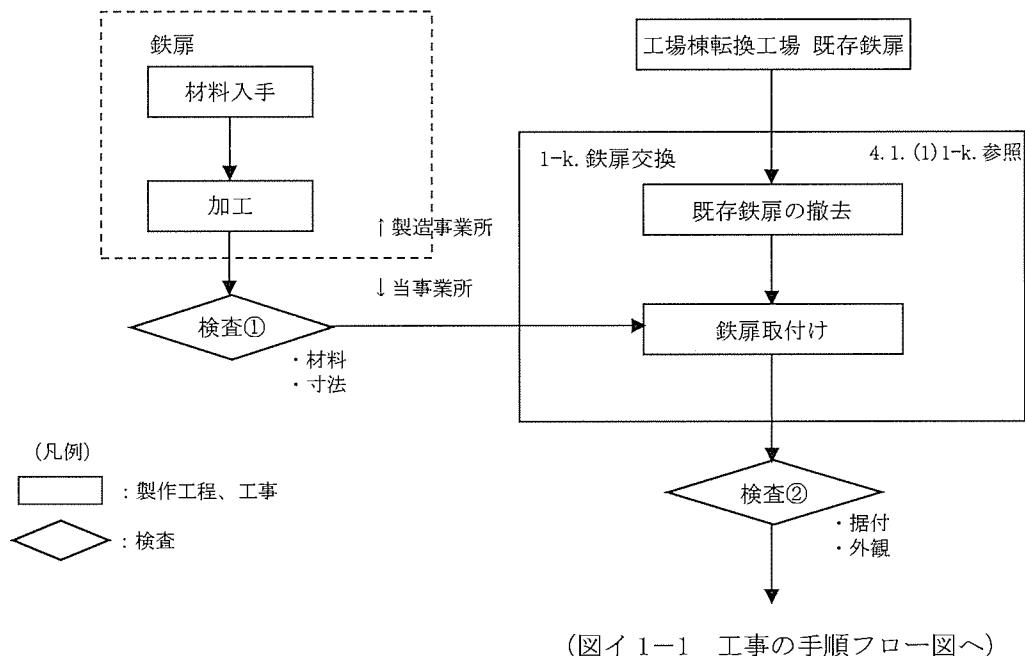


シャッタ補強の手順フロー図

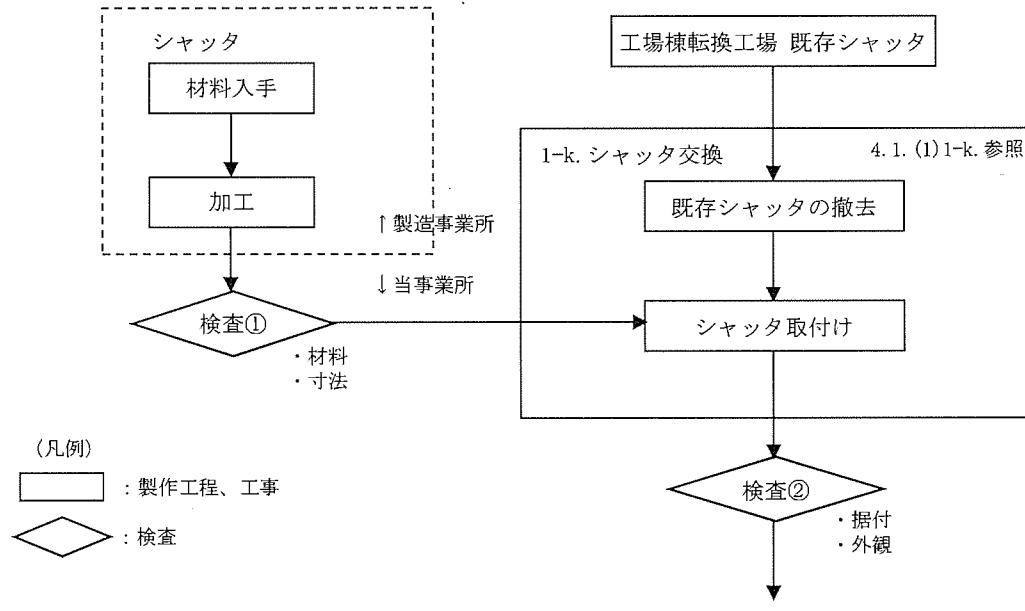


図イ 1-j. 鉄扉及びシャッタ補強の手順フロー図

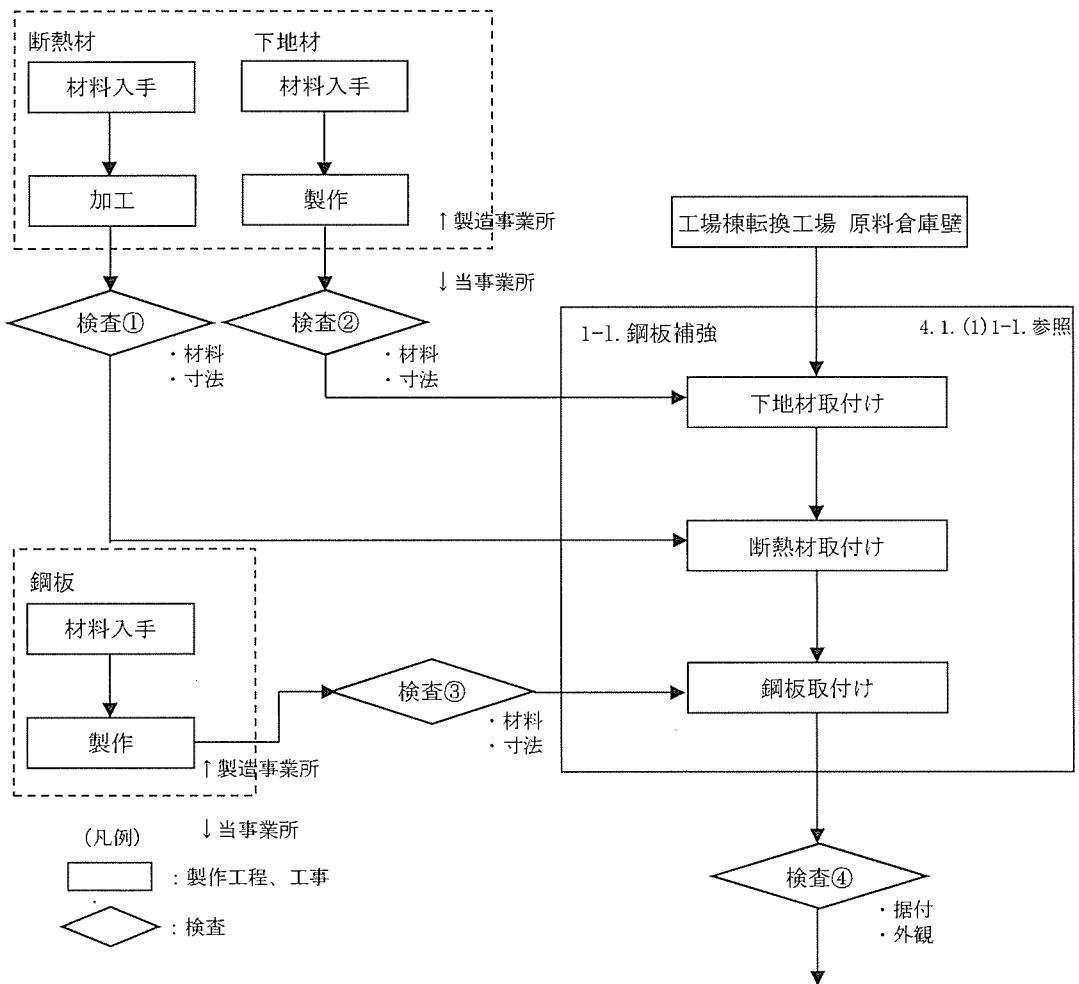
鉄扉交換の手順フロー図



シャッタ交換の手順フロー図

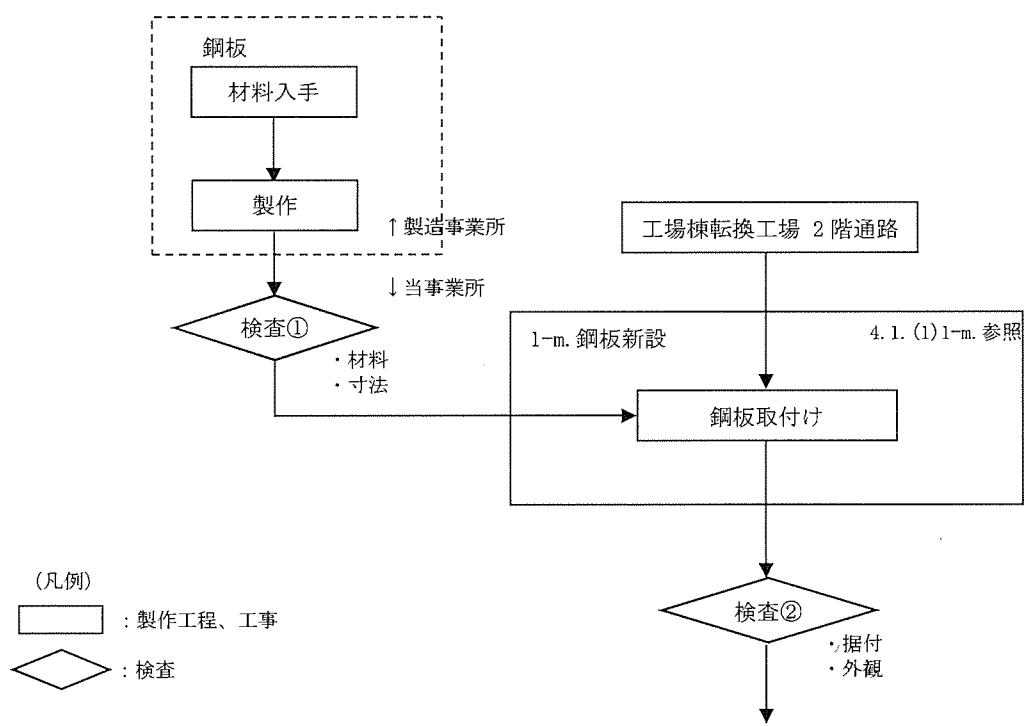


図イ 1-k. 鉄扉及びシャッタ交換の手順フロー図



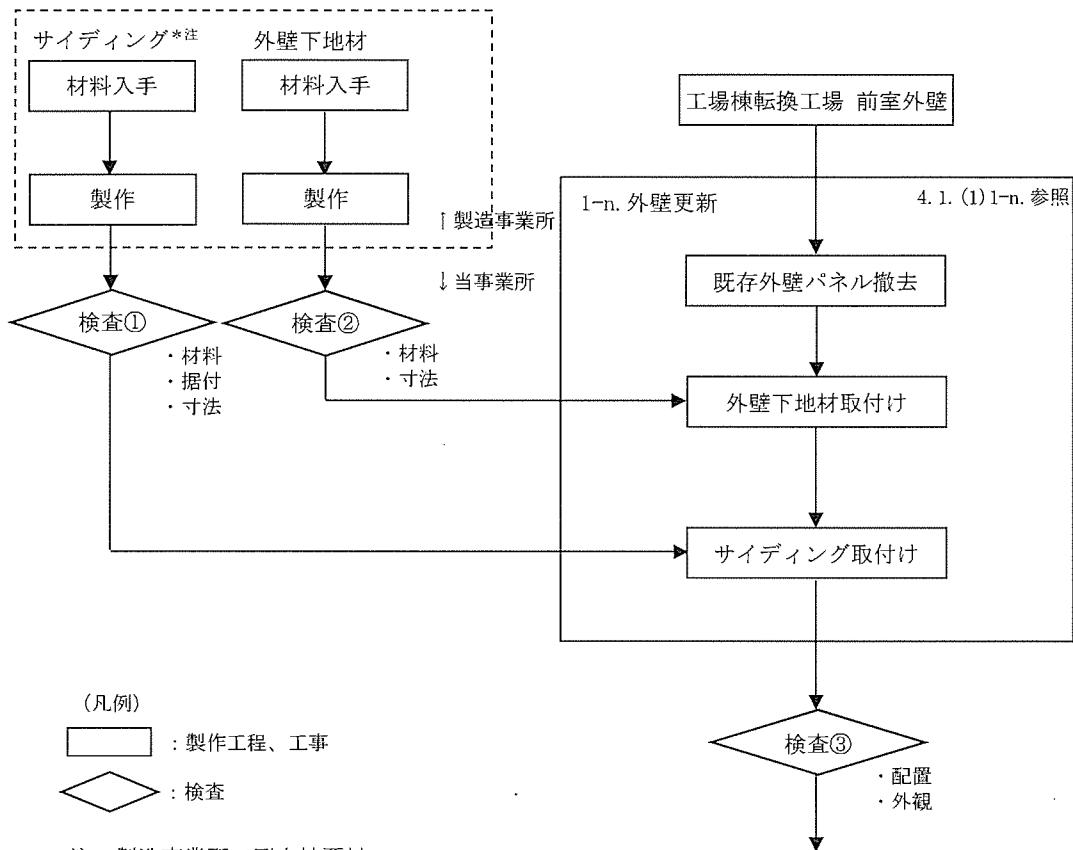
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図イ 1-1. 鋼板補強の手順フロー図



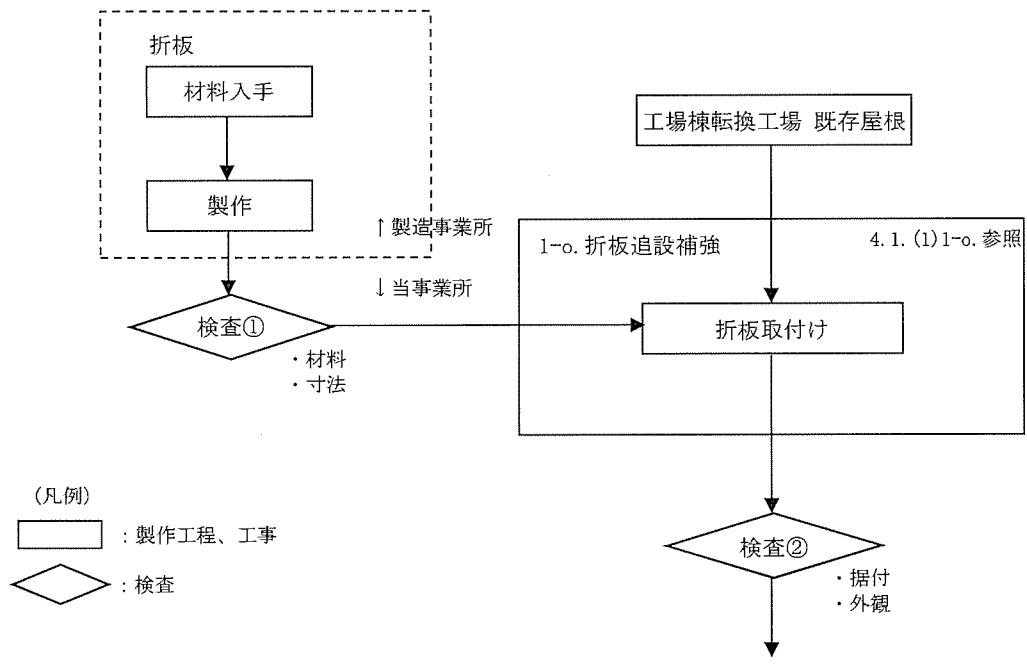
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図イ 1-m. 鋼板新設の手順フロー図



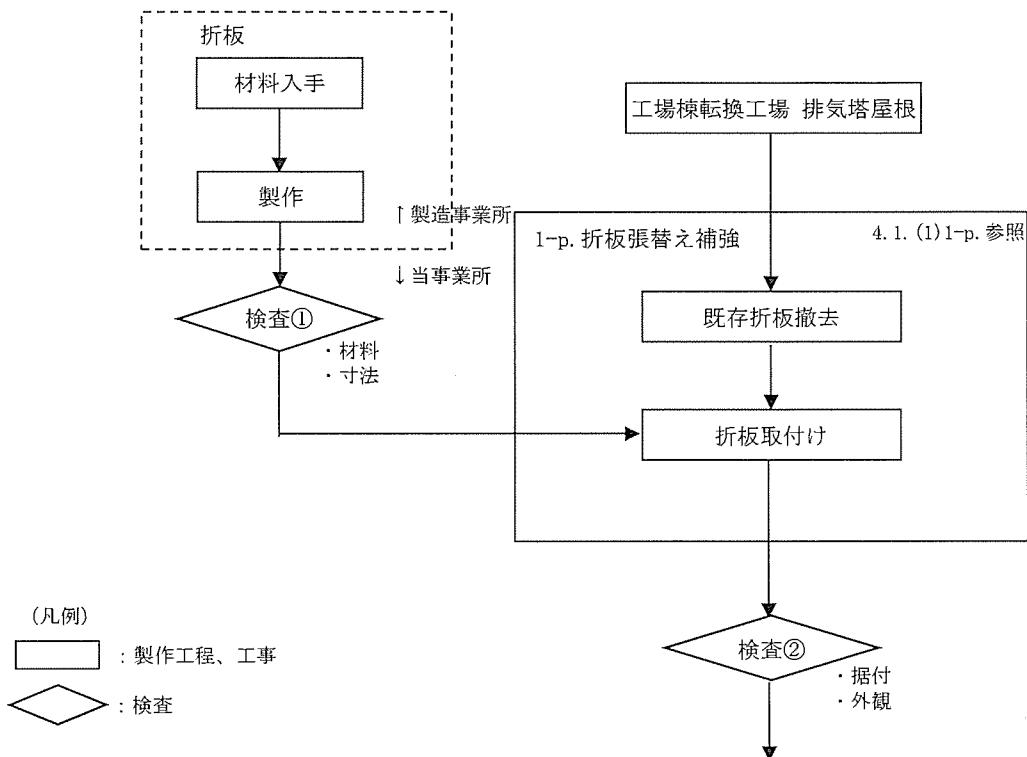
(図イ 1-n. 外壁更新の手順フロー図)

図イ 1-n. 外壁更新の手順フロー図



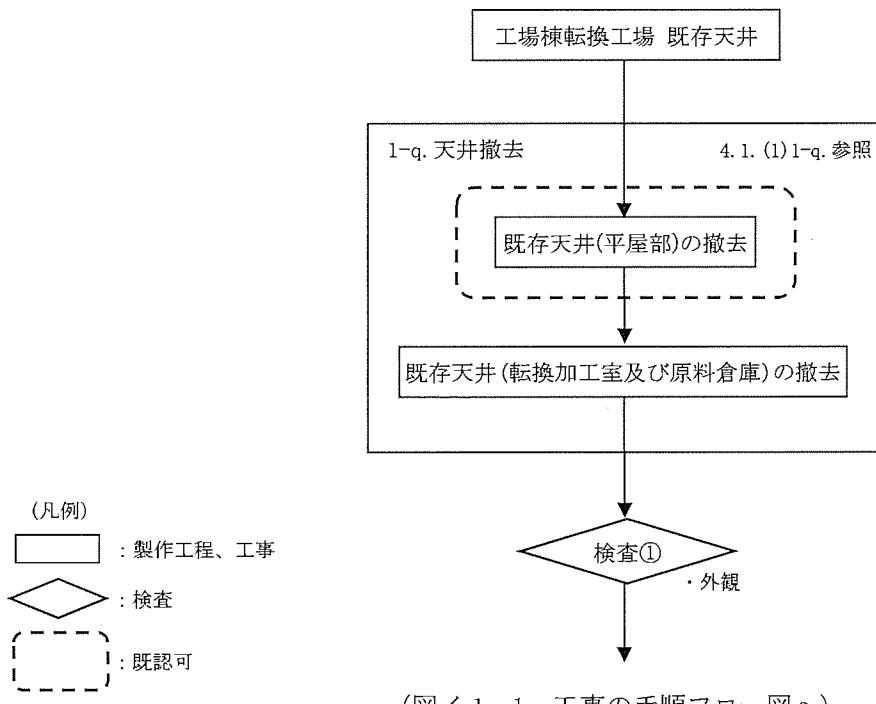
(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図イ 1-o. 折板追設補強の手順フロー図



(図イ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図イ 1-p. 折板張替え補強の手順フロー図



図イ 1-q. 天井撤去の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I - 2 検査の項目及び方法の表1-3-1に示す。

4. 2. 工場棟転換工場設備・機器

本申請に係る工事において、「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に適合するように品質管理を行う。

(1) 手順

今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図イ2-1参照）により行う。

なお、本工事の範囲及び本工事の影響範囲に核燃料物質はない。

気体廃棄設備(1)及び気体廃棄設備(2)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、工事中も第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。また、建物に開口部を設ける際には、目張り等の養生を実施し負圧を維持する。なお管理境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。

核燃料物質の汚染の恐れのある設備・機器の取り外し、廃棄（解体撤去）に伴い、汚染が拡大する恐れがある場合は、予め設備・機器の除染を行う。ダクト、配管で接続されている機器からそれらを切り離す場合、残存させるダクト又は配管の開口部の閉止措置を行う。

- 1) 取り外し対象の設備・機器は、工事に着手するまでに、核燃料物質を抜き出しておく。
- 2) 取り外し対象の設備・機器を固定しているボルト等を取り外し、設備・機器を取り外しする。取り外した設備・機器は、閉じ込めの機能を維持できるように、ダクト、配管の接合部に閉止板又は閉止プラグによる閉止措置を講じる。また、対象設備・機器に接続されているダクト、配管についても、設備・機器を取り外した後、閉止板又は閉止プラグによる閉止措置を講じる。なお、安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。
- 3) 取り外しする設備・機器を一時保管するために必要な面積を有する仮置き場所を確保する。取り外しする設備・機器は、必要に応じて除染し、仮置き場所に一時保管する。
- 4) 取り外しする設備・機器のうち、復旧時に再利用しない部材は、放射性固体廃棄物として、200ℓドラム缶に収納できる形に解体する。200ℓドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、廃棄物管理棟に搬送し、保管する。

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 準備工事に伴い火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気

設備を仮設する。

- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 準備工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、予め設備・機器の除染を行う。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
- ・ 一時保管する取り外した設備・機器は、必要に応じ養生シートを用い、維持管理する。なお第1種管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域内の仮置き場所にて保管する。第2種管理区域及び非管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域以外の仮置き場所にて保管する。

c. 入退域・放射線管理

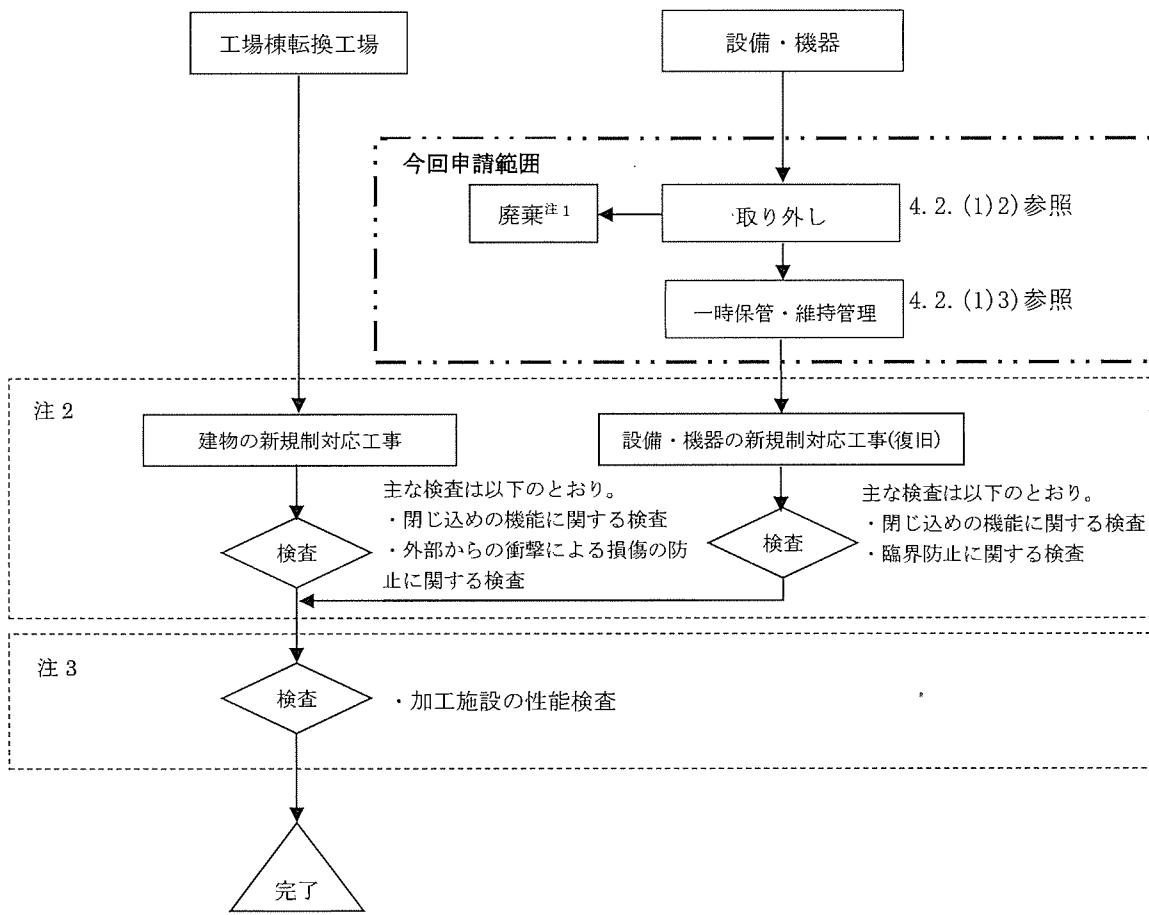
- ・ 本工事は管理区域内にて実施するため、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。



(凡例)

- : 工事
- : 検査

図イ2-1 工事の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

今回は準備工事のため検査を行わず、新規制対応工事後に検査を行う。

5. 工事中の加工施設の継続使用の理由

工場棟転換工場は、内部に設備・機器を設置しており、外部衝撃から設備・機器を防護する機能を有するとともに、管理区域の閉じ込め機能、遮蔽機能等を有していることなど、維持管理に必要不可欠であるため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。

工場棟転換工場は、I-2 の検査で適合を確認した後、図イ 1-1 に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (1/18)

許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{833} 建物 工場棟 転換工場 {834} 壁 (内部溢水止水用) {890, 891} 非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 {890, 892} 非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890, 893} 非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894, 895} 非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894, 898} 非常用設備 消火設備 消火器 {899, 900} 非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899, 901} 非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902, 903} 非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902, 904} 非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902, 905} 非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所		敷地内建物配置図 (図イ建-1) 参照
機器名		工場棟転換工場 壁 (内部溢水止水用) 非常用通報設備 非常ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路

表イ建ー1 工場棟転換工場 仕様表 (2/18)

変更内容	<p>改造</p> <p>1. 建物の改造工事</p> <p>1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柱脚部重石補強 本体の柱脚基礎部を押さえるため、柱脚部に鉄筋コンクリートの増打ちにより重石補強をする ・鉄骨プレース新設 本体の鉄骨の柱と梁の接合部に鉄骨プレースを新設する ・鉄骨プレース交換補強 本体の既存鉄骨プレースを撤去し、新たな鉄骨プレースに交換する ・屋根面鉄骨補強 本体の屋根部の鉄骨トラス構造部に新たな鉄骨を追設する ・柱梁仕口部補強 本体及び前室の柱と梁、又は柱とプレースの仕口部に鋼板などを追設補強する ・柱脚部溶接補強 本体及び前室の柱脚部のアンカーボルトの座金とベースプレートを溶接する ・エキスパンションジョイント改造 工場棟成型工場及び工場棟組立工場との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する <p>1-2. 耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外壁サイディング補強 外壁の損傷及び脱落を防止するために東面、南面及び北面の外壁にサイディングで補強する ・鉄扉及びシャッタ補強 鉄扉及びシャッタの損傷防止のために本体及び前室の既存鉄扉及び既存シャッタを鋼材及びシャッタ補強バーにより補強する ・鉄扉及びシャッタ交換 鉄扉及びシャッタの損傷防止のために本体及び前室の鉄扉及び前室のシャッタを新たな鉄扉及びシャッタに交換する ・鋼板補強 原料倉庫の西側外壁が損傷しても屋内への影響を防止するために既存外壁の内側に鋼板を追設し補強する ・外壁更新 前室外壁の損傷防止のために既存の外壁を撤去し、新たにサイディングに更新する ・折板追設補強 本体及び前室の屋根の既存折板は残置し、新たな折板を追設する ・折板張替え補強 排気塔の屋根の損傷防止のために既存折板を撤去し、新たな折板に張替える <p>1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐火壁追設 内部火災による延焼防止と航空機落下による火災防止を目的に工場棟転換工場と工場棟成型工場の境界に耐火壁及び鉄扉を追設する ・鋼板新設 内部火災による延焼防止を目的に転換加工室と 2 階通路の境界に鋼板を新設する <p>1-4. 天井撤去</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転換加工室及び原料倉庫の天井を撤去する
------	---

表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (3/18)

変更内容	<p>改造</p> <p>2. 建物の設計変更 ・前室を非管理区域から第2種管理区域に変更する</p> <p>3. 非常用設備の変更</p> <p>3-1. 非常用設備の新設 ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保) ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設 本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保)</p> <p>3-2. 非常用設備の増設 ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る</p> <p>3-3. 非常用設備の復旧及び増設 ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る ・消火設備(消火器)の復旧及び増設 仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る</p> <p>3-4. 非常用設備の復旧、撤去及び改造 ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、撤去及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧、撤去及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る</p> <p>3-5. 非常用設備の復旧及び改造 ・緊急対策設備(1)非常用照明の復旧及び改造 仮移設した非常用照明の復旧及び改造により、事故発生時における照明の確保を図る</p> <p>3-6. 非常用設備の復旧 ・緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る ・非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧 仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る ・非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る</p>												
員数	1式												
一般仕様	<table border="1"> <tr> <td>型式</td> <td>本体 : 鉄骨造、一部3階建 前室 : 鉄骨造 屋根 : (本体) 折板(二重構造)、(前室) 折板(二重構造) 基礎 : (本体) 杠基礎、(前室) 直接基礎</td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td>表イ建-2に示す</td> </tr> <tr> <td>寸法 (単位:m)</td> <td>(本体) [] (排気塔: []) (前室) [] 延べ床面積: 約 4,500m²</td> </tr> <tr> <td>その他の構成機器</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他の性能</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取扱う核燃料物質の状態</td> <td>—</td> </tr> </table>	型式	本体 : 鉄骨造、一部3階建 前室 : 鉄骨造 屋根 : (本体) 折板(二重構造)、(前室) 折板(二重構造) 基礎 : (本体) 杠基礎、(前室) 直接基礎	主要な構造材	表イ建-2に示す	寸法 (単位:m)	(本体) [] (排気塔: []) (前室) [] 延べ床面積: 約 4,500m ²	その他の構成機器	—	その他の性能	—	取扱う核燃料物質の状態	—
型式	本体 : 鉄骨造、一部3階建 前室 : 鉄骨造 屋根 : (本体) 折板(二重構造)、(前室) 折板(二重構造) 基礎 : (本体) 杠基礎、(前室) 直接基礎												
主要な構造材	表イ建-2に示す												
寸法 (単位:m)	(本体) [] (排気塔: []) (前室) [] 延べ床面積: 約 4,500m ²												
その他の構成機器	—												
その他の性能	—												
取扱う核燃料物質の状態	—												

表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (4/18)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[3.2-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要離隔距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。 <p>各領域の配置については、図臨-1 参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要離隔距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> 原料貯蔵所領域 シリンドラ洗浄棟領域 第3核燃料倉庫(1)領域 第3核燃料倉庫(2)領域 加工棟領域 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ 490cm 以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> 第2核燃料倉庫領域ユニット <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ 490cm を超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要離隔距離以上離す(次回以降申請)。 <ul style="list-style-type: none"> 第2核燃料倉庫領域ユニット
火災等による損傷の防止	<p>[4.1-建 1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備{899, 900, 901}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 感知器(煙) : 1 個 (3階) 感知器(熱) : 80 個 (1階 : 46 個、2階 : 34 個) 感知器(空気管式) : 18 基 (1階 : 4 基、3階 : 14 基) 警報設備(ベル) : 14 個 (1階 : 9 個、2階 : 2 個、3階 : 3 個) 設置設備の配置 <p>図リ建-23~25 参照。</p> <p>[4.1-建 2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備{899, 901}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 発信機(P型) : 13 個 (1階 : 8 個、2階 : 2 個、3階 : 3 個) 設置設備の配置 <p>図リ建-23~25 参照。</p> <p>[4.1-建 3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器{894, 898}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 粉末消火器 10型 : 23 本 (1階 : 3 本、2階 : 12 本、3階 : 8 本) 粉末消火器 20型 : 1 本 (1階) 粉末消火器 50型 : 8 本 (1階 : 1 本、2階 : 1 本、3階 : 6 本) 二酸化炭素消火器 7型 : 43 本 (1階) 二酸化炭素消火器 50型 : 2 本 (1階) 設置設備の配置 <p>消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が 20m 以下となる位置に設置する。</p> <p>図リ建-36~38 参照。</p>

表イ建ー1 工場棟転換工場 仕様表 (5/18)

技 術 基 準 に 基 づ く 設 計 (注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4. 1-建 4] 第1種管理区域で金属製の容器に収納できない可燃物があるため周辺に粉末消火器を追加配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 粉末消火器 10型 : 2本 ▫ 粉末消火器 20型 : 1本 <p>なお、上記本数は[4. 1-建 3]に記載の本数の内数となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の配置 図リ建ー36 参照。 <p>[4. 1-建 5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓{894, 895}を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽{894, 896}と消防水配管により接続される。 なお、防火水槽及び電源喪失時等における消防用の可搬消防ポンプ{894, 897}は、次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 不凍式屋外消火栓 : 12基(工場棟の近傍の総数)(図リ建ー35 参照) ▫ 各消火栓に設置するホース : 20m ホース 2本以上 ・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離 : 40m 以下(図リ建ー35 参照) ▫ 建物各部から防火水槽までの水平距離 : 100m 以下(図リ建ー35-2 参照) ・ 適用除外措置 : 水平距離が 40m 以下とならないエリアがあるため、以下の条件で、所轄消防本部から消防法施行令第十九条の適用除外(消防法施行令第三十二条)の了解を得る。 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 粉末消火器の追加設置 : (50型 : 2本(1階、2階各 1本、本数は[4. 1-建 3]に記載の本数の内数))(図リ建ー36、37 参照) ▫ 20m ホース 3本を設置する消火栓の位置 : 図リ建ー35 参照 ・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート : 図リ建ー35-1 参照 <p>[4. 3-建 1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の工場棟転換工場は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料 主要構造材を表イ建ー2 に示す。 <p>[4. 3-建 2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象設備、配置 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) {834} : ステンレス鋼(固定式)及びアルミニウム合金(脱着部)(配置を図リ建ー50~52 に示す) ・ 使用材料 : 表イ建ー2 参照 <p>[4. 3-建 3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成 25 年 10 月原子力規制委員会)を参考に図イ建ー6~8 のとおり設定する。</p>
---	---

表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (6/18)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建 4] 工場棟転換工場各部は原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災区域毎の材料及び厚さ：図イ建-8-1(1/4)、(2/4) 参照 <p>[4.3-建 5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッタを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の配置 図イ建-14～16 参照。 ・ 設置設備の材料 図イ建 8-1(1/4)、(2/4) 参照。 <p>[4.3-建 6] 工場棟転換工場の南側(工場棟転換工場と工場棟成型工場の境界)に耐火壁(扉を含む)を追設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火壁(扉を含む)の配置 図イ建-14、15 参照。 ・ 耐火壁(扉を含む)の材料 耐火壁：石膏ボード 扉：鋼板 ・ 耐火壁(扉を含む)の寸法・構造 耐火壁：図イ建-14、15 参照 扉：図イ建-8-1(1/4)、(2/4) 参照 <p>[4.3-建 7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール <p>[4.3-建 8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>
-------------------	--

表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (7/18)

技術基準に基づく設計 (注)	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-建 1]</p> <p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場棟転換工場本体 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ▫ 支持地盤 N 値 30 以上の砂礫層 ▫ 杭材料 遠心力鉄筋コンクリート杭 ▫ 杭位置 杭先端深度 : GL-8.2m ▫ 配置 : 図イ建-19 参照 ▫ 杭構造・寸法 表イ建-2 参照。 ・前室 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 支持性能 : 長期許容応力度 50kN/m² 以上、短期許容応力度 100kN/m² 以上 地盤種類 : 地表近くのローム層 ・1階床土間コンクリート 工場棟転換工場本体及び前室 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 支持性能 : 長期許容応力度 50kN/m² 以上、短期許容応力度 100kN/m² 以上 地盤種類 : 地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2]</p> <p>工場棟転換工場本体、工場棟転換工場前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1]</p> <p>工場棟転換工場は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、工場棟転換工場内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
	地震による損傷の防止	<p>[5.2.1-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震重要度分類第 1 類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 工場棟転換工場 ▫ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) ・耐震重要度分類第 3 類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 非常用通報設備(非常ベル設備{890, 891}、放送設備{890, 892}) ▫ 消火設備(屋外消火栓) ▫ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) ▫ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904})

表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (8/18)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>地震による損傷の防止</p> <p>[5. 2. 1-建 2] 耐震重要度分類第 1 類である工場棟転換工場及び緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第 2 類及び第 3 類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> <p>[5. 2. 1-建 8] 工場棟転換工場に設置されている耐震重要度分類第 3 類の各設備(上記[5. 2. 1-建 1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)は、耐震重要度分類第 1 類の建物及び構築物に、耐震重要度分類第 3 類のボルト又は溶接で固定する。</p> <p>[5. 2. 1-建 3] 建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、工場棟転換工場の耐震重要度分類は第 1 類とする。</p> <p>[5. 2. 1-建 4] 構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ エキスパンションジョイントの位置 図イ建-5、14~18 参照。 ・ エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-5、図イ建-5-1 </p> <p>[5. 2. 1-建 5] <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料：表イ建-2、図イ建-14~48 参照 ・ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第 1 類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.3G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 ・ 二次設計 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第 1 類の割り増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(1.5G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。 </p> <p>[5. 2. 1-建 6] 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第 1 類の地震力による損傷を防止できる構造とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 堰(内部溢水止水用) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置：図リ建-50~52 参照 ▫ 寸法、構造、材料：表イ建-2 参照 </p> <p>[5. 2. 1-建 7] 非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第 3 類の地震力による損傷を防止できる構造とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置：図リ建-12~14 参照 ・ 消火設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置：図リ建-35 参照 ・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置：図リ建-23~25 参照 ・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置：図リ建-1~3 参照 </p>
-------------------	---

表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (9/18)

技術基準に基づく設計 (注)	津波による損傷の防止	[5.3-建1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大週上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約 30m～32m の高台に立地している。
	外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.1-建1] (竜巻) ・位置、構造、寸法、材料：表イ建-2、図イ建-14～48 参照 ▫ F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、工場棟転換工場本体及び前室の保有水平耐力が上回る構造とする。 ▫ 工場棟転換工場本体及び前室の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 ▫ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 [5.4.1-建2] (洪水) 事業許可に記載のとおり、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m～32m の高台に立地している。

表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (10/18)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>[5.4.1-建3] (凍結) 屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気温条件 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7°C ・ 対象設備 <ul style="list-style-type: none"> □ 不凍式の屋外消火栓 ・ 設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが300mm以上となるように埋設する。また、一部埋設できない部分は、断熱材付きの配管等を使用し、凍結を防止する。 <p>[5.4.1-建4] (降水) 降水時に建物内への雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した1時間あたりの最大降水量81.7mm/hを超える降水(150mm/h) ・ 対象設備・構造 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止(図イ建-11-1参照) □ 鉄扉及びシャッタの外側に勾配を設け雨水の流入を防止 <p>[5.4.1-建5] (積雪) 茨城県建築基準法等施行細則第16条の4に基づき、建物全体が積雪30cmの短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約60cm相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p> <p>[5.4.1-建10] (落雷) 加工施設の高さは図イ建-17に示すように最大で約17.9mであり、建築基準法第三十三条にある高さ20m以上に該当せず、また、危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため、避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[5.4.1-建6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[5.4.1-建7] (火山の影響) 表イ建-2に示す工場棟転換工場の折板屋根は、降下火砕物(湿潤密度1.2g/cm³)で約10cm(約60cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、降下火砕物を除去する際は、屋上へは工場棟成型工場機械室西側の階段(図ハ建-3)より登り、1階の屋根へは屋外から梯子を使用し登り作業する。</p> <p>[5.4.1-建8] (生物学的事象) 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置、また、外気取入用ファンの前にフィルタ(粉塵除去用)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象部位の位置 <ul style="list-style-type: none"> ストレーナ：図イ建-1参照 フィルタ：次回以降申請
---------------------------	---

表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (11/18)

技術基準に基づく設計 (注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[5.4.1-建9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約400m以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[5.4.2-建1] (航空機落下に伴う火災) 事業許可に記載のとおり、航空機落下確率は航空機落下評価ガイドで示される判断基準となる10^{-7}回/年未満となり、航空機落下に対する防護設計は不要である。 また、航空機落下に伴う火災が発生したとしても、建物内部の設備に影響しないように外壁の損傷を防止する。</p> <p>[5.4.2-建2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災影響評価対象：図イ建-14～16参照 ・ 各評価対象の離隔距離：図イ建-8-2参照 なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(914)（鉄筋コンクリート製）で貯蔵所の周囲を囲み、爆風が上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする（次回以降申請）。 また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>[5.4.2-建3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約30m～32mの高台に立地している。</p> <p>[5.4.2-建4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地している。</p>
	人の不法な侵入等の防止	<p>[5.5.1-建1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立入制限区画を設け、所定の出入り口以外からの人の立ち入りを禁止する。 ・ 加工施設の建物は、表イ建-2に示す主要な構造材、鉄扉及びシャッタ（図イ建-9～12、14～17参照）等の堅牢な障壁を有する。 ・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。 ・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 ・ 工場棟転換工場は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。 <p>[5.5.1-建2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>

表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (12/18)

技術基準に基づく設計 (注)	溢水による損傷の防止	<p>[5. 6. 1-建 2] 第1種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 溢水防護区画：図リ建-47～49 参照 <p>[5. 6. 1-建 1] 第1種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画境界の開口部に、溢水高さにスロッシングによる水位変動を考慮した水位高さ以上の堰を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 堤の位置、構造、寸法、材料：表イ建-2(3/6)～(4/6)、図リ建-50～52、59 参照 <p>[5. 6. 1-建 3] 溢水防護区画外への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、堰に漏水検知警報設備{835}（次回以降申請）を設置する。</p> <p>[5. 6. 1-建 4] 工場棟転換工場内の部屋に設置する扉は、扉を介して溢水経路を形成できるように、水密性を有さず、かつノンエアタイト仕様とする（図リ建-50～52 参照）。</p> <p>[5. 6. 1-建 6] 工場棟転換工場の全ての制御盤については、配線用遮断器を設置し、火災防護対象設備（電気設備）については、没水許容高さよりも高い位置に設置する。</p>
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	<p>[7. 1-建 1] 汚染の発生するおそれのない区域（第2種管理区域）と汚染の発生するおそれのある区域（第1種管理区域）を設定する。なお、工場棟転換工場本体の一部は第1種管理区域に設定、第1種管理区域と屋外との境界にあたる工場棟転換工場の前室は、非管理区域から第2種管理区域に変更する（図イ建-2～4 参照）。</p>

表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (13/18)

技術基準に基づく設計 (注)	閉じ込めの機能	<p>[7.1-建 2] 第1種管理区域は無窓構造とし、気体廃棄設備(1) {608～637} (次回以降申請)により、室内の圧力を外気に対して負圧に維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 負圧 ウランの飛散するおそれのある部屋は 19.6Pa 以上。 <p>[7.1-建 6] 工場棟転換工場内部の第1種管理区域の床及び人が触れるおそれがある壁表面については、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <p>[7.1-建 3] 第1種管理区域と屋外の境界に設置されるエキスパンションジョイントは、止水シートを設置し漏えいの少ない設計とすることにより、負圧を維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エキスパンションジョイントの位置 図イ建-5、14～18 参照。 ・ エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-5、図イ建-5-1。 <p>[7.1-建 4] 第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</p> <p>[7.1-建 5] 第1種管理区域から第2種管理区域又は非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟転換工場本体の1階には高さ 100mm 以上及び 160mm 以上、2階には高さ 200mm 以上、3階には高さ 140mm 以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-50～52 参照)。</p>
	遮蔽	<p>[8.1-建 1] 加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、十分な厚さを有する壁により、核原料物質又は核燃料物質の製鍊の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成 27 年 8 月 31 日原子力規制委員会告示第 8 号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁を施設する。なお、遮蔽壁(工場棟転換工場の東側屋外) {881} は次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図イ遮-1～3 参照 ・ 周辺監視区域外における実効線量 $7 \times 10^{-2} \text{mSv/年}$ ・ 周辺監視区域外における線量限度 1mSv/年 <p>[8.2-建 1] 遮蔽設備としてコンクリート又は ALC の壁を施設し、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。</p>
	換気	<p>[9.1-建 1] 115,000m³/時以上の排気能力を有する気体廃棄設備(1) (次回以降申請)を施設できる構造とする。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	<p>[10.1-建 1] 工場棟転換工場内部の第1種管理区域の床、及び人が触れる恐れがある壁表面を、ウランが浸透しにくく、汚れがつきにくく除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 塗装範囲 床面から高さ 2m 以上

表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (14/18)

技術基準に基づく設計 (注)	安全機能を有する施設	<p>[11.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[11.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができる、作業者の立入が容易な場所に設置する。</p> <p>[11.4-建1] 同位体分析設備、及び不純物分析設備(次回以降申請)は、使用施設と共に用するが、使用施設との共用においても、核的制限値を超えないように管理するとともに、加工施設と同じ取扱方法によって管理するため、共用により加工施設の安全性を損なわない。</p> <p>[11.1-建2] UF_6ガスを正圧で取り扱う UF_6配管(次回以降申請)の破断により UF_6ガスが漏えいしても、漏えいした UF_6ガスは UF_6フードボックスとその排気系統内に閉じ込められることから、工場棟転換工場の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[11.1-建3] ロータリーキルン(次回以降申請)における炉内爆発が発生しても、ウラン粉末を含む爆風はロータリーキルンの爆風圧力逃し機構(破裂板)を通じて局所排気系統へ排気し、閉じ込め性が維持されることから、工場棟転換工場の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[11.1-建5] 気体廃棄設備(次回以降申請)停止により、第1種管理区域の排風機が停止することにより、第1種管理区域内の空気中ウランが建物の微小な隙間から建物外へ漏えいする状況であるが、第1種管理区域の負圧が低下するものの他の安全機能に影響を及ぼすことなく、それぞれの安全機能を設計どおりに発揮する。</p>
	搬送設備	—
	警報設備等	<p>[13.1-建1] 工場棟転換工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する。</p> <p>[13.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([4.1-建1]参照)</p>
	安全避難通路等	<p>[13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路{902, 905})及び非常口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置 図リ建-1~3 参照。 <p>[13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(60台(1階:44台、2階:9台、3階:7台))及び誘導灯(39個(1階:23個、2階:9個、3階:7個)))を設置。 上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置 図リ建-1~3 参照。 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—

表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (15/18)

技術基準に基づく設計 (注)	非常用電源設備	[16. 1-建 1] 全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。								
		非常用設備電源接続系統一覧表								
			設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ				
		非常ベル設備 ^{*1}		○	○	—				
		放送設備 ^{*2}		○	○	○				
		非常用 通報設備	通信連絡設備 (電話設備)	有線式 ^{*3}	○	—				
				無線式	—	○				
		自動火災 報知設備	火災感知設備 ^{*4}		○	—				
			警報設備(ベル) ^{*5}		○	—				
		*1 : 警報盤を介して接続			*4 : 受信器を介して接続					
		*2 : 放送設備本体を介して接続			*5 : 中継盤を介して接続					
		*3 : 電話交換機を介して接続								
		[16. 1-建 2] 全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。								
		非常用設備電源接続系統一覧表								
			設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ				
		緊急対策設備(1)	非常用照明	○	—	○				
			誘導灯	○	—	○				
		[16. 2-建 1]								
		<ul style="list-style-type: none"> ・ バッテリを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 								
		<ul style="list-style-type: none"> □ 非常用通報設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送設備、通信連絡設備(電話設備{890, 893}(有線式)) 								
		<ul style="list-style-type: none"> □ 自動火災報知設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災感知設備 ・ それに連動する警報設備 								
		<ul style="list-style-type: none"> □ 緊急対策設備(1) <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用照明 ・ 誘導灯 								
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 								
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(非常ベル設備) ・ 非常用通報設備(放送設備) 								
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備(無線式)))については、バッテリを内蔵し、連続して機能を維持する。 								

表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (16/18)

技術基準に基づく設計 （注）	<p>通信連絡設備</p> <p>[17-1-建 1] 事故発生時に周辺作業者への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)) : 37 台 (1 階 : 29 台、2 階 : 4 台、3 階 : 4 台) ▫ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備)) : 有線式 7 台 (1 階 : 6 台、2 階 : 1 台)、無線式 3 台 (1 階) ▫ 非常用通報設備(非常ベル設備) : 7 個 (1 階 : 4 個、2 階 : 2 個、3 階 : 1 個) ・ 設置設備の配置 図リ建-12~14 参照。
その他事業許可で求める仕様	<p>[99-建 1] 更なる安全裕度の向上策として、耐震重要度分類第 1 類の工場棟転換工場は、静的地震力 3Ci に対して概ね弾性範囲とする。</p> <p>[99-建 2] 耐震重要度分類第 1 類の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、水平地震力 1.0G で弾性範囲とする。</p> <p>[99-建 3] 更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)に対し、工場棟転換工場本体に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻防護ラインの設定について <ul style="list-style-type: none"> ▫ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。 ▫ 工場棟転換工場前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことから、竜巻防護ラインの外とする。 ・ 竜巻防護ライン 図イ建-9~11-1 参照。 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 工場棟転換工場本体の外壁(ALC) サイディング補強により、終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 ▫ 工場棟転換工場本体の鉄扉、シャッタ(工場棟転換工場前室と工場棟転換工場本体の境界のシャッタを含む)、ガラリ 補強又は交換により終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。また、ガラリは固縛することにより飛散を防止する。 <p>[99-建 4] F3 竜巻に対し、工場棟転換工場本体の屋根(折板)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット){836}を設置する(次回以降申請)。</p> <p>[99-建 5] F3 竜巻による、敷地外からの想定飛来物で、運動エネルギーの大きいプレハブ物置(大)に対して、外壁は貫通しない構造とする。 なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス{885}を設置する(次回以降申請)。 また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p> <p>[99-建 7] 第 1 種管理区域と屋外との境界にあたるため、工場棟転換工場の前室を第 2 種管理区域に変更する。</p>

表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (17/18)

添付図	図イ建-1 敷地内建物配置図 図イ建-1-1 (1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階) 図イ建-1-1 (2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(2階) 図イ建-1-1 (3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(3階) 図イ建-1-1 (4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(R階) 図イ建-1-2 (1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(1) 図イ建-2 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図 (1階) 図イ建-3 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図 (2階) 図イ建-4 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図 (3階) 図イ建-5(1/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図 (1階) 図イ建-5(2/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図 (2階) 図イ建-5(3/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図 (3階) 図イ建-5-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント構造図 図イ建-6 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域 (1階) 図イ建-7 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域 (2階) 図イ建-8 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域 (3階) 図イ建-8-1 (1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(1) 図イ建-8-1 (2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(2) 図イ建-8-2 (1/8) 外部火災・爆発の影響評価(1) 図イ建-8-2 (2/8) 外部火災・爆発の影響評価(2) 図イ建-8-2 (3/8) 外部火災・爆発の影響評価(3) 図イ建-8-2 (4/8) 外部火災・爆発の影響評価(4) 図イ建-8-2 (5/8) 外部火災・爆発の影響評価(5) 図イ建-8-2 (6/8) 外部火災・爆発の影響評価(6) 図イ建-8-2 (7/8) 外部火災・爆発の影響評価(7) 図イ建-8-2 (8/8) 外部火災・爆発の影響評価(8) 図イ建-9 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び巻防護ライン (1階) 図イ建-10 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉配置及び巻防護ライン (2階) 図イ建-11 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉配置及び巻防護ライン (3階) 図イ建-11-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 巷卷防護ライン (屋根部) 図イ建-12 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表 図イ建-13 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ補強及びガラリ固縛概要図 図イ建-14 工場棟 転換工場 建物1階平面図 図イ建-15 工場棟 転換工場 建物2階平面図 図イ建-16 工場棟 転換工場 建物3階平面図 図イ建-17 工場棟 転換工場 建物立面図 図イ建-18 工場棟 転換工場 建物断面図 図イ建-19 工場棟 転換工場 桁及び基礎伏図 図イ建-20 工場棟 転換工場 2階伏図 図イ建-21 工場棟 転換工場 屋根トラス下弦面伏図 図イ建-22 工場棟 転換工場 3階伏図 図イ建-23 工場棟 転換工場 屋根伏図 図イ建-24 工場棟 転換工場 排気塔屋根伏図 図イ建-25 工場棟 転換工場 L'通り軸組図 図イ建-26 工場棟 転換工場 M通り軸組図 図イ建-27 工場棟 転換工場 N通り軸組図 図イ建-28 工場棟 転換工場 O通り軸組図 図イ建-29 工場棟 転換工場 P通り軸組図 図イ建-30 工場棟 転換工場 Q通り軸組図 図イ建-31 工場棟 転換工場 R'、S'、L'通り軸組図
-----	--

表イ建-1 工場棟転換工場 仕様表 (18/18)

添付図	図イ建-32 工場棟 転換工場 13通り軸組図 図イ建-33 工場棟 転換工場 14通り軸組図 図イ建-34 工場棟 転換工場 15通り軸組図 図イ建-35 工場棟 転換工場 16通り軸組図 図イ建-36 工場棟 転換工場 17通り軸組図 図イ建-37 工場棟 転換工場 18通り軸組図 図イ建-38 工場棟 転換工場 19、20通り軸組図 図イ建-39 工場棟 転換工場 21、22通り軸組図 図イ建-40 工場棟 転換工場 23、23'通り軸組図 図イ建-41 工場棟 転換工場 24、26通り軸組図 図イ建-42 工場棟 転換工場 24、26通りサイディング補強下地材軸組図 図イ建-43 工場棟 転換工場 Q通りサイディング補強下地材軸組図 図イ建-44 工場棟 転換工場 L'通りサイディング補強下地材軸組図 図イ建-45 工場棟 転換工場 柱脚部重石補強詳細 図イ建-46 工場棟 転換工場 鋼板補強、外壁サイディング補強及び外壁更新概略図 図イ建-47 工場棟 転換工場 屋根面鉄骨補強及び折板補強概略図 図イ建-48 工場棟 転換工場 鉄骨プレース補強及び柱梁仕口部補強概略図 図イ遮-1 工場棟 転換工場 遮蔽関係図(建物1階平面) 図イ遮-2 工場棟 転換工場 遮蔽関係図(建物2階平面) 図イ遮-3 工場棟 転換工場 遮蔽関係図(建物3階平面) 図リ建-1 工場棟 転換工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(1/3) 図リ建-2 工場棟 転換工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(2/3) 図リ建-3 工場棟 転換工場 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路(3/3) 図リ建-12 工場棟 転換工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(1/3) 図リ建-13 工場棟 転換工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(2/3) 図リ建-14 工場棟 転換工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備)(3/3) 図リ建-23 工場棟 転換工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(1/3) 図リ建-24 工場棟 転換工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(2/3) 図リ建-25 工場棟 転換工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備(3/3) 図リ建-35 消火設備 屋外消火栓配置図 図リ建-35-1 消火設備 屋外消火栓からのアクセスルート 図リ建-35-2 消火設備 防火水槽配置図 図リ建-36 工場棟 転換工場 消火設備 消火器(1/3) 図リ建-37 工場棟 転換工場 消火設備 消火器(2/3) 図リ建-38 工場棟 転換工場 消火設備 消火器(3/3) 図リ建-47 緊急対策設備(3) 溢水防護区画(1/3) 図リ建-48 緊急対策設備(3) 溢水防護区画(2/3) 図リ建-49 緊急対策設備(3) 溢水防護区画(3/3) 図リ建-50 工場棟 転換工場 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)(1/3) 図リ建-51 工場棟 転換工場 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)(2/3) 図リ建-52 工場棟 転換工場 緊急対策設備(3) 堰(内部溢水止水用)(3/3) 図リ建-59 緊急対策設備(3) 堰(一部脱着式)脱着部詳細図
-----	---

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4. 1-建 1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[5. 2. 1-建 1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

表イ建-2 工場棟転換工場 主要な構造材の仕様表(1/8)

建物の種類	<p>(1)本体 構造：鉄骨造 壁：ALC+サイディング 屋根：折板（二重構造） 基礎：杭基礎 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤：N値 30 以上の砂礫層</p> <p>(2)前室 構造：鉄骨造 外壁：サイディング 屋根：折板（二重構造） 基礎：直接基礎 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度 50kN/m² 以上、短期許容応力度 100kN/m² 以上の地表近くのローム層</p> <p>(3)床 構造：土間コンクリート（1階及び前室）、鉄筋コンクリート（2階及び3階） 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度 50kN/m² 以上、短期許容応力度 100kN/m² 以上の地表近くのローム層</p>
主要な構造材	<p>(1)本体</p> <p>①鉄筋コンクリート 鉄筋：JIS G3112 に定める鉄筋 JIS A5308 に定めるコンクリート（密度：□ g/cm³ 以上） 既存床（2～3階）：設計基準強度 □ N/mm² 既設基礎梁、既存床（1階）：設計基準強度 □ N/mm² 重石補強部：設計基準強度 □ N/mm² 土間復旧部：設計基準強度 □ N/mm² 基礎増打ち補強：設計基準強度 □ N/mm²</p> <p>②外壁：JIS A5416 に定める軽量気泡コンクリート（ALC） サイディング：JIS G3322 に定める□</p> <p>③鉄骨：JIS G3192 に定める山形鋼、溝形鋼、H形鋼、I形鋼、平鋼 JIS G3466 に定める角形鋼</p> <p>④屋根：折板 既設：JIS G3302 に定める□ 新設：JIS G3322 に定める□</p> <p>⑤杭：JIS A5372 に定める遠心力鉄筋コンクリート杭（既存部） 杭長さ：□ m 杭径寸法：□ mm 杭先端深度：GL-8.2m（杭長さ + 基礎）</p> <p>(2)前室</p> <p>①鉄骨：JIS G3192 に定める山形鋼、H形鋼 ②外壁：サイディング JIS G3322 に定める□</p> <p>③屋根：折板 既設：JIS G3302 に定める□ 新設：JIS G3322 に定める□</p>

(参考)

添付説明書一建2-II

添付説明書一建3-II

表イ建-2 工場棟転換工場 主要な構造材の仕様表(2/8)
耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様 (工事番号及び工事名称)	対象図面
耐震性能向上	<p>(1)本体 1-a. 柱脚部重石補強 柱脚部重石補強 : 鉄筋コンクリート 鉄筋 : D13 [] mm あと施工アンカー : D16 [] mm 他 1-b. 鉄骨プレース新設 鉄骨 : [] mm 他 1-c. 鉄骨プレース交換補強 鉄骨 : [] mm 他 1-d. 屋根面鉄骨補強 鉄骨 : [] mm 他 1-h. エキスパンションジョイント改造^(注1) 鋼板 : 板厚 (屋外) [] mm 止水シート : 厚さ [] mm 1-e. 本体及び前室 1-e. 柱梁仕口部補強 鋼板 : 板厚 [] mm 他 スタッドボルト : 径 [] mm あと施工アンカー : D13 [] mm 1-f. 柱脚部溶接補強</p>	<p>(1)本体 1-a. 図イ建-19、26～30、32～41、45 1-b. 図イ建-19～20、22、25～27、29～30、32、34～35、38～41、48 1-c. 図イ建-19～20、22、25～26、30～31、37、40～41、48 1-d. 図イ建-20、22～23、25～30、32、34～39、47 1-h. 図イ建-5(1/3)～(3/3)、14～18 (2)本体及び前室 1-e. 図イ建-20、22～23、25～41、48 1-f. 図イ建-19、25～41、45 (参考) 添付説明書-建2-II 添付説明書-建2-付録2</p>
耐竜巻性能向上	<p>(1)本体 1-i. 外壁サイディング補強 外壁 : サイディング [] mm 板厚 [] mm 外壁下地材 : [] mm 1-l. 鋼板補強 鋼板 : 板厚 [] mm 下地材 : [] mm 他 断熱材 : 断熱材厚 [] mm 1-p. 折板張替え補強 (排気塔) 折板 : 板厚 [] mm (2)前室 1-n. 外壁更新 外壁 : サイディング [] mm 板厚 [] mm 外壁下地材 : [] mm 他 発泡性耐火被覆材 : 厚さ [] mm (3)本体及び前室 1-j. 鉄扉及びシャッタ補強 鉄扉補強材 鉄骨 : [] mm 他 シャッタ補強材 断面寸法 : [] mm 1-k. 鉄扉及びシャッタ交換 鋼板 : 板厚 [] mm 1-o. 折板追設補強 折板 : 板厚 [] mm</p>	<p>(1)本体 1-i. 図イ建-14～17、19～23、25～30、32～44、46 1-l. 図イ建-14～16、19～20、22、32、46 1-p. 図イ建-17、24、47 (2)前室 1-n. 図イ建-14、19～20、32～33、46 (3)本体及び前室 1-j. 図イ建-9～17 1-k. 図イ建-9、11～12、14、16～17 1-o. 図イ建-17、20、23、47 (参考) 添付説明書-建3-II 添付説明書-建1</p>

注1) 第2核燃料倉庫との間のエキスパンションジョイント②は表へ建-2-1に、除染室・分析室との間のエキスパンションジョイント④は表ト建-2-3に示す。

表イ建-2 工場棟転換工場 主要な構造材の仕様表(3/8)
耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様（工事番号及び工事名称）	対象図面
その他 延焼防止及び 閉じ込め性能 向上	(1)本体 1-g. 耐火壁追設 下地材 : [] mm 他 石膏ボード：板厚 [] mm [] 鋼板：板厚 [] mm [] 1-m. 鋼板新設 鋼板：板厚 [] mm []	(1)本体 1-g. 図イ建-14～15 1-m. 図イ建-15 (参考) 添付説明書-建1

表イ建-2 工場棟転換工場 主要な構造材の仕様表 (4/8)

その他の加工施設 非常用設備に関する基本仕様 (1/2)

工事名称	仕様	対象図面
(1) 壁 (固定式) ^(注1)	<p>①設置個所 : 1階 原料倉庫、転換加工室、付帯設備室</p> <p>②使用部材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁の高さ : <input type="text"/> mm (設計確認値 : <input type="text"/> mm 以上 (6個)) ・壁の材質 : <input type="text"/> ・鋼材の構成 等辺山形鋼に鋼板を溶接接合 ・断面寸法 等辺山形鋼 : <input type="text"/> 鋼板 : <input type="text"/> ・アンカーボルト 材質 : <input type="text"/> アンカーボルト径 : <input type="text"/> ・コーティング材 耐薬品性を有する <input type="text"/> <p>①設置個所 : 2階 通路、計器室</p> <p>②使用部材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁の高さ : <input type="text"/> mm (設計確認値 : <input type="text"/> mm 以上 (3個)) ・壁の材質 : <input type="text"/> ・鋼材の構成 等辺山形鋼に鋼板を溶接接合 ・断面寸法 等辺山形鋼 : <input type="text"/> 鋼板 : <input type="text"/> ・アンカーボルト 材質 : <input type="text"/> アンカーボルト径 : <input type="text"/> ・コーティング材 耐薬品性を有する <input type="text"/> <p>①設置個所 : 3階 フィルタ室</p> <p>②使用部材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁の高さ : <input type="text"/> mm (設計確認値 : <input type="text"/> mm 以上 (3個)) ・壁の材質 : <input type="text"/> ・鋼材の構成 不等辺山形鋼 ・断面寸法 不等辺山形鋼 : <input type="text"/> ・アンカーボルト 材質 : <input type="text"/> アンカーボルト径 : <input type="text"/> ・コーティング材 耐薬品性を有する <input type="text"/> 	(1) 壁(固定式) 図イ建-50~52
		(参考) 添説建 2-XI. 3-1 表 添説建 2-XI. 4-1 表

注1) リ その他の加工施設 4. 工事の方法 4.1-1(1)d. 参照

表イ建-2 工場棟転換工場 主要な構造材の仕様表(5/8)

その他の加工施設 非常用設備に関する基本仕様(2/2)

工事名称	仕様	対象図面
(2) 堰 (一部脱着式) ^(注2)	<p>①設置箇所 : 1階 原料倉庫</p> <p>②使用部材 (脱着部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堰の高さ : <input type="text"/> mm (設計確認値 : <input type="text"/> mm 以上 (1個)) ・側柱の材料 材質 : <input type="text"/> 寸法 : 板厚 <input type="text"/> mm ・止水板 材質 : <input type="text"/> ・アンカーボルト 材質 : <input type="text"/> アンカーボルト径 : <input type="text"/> ・コーティング材 耐薬品性を有する <input type="text"/> <p>③使用部材 (固定部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堰の高さ : <input type="text"/> mm (設計確認値 : <input type="text"/> mm 以上 (1個)) ・堰の材質 : <input type="text"/> ・鋼材の構成 不等辺山形鋼 ・断面寸法 不等辺山形鋼 : <input type="text"/> ・アンカーボルト 材質 : <input type="text"/> アンカーボルト径 : <input type="text"/> ・コーティング材 耐薬品性を有する <input type="text"/> <hr/> <p>①設置箇所 : 1階 転換加工室</p> <p>②使用部材 (脱着部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堰の高さ : <input type="text"/> mm (設計確認値 : <input type="text"/> mm 以上 (1個)) ・側柱の材料 材質 : <input type="text"/> 寸法 : 板厚 <input type="text"/> mm ・止水板 材質 : <input type="text"/> ・アンカーボルト 材質 : <input type="text"/> アンカーボルト径 : <input type="text"/> ・コーティング材 耐熱・耐油・耐薬品性に優れた <input type="text"/> <p>③使用部材 (固定部)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堰の高さ : <input type="text"/> mm (設計確認値 : <input type="text"/> mm 以上 (1個)) ・堰の材質 : <input type="text"/> ・鋼材の構成 等辺山形鋼に鋼板を溶接接合 ・断面寸法 等辺山形鋼 : <input type="text"/> 鋼板 : <input type="text"/> ・アンカーボルト 材質 : <input type="text"/> アンカーボルト径 : <input type="text"/> ・コーティング材 耐薬品性を有する <input type="text"/> 	<p>(2) 堰(一部脱着式) 図リ建-50</p> <p>(参考) 添説建 2-XI. 3-1 表 添説建 2-XI. 5-1 表</p>

注2) リ その他の加工施設 4. 工事の方法 4.1-1(1)e. 参照

表イ建-2 工場棟転換工場 主要な構造材の仕様表(6/8)

主要な部材寸法及び材質(1/3)

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
1-a. 柱脚部重石補強	新設	鉄筋 : D13 あと施工アンカー : D16 あと施工アンカー : D22	
	既設	鉄筋 : 16、D19、D22 鉄筋 : <input type="text"/>	
1-b. 鉄骨ブレース新設 1-c. 鉄骨ブレース交換補強	新設	鉄骨 : 鉄骨 : 鉄骨 : 鉄骨 : 鉄骨 : 鉄骨 : 鉄骨 : 鉄骨 : 鉄骨 : 鉄骨 :	
	既設	鉄骨 : 鉄骨 :	
1-d. 屋根面鉄骨補強	新設	鉄骨 : 鉄骨 :	
	既設	鉄骨 : 鉄骨 : 鉄骨 : 鉄骨 : 鉄骨 : 鉄骨 : 鉄骨 : 鉄骨 : 鉄骨 : 鋼管 : 鋼管 : 鋼管 : 鋼管 :	

表イ建-2 工場棟転換工場 主要な構造材の仕様表(7/8)

主要な部材寸法及び材質(2/3)

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
1-e. 柱梁仕口部補強	新設	鋼板：板厚□mm、□mm、□mm、 □mm、□mm スタッドボルト：径□mm あと施工アンカー：D13	
	既設	鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨： 鉄骨：	
1-f. 柱脚部溶接補強	新設	—	—
1-g. 耐火壁追設	新設	下地材：□ 鋼板：板厚□mm 下地材：□	
1-h. エキスパンションジョイント改造	新設	鋼板：板厚□mm 止水シート：厚さ□mm	
1-i. 外壁サイディング補強	新設	サイディング：板厚□mm 外壁下地材：□	
1-j. 鉄扉及びシャッタ補強	新設	鉄扉補強材 □ シャッタ補強材 断面寸法：約□mm	

表イ建-2 工場棟転換工場 主要な構造材の仕様表(8/8)

主要な部材寸法及び材質(3/3)

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
1-k. 鉄扉及びシャッタ交換	新設	鋼板：板厚 <input type="text"/> mm	
1-l. 鋼板補強	新設	鋼板：板厚 <input type="text"/> mm 下地材： <input type="text"/>	
1-m. 鋼板新設	新設	鋼板：板厚 <input type="text"/> mm <input type="text"/>	
1-n. 外壁更新	新設	サイディング：板厚 <input type="text"/> nm 外壁下地材： <input type="text"/>	
1-o. 折板追設補強	新設	折板：板厚 <input type="text"/> mm	
1-p. 折板張替え補強	新設	折板：板厚 <input type="text"/> mm	

(参考)

添説建 2-II. 1. 6-1 表～6-9 表

添付説明書-建 2-付録 2

添説建 3-II. 1. 4-1 表

添説建 3-XI. 3. 8-1 表

添説建 3-XI. 4. 7-1 表

表イ建ー3 工場棟転換工場 建物の各部位の仕様表 (1/7)

建物 名称	階 層	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚さ、高さ	図番号	工事 内容
		(転換加工室と屋外との境界) (1-0通り間)	外壁 管理区分境界 火災防護区分境界 治水防護区分境界 F3直浴防護ライン	サイディング(外側)			新設
		(付帯設備室/原薬物処理室/チエックタンク室/工作室/倉庫 換加工室と成膜・組立工場との境界) (13-26通り間)	外壁 ALC (内側) 鉄扉(SD-9) 鉄扉 壁8	ALC (内側)	図イ建-9、図イ建-12 図リ建-50	既設	既設
		(原料倉庫/付帯設施室と屋外との境界) (1-0通り間)	石膏ボード/鋼板 (内側)	石膏ボード/鋼板 (内側)			新設
		(付帯設備室/原薬物処理室/チエックタンク室/工作室/倉庫 換加工室と成膜・組立工場との壁) (外側) RC (柱型)組立工場の壁)	RC (柱型)組立工場の壁 (外側)	RC (柱型)組立工場の壁 (外側)	図リ建-1 図リ建-1	既設	既設
		(付帯設備室/原薬物処理室/チエックタンク室/工作室/倉庫 換加工室と成膜・組立工場との壁) (外側) RC (柱型)組立工場の壁 (外側)	RC (柱型)組立工場の壁 (外側)	RC (柱型)組立工場の壁 (外側)	図リ建-53 図リ建-53	既設	既設
		(原料倉庫/付帯設施室と屋外との境界) (13-14通り間)	ALC (外側) 鋼板 (内側) 断熱材 (ALCと鋼板の間)	ALC (外側) 鋼板 (内側) 断熱材 (ALCと鋼板の間)	図リ建-9、図リ建-12 図リ建-50	既設	既設
		原料倉庫 (第1和管理区域) と前室 (第2和 管理区域) との境界 (13-14通り間)	外壁 管理区分境界 火災防護区分境界 治水防護区分境界 F3直浴防護ライン	サイクリング(SS-2) 鉄扉(SD-1) 鉄扉 壁1	図イ建-9、図イ建-12 図リ建-9、図リ建-12 図リ建-50	新設	新設
工 場 棟 転 換 工 場 本 体	1 階 外 壁	北側 (Q通り)	板機加工室/原料倉庫と外との境界 (14-16通り間)	鋼板	図イ建-9、図イ建-12 図リ建-50	既設	既設
				サイディング(外側)			
				外壁 管理区分境界 火災防護区分境界 治水防護区分境界 F3直浴防護ライン	ALC (内側)		既設
				鉄扉(SD-3) 鉄扉 壁7	図イ建-9、図イ建-12 図リ建-50	交換	新設

(注) 網掛けは他の部位と共に用していることを示す。

表イ建-3 工場棟転換工場 建物の各部位の仕様表 (2/7)

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事内容
工場棟転換工場本体	1 階 階外壁	板換加工室と第2核燃料貯蔵本体との境界 (16-19通り間)	他の建物との境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	A.I.C			既設
		板換加工室と第2核燃料貯蔵本体との境界 (19-20通り間)	他の建物との境界 火災区域境界	A.I.C			既設
		板換加工室/分析室と除染室・分析室との境界 (20-26通り間)	他の建物との境界 火災区域境界	鉄扉 (1.1K)			既設
		屋根 (東側1階柱にて部) (24-25通り間) (1-Q通り間)	屋根 管則区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	A.I.C			既設
		床 (本体) (13-25通り間) (1-Q通り間)	上側折板 下側折板				新設
		有作設備室、営業施設他 2階が通路/機械室 (非管理区域部) (13-20の間)	管則区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界				既設
天井	1 階 階外壁 以外	廃棄物処理室・チエックランク室他の天井 で 2階が機械室 (非管理区域部) の床 (15-17通り間) (15-3-21の間)	管則区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	RC			既設
		原料貯蔵と板換加工室の境界 (15通り) (N-Q間)	火災区域境界 溢水防護区画境界	A.I.C			既設
			敷層 (3.1K) 壁3.6 (固定式2.1K)		図り付-50 図り付-50		既設 新設 既設

(注) 網掛けは他の部位と共にしていることを示す。

表イ建-3 工場棟車両換工場 建物の各部位の仕様表 (3/7)

建物 名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚さ、高さ	図番号	工事 内容
1 階 外 壁 以 外	板換加工室と蔵庫防処理室 / タンク室の境界 (0通り) (15-24通り)	火災区段境界	ALC			既設	
工 場 棟 車 両 換 工 場 本 体	機械室 (管理区域) と屋外との境界 (1-通り間)	火災区段境界	鋼扉 (8kg)			既設	
2 階 外 壁 / 閉 じ 込 め 機 能 を 要 求 さ れ る 部 位	板換加工室上部と屋外との 境界 (1-通り間)	コングリートブロック	鋼扉 (2kg)			既設	
工 場 棟 車 両 換 工 場 本 体	機械室 (管理区域) と屋外との境界 (1-通り間)	火災区段境界 溢水防護区画境界 F3直通防護ライン	ALC	コングリートブロック 鋼扉 (1kg)	図リ付-50	既設 新設	
工 場 棟 車 両 換 工 場 本 体	東側 (24通り)	外壁 火災区段境界 溢水防護区画境界 F3直通防護ライン	ALC(外側)	サイディング (外側)	既設		
工 場 棟 車 両 換 工 場 本 体	西側 (1通り)	外壁 火災区段境界 溢水防護区画境界 F3直通防護ライン	ALC(内側)	サイディング (外側)	既設		
工 場 棟 車 両 換 工 場 本 体	北側 (1通り)	外壁 火災区段境界 溢水防護区画境界 F3直通防護ライン	ALC(内側)	サイディング (外側)	既設		
工 場 棟 車 両 換 工 場 本 体	南側 (1通り)	外壁 火災区段境界 溢水防護区画境界 F3直通防護ライン	ALC(内側)	サイディング (外側)	既設		
工 場 棟 車 両 換 工 場 本 体	通路/機械室 (非管理区域) と 成型工場 (非管理区域) /組立工場 (管理区域) の境界 (1通り - 15.3通り)	他の建物との境界 火災区段境界	RC (成型/組立工場の壁) 鋼扉 (1kg) (15通り) (非管 理区域)	図ヘ付-2 図ホ付-1	既設		

(注) 網掛けは他の部位と共に用していることを示す。

表イ建-3 工場棟転換工場 建物の各部位の仕様表 (4/7)

部位 名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm) 厚さ、高さ	図番号	工事 内容
工 場 棟 転 換 工 場 本 体	2階 外 壁 / 門 閉 じ 込 め 機 能 を 要 求 さ れ る 部 位 (Q通り)	機械室 (管理区域) と通路 (非管理区域) の境界 (15.3通り-24通り間)	他の建物との境界 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区域境界	石膏ボード/鋼板 (内側)			新設
	西側 (Q通り)	原料貯蔵室上部 (管理区域) と 室外との境界 (M-Q通り間)	外壁 管理区域境界 F3危険防護ライン	A/C(外側)		図へ建-2	既設
	北側 (Q通り)	機械室 (非管理区域) と屋外との境界 (L-M通り間)	外壁 火災区域境界 F3危険防護ライン	鋼板 (内側)			新設
	北側 (Q通り)	転換加工室上部/原料貯蔵室上部と屋外との境 (13-24通り間)	外壁 火災区域境界 F3危険防護ライン	断熱材 (A/Cと鋼板の間)			新設
	天井	通路、機械室 (非管理区域) の3階が管理区 域の天井 (W-通り H-通り間) (13-26の間)	屋内管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区域境界	ケイカル板 (管理区域側)	鉄筋 (2床) RC	図リ建-51	既設
						RC	既設

(注) 網掛けは他の部位と共にしていることを示す。

表イ建-3 工場棟転換工場 建物の各部位の仕様表 (5/7)

建物名	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm)	図番号	工事内容
工場棟転換工場本体	2階外壁以外	転換加工室上部と原料貯蔵庫上部の境界 (15通り) (1-4fl)	火災区域境界	ALC			既設
		転換加工室上部と機械室の境界 (0通り)	火災区域境界 溢水防護区画境界	ALC			既設
		機械室 (管理区域) (15.3通りー24通り間)	火災区域境界 溢水防護区画境界	RC			既設
		計器室 (管理区域) (22~24通り) (1-6通り間)	火災区域境界 溢水防護区画境界	RC			既設
		機械室 (管理区域) (1-5通り) (15.3通りー24通り間)	火災区域境界 溢水防護区画境界	RC			既設
	床	通路/機械室 (非管理区域) の床 (1-1通り間) (13-20通り)	管理区域境界 火災区域境界	RC			既設
		フィルター室と室外との 境界 (1-0通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画 F3専用防護ライン	サイディング (外側)			新設
		車庫 (2通り)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画 F3専用防護ライン	ALC (内側)			既設
		フィルター室と転換工場との境界 (13-24通り間) (壁の上部)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画 F3専用防護ライン	サイディング (外側上部)			新設
		フィルター室と転換工場との境界 (13-24通り間) (壁の下部)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画 F3専用防護ライン	ALC (内側)			既設

(注) 網掛けは他の部位と共用していることを示す。

表イ建-3 工場棟転換工場 建物の各部位の仕様表 (6/7)

建物 名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm) 厚t、高h	図番号	工事 内容
工場 棟 転 換 工 場 本 体	3 階 外 壁	フィルタ室と屋外との境界 (1-6通り間)	A.LC (外側)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区分境界 P3電巻防護ライン	既設	既設	既設
西側 (1通り)	ダクトスペースと屋外の境界 (M-6通り間)	A.LC (外側)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区分境界 P3電巻防護ライン	既設	既設	既設	既設
3 階 外 壁 (北通り)	ダクトスペースと屋外との境界 (23-24通り間)	A.LC (外側)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区分境界 P3電巻防護ライン	既設	既設	既設	既設
排気塔	フィルタ室と排气塔の境界 (13-23通り間)	A.LC (内側)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区分境界 P3電巻防護ライン	既設	既設	既設	既設
屋根	転換工場の屋根 (13-22通り間) (1-6通り間)	屋根 管理区域境界 火災区域境界 P1電巻防護	上側折板 下側折板	既設	既設	既設	既設
	排気塔の屋根 (18-18.5通り間) (1-5通り間)	屋根 P1電巻防護	折板	既強	既強	既強	既強

表イ建-3 工場棟転換工場 建物の各部位の仕様表 (7/7)

建物名称	階	床	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm)	図番号	工事区分
工場棟転換工場本体	3階 外壁 以外	アトリウムベースとフィルタ室 (M通り、13-25間) (23通り、M-0間)	火災区域境界 溢水防護区域境界	アスモレタル (上部:PLから9060h以上)				既設
		販売加工室上部ダクトベースと販料倉庫上部ダクトス (H-Q通り)	火災区域境界	鉄筋(A4E)				既設
		床	(フィルタ室 (管理区域) の2階が管理区域 (N-1J通り、15-24間) (23-2間、M-Q通り))	火災区域境界 溢水防護区域境界	ALC (下部:PLから9060hまで)			既設
			(フィルタ室 (管理区域) の2階が非管理区域 床部の床) (Y-1通り間) (13-20間)	火災区域境界 溢水防護区域 RC	RC			既設
			(13通り、Q-S'間) (S通り、13-14間)	外壁 第2断管取付部 P1巻き防護	サイディング (外側)		図リ-52	既設 新設
			シャッター、鉄扉 (S'通り)	外壁 第2断管取付部 P1巻き防護	シャッタ (SS-70) 鍵扉 (SD-69)		図イ-9、図イ-12 図イ-9、図イ-12	交換
工場棟転換工場前室	1階	原料倉庫 (第1断管取付部) と前室 (第2断管取付部) との境界 (Q通り)	火災区域境界 溢水防護区域 RS巻き防護ライン	シャッタ (SS-2) 鍵扉 (SD-1) (既換工場本体側)	鋼板 (既換工場本体側)		図イ-9、図イ-12 図イ-9、図イ-12 図リ-50	既設
		床 (Q-S'通り、13-14間)	火災区域境界	土間コンクリート				既設
		屋根 (Q-S'通り、13-14間)	外壁 第2断管取付部 P1巻き防護	上側折板			新設	
				下側折板				既設

(注) 網掛けは他の部位と共用していることを示す。

表イ建-4 エキスパンションジョイントの各部位の仕様表 (1/6)

エキスパンションジョイント番号 及び 設置位置 (図イ建-5(1/3)～(3/3)参照)	区分	部位	材質	厚さ (mm)	工事内容
1 鉛直東は、転換工場と組立工場間のエキスパンションジョイントカバー内であり、カバーは不要	鉛直 西側 13-L通り	追設カバー (屋外) 止水シート (内部) カバー (屋内)			新設 交換 —
転換工場 (1F, 2F耐火PB壁、3F ALC壁) 一 組立工場 (RC壁) (図イ建-14～16) (両建物の壁の間に設置)	水平 (東西) L通り 13-14通り間	追設カバー (屋外) 止水シート (内部) カバー (屋内)			— 交換 —
	鉛直 西側 16'-Q通り	追設カバー (屋外) 止水シート (内部) カバー (屋内)			新設 — —
	転換工場 (ALC壁) 一 第2核燃料倉庫本体 (RC 壁) (図へ建-1)	水平 (東西) Q通り 16'-19'通り間	追設カバー (屋外) 止水シート (内部) カバー (屋内)		新設 — —
2 転換工場—第一核燃 料倉庫 (両建物の壁 の間に設置)	鉛直 東側 19'-Q通り	追設カバー (屋外) 止水シート (内部) カバー (屋内)			交換 — —
	転換工場 (ALC壁) 一 第2核燃料倉庫前室 (壁 無し) (図へ建-1)	水平 (東西) Q通り 19'-20通り間	追設カバー (屋外) 止水シート (内部) カバー (屋内)		新設 交換 —

表イ建-4 エキスパンションジョイントの各部位の仕様表 (2/6)

部位	材質	厚さ (mm)	工事内容
追設カバー (屋外)			新設
止水シート (内部)			既設
カバー (屋内)			交換
追設カバー (屋外)			新設
止水シート (内部)			既設
カバー (屋内)			新設
—			—
カバー (屋内、第2核燃料倉庫前室側)			交換
止水シート (内部、第2核燃料倉庫前室側)			交換
止水シート (内部、除染室側)			交換
カバー (屋内、除染室側)			交換
追設カバー (屋外)			—
止水シート (内部)			交換
カバー (屋内)			交換

エキスパンションジョイント番号
及び
設置位置
(図イ建-5(1/3)～(3/3)参照)

3
析室 (RC壁+ALC壁)
(図へ建-1) (第2核燃料倉庫前室側に設置)

転換工場 (1F、2F耐火CP壁、3F ALC壁)
除染室・分析室 (一部RC壁)
(図へ建-22)
除染室 (RC壁)
(両建物の壁の間に設置)
分析室 (分析室側に設置)

4

表イ建-4 エキスパンションジョイントの各部位の仕様表 (3/6)

エキスパンションジョイント番号 及び 設置位置 (図イ建-5(1/3)～(3/3)参照)	区分	部位	材質	厚さ(mm)	工事 内容
4	転換工場(1F、2F耐 火PP壁、3F ALC 壁) ～ 除染室・分析室 (一 部RC壁) (図イ建-22) (両建物の壁の間に 設置) 分析室： (分析室側に設置)	鉛直 26-Q通り	追設カバー(屋外) 止水シート(内部) カバーハー(屋内)	—	新設 交換 交換
5	転換工場(1F、2F耐 火PB壁、3F ALC壁) ～ 成型工場 (RC壁) (図イ建-14～16) (両建物の壁の間に設置)	水平(東西) (22-23の中間)～26通り間 26-L通り	追設カバー(屋外) 止水シート(内部) カバーハー(屋内)	—	新設 交換 交換
鉛直西は、転換工場と成型工場間のエキスパンションジョイント内であり、カバーは不要					

表イ建-4 エキスパンションジョイントの各部位の仕様表 (4/6)

エキスパンションジョイント番号 及び 設置位置 (図イ建-5(1/3)~(3/3)参照)	区分	部位	材質	厚さ(mm)	工事内容
6 放射線管理棟—放射線管理棟前室 (図下建-7) (前室側に設置)	鉛直 南側 : Y1-25' 通り 北側 : Y2-25' 通り	追設カバー (屋外)			新設
	カバー (屋内)	止水シート (内部)			新設
	カバー (屋内)	カバー (屋外)			新設
	水平 (南北) 25' 通り 間	追設カバー (屋外)			新設
	Y1-12通り 間	止水シート (内部)			新設
	カバー (屋内)	カバー (屋内)			新設
	鉛直 西側 : 18-C' 通り 東側 : 25'-C' 通り	追設カバー (屋外)			新設
	カバー (屋内)	止水シート (内部)			—
	カバー (屋内)	カバー (屋外)			交換
	水平 (東西) C' 通り 間	追設カバー (屋外)			新設
	18-25' 通り 間	止水シート (内部)			—
	カバー (屋内)	カバー (屋内)			交換
	鉛直 南側 14-F通り	追設カバー (屋外)			新設
	カバー (屋内)	止水シート (内部)			—
	カバー (屋内)	カバー (屋外)			交換
	水平 (南北) F-L通り 間	追設カバー (屋外)			—
	止水シート (内部)	止水シート (内部)			—
	カバー (屋内)	カバー (屋内)			—

表イ建-4 エキスパンションジョイントの各部位の仕様表 (5/6)

エキスパンションジョイント番号 及び 設置位置 (図イ建-5(1/3)～(3/3)参照)	区分	部位	材質	厚さ (mm)	工事 内容
9 (図イ建-6) (容器管理棟前室に設置)	鉛直 西側 : Y7' - Y3' 通り 東側 : Y8 - X3' 通り	追設カバー (屋外) 止水シート (内部) カバーヌ (屋内)			新設 — 交換
	水平 X3' 通り Y7' - Y8通り 間	追設カバーヌ (屋外) 止水シート (内部) カバーヌ (屋内)			新設 — 交換
10 (図イ建-6) (メンテナンス室側に設置)	鉛直 南側 : X1 - X6通り 北側 : X3 - X6通り	追設カバーヌ (屋外) 止水シート (内部) カバーヌ (屋内)			— — —
	水平 (南北) Y6通り X1 - X3通り 間	追設カバーヌ (屋外) 止水シート (内部) カバーヌ (屋内)			— — —

表イ建-4 エキスパンションジョイントの各部位の仕様表 (6/6)

区分	部位	材質	厚さ (mm)	工事内容
エキスパンションジョイント番号 及び 設置位置 (図イ建-5(1/3)～(3/3)参照)				
11 放射線管理棟—事務棟 (東西) (図下建-1) (事務棟側に設置)	鉛直 西側 14-E通り	追設カバー (屋外) 止水シート (内部) カバー (屋内)	— — —	— — —
	水平(東西) E通り 間 14-18通り	追設カバー (屋外) 止水シート (内部) カバー (屋内)	— — —	— — —
12 放射線管理棟—事務棟 (南北) (図下建-1) (事務棟側に設置)	鉛直 南側 B' 近傍-18通り	追設カバー (屋外) 止水シート (内部) カバー (屋内)	— — —	— — —
	水平(南北) 18通り B' 近傍-E通り 間	追設カバー (屋外) 止水シート (内部) カバー (屋内)	— — —	— — —

表イ建-5 工場棟転換工場 仕様表（次回以降の申請にて適合を確認する範囲）(1/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設		
核燃料物質の臨界防止	[3.2-建1]工場棟領域のユニットは、原料貯蔵所領域、シリンドラ洗浄棟領域、第3核燃料倉庫(1)領域、第3核燃料倉庫(2)領域、加工棟領域のユニットと必要離隔距離以上離す ・設置高さ490cm以下の工場棟領域ユニットと第2核燃料倉庫領域ユニットは、臨界隔離壁(第2核燃料倉庫領域)により隔離する ・設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、第2核燃料倉庫領域のユニットと必要離隔距離以上離す	・原料貯蔵所{861}領域、シリンドラ洗浄棟{873}領域、第3核燃料倉庫{858}領域(1)、(2)の必要離隔距離 ・設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットと第2核燃料倉庫領域のユニットの距離が必要離隔距離以上離した配置であること		
火災等による損傷の防止	[4.1-建5]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m ³ ×2)と消防水配管により接続 [4.3-建4]ガラリ部の火災区域境界は気体廃棄設備で構成される。気体廃棄設備は、次回以降申請とする。	防火水槽{896}及び可搬消防ポンプ{897} 気体廃棄設備(1) {608}～{639}		
安全機能を有する施設の地盤	—	—		
地震による損傷の防止	—	—		
津波による損傷の防止	—	—		
外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.2-建2]水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、工場棟転換工場の安全機能に影響を及ぼすことはない	水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁{914}		
人の不法な侵入等の防止	—	—		
溢水による損傷の防止	[5.6.1-建3]屋外、非管理区域、及び第2種管理区域への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備{835}		
材料及び構造	—	—		
閉じ込めの機能	[7.1-建2]工場棟転換工場の第1種管理区域は無窓構造とし、局所排気系統及び室内排気系統により室内の圧力を外気に対して負圧に維持する設計とする(ウランの飛散するおそれのある部屋は19.6Pa以上の負圧) [7.1-設4]排気は局所排気系統に接続する [7.1-建5]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする [7.1-建6]工場棟転換工場内部の第1種管理区域の床、及び人が触れるおそれがある壁表面については、ウランが浸透しにくく、除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる	気体廃棄設備(1) {608}～{637} 気体廃棄設備(1) {608}～{637} 漏水検知警報設備{835} 地下ピット[ピット内液回収配管系統含む]{716}		
遮蔽	[8.1-建1]工場棟転換工場の周辺に遮蔽壁を設置する	遮蔽壁(工場棟転換工場の東側屋外){881}		
換気	[9.1-建1]気体廃棄設備(1)の排気能力は以下のとおりである。第1種管理区域で発生する気体廃棄物を処理することが十分に可能な能力を有する設計とする 排気能力 <table border="1"><tr><td>排気能力 (m³/時)</td></tr><tr><td>115,000 以上</td></tr></table>	排気能力 (m ³ /時)	115,000 以上	気体廃棄設備(1) {608}～{637}
排気能力 (m ³ /時)				
115,000 以上				
核燃料物質等による汚染の防止	—	—		

表イ建-5 工場棟転換工場 仕様表（次回以降の申請にて適合を確認する範囲）(2/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
安全機能を有する施設	<p>[11. 1-建 2] UF₆ ガスを正圧で取り扱う UF₆ 配管の破断により UF₆ ガスが漏えいし、UF₆ フードボックス内に UF₆ ガスが漏えいした状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮</p> <p>[11. 1-建 3] ロータリーキルンにおける炉内爆発によりウラン粉末が爆風圧力逃し機構（破裂板）を通じて局所排気系統へ飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮</p> <p>[11. 4-建 1] 工場棟転換工場の分光分析室に設置する同位体分析設備、工場棟転換工場の分光分析室及び除染室・分析室の分析室に設置する不純物分析設備は、使用施設と共に用する</p> <p>使用施設との共用においても、核的制限値を超えないよう管理する上、加工施設と同じ取扱方法によって管理するため、共用により加工施設の安全性を損なわない</p>	UF ₆ シリング {2}、コールドトラップ {14} コールドトラップ（小）{17} 加水分解装置（エジェクタ）{21} ロータリーキルン {94} ダストチャンバ {95} 同位体分析設備 {906} 不純物分析設備 {907}
搬送設備	—	—
警報設備等	[13. 1-建 1] 屋外、非管理区域、第 2 種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備 {835} UF ₆ 漏えい警報設備（防護カバー）{13}
安全避難通路等	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—
廃棄施設	<p>[14. 1-設 1] 凝集沈殿、遠心分離、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備により排出基準値以下にウランを除去した後、排水貯留池に貯留する</p> <p>[14. 1-設 11] 廃液処理設備(5)、(6)の排水は排水貯留池に排水する</p>	排水貯留池 {776} 排水貯留池 {776}
放射線管理施設	—	—
非常用電源設備	<p>[16. 1-建 2] 工場棟転換工場に設置している緊急対策設備(1)（非常用照明及び誘導灯）は、非常用ディーゼル発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。</p> <p>なお非常用ディーゼル発電機は、既設を撤去し新たに新設する予定（図リ建-1～3 参照）であり、新設の非常用ディーゼル発電機の供用開始までは既設の非常用ディーゼル発電機に接続するため、工場棟転換工場に設置する非常用設備（非常用通報設備（非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備（有線式））、自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備）、及び緊急対策設備(1)（非常用照明、誘導灯））は、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する</p>	非常用ディーゼル発電機 {888}
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	<p>[99-建 4] F3 竜巻に対し、工場棟転換工場本体の屋根（折板）は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)（飛散防止用防護ネット）を設置する。</p> <p>[99-建 5] 飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する</p>	飛散防止用防護ネット {836} 防護フェンス {885}

ハ 成形施設

1. 変更の概要

申請対象建物と変更内容を表ハ-1に、工場棟成形工場の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその補強方法を表ハ-2に示す。

2. 準拠すべき主な法令、規格及び規準

今回申請する建物・構築物に関する設計において、準拠すべき主な法令、規格及び規準等は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則
- (5) 加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則
- (6) 加工施設の性能に係る技術基準に関する規則
- (7) 労働安全衛生法及び関係法令
- (8) 保安規定
- (9) 消防法・同施行令・告示等
- (10) 建築基準法・同施行令・告示等
- (11) 日本産業規格（JIS）（日本規格協会）
- (12) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
- (13) 鋼構造設計規準 — 許容応力度設計法 —（日本建築学会）
- (14) 建築基礎構造設計指針（日本建築学会）
- (15) 2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書（建築研究所）
- (16) 建築工事標準仕様書・同解説（日本建築学会）

3. 設計条件及び仕様

今回申請する工場棟成形工場の建物は、昭和46年9月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。同建物は、昭和47年に一部間仕切りの撤去と焼結室の拡張を実施している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

今回申請する工場棟成形工場に関する仕様を表ハ建-1に、主要な構造材の仕様を表ハ建-2に、建物の各部位の仕様を表ハ建-3(1/8)～(8/8)に、工場棟成形工場に関して次回以降の申請にて技術基準への適合性を確認する事項を表ハ建-4に示す。

敷地内建物配置図を図イ建-1に、補強箇所説明図を図イ建-1-1(1/4)～(4/4)に、建物の補強工事と各影響評価との関係を図イ建-1-2(2/4)に、管理区域区分図を図イ建-2～4に、エキスパンションジョイント設置位置図を図イ建-5(1/3)～(3/3)に、エキスパンションジョイント構造図を図イ建-5-1に、火災区域を図イ建-6～8に、火災区域毎の材料及び厚さ一覧を図イ建-8-1(2/4)～(3/4)に、外部火災・爆発の影響評価を図イ建-8-2(1/8)～(8/8)に、鉄扉、シャッタ配置及び竪巻防護ラインを図イ建-9～11及び11-1に、工場棟建具表を図イ建-12に示す。また、鉄扉、シャッタ補強及びガラリ固縛概要図を図イ建-13に示す。

工場棟成型工場の平面図、立面図、断面図及び伏図を図ハ建-1～10に、軸組図を図ハ建-11～19に、壁増打ち補強リストを図ハ建-20に、壁新設補強リストを図ハ建-21に、屋根面鉄骨補強概略図を図ハ建-22に、梁側面増打ち補強及び鉄骨ブレース新設、折板追設補強概略図を図ハ建-23に示す。

表ハ-1 成形施設の申請対象建物及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
屋外	工場棟成型工場	1式	改造

表ハ-2 工場棟成型工場の工事番号及び工事名称とその補強方法

工事番号及び工事名称 (注)	耐震性能向上の補強方法 (添説建2-III.1.2-1 表 耐震補強の概要 参照)	耐竜巻性能向上の補強方法 (添説建3-III.1.4-1 表 竜巻に対する補強部位 参照)	火災等による損傷の防止に関する説明書 (添付説明書一建1 参照)
2-a. 壁新設補強	増設耐震壁 開口閉塞壁補強 開口移設	—	—
2-b. 壁増打ち補強	増打ち耐震壁 間柱補強	—	—
2-c. 梁側面増打ち補強	RC梁側面増打ち補強	—	—
2-d. スラブ増打ち補強	RCスラブ増打ち	—	—
2-e. 鉄骨ブレース新設	新設鉄骨ブレース	—	—
2-f. 屋根面鉄骨補強	新設鉄骨梁 トラス梁斜材補強 新設トラスブレース補強 新設鉄骨方杖 新設鉄骨柱	—	—
2-g. 耐火壁追設	—	—	工場棟成型工場ペレット加工室と2階通路の境界に耐火壁を追設することで延焼防止
2-h. エキスパンションジョイント改造	地震時の変位量を考慮した間隔を設定し、地震時に生じる変位を吸収 (添付説明書-建2付録2)	—	—
2-i. 鉄扉補強	—	既存鉄扉の補強	—
2-j. 鉄扉交換	—	新しい鉄扉に交換することで補強	—
2-k. シャッタ改造	—	—	工場棟成型工場と工場棟組立工場の境界のシャッタを改造することで延焼防止
2-l. 折板追設補強	新設高強度折板	既存屋根の折板追設で補強 (既存折板残置)	—

注) : • 4. 工事の方法 4.1. 工場棟成型工場(1)手順 参照

• 表ホ建-2 工場棟成型工場 主要な構造材の仕様表 参照

• I-2 検査の項目及び方法 表1-3-2 参照

• 図イ建-1-1 及び 図イ建-1-2 参照

4. 工事の方法

4. 1. 工場棟成型工場

本申請に係る工事において、「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に適合するように品質管理を行う。

(1) 手順

今回申請の工場棟成型工場に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ハ1-1参照）により行う。また、工場棟成型工場の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその工事の方法を2-a. ~2-1. に示す。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表リー9に、仮移設又は代替措置を講じる放射性廃棄物の廃棄施設（気体廃棄設備）を表ト-8に示す。工事に当たっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 工場棟成型工場のペレット貯蔵室に核燃料物質が保管されているが、ペレット貯蔵室の工事はないため、本工事の範囲及び本工事の影響範囲に核燃料物質はない。
- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 気体廃棄設備(1)及び気体廃棄設備(2)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。なお管理境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。
- ・ 建物の工事と干渉する気体廃棄設備の内、洗濯室乾燥機の系統については、仮移設及び代替措置（迂回経路敷設）を講じ、乾燥機の運転ができるように安全機能を維持する。仮移設又は代替措置を講じる気体廃棄設備を表ト-8に、対象とする設備の系統を図ト系-3に、工事の範囲を図ト配-7に示す。
- ・ 資材の搬出入のため、構造的に影響の少ない壁の一部に開口を設ける。なお当該壁は防火区画のため、未使用時には鋼板で開口部を覆うものとする。工事終了後は、開口部を塞ぎ、現状どおりに復旧する。開口部を設ける位置を図ハ配-3に示す。
- ・ 第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去する際には、保安規定に基づき、管理区域の範囲を一時的に変更する。
また第1種管理区域の境界にあるエキスパンションジョイントの改造工事、鉄扉、シャッタの補強または交換工事にあたり、建物に開口部が設けられる場合には、周囲に仮囲いを設けて負圧を維持する。
- ・ 建物に開口部を設ける際には、防護カバー、目張り等の養生を実施し負圧を維持する。また、雨水の浸入を防止するために適切な雨水浸入防止対策、又は建屋への目張り等により閉じ込めを行う。
- ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。
- ・ 壁の補強工事として、既存床の掘削、土留め型枠設置を行う。土留め型枠を設置後、汚染されていないことを確認した土壤で埋戻し、壁の補強工事を完了後に床を復旧する。
- ・ 床の復旧工事後、第1種管理区域内の床は、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗料（難燃性材料）で仕上げる。
- ・ 床を掘削する場合は、掘削箇所への内部溢水による水の浸入を防止するために内部溢水源となりうる配管の元バルブを閉止する措置、又は囲いを設ける措置を講じる。

- 2-a. 壁新設補強^(注1)：耐震性能向上を目的に工場棟成型工場本体に鉄筋コンクリート製の壁を新設する
配置を図ハ建-6～8、11、14、16、及び18に、壁新設の補強リスト及び壁新設補強の概略を図ハ建-21に示す
- 2-b. 壁増打ち補強^(注1)：耐震性能向上を目的に工場棟成型工場本体の既存の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする
配置を図ハ建-6～8、12～13、15及び17～19に、壁増打ちの補強リスト及び壁増打ち補強の概略を図ハ建-20に示す
- 2-c. 梁側面増打ち補強^(注1)：耐震性能向上を目的に工場棟成型工場本体及び排気塔の既存の梁側面に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする
配置を図ハ建-7～9及び17～18に、梁側面増打ち補強の概略を図ハ建-23に示す
- 2-d. スラブ増打ち補強^(注1)：耐震性能向上を目的に工場棟成型工場本体の既存の床スラブ下(一部)に鉄筋コンクリート製のスラブを増打ちする
配置を図ハ建-8に示す
- 2-e. 鉄骨プレース新設^(注2)：耐震性能向上を目的に工場棟成型工場本体及び排気塔の柱と梁の接合部に鉄骨プレース(筋交い)を新設する
配置を図ハ建-7、9、11及び18に、鉄骨プレース新設の概略を図ハ建-23に示す
- 2-f. 屋根面鉄骨補強^(注2)：耐震性能向上を目的に工場棟成型工場本体の屋根部の鉄骨トラス構造部に新たな鉄骨を追設する
配置を図ハ建-8～10、13～16、18及び19に、屋根面鉄骨補強の概略を図ハ建-22に示す
- 2-g. 耐火壁追設^(注3)：内部火災による延焼防止を目的に工場棟成型工場ペレット加工室と2階通路の境界に耐火壁を追設する
配置を図ハ建-2に示す
- 2-h. エキスパンションジョイント改造^(注4)：耐竜巻性能向上(F1竜巻荷重)等のために工場棟組立工場との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する
配置を図イ建-5(1/3)～(3/3)及び図ハ建-1～5に示す
- 2-i. 鉄扉補強^(注2)：耐竜巻性能向上を目的にF1竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために工場棟成型工場本体の既存鉄扉(本体2階：SD-16及びSD-61、本体3階：SD-135及びSD-136-RF)を鋼材により補強する
配置を図イ建-10～11及び図ハ建-2～4に、建具表を図イ建-12に、鉄扉及びシャッタ補強の概略を図イ建-13に示す
- 2-j. 鉄扉交換^(注2)：耐竜巻性能向上を目的にF1竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために工場棟成型工場本体の鉄扉(本体1階：SD-14及びSD-15)を新たな鉄扉に交換する
配置を図イ建-9及び図ハ建-1、4に、建具表を図イ建-12に示す
- 2-k. シャッタ改造^(注2)：内部火災による延焼防止を目的に工場棟成型工場と工場棟組立工場の境界のシャッタを改造する
配置を図ハ建-1に示す
- 2-l. 折板追設補強^(注2)：耐竜巻性能向上を目的にF1竜巻荷重に対し、屋根の損傷防止のために工場棟成型工場本体の屋根の既存折板は残置し、新たな折板を追設する
配置を図ハ建-4及び10に、折板追設補強の概略を図ハ建-23に示す

注) : 適用指針

- 注1) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 (日本建築学会)
- 注2) 鋼構造設計規準 — 許容応力度設計法 — (日本建築学会)
- 注3) 石膏ボード施工マニュアル (石膏ボード工業会)
- 注4) 建築用エキスパンションジョイントの手引き
(日本エキスパンションジョイント工業会)

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理 (防火、汚染防止を含む)

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局部排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリアの除染を行う。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

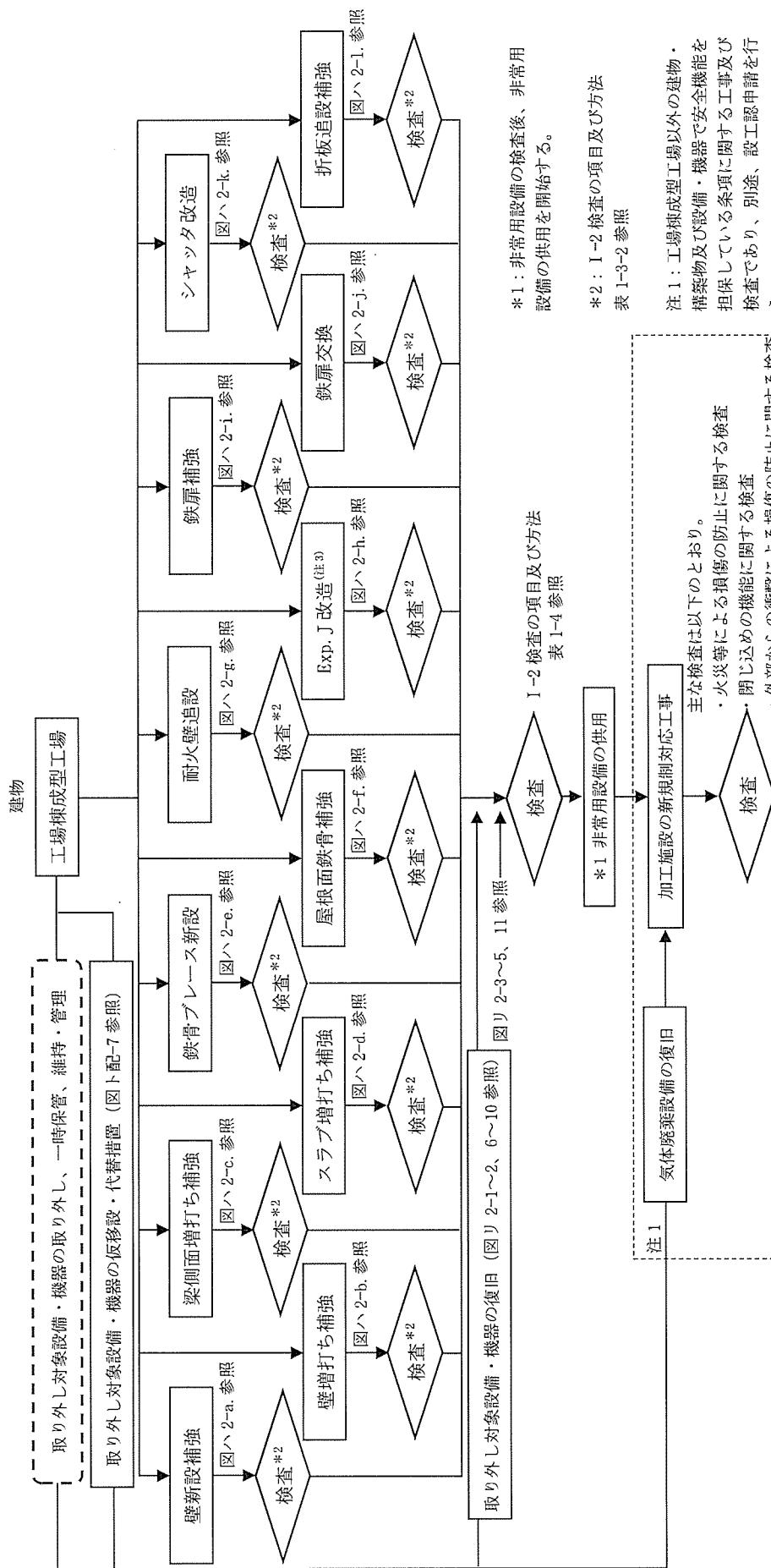
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態 (火災・救急等) が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



*1：非常用設備の検査後、非常用設備の供用を開始する。

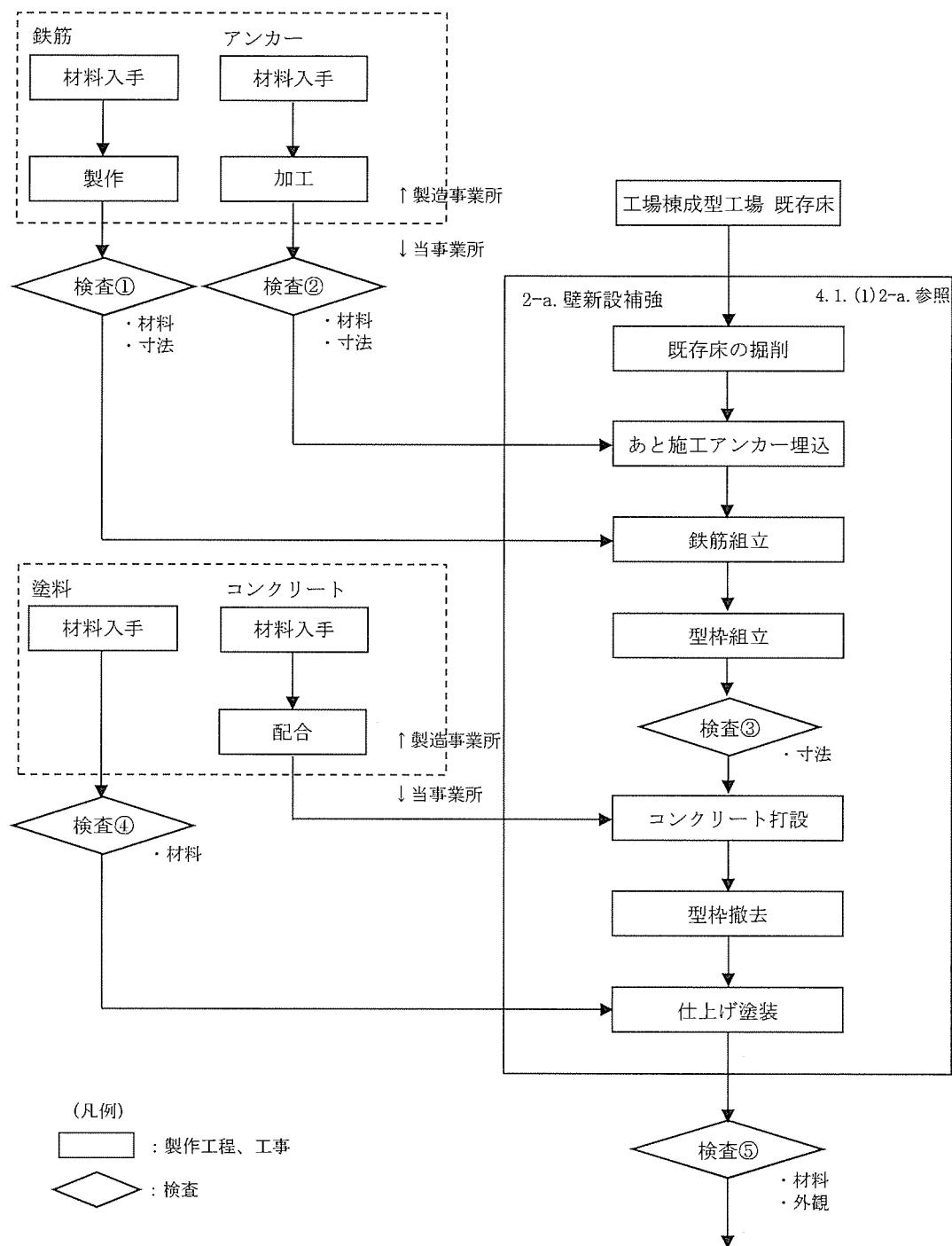
*2 : I-2 検査の項目及び方法
表 1-3-2 参照

注1: 工場構成工場以外の建物・機械及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、別途、設工認申請を行う。

注2: 注1に示す検査の他、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の六、四号に基づく加工施設の性能検査については、別途、設工認申請を行いう。

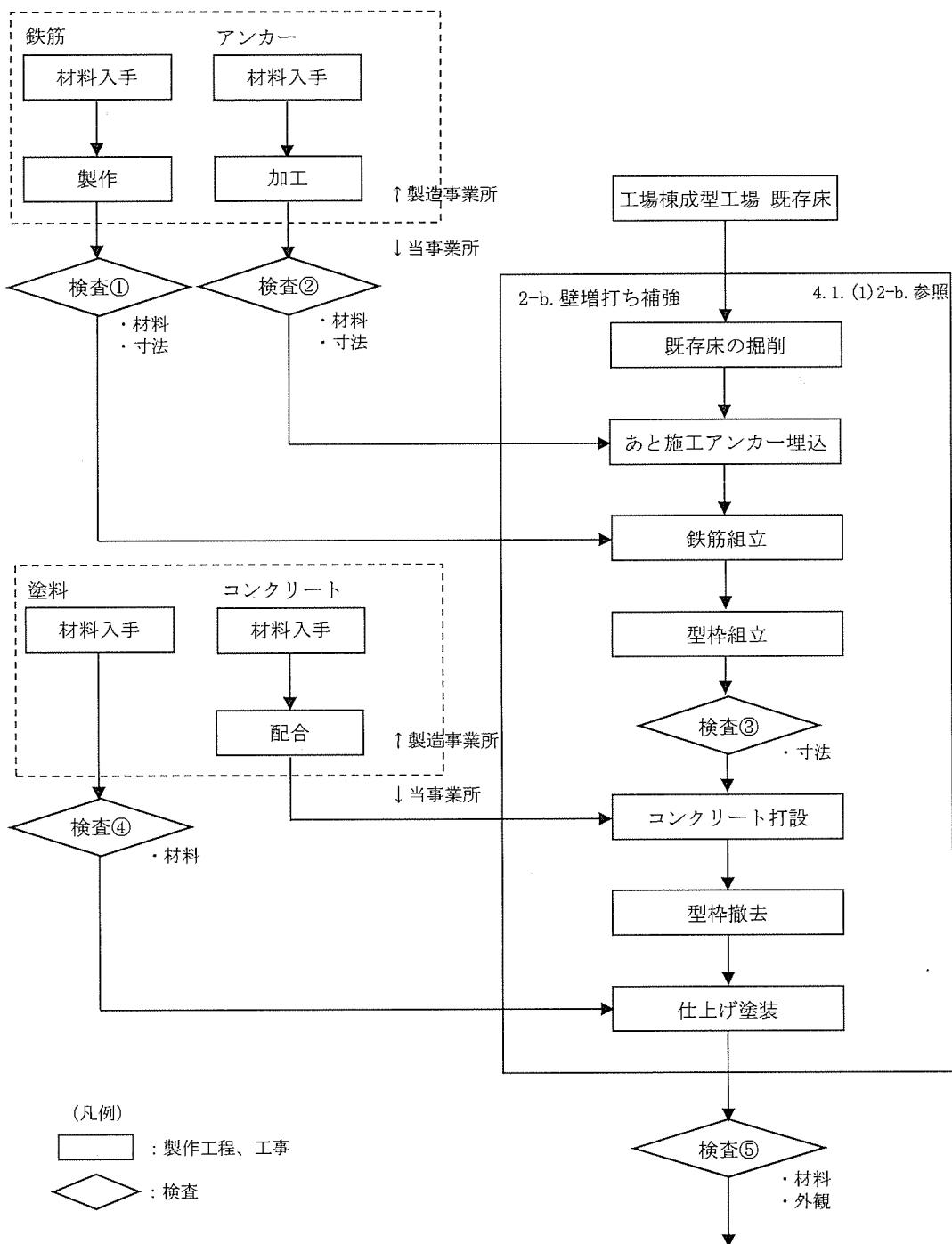
注3: Exp.J(エキスパンションジョイントの略)

図ハハ 1-1 工事の手順フロー図



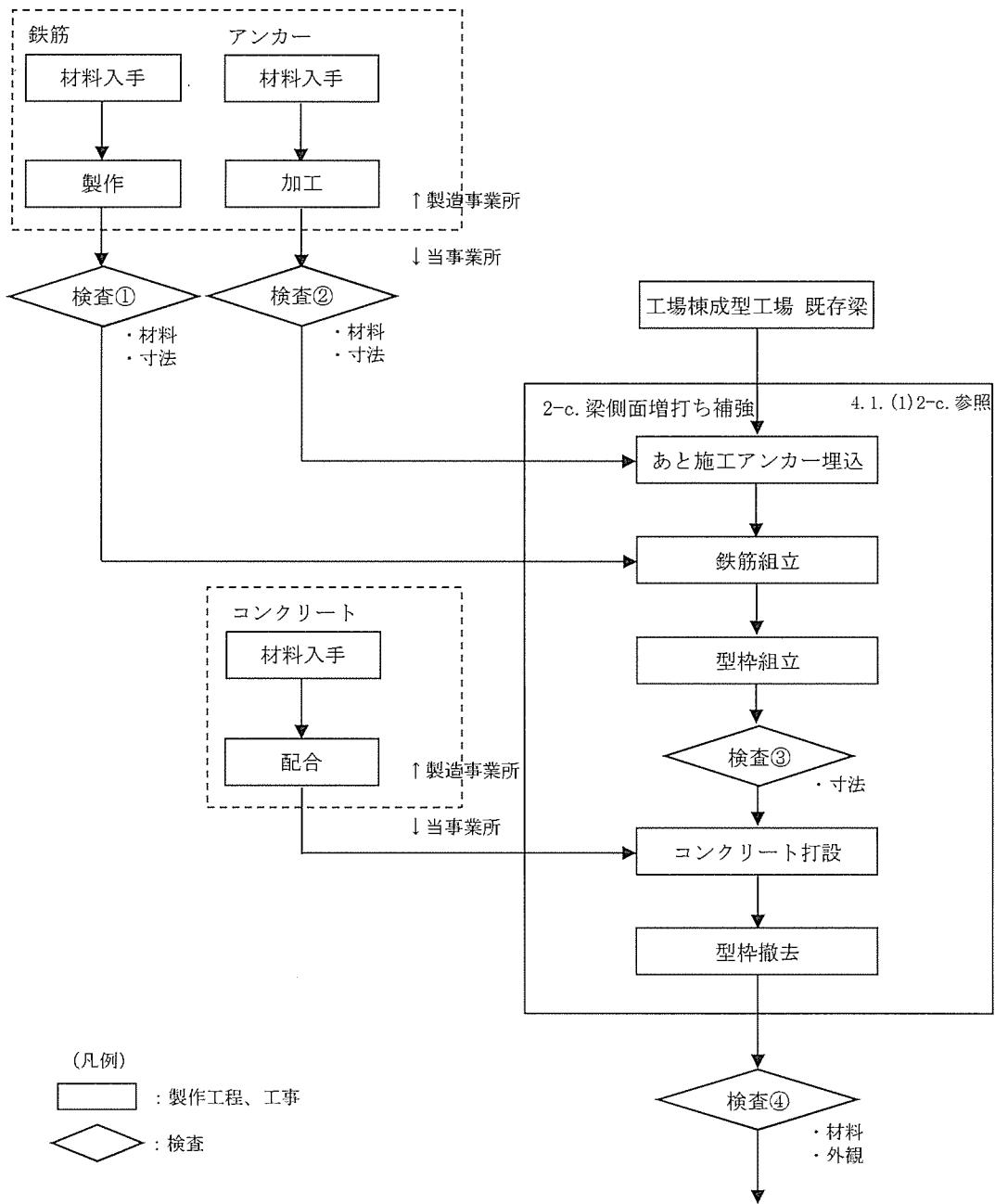
(図ハ I-1 工事の手順フロー図へ)

図ハ 2-a. 壁新設補強の手順フロー図



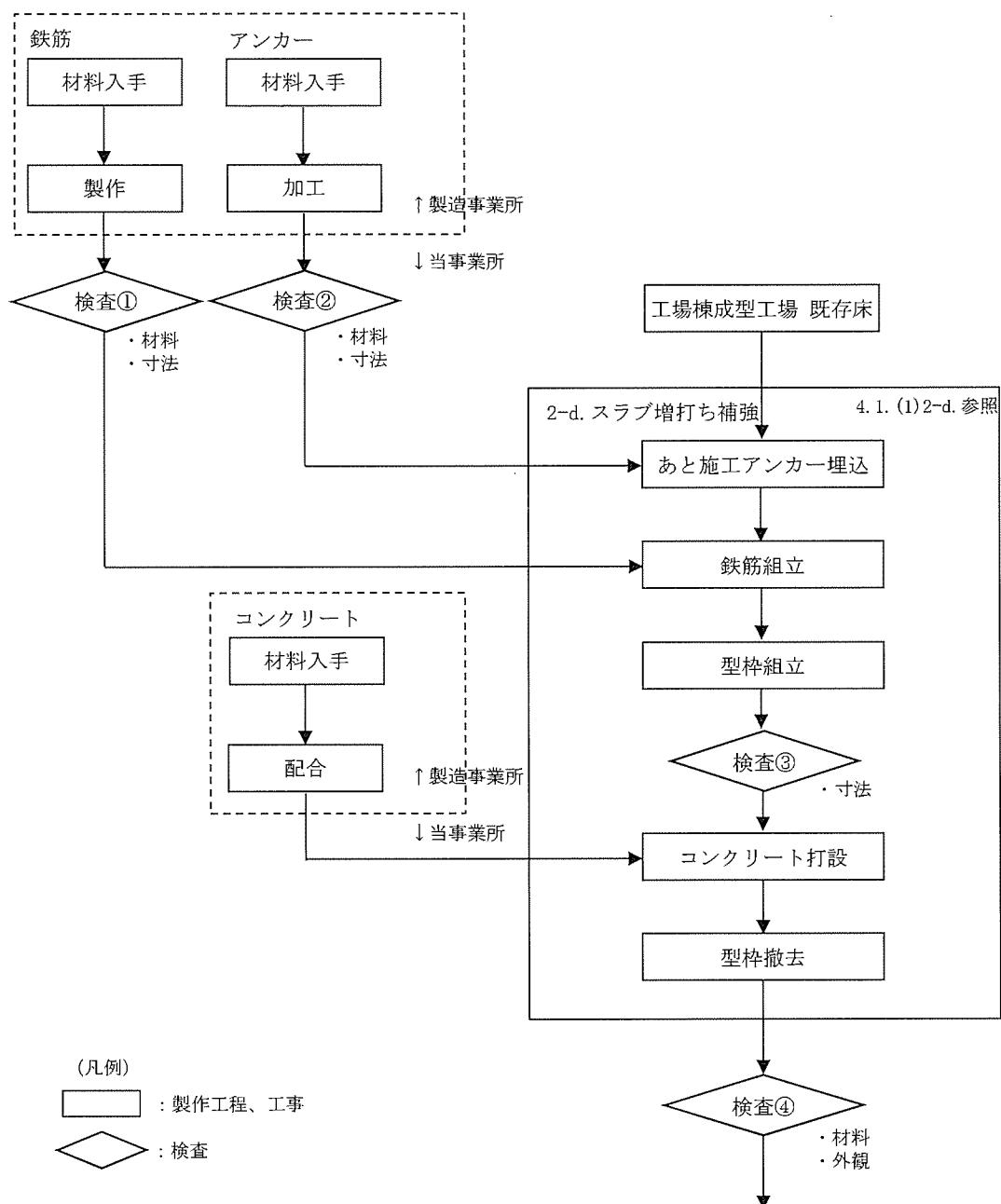
(図ハ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図ハ 2-b. 壁増打ち補強の手順フロー図



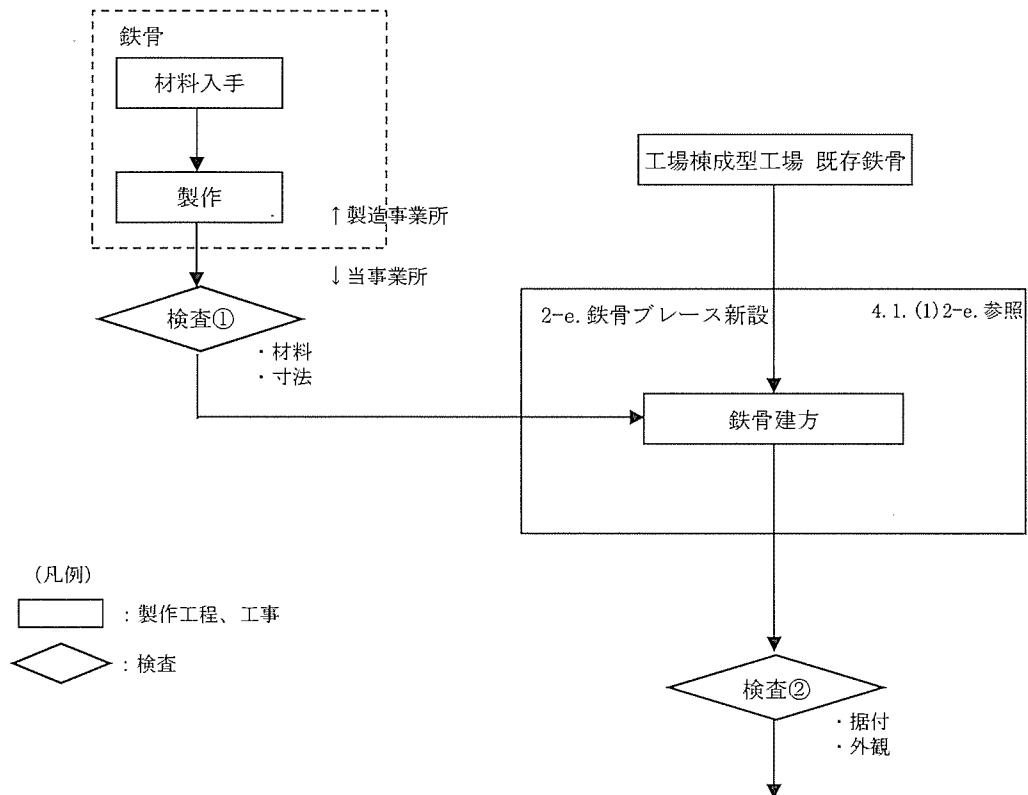
(図ハ 1-1 工事の手順フロー図)

図ハ 2-c. 梁側面増打ち補強の手順フロー図



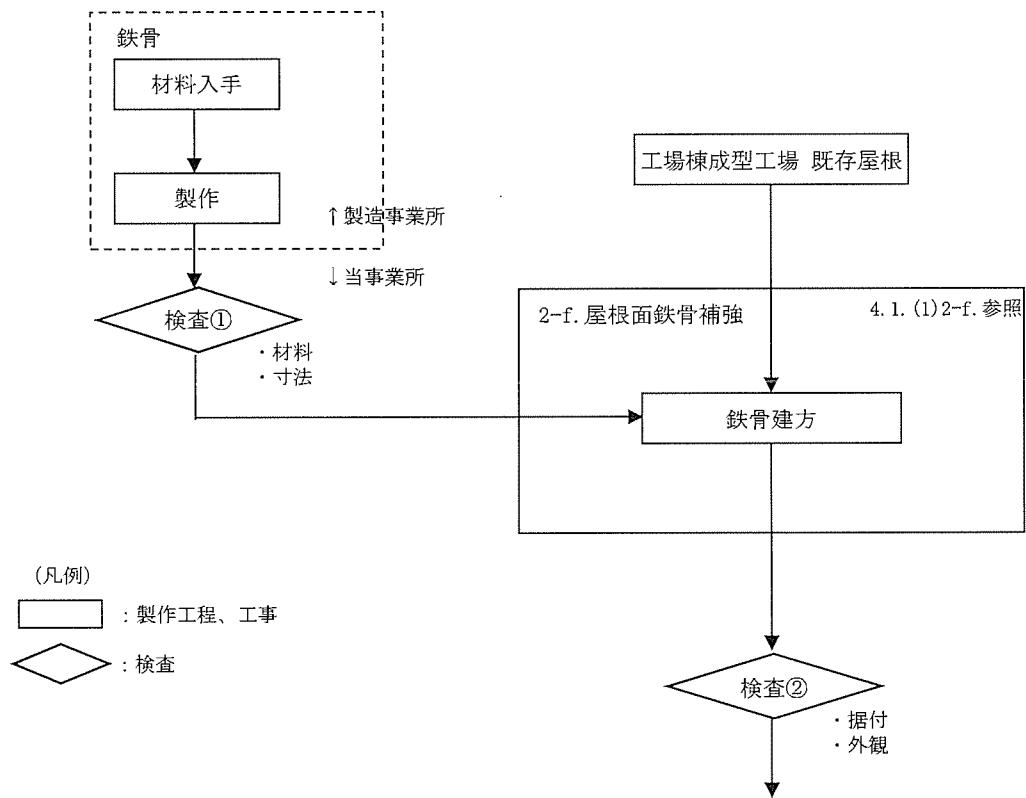
(図ハ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図ハ 2-d. スラブ増打ち補強の手順フロー図



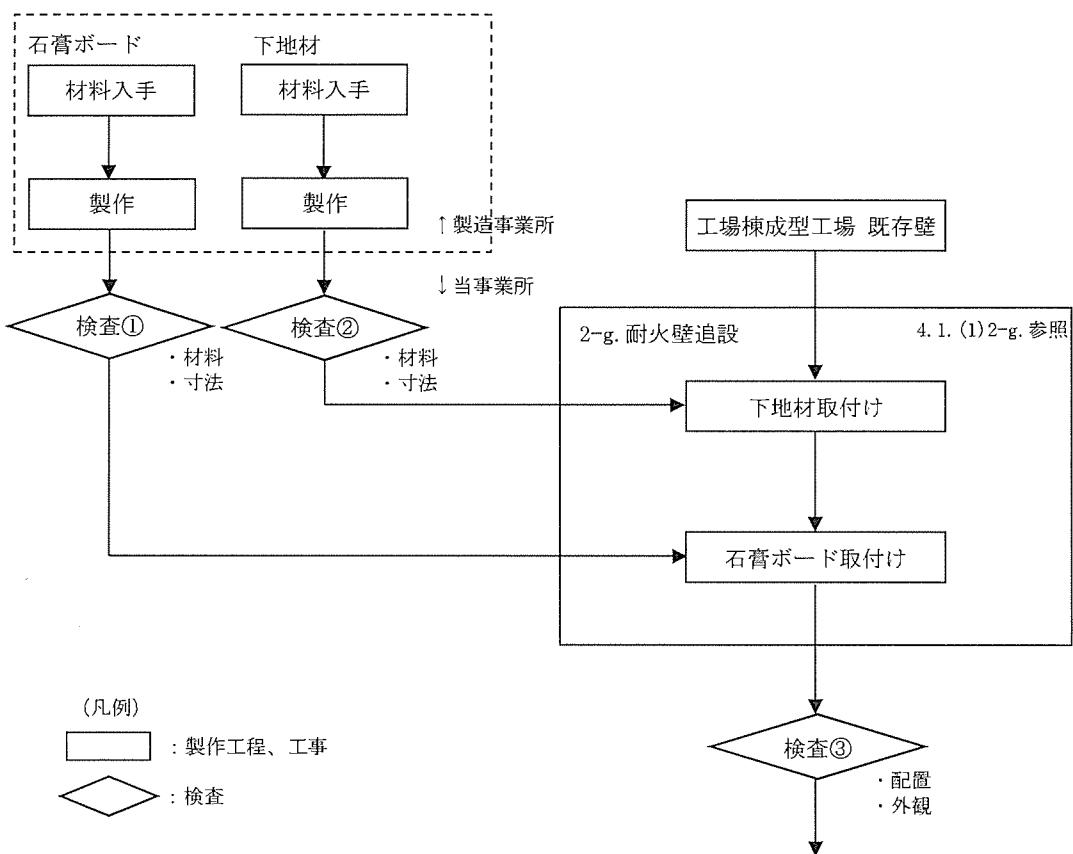
(図ハ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図ハ 2-e. 鉄骨プレース新設の手順フロー図



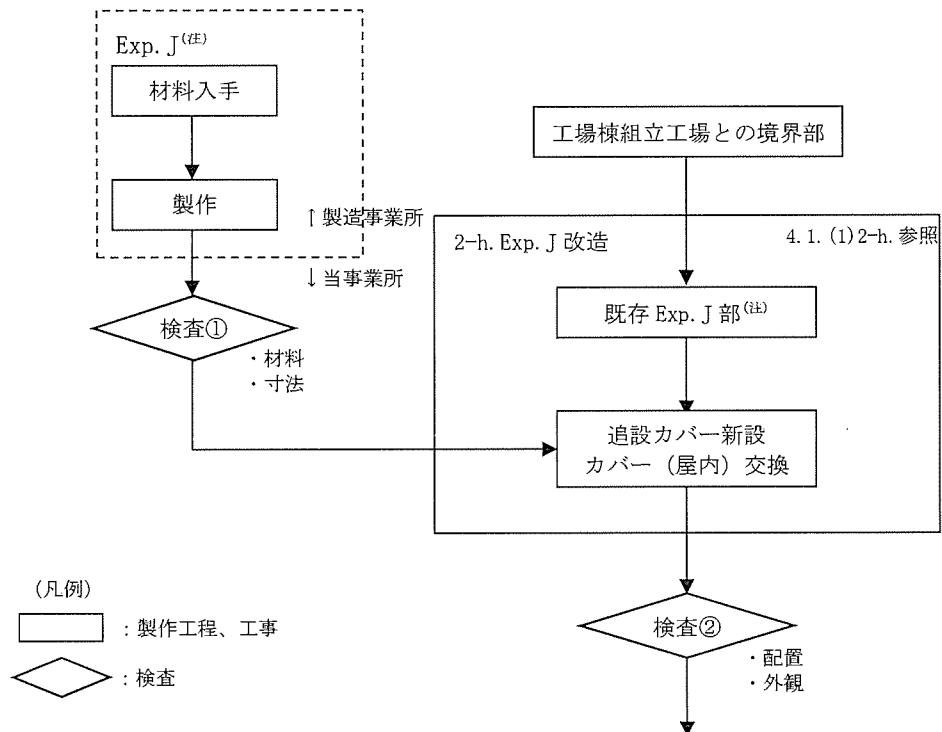
(図ハ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図ハ 2-f. 屋根面鉄骨補強の手順フロー図



(図ハ 1-1 工事の手順フロー図へ)

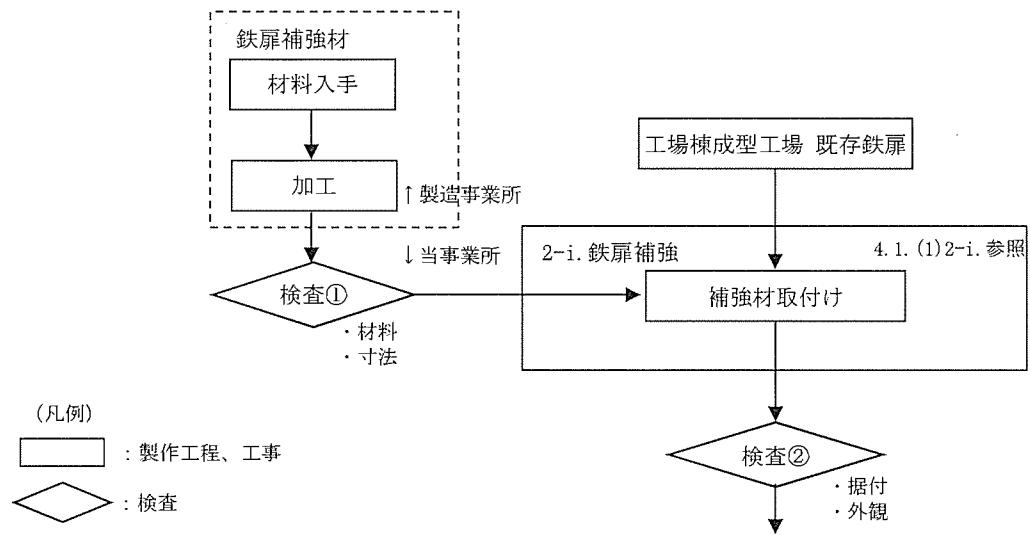
図ハ 2-g. 耐火壁追設の手順フロー図



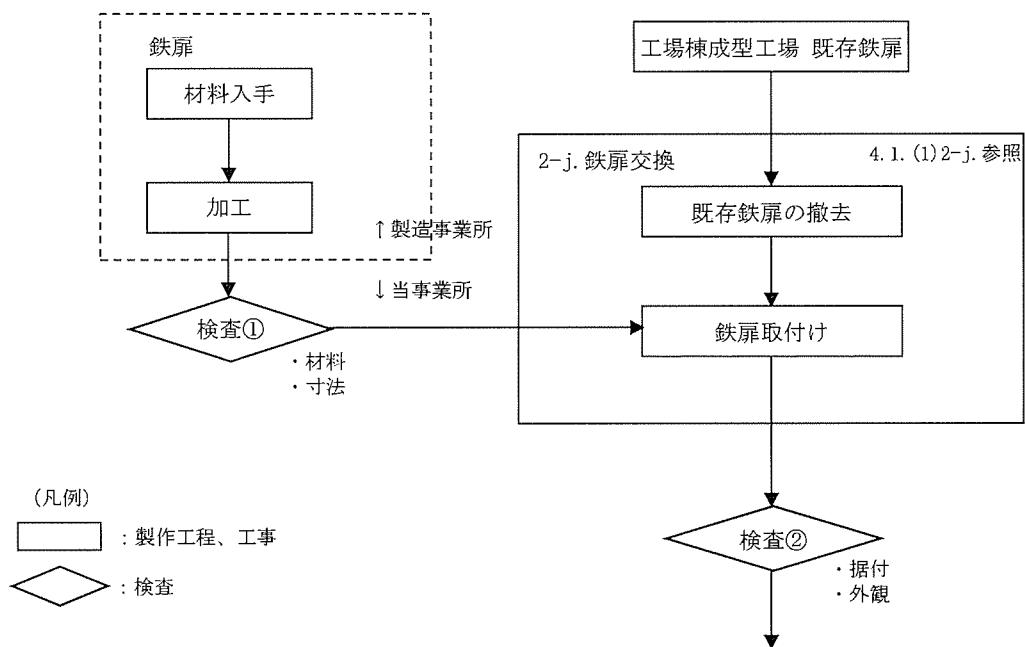
(図ハ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図ハ 2-h. エキスパンションジョイント改造の手順フロー図

(注) : Exp. J(エキスパンションジョイントの略)

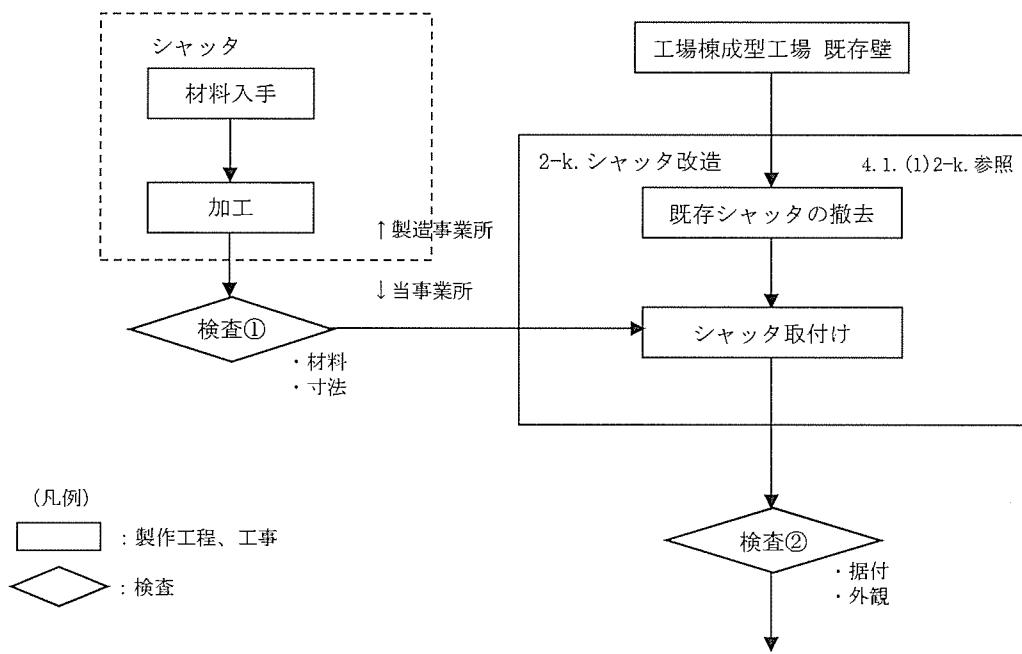


図ハ 2-i. 鉄扉補強の手順フロー図



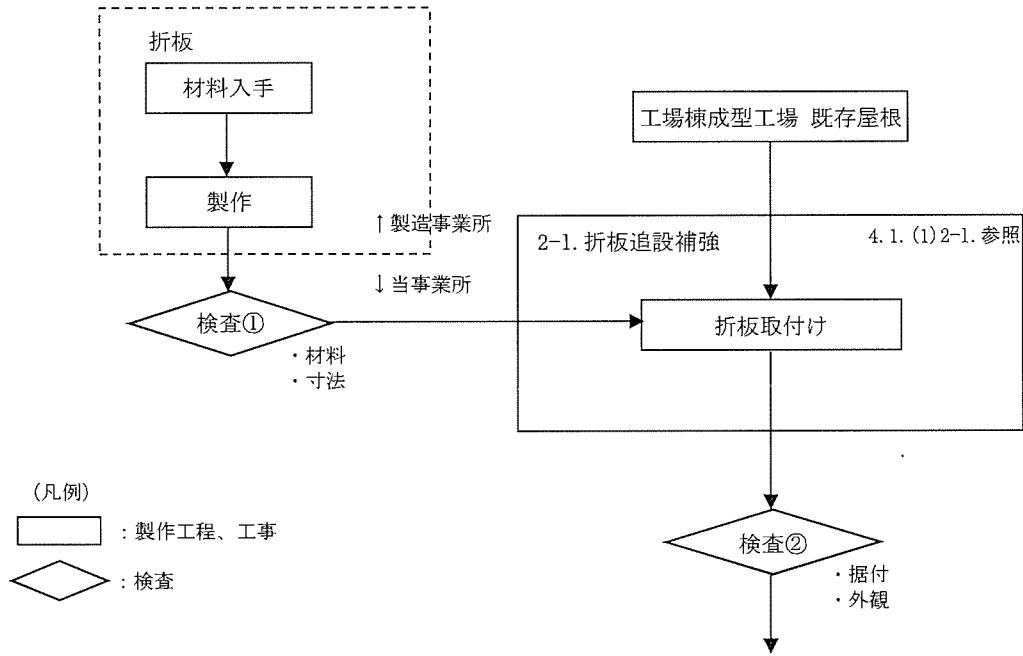
（図ハ 1-1 工事の手順フロー図へ）

図ハ 2-j. 鐵扉交換の手順フロー図



(図ハ 1-1 工事の手順フロー図)

図ハ 2-k. シャッタ改造の手順フロー図



(図ハ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図ハ 2-1. 折板追設補強の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I – 2 検査の項目及び方法の表1-3-2に示す。

5. 工事中の加工施設の継続使用の理由

工場棟成型工場は、内部に設備・機器を設置しており、外部衝撃から設備・機器を防護する機能を有するとともに、管理区域の閉じ込め機能、遮蔽機能等を有していることなど、維持管理に必要不可欠であるため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。

成型工場は、I-2 の検査で適合を確認した後、図ハ 1-1 に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

表ハ建ー1 工場棟成型工場 仕様表 (1/16)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	{837} 建物 工場棟成型工場 {838} 堀 (内部溢水止水用) {890, 891} 非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 {890, 892} 非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890, 893} 非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894, 895} 非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894, 898} 非常用設備 消火設備 消火器 {899, 900} 非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899, 901} 非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902, 903} 非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902, 904} 非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902, 905} 非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所		敷地内建物配置図 (図イ建ー1) 参照
機器名		工場棟成型工場 堀 (内部溢水止水用) 非常用通報設備 非常ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備 (電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路
変更内容		改造 1. 建物の改造工事 1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う • 壁新設補強 本体に鉄筋コンクリート製の壁を新設する • 壁増打ち補強 本体の既存の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする • 梁側面増打ち補強 本体及び排気塔の既存の梁側面に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする • スラブ増打ち補強 本体の既存の床スラブ下に鉄筋コンクリート製のスラブを増打ちする • 鉄骨プレース新設 本体及び排気塔の柱と梁の接合部に鉄骨プレースを新設する • 屋根面鉄骨補強 (耐竜巻性能も向上) 本体の屋根部の鉄骨トラス構造部に新たな鉄骨を追設する • エキスパンションジョイント改造 工場棟組立工場との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する 1-2. 耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う • 鉄扉補強 (補強により延焼防止も向上) 鉄扉の損傷防止のために本体の既存鉄扉を鋼材により補強する • 鉄扉交換 (交換により延焼防止も向上) 鉄扉の損傷防止のために本体の鉄扉を新たな鉄扉に交換する • 折板追設補強 (耐震性能及び延焼防止も向上) 本体の屋根の既存折板は残置し、新たな折板を追設する 1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う • 耐火壁追設 内部火災による延焼防止を目的に工場棟成型工場ペレット加工室と 2 階通路の境界に耐火壁を追設する • シャッタ改造 内部火災による延焼防止を目的に工場棟成型工場と工場棟組立工場の境界のシャッタを改造する

表ハ建一1 工場棟成型工場 仕様表 (2/16)

変更内容	<p>改造</p> <p>2. 非常用設備の変更</p> <p>2-1. 非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用) (固定式) の新設 本体の床に堰(固定式) の新設により、溢水時における第 1 種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保) ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用) (一部脱着式) の新設 本体の床に堰(一部脱着式) の新設により、溢水時における第 1 種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保) <p>2-2. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る <p>2-3. 非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る ・消火設備(消火器)の復旧及び増設 仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る <p>2-4. 非常用設備の復旧、増設及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、増設及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧、増設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る <p>2-5. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る ・緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る ・非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧 仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る ・非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る 																
員数	1式																
一般仕様	<table border="1"> <tr> <td>型式</td> <td>本体 : 鉄筋コンクリート造 (屋根構造: 鉄筋コンクリート造、鉄骨造)、 一部 3階建</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋根 : 折板 (二重構造)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>基礎 : 杵基礎</td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td>表ハ建一2 に示す</td> </tr> <tr> <td>寸法 (単位:m)</td> <td>(本体) [] (排気塔 []) 延べ床面積: 約 4,700m²</td> </tr> <tr> <td>その他の構成機器</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他の性能</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>取扱う核燃料物質の状態</td> <td>—</td> </tr> </table>	型式	本体 : 鉄筋コンクリート造 (屋根構造: 鉄筋コンクリート造、鉄骨造)、 一部 3階建		屋根 : 折板 (二重構造)		基礎 : 杵基礎	主要な構造材	表ハ建一2 に示す	寸法 (単位:m)	(本体) [] (排気塔 []) 延べ床面積: 約 4,700m ²	その他の構成機器	—	その他の性能	—	取扱う核燃料物質の状態	—
型式	本体 : 鉄筋コンクリート造 (屋根構造: 鉄筋コンクリート造、鉄骨造)、 一部 3階建																
	屋根 : 折板 (二重構造)																
	基礎 : 杵基礎																
主要な構造材	表ハ建一2 に示す																
寸法 (単位:m)	(本体) [] (排気塔 []) 延べ床面積: 約 4,700m ²																
その他の構成機器	—																
その他の性能	—																
取扱う核燃料物質の状態	—																

表ハ建ー1 工場棟成型工場 仕様表 (3/16)

技 術 基 準 に 基 づ く 設 計 (注)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top; padding: 5px;"> 核燃料物質の臨界防止 </td><td style="width: 80%; vertical-align: top; padding: 5px;"> <p>[3. 2-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要離隔距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。 各領域の配置については、図臨ー1 参照。 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要離隔距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 原料貯蔵所領域 ▫ シリンダ洗浄棟領域 ▫ 第3核燃料倉庫(1)領域 ▫ 第3核燃料倉庫(2)領域 ▫ 加工棟領域 ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ 490cm 以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第2核燃料倉庫領域ユニット なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。 ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ 490cm を超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要離隔距離以上離す(次回以降申請)。 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第2核燃料倉庫領域ユニット </td></tr> <tr> <td style="vertical-align: top; padding: 5px;"> 火災等による損傷の防止 </td><td style="vertical-align: top; padding: 5px;"> <p>[4. 1-建 1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備{899, 900, 901}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 感知器(煙) : 35 個 (2階 : 7 個、3階 : 28 個) ▫ 感知器(熱) : 194 個 (1階 : 19 個、2階 : 159 個、3階 : 16 個) ▫ 感知器(空気管式) : 2 基 (3階) ▫ 警報設備(ベル) : 16 個 (1階 : 5 個、2階 : 5 個、3階 : 6 個) ・ 設置設備の配置 図リ建ー26~28 参照 <p>[4. 1-建 2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備{899, 901}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 発信機(P型) : 10 個 (1階 : 3 個、2階 : 3 個、3階 : 4 個) ・ 設置設備の配置 図リ建ー26~28 参照 <p>[4. 1-建 3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器{894, 898}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 粉末消火器 10型 : 41 本 (1階 : 3 本、2階 : 19 本、3階 : 19 本) ▫ 粉末消火器 20型 : 3 本 (1階) ▫ 粉末消火器 50型 : 10 本 (1階 : 1 本、3階 : 9 本) ▫ 二酸化炭素消火器 7型 : 44 本 (1階) ▫ 二酸化炭素消火器 50型 : 1 本 (1階) ▫ 金属用消火器 : 2 本 (1階) ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が 20m 以下となる位置に設置する。 図リ建ー39~41 参照 </td></tr> </table>	核燃料物質の臨界防止	<p>[3. 2-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要離隔距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。 各領域の配置については、図臨ー1 参照。 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要離隔距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 原料貯蔵所領域 ▫ シリンダ洗浄棟領域 ▫ 第3核燃料倉庫(1)領域 ▫ 第3核燃料倉庫(2)領域 ▫ 加工棟領域 ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ 490cm 以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第2核燃料倉庫領域ユニット なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。 ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ 490cm を超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要離隔距離以上離す(次回以降申請)。 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第2核燃料倉庫領域ユニット 	火災等による損傷の防止	<p>[4. 1-建 1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備{899, 900, 901}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 感知器(煙) : 35 個 (2階 : 7 個、3階 : 28 個) ▫ 感知器(熱) : 194 個 (1階 : 19 個、2階 : 159 個、3階 : 16 個) ▫ 感知器(空気管式) : 2 基 (3階) ▫ 警報設備(ベル) : 16 個 (1階 : 5 個、2階 : 5 個、3階 : 6 個) ・ 設置設備の配置 図リ建ー26~28 参照 <p>[4. 1-建 2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備{899, 901}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 発信機(P型) : 10 個 (1階 : 3 個、2階 : 3 個、3階 : 4 個) ・ 設置設備の配置 図リ建ー26~28 参照 <p>[4. 1-建 3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器{894, 898}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 粉末消火器 10型 : 41 本 (1階 : 3 本、2階 : 19 本、3階 : 19 本) ▫ 粉末消火器 20型 : 3 本 (1階) ▫ 粉末消火器 50型 : 10 本 (1階 : 1 本、3階 : 9 本) ▫ 二酸化炭素消火器 7型 : 44 本 (1階) ▫ 二酸化炭素消火器 50型 : 1 本 (1階) ▫ 金属用消火器 : 2 本 (1階) ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が 20m 以下となる位置に設置する。 図リ建ー39~41 参照
核燃料物質の臨界防止	<p>[3. 2-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要離隔距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。 各領域の配置については、図臨ー1 参照。 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要離隔距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 原料貯蔵所領域 ▫ シリンダ洗浄棟領域 ▫ 第3核燃料倉庫(1)領域 ▫ 第3核燃料倉庫(2)領域 ▫ 加工棟領域 ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ 490cm 以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第2核燃料倉庫領域ユニット なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。 ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ 490cm を超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要離隔距離以上離す(次回以降申請)。 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第2核燃料倉庫領域ユニット 				
火災等による損傷の防止	<p>[4. 1-建 1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備{899, 900, 901}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 感知器(煙) : 35 個 (2階 : 7 個、3階 : 28 個) ▫ 感知器(熱) : 194 個 (1階 : 19 個、2階 : 159 個、3階 : 16 個) ▫ 感知器(空気管式) : 2 基 (3階) ▫ 警報設備(ベル) : 16 個 (1階 : 5 個、2階 : 5 個、3階 : 6 個) ・ 設置設備の配置 図リ建ー26~28 参照 <p>[4. 1-建 2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備{899, 901}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 発信機(P型) : 10 個 (1階 : 3 個、2階 : 3 個、3階 : 4 個) ・ 設置設備の配置 図リ建ー26~28 参照 <p>[4. 1-建 3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器{894, 898}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 粉末消火器 10型 : 41 本 (1階 : 3 本、2階 : 19 本、3階 : 19 本) ▫ 粉末消火器 20型 : 3 本 (1階) ▫ 粉末消火器 50型 : 10 本 (1階 : 1 本、3階 : 9 本) ▫ 二酸化炭素消火器 7型 : 44 本 (1階) ▫ 二酸化炭素消火器 50型 : 1 本 (1階) ▫ 金属用消火器 : 2 本 (1階) ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が 20m 以下となる位置に設置する。 図リ建ー39~41 参照 				

表ハ建一1 工場棟成型工場 仕様表 (4/16)

技 術 基 準 に 基 づ く 設 計 (注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.1-建 4] 第1種管理区域で金属製の容器に収納できない可燃物があるため周辺に粉末消火器を追加配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 粉末消火器 10型 : 1本 なお、上記本数は[4.1-建 3]に記載の本数の内数となる。 ・ 設置設備の配置 図リ建一39 参照 <p>[4.1-建 5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓{894, 895}を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽{894, 896}と消火水配管により接続される。 なお、防火水槽及び電源喪失時等における消火用の可搬消防ポンプ{894, 897}は、次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 不凍式屋外消火栓 : 12基 (工場棟の近傍の総数) (図リ建一35 参照) ▫ 各消火栓に設置するホース : 20m ホース 2本以上 ・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離 : 40m 以下 (図リ建一35 参照) ▫ 建物各部から防火水槽までの水平距離 : 100m 以下 (図リ建一35-2 参照) ・ 適用除外措置 : 水平距離が 40m 以下とならないエリアがあるため、以下の条件で、所轄消防本部から消防法施行令第十九条の適用除外(消防法施行令第三十二条)の了解を取得。 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 粉末消火器の追加設置 : (50型 : 1本(本数は[4.1-建 3]に記載の本数の内数)) (図リ建一39 参照) ▫ 20m ホース 3本を設置する消火栓の位置 : 図リ建一35 参照 ・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート : 図リ建一35-1 参照 <p>[4.3-建 1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の工場棟成型工場は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料 主要構造材を表ハ建一2に示す。 <p>[4.3-建 2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象設備、配置 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)){838} : ステンレス鋼(固定式)及びアルミニウム合金(脱着部) (配置を図リ建一53~55に示す) ・ 使用材料 : 表ハ建一2 参照 <p>[4.3-建 3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図イ建一6~8のとおり設定する。</p>
---	---

表ハ建-1 工場棟成型工場 仕様表 (5/16)

技術基準に基づく設計(注)	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[4.3-建4] 工場棟成型工場各部は原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。 なお、工場棟成型工場の2階及び3階の階段は放射線管理棟の火災区域(M)に含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災区域毎の材料及び厚さ：図イ建-8-1(2/4)、(3/4) 参照 <p>[4.3-建5]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッタを設置する。 ・ 設置設備の配置 図ハ建-1～3 参照 ・ 設置設備の材料 図イ建 8-1(2/4)、(3/4)参照 <p>[4.3-建7]</p> <p>電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール <p>[4.3-建8]</p> <p>電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>
	<p>安全機能を有する施設の地盤</p>	<p>[5.1-建1]</p> <p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工場棟成型工場 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ▫ 支持地盤 N値30以上の砂礫層 ▫ 杭材料 遠心力鉄筋コンクリート杭 ▫ 杭位置 杭先端深度：GL-8.2m 配置：図ハ建-6 参照 ▫ 杭構造・寸法 表ハ建-2 参照 ・ 1階床土間コンクリート 工場棟成型工場 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建2]</p> <p>工場棟成型工場及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p>

表ハ建一1 工場棟成型工場 仕様表 (6/16)

技術基準に基づく設計 (注)	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-設 1] 工場棟成型工場は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、工場棟成型工場内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
	地震による損傷の防止	<p>[5.2.1-建 1] <ul style="list-style-type: none"> ・耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 工場棟成型工場 ▫ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) ・耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 非常用通報設備(非常ベル設備{890, 891}、放送設備{890, 892}) ▫ 消火設備(屋外消火栓) ▫ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) ▫ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) <p>[5.2.1-建 2] 耐震重要度分類第1類である工場棟成型工場及び緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> <p>[5.2.1-建 3] 工場棟成型工場に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備(上記[5.2.1-建 1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)は、耐震重要度分類第1類の建物及び構築物に、耐震重要度分類第3類の耐震強度のボルト又は溶接で固定する。</p> <p>[5.2.1-建 4] 構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エキスパンションジョイントの位置 図イ建-5、図ハ建-1~5 参照 ・エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-5、図イ建-5-1 参照 <p>[5.2.1-建 5] <ul style="list-style-type: none"> ・位置、構造、寸法、材料：表ハ建-2、図ハ建-1~23 参照 ・一次設計 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.3G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 ・二次設計 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割り増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(1.5G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。 </p></p>

表ハ建ー1 工場棟成型工場 仕様表 (7/16)

技術基準に基づく設計 （注）	地震による損傷の防止	<p>[5.2.1-建6] 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第1類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 堰(内部溢水止水用) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置：図リ建ー53～55 参照 ▫ 尺寸、構造、材料：表ハ建ー2 参照 <p>[5.2.1-建7] 非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置：図リ建ー15～17 参照 ・ 消火設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置：図リ建ー35 参照 ・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置：図リ建ー26～28 参照 ・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置：図リ建ー4～6 参照
	津波による損傷の防止	<p>[5.3-建1]</p> <p>事業許可に記載のとおり、基準津波の最大週上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約 30m～32m の高台に立地している。</p>
	外部からの衝撃による損傷の防 止	<p>[5.4.1-建1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料：表ハ建ー2、図ハ建ー1～23 参照 <ul style="list-style-type: none"> ▫ F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、工場棟成型工場の保有水平耐力が上回る構造とする。 ▫ 工場棟成型工場の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 ▫ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[5.4.1-建2] (洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m～32m の高台に立地している。</p>

表ハ建ー1 工場棟成型工場 仕様表 (8/16)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>[5. 4. 1-建 3] (凍結) 屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気温条件 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7°C ・ 対象設備 □ 不凍式の屋外消火栓 ・ 設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが 300mm 以上となるように埋設する。また、一部埋設できない部分は、断熱材付きの配管等を使用し凍結を防止する。 <p>[5. 4. 1-建 4] (降水) 降水時に建物内に雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した 1 時間あたりの最大降水量 81.7mm/h を超える降水 (150mm/h) ・ 対象設備・構造 □ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止 (図イ建ー11ー1) □ 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止 □ 工場棟成型工場 3 階の機械室南側、フィルタ室(2)、及び階段室(1)、(2)の屋根に、防水層を施工し、雨漏りを防止 <p>[5. 4. 1-建 5] (積雪) 茨城県建築基準法等施行細則第 16 条の 4 に基づき、建物全体が積雪 30cm の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約 60cm 相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p> <p>[5. 4. 1-建 10] (落雷) 加工施設の高さは図ハ建ー4 に示すように最大で約 15.3m であり、建築基準法第三十三条にある高さ 20m 以上に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため避雷設備の設置は不要である。</p> <p>[5. 4. 1-建 6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[5. 4. 1-建 7] (火山の影響) 表ハ建ー2 に示す工場棟成型工場の折板屋根は、降下火碎物 (湿潤密度 1.2g/cm³) で約 10cm (約 60cm の積雪に相当) の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また、降下火碎物を除去する際は、屋上へは工場棟成型工場機械室西側の階段 (図ハ建ー3) より登り作業する。</p> <p>[5. 4. 1-建 8] (生物学的事象) 外部から工水を供給する配管にストレーナ (60 メッシュ) を設置、また外気取入用ファンの前にフィルタ (粉塵除去用) を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象部位の位置 ストレーナ : 図イ建ー1 参照 フィルタ : 次回以降申請
---------------------------	--

表ハ建一1 工場棟成型工場 仕様表 (9/16)

技術基準に基づく設計 (注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[5.4.1-建9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約400m以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[5.4.2-建1] (航空機落下に伴う火災) 事業許可に記載のとおり、航空機落下確率は航空機落下評価ガイドで示される判断基準となる10^{-7}回/年未満となり、航空機落下に対する防護設計は不要である。 また、航空機落下に伴う火災が発生したとしても、建物内部の設備に影響しないよう外壁の損傷を防止する。</p> <p>[5.4.2-建2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災影響評価対象：図ハ建-1～3 参照 ・ 各評価対象の離隔距離：図イ建-8-2 参照 なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁{914}（鉄筋コンクリート製）で貯蔵所の周囲を囲み、爆風が上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする（次回以降申請）。 また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>[5.4.2-建3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約30m～32mの高台に立地している。</p> <p>[5.4.2-建4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地している。</p>
	人の不法な侵入等の防止	<p>[5.5.1-建1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立入制限区画を設け、所定の出入り口以外からの人の立ち入りを禁止する。 ・ 加工施設の建物は、表ハ建-2 に示す主要な構造材、鉄扉（図イ建-9～12、図ハ建-1～4 参照）等の堅牢な障壁を有する。 ・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。 ・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 ・ 工場棟成型工場は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。 <p>[5.5.1-建2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>

表ハ建ー1 工場棟成型工場 仕様表 (10/16)

技術基準に基づく設計 (注)	溢水による損傷の防止	<p>[5. 6. 1-建 2] 工場棟成型工場1階は、第1種管理区域外への溢水の流出を防止するため、2階、3階は非管理区域から第1種管理区域への溢水の流入を防止するため、溢水防護区画を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 溢水防護区画：図リ建ー47～49 参照 <p>[5. 6. 1-建 1] 第1種管理区域外への溢水の流出又は非管理区域から第1種管理区域への流入を防止するため、溢水防護区画境界の開口部に、溢水高さにスロッシングによる水位変動を考慮した水位高さ以上の堰を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 堤の位置、構造、寸法、材料：表ハ建ー2(3/5)～(4/5)、図リ建ー53～55、59 参照 <p>[5. 6. 1-建 3] 溢水防護区画外への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、堰に漏水検知警報設備{839}（次回以降申請）を設置する。</p> <p>[5. 6. 1-建 4] 工場棟成型工場内の部屋に設置する扉は、扉を介して溢水経路を形成できるように、水密性を有さず、かつノンエアタイト仕様とする（図リ建ー53～55 参照）。</p> <p>[5. 6. 1-建 6] 工場棟成型工場の全ての制御盤については、配線用遮断器を設置し火災防護対象設備（電気設備）については、没水許容高さよりも高い位置に設置する。</p>
	材料及び構造	—

表ハ建-1 工場棟成型工場 仕様表 (11/16)

技術基準に基づく設計 （注）	閉じ込めの機能	<p>[7.1-建 1] 汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と、汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、工場棟成型工場は第1種管理区域(一部非管理区域)に設定する(図イ建-2~4参照)。</p> <p>[7.1-建 2] 第1種管理区域は無窓構造とし、気体廃棄設備(2){640~651}(次回以降申請)により、室内の圧力を外気に対して負圧に維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 負圧 ウランの飛散するおそれのある部屋は 19.6Pa 以上 <p>[7.1-建 6] 工場棟成型工場内部の第1種管理区域の床、及び人が触れるおそれがある壁表面については、ウランが浸透しにくく、除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <p>[7.1-建 4] 第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</p> <p>[7.1-建 5] 第1種管理区域外又は、非管理区域から第1種管理区域への溢水の漏えいを防止するため、工場棟成型工場の1階には高さ 60mm 以上及び 160mm 以上(工場棟転換工場側からの溢水止水用)、2階には高さ 70mm 以上、3階には高さ 30mm 以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-53~55 参照)。</p>
	遮蔽	<p>[8.1-建 1] 加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、十分な厚さを有する壁により、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成 27 年 8 月 31 日原子力規制委員会告示第 8 号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁を施設する。なお、遮蔽壁(工場棟転換工場の東側屋外){881}は次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図ハ遮-1~3 参照 ・ 周辺監視区域外における実効線量 $7 \times 10^{-3} \text{mSv}/\text{年}$ ・ 周辺監視区域外における線量限度 1mSv/年 <p>[8.2-建 1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人々が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。</p>
	換気	<p>[9.1-建 1] 143,000m³/時以上の排気能力を有する気体廃棄設備(2)(次回以降申請)を施設できる構造とする。</p>

表ハ建一1 工場棟成型工場 仕様表 (12/16)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質等による汚染の防止	[10.1-建1] 工場棟成型工場内部の第1種管理区域の床、及び人が触れる恐れがある壁表面を、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。 ・ 塗装範囲 床面から高さ2m以上
	安全機能を有する施設	[11.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。 [11.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [11.1-建4] ウラン粉末を加圧で気流輸送する配管の破断によりウラン粉末漏えいが発生しても、漏えいしたウラン粉末は気流輸送設備の周囲に設置する配管カバー内に閉じ込められることから、工場棟成型工場の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮する。 [11.1-建5] 気体廃棄設備(次回以降申請)停止により、第1種管理区域の排風機が停止することにより、第1種管理区域内の空気中ウランが建物の微小な隙間から建物外へ漏えいする状況であるが、第1種管理区域の負圧が低下するものの他の安全機能に影響を及ぼすことなく、それぞれの安全機能を設計どおりに発揮する。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13.1-建1] 工場棟成型工場の液体状の放射性物質を収納する機器には、施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する。 [13.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([4.1-建1]参照)
	安全避難通路等	[13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路{902, 905})及び非常口を設置。上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ建-4~6 参照 [13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(100台(1階:60台、2階:15台、3階:25台))及び誘導灯(54個(1階:20個、2階:15個、3階:19個)))を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 ・ 位置 図リ建-4~6 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。 ・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—

表ハ建-1 工場棟成型工場 仕様表 (13/16)

技術基準に基づく設計 (注)	非常用電源設備	[16. 1-建 1] 全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。					
		非常用設備電源接続系統一覧表					
			設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ	
		非常用通報設備	非常ベル設備 ^{*1}	○	○	—	
			放送設備 ^{*2}	○	○	○	
		(電話設備)	通信連絡設備 (電話設備) 有線式 ^{*3}	○	—	○	
			無線式	—	—	○	
		自動火災報知設備	火災感知設備 ^{*4}	○	—	○	
			警報設備(ベル) ^{*5}	○	—	○	
		*1: 警報盤を介して接続 *2: 放送設備本体を介して接続 *3: 電話交換機を介して接続 *4: 受信器を介して接続 *5: 中継盤を介して接続					
		[16. 1-建 2] 全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。					
非常用設備電源接続系統一覧表							
			設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ	
		緊急対策設備(1)	非常用照明	○	—	○	
			誘導灯	○	—	○	
[16. 2-建 1]							
<ul style="list-style-type: none"> ・ バッテリを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 非常用通報設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送設備、通信連絡設備(電話設備{890, 893}(有線式)) ◦ 自動火災報知設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災感知設備 ・ それに連動する警報設備 ◦ 緊急対策設備(1) <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用照明 ・ 誘導灯 ・ 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(非常ベル設備) ・ 非常用通報設備(放送設備) ・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備(無線式)))については、バッテリを内蔵し、連続して機能を維持する。 							

表ハ建ー1 工場棟成型工場 仕様表 (14/16)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>通信連絡設備</p> <p>[17.1-建 1] 事故発生時に周辺作業者への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)) : 31 台 (1 階 : 19 台、2 階 : 7 台、3 階 : 5 台) ▫ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備)) : 有線式 12 台 (1 階 : 8 台、2 階 : 2 台、3 階 : 2 台)、無線式 1 台 (1 階) ▫ 非常用通報設備(非常ベル設備) : 11 個 (1 階 : 7 個、2 階 : 1 個、3 階 : 3 個) ・ 設置設備の配置 図リ建ー15~17 参照
その他事業許可で求める仕様	<p>[99-建 1] 更なる安全裕度の向上策として、耐震重要度分類 1 類の工場棟成型工場は、静的地震力 3Ci に対して概ね弾性範囲とする。</p> <p>[99-建 2] 耐震重要度分類 1 類の緊急対策設備(3) (堰(内部溢水止水用))は、水平地震力 1.0G で弾性範囲とする。</p> <p>[99-建 3] 更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)に対し、工場棟成型工場に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻防護ラインの設定について <ul style="list-style-type: none"> ▫ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。 ・ 竜巻防護ライン <ul style="list-style-type: none"> ▫ 図イ建ー9~11-1 参照 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 成型工場の外壁(鉄筋コンクリート) ▫ 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 ▫ 工場棟成型工場の鉄扉、ガラリ <ul style="list-style-type: none"> 補強又は交換により終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。また、ガラリは固縛することにより飛散を防止する。 <p>[99-建 4] F3 竜巻に対し、工場棟成型工場の屋根(折板)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2) (飛散防止用防護ネット) {840} を設置する(次回以降申請)。</p> <p>[99-建 5] F3 竜巻による、敷地外からの想定飛来物で、運動エネルギーの大きい軽トラック、ブルーハブ物置(大)に対して、外壁は貫通しない構造とする。 なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス{885}を設置する(次回以降申請)。 また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p>

表ハ建-1 工場棟成型工場 仕様表 (15/16)

添付図	図イ建-1 敷地内建物配置図 図イ建-1-1 (1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 構造説明図(1階) 図イ建-1-1 (2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 構造説明図(2階) 図イ建-1-1 (3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 構造説明図(3階) 図イ建-1-1 (4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 構造説明図(R階) 図イ建-1-2 (2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(2) 図イ建-2 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図 (1階) 図イ建-3 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図 (2階) 図イ建-4 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図 (3階) 図イ建-5 (1/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント図 (1階) 図イ建-5 (2/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント図 (2階) 図イ建-5 (3/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント図 (3階) 図イ建-5-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント構造図 図イ建-6 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域 (1階) 図イ建-7 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域 (2階) 図イ建-8 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域 (3階) 図イ建-8-1 (2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(2) 図イ建-8-1 (3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(3) 図イ建-8-2 (1/8) 外部火災・爆発の影響評価(1) 図イ建-8-2 (3/8) 外部火災・爆発の影響評価(3) 図イ建-8-2 (5/8) 外部火災・爆発の影響評価(5) 図イ建-8-2 (6/8) 外部火災・爆発の影響評価(6) 図イ建-8-2 (7/8) 外部火災・爆発の影響評価(7) 図イ建-8-2 (8/8) 外部火災・爆発の影響評価(8) 図イ建-9 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竪卷防護ライン (1階) 図イ建-10 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉配置及び竪卷防護ライン (2階) 図イ建-11 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉配置及び竪卷防護ライン (3階) 図イ建-11-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 竪卷防護ライン (屋根部) 図イ建-12 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表 図イ建-13 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ補強及びガラリ固縛概要図 図ハ建-1 工場棟 成型工場 建物1階平面図 図ハ建-2 工場棟 成型工場 建物2階平面図 図ハ建-3 工場棟 成型工場 建物3階平面図 図ハ建-4 工場棟 成型工場 建物立面図 図ハ建-5 工場棟 成型工場 建物断面図 図ハ建-6 工場棟 成型工場 柱及び基礎伏図 図ハ建-7 工場棟 成型工場 2階伏図 図ハ建-8 工場棟 成型工場 3階伏図 図ハ建-9 工場棟 成型工場 屋根伏図 図ハ建-10 工場棟 成型工場 増設屋根伏図 図ハ建-11 工場棟 成型工場 14通り軸組図 図ハ建-12 工場棟 成型工場 15通り軸組図 図ハ建-13 工場棟 成型工場 18通り軸組図 図ハ建-14 工場棟 成型工場 19通り軸組図 図ハ建-15 工場棟 成型工場 22通り軸組図 図ハ建-16 工場棟 成型工場 26通り軸組図 図ハ建-17 工場棟 成型工場 E通り軸組図
-----	--

表ハ建-1 工場棟成型工場 仕様表 (16/16)

添付図	図ハ建-18 工場棟 成型工場 F通り軸組図 図ハ建-19 工場棟 成型工場 H通り軸組図 図ハ建-20 工場棟 成型工場 壁増打ち補強リスト 図ハ建-21 工場棟 成型工場 壁新設補強リスト 図ハ建-22 工場棟 成型工場 屋根面鉄骨補強概略図 図ハ建-23 工場棟 成型工場 梁側面増打ち補強及び鉄骨プレース新設、折板追設補強概略図 図ハ遮-1 工場棟 成型工場 遮蔽関係図 (建物1階平面) 図ハ遮-2 工場棟 成型工場 遮蔽関係図 (建物2階平面) 図ハ遮-3 工場棟 成型工場 遮蔽関係図 (建物3階平面) 図リ建-16 工場棟 組立工場 14a通り、14通り、15通り、断面概略図 図リ建-4 工場棟 成型工場 緊急対策設備 (1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 (1/3) 図リ建-5 工場棟 成型工場 緊急対策設備 (1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 (2/3) 図リ建-6 工場棟 成型工場 緊急対策設備 (1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 (3/3) 図リ建-15 工場棟 成型工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備 (電話設備) (1/3) 図リ建-16 工場棟 成型工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備 (電話設備) (2/3) 図リ建-17 工場棟 成型工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備 (電話設備) (3/3) 図リ建-26 工場棟 成型工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 (1/3) 図リ建-27 工場棟 成型工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 (2/3) 図リ建-28 工場棟 成型工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 (3/3) 図リ建-35 消火設備 屋外消火栓配置図 図リ建-35-1 消火設備 屋外消火栓からのアクセスルート 図リ建-35-2 消火設備 防火水槽配置図 図リ建-39 工場棟 成型工場 消火設備 消火器 (1/3) 図リ建-40 工場棟 成型工場 消火設備 消火器 (2/3) 図リ建-41 工場棟 成型工場 消火設備 消火器 (3/3) 図リ建-47 緊急対策設備 (3) 溢水防護区画 (1/3) 図リ建-48 緊急対策設備 (3) 溢水防護区画 (2/3) 図リ建-49 緊急対策設備 (3) 溢水防護区画 (3/3) 図リ建-53 工場棟 成型工場 緊急対策設備 (3) 堀 (内部溢水止水用) (1/3) 図リ建-54 工場棟 成型工場 緊急対策設備 (3) 堀 (内部溢水止水用) (2/3) 図リ建-55 工場棟 成型工場 緊急対策設備 (3) 堀 (内部溢水止水用) (3/3) 図リ建-59 緊急対策設備 (3) 堀 (一部脱着式) 脱着部詳細図
-----	--

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[]内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4. 1-建 1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[5. 2. 1-建 1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

表ハ建-2 工場棟成型工場 主要な構造材の仕様表(1/5)

建物の種類	<p>(1)本体 構造：鉄筋コンクリート造（屋根構造：鉄骨造） 壁：鉄筋コンクリート 屋根：折板（二重構造） 基礎：杭基礎 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤：N値 30 以上の砂礫層</p> <p>(2)床 構造：土間コンクリート（1階）、鉄筋コンクリート（2階及び3階） 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上の地表近くのローム層</p>
主要な構造材	<p>(1)本体 ①鉄筋コンクリート 鉄筋：JIS G3112 に定める鉄筋 JIS A5308 に定めるコンクリート（密度：<input type="text"/>g/cm³以上） 既設基礎梁：設計基準強度 <input type="text"/> N/mm² 既設躯体全般：設計基準強度 <input type="text"/> N/mm² 新設壁、増打壁：設計基準強度 <input type="text"/> N/mm²</p> <p>②外壁：上記の鉄筋コンクリート</p> <p>③鉄骨：JIS G3192 に定める山形鋼、溝形鋼、H形鋼、I形鋼、平鋼 JIS G3466 に定める角形鋼</p> <p>④屋根：折板 既設：JIS G3302 に定める <input type="text"/> 新設：JIS G3322 に定める <input type="text"/></p> <p>⑤杭：JIS A5372 に定める遠心力鉄筋コンクリート杭（既存部） 杭長さ：<input type="text"/>m 杭径寸法：<input type="text"/>mm 杭先端深度：GL-8.2m（杭長さ+基礎）</p>

(参考)

添付説明書一建2-III

添付説明書一建3-III

表ハ建-2 工場棟成型工場 主要な構造材の仕様表(2/5)

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な施工の構造材基本仕様

項目	仕様 (工事番号及び工事名称)	対象図面
耐震性能向上	<p>(1) 本体</p> <p>2-a. 壁新設補強 新設壁厚さ : [] mm 他 鉄筋 : D13 [] あと施工アンカー : D16 []、D19 []、 D22 []</p> <p>2-b. 壁増打ち補強 増打ち厚さ : [] mm 他 鉄筋 : D16 [] あと施工アンカー : D16 []、D19 []、 D22 []</p> <p>2-c. 梁側面増打ち補強 増打ち厚さ : [] mm 他 鉄筋 : D16 []、D19 [] あと施工アンカー : D16 []、D19 []、 D22 []</p> <p>2-d. スラブ増打ち補強 増打ち厚さ : [] mm 鉄筋 : D13 [] あと施工アンカー : D19 [] シアコネクター : D13 []</p> <p>2-e. 鉄骨プレース新設 鉄骨 : [] 他</p> <p>2-f. 屋根面鉄骨補強 鉄骨 : [] 他</p> <p>2-h. エキスパンションジョイント改造^(注1) 鋼板 : 板厚 (屋外) [] mm [] mm (屋内) [] mm [] mm</p>	<p>(1) 本体 2-a. 図ハ建-6~8、 11、14、16、18、 21 2-b. 図ハ建-6~8、 12~13、15、17~ 20 2-c. 図ハ建-7~9、17 ~18、23 2-d. 図ハ建-8 2-e. 図ハ建-7、9、 11、18、23 2-f. 図ハ建-8~10、 13~16、18、19、 22 2-h. 図イ建-5(1/3)~ (3/3)、図ハ建-1 ~5</p> <p>(参考) 添付説明書-建2-III 添付説明書-建2- 付録2</p>
耐竜巻性能向上	<p>(1) 本体</p> <p>2-i. 鉄扉補強 鉄扉補強材 鉄骨 : [] 他</p> <p>2-j. 鉄扉交換 鋼板 : 板厚 [] mm []</p> <p>2-l. 折板追設補強 折板 : 板厚 [] mm []</p>	<p>(1) 本体 2-i. 図イ建-10~13、 図ハ建-2~4 2-j. 図イ建-9、12、 図ハ建-1、4 2-l. 図ハ建-4、10、23 (参考) 添付説明書-建3-III</p>
その他 延焼防止及び 閉じ込め性能 向上	<p>(1) 本体</p> <p>2-g. 耐火壁追設 下地材 : [] 石膏ボード : 板厚 [] mm []</p> <p>2-k. シャッタ改造 鋼釘 : 板厚 [] mm []</p>	<p>(1) 本体 2-g. 図ハ建-2 2-k. 図ハ建-1 (参考) 添付説明書-建1</p>

注1) 転換工場との間のエキスパンションジョイント⑤は、表イ建-2に示す。

表ハ建-2 工場棟成型工場 主要な構造材の仕様表(3/5)

その他の加工施設 非常用設備に関する基本仕様(1/2)

工事名称	仕様	対象図面
(1) 壁(固定式) ^(注1)	<p>①設置個所: 1階 燃料棒溶接室及びペレット加工室</p> <p>②使用部材</p> <p>1. 壁の高さ: <input type="text"/> mm (設計確認値: <input type="text"/> mm 以上 (4個))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁の材質: <input type="text"/> ・鋼材の構成 等辺山形鋼 ・断面寸法 等辺山形鋼: <input type="text"/> ・アンカーボルト 材質: <input type="text"/> アンカーボルト径: <input type="text"/> ・コーティング材 耐薬品性を有する <input type="text"/> <p>2. 壁の高さ: <input type="text"/> mm (設計確認値: <input type="text"/> mm 以上 (1個))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁の材質: <input type="text"/> ・鋼材の構成 等辺山形鋼に鋼板を溶接接合 ・断面寸法 等辺山形鋼: <input type="text"/> 鋼板: <input type="text"/> ・アンカーボルト 材質: <input type="text"/> アンカーボルト径: <input type="text"/> ・コーティング材 耐薬品性を有する <input type="text"/> 	(1) 壁(固定式) 図リ建-53~55
	<p>①設置個所: 2階 通路</p> <p>②使用部材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁の高さ: <input type="text"/> mm (設計確認値: <input type="text"/> mm 以上 (1個)) ・鋼材の構成 等辺山形鋼 ・断面寸法 等辺山形鋼: <input type="text"/> ・アンカーボルト 材質: <input type="text"/> アンカーボルト径: <input type="text"/> ・コーティング材 耐薬品性を有する <input type="text"/> 	
	<p>①設置個所: 3階 フィルタ室</p> <p>②使用部材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁の高さ: <input type="text"/> mm (設計確認値: <input type="text"/> mm 以上 (2個)) ・鋼材の構成 等辺山形鋼 ・断面寸法 等辺山形鋼: <input type="text"/> ・アンカーボルト 材質: <input type="text"/> アンカーボルト径: <input type="text"/> ・コーティング材 耐薬品性を有する <input type="text"/> 	

(参考)
添説建 2-XI. 3-1 表
添説建 2-XI. 4-1 表

注1) リ 他の加工施設 4. 工事の方法 4.1-2(1)d. 参照

表ハ建-2 工場棟成型工場 主要な構造材の仕様表(4/5)

その他の加工施設 非常用設備に関する基本仕様(2/2)

工事名称	仕様	対象図面
(2) 壁（一部脱着式） ^(注2)	<p>①設置箇所：1階 ペレット加工室</p> <p>②使用部材（脱着部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁の高さ：<input type="text"/>mm (設計確認値：<input type="text"/>mm以上(2個)) ・側柱の材料 材質：<input type="text"/> 寸法：板厚<input type="text"/>mm ・止水板 材質：<input type="text"/> ・アンカーボルト 材質：<input type="text"/> アンカーボルト径：<input type="text"/> ・コーティング材 耐薬品性を有する<input type="text"/> <p>③使用部材（固定部）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁の高さ：<input type="text"/>mm (設計確認値：<input type="text"/>mm以上(2個)) ・壁の材質：<input type="text"/> ・鋼材の構成 等辺山形鋼に鋼板を溶接接合 ・断面寸法 等辺山形鋼：<input type="text"/> 鋼板：<input type="text"/> ・アンカーボルト 材質：<input type="text"/> アンカーボルト径：<input type="text"/> ・コーティング材 耐薬品性を有する<input type="text"/> 	<p>(2) 壁(一部脱着式) 図リ建-53</p> <p>(参考) 添説建 2-XI. 3-1 表 添説建 2-XI. 5-1 表</p>

注2) リ 他の加工施設 4. 工事の方法 4.1-2(1)e. 参照

表ハ建-2 工場棟成型工場 主要な構造材の仕様表(5/5)

主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
2-a. 壁新設補強	新設	鉄筋 : D13 あと施工アンカー : D16、D19 及び D22	
2-b. 壁増打ち補強	新設	鉄筋 : D16 あと施工アンカー : D16、D19 及び D22 シアコネクター : D13	
2-c. 梁側面増打ち補強	新設	鉄筋 : D16 及び D19 あと施工アンカー : D16、D19 及び D22	
2-d. スラブ増打ち補強	新設	鉄筋 : D13 あと施工アンカー : D19 シアコネクター : D13	
2-e. 鉄骨ブレース新設	新設	鉄骨 : 鉄骨 : 鉄骨 : 鉄骨 :	
2-f. 屋根面鉄骨補強	新設	鉄骨 : 鉄骨 : 既設	
2-g. 耐火壁追設	新設	下地材 : <input type="text"/>	
2-h. エキスパンション ジョイント改造	新設	鋼板 : 板厚 (屋外) <input type="text"/> mm (屋内) <input type="text"/> mm	
2-i. 鉄扉補強	新設	鉄扉補強材 <input type="text"/>	
2-j. 鉄扉交換	新設	鋼板 : 板厚 <input type="text"/> mm	
2-k. シャッタ改造	改造	鋼板 : 板厚 <input type="text"/> mm	
2-l. 折板追設補強	新設	折板 : 板厚 <input type="text"/> mm	

(参考)

添説建 2-III. 1. 6-16 表～6-21 表

添付説明書-建 2-付録 2

添説建 3-III. 1. 4-1 表

添説建 3-XI. 3. 8-1 表

添説建 3-XI. 4. 7-1 表

表ハ建一3 工場棟成型工場 建物の各部位の仕様表 (1/8)

建物 名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm) 厚t、高h	図表No.	工事 内容
		東側(26通り) (屋外ととの境界) (F-L通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	RC			既設 (K-L通り間新設)
				鉄扉 (SD-14) (SD-15) 扉21、垣22			鉄扉 : 図ハ建-1、 図1建-12 扉 : 図リ建-53
				RC			既設 (扉:新設)
							補強
		放射線管理樹脂非管理区域との境界 (15-17通り間)	他の建物との境界 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	鉄扉(1基)			
				RC			
							既設
				RC			
				外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン			
							既設
				RC			
				外壁 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン			
							既設
				RC			
				他の建物との境界 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界			
							既設 (一部補強)
				RC			
				他の建物との境界 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界			
							既設 (扉:新設)
				シャッタ (1基)			新設

表ハ・建一3 工場棟成型工場 建物の各部位の仕様表 (2/8)

建物 名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm) 厚t、高h	図表No.	工事 内容
		北側(L通り) (転換工場との境界) (15-26通り)	他の建物との境界 管理区域境界 火災区域境界 治水防護区画境界	RC			既設
1 階 外壁 ／外壁 以外		ペレット貯蔵室及び燃料棒補修室との境界 (F-G通り間-K-L通り間、17.7通り) (F-G通り間-K-L通り間、19.3通り) (K-1通り間、17.7-19.3通り間) (G-H通り間、7.7-19.3通り間)	間仕切り壁	RC		鉄扉：一 壁：図リ建-53 図リ建-59	既設 (既：新設)
		床 (15-26通り間) (F-L通り間)	管理区域境界 火災区域境界 治水防護区画境界	土間コンクリート			既設
		天井 (2階部非管理区域通路の床) (15通り、F-L間) (1通り、15-26間) (26通り、K-L間)	屋内管理区域境界 火災区域境界	RC			既設
		東側 (22通り)	階段室と屋外との境界 (E-F通り間)	外壁 F3電巻防護ライン	管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン		補強
		東側 (26通り)	ペレット加工室上部と屋外との境界 (F-K通り間)	外壁 F3電巻防護ライン	管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン		既設
2 階 外壁		通路と屋外との境界 (K-L通り間)	外壁 F3電巻防護ライン	RC	鉄扉 (SD-16)	図ハ・建-2、 図イ・建-12	補強

表ハ・建一3 工場棟成型工場 建物の各部位の仕様表 (3/8)

建物 名稱	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図表No.	工事 内容
工 場 棟 成 型 工 場	2 階 外 壁	南側 (F通り)	ペレット加工室上部と屋外との境界 (22-26通り間)	外壁 管理区域境界 火災防護境界 F3直巻防護ライン	RC		既設
		南側 (E通り)	階段室と屋外との境界 (21-5-22通り間)	外壁 管理区域境界 火災防護境界 F3直巻防護ライン	RC		既設
		機械室(南側)	機械室(南側)と屋外との境界 (15-3-21.5通り間)	外壁 火災防護境界 溢水防護区画境界 F3直巻防護ライン	RC		既設
		機械室(西側) (14通り)	機械室(西側)/通路と屋外との境界 (14-15.3通り間)	外壁 火災防護境界 F3直巻防護ライン	RC	既設 (一部補強)	
		機械室(西側) (14通り)	機械室(西側)/電気室と組立工場との境界 (F-L通り間)	他の建物との境界 火災防護境界 第2種管理区域境界	鉄扉 (SD-61)	図ハ・建-2, 図イ・建-12	補強
		北側 (L通り)	転換工場と通路/電気室との境界 (14-24通り間)	外壁 火災防護境界 管理区域境界 火災防護境界	RC	既設	
			通路と屋外との境界 (24-26通り間)	外壁 火災防護境界 F3直巻防護ライン	RC	既設	

表ハ建一3 工場棟成型工場 建物の各部位の仕様表 (4/8)

建物 名稱	階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm) 厚t、高h	図表No.	工事 内容
工 場 棟 成 型 工 場	2 階 外 壁 以 外	通路と加工室上部の境界 (1通り南側、F-E間) (15通り東側、F-F通り間) (26通り西側、K-L間)	管理区域境界 火災区域境界	RC 石膏ボード			既設
		通路と放射線管理棟非管理区城階段室の境界 (15-16通り間、E-F通り間)	火災区域境界	RC			既設
		通路と南側機械室の境界 (15、E通り近傍)	溢水防護区画境界	RC 鉄扉 (1基)			既設
		放射線管理棟非管理区城階段室と加工室上部の境界 (F通り (15-16通り間))	管理区域境界 火災区域境界	RC 鉄扉 (1基)			既設
		南側機械室と加工室上部の境界 (F通り) (16-21.5通り間)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	RC			既設
		放射線管理棟非管理区城階段室と加工室上部の境界 (F通り) (21.5-22通り間)	火災区域境界	RC			既設
		南側機械室と放射線管理棟非管理区城階段室の境界 (15-16通り間、E-F通り間)	火災区域境界 溢水防護区画境界	RC			既設
		南側機械室と放射線管理棟非管理区城階段室の境界 (21-22通り間、E-F通り間)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	RC 鉄扉 (1基) 扉30			既設
						鉄扉 : — 扉 : 図リ 延-54 (扉:新設)	

表ハ建ー3 工場棟成型工場 建物の各部位の仕様表 (5/8)

建物名稱	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図表No.	工事内容
2階 外壁 以外 工場 棟成形工場	西側通路と西側機械室の境界 (15通りF-L通り間)	間仕切り壁	RC	既設(2基)			既設 (一部補強)
							既設
							既設
							既設
							既設
	西側通路と西側電気室の境界 (15通りJ-L通り間)	火災区域境界	RC	既設(2基)			既設
							既設
	西側機械室と西側電気室の境界 (J通り 14-15通り間)	火災区域境界	RC	既設			既設
							既設
							既設
	ペレット貯蔵室及び燃料樽修理工場 (F-G通り間-K-L通り間、17.7通り) (F-G通り間-K-1通り間、19.3通り) (K-L通り間、17.7-19.3通り間) (G-H通り間、7.7-19.3通り間)	間仕切り壁	RC	既設			既設
							既設
	床	機械室(南側)の床 (15.3-22通り間) (E-F通り間)	RC	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界			既設
		通路/機械室(西側)/電気室の床 (L通り、15-26通り間) (14-15.3通り間、E-L通り間)	RC	管理区域境界 火災区域境界			既設
		ペレット加工室/燃料樽溶接室/ペレット貯蔵室/燃料樽修理工場(通路の天井 (15-26通り間、F-L通り間)	鋼板 (通路部:RC)	火災区域境界 (道路は管理区域境界 である)			既設
		通路(西側、北側)の天井 (15通り、F-L通り間)	RC	管理区域境界 火災区域境界			既設
		機械室(西側、南側)/電気室の天井 (14-15通り間、E-L通り間) (F-F通り間、15-22通り間)	RC	火災区域境界 溢水防護区画境界			既設

表ハ・建一3 工場棟成型工場 建物の各部位の仕様表 (6/8)

建物 名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図表No.	工事 内容
	東側 (22通り)	階段室と屋外との境界 (E-L通り間)	外壁 管理区域境界 火災防護境界 F3電巻防護ライン	RC			既設
	東側 (25通り)	フィルタ室(1)と屋外との境界 (F-L通り間)	外壁 管理区域境界 火災防護境界 F3電巻防護ライン	RC			既設
	南側 (P通り)	フィルタ室(1)と屋外との境界 (22-26通り間)	外壁 管理区域境界 火災防護境界 F3電巻防護ライン	RC			既設
工場 棟成型工場	3階 外壁 (P通り)	階段室/フィルタ室(2)と屋外との境界 (21-22通り間)	外壁 管理区域境界 火災防護境界 F3電巻防護ライン	RC			既設
	南側 (E通り)	機械室(南側)と屋外との境界 (14-21通り間)	外壁 火災防護境界 治水防護境界 F3電巻防護ライン	RC			既設
	西側 (14通り)	機械室(西側)と組立工場との境界 (F-L通り間)	他の建物との境界 火災防護境界 治水防護境界	RC		図示図-16	既設
		機械室(西側)と屋外との境界 (E-F通り間)	外壁 火災防護境界 治水防護境界 F3電巻防護ライン	RC			既設

表ハ・建一3 工場棟成型工場 建物の各部位の仕様表 (7/8)

建物 名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図表No.	工事 内容
		転換工場と機械室(西側)との境界 (14-15通り間)	他の建物との境界 管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	RC			既設
		転換工場とフィルタ室との境界 (15-24通り間)	他の建物との境界 管理区域境界 火災区域境界	RC			既設
		通路と屋外との境界 (24-26通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	鉄扉 (1基)			既設
		排気塔とフィルタ室との境界 (F通り、17-18通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護ライン	RC			既設
		南側機械室と排気塔の境界 (E-f通り間、17-18通り間) (17通り、E-f通り間-千通り間) (18通り、E-f通り間-下通り間)	外壁 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	RC			既設
		フィルタ室/機械室(西側)の屋根 (F-L通り間、15-26通り間)	屋根 管理区域境界 火災区域境界 F1電巻防護	上側折板 下側折板 (フィルタ室のみ)		図ハ・建-3, 図イ・建-12	補強
		機械室(南側)/フィルタ室(2)の屋根 (E-f通り間、14-22通り間)	屋根 管理区域境界 火災区域境界 F3電巻防護				既設
		排気塔の屋根 (E-f通り間、17-18通り間)	屋根 F1電巻防護	RC			既設

表ハ・建-3 工場棟成型工場 建物の各部位の仕様表 (8/8)

建物名	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図表No.	工事 内容
		南側機械室と放射線管理棟放射線管理区域階段室 (F-1通り間、21通り近辺)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	RC			既設
			鉄扉 (1基) 框35				既設 鉄扉 : 一 框 : 図リ建-55 (框:新設)
		南側機械室(非管理区域階段室)とフィルタ室(1) (F通り、15-21通り間) 排気管部を除く	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	RC			既設
			鉄扉 (1基) 框34				既設 鉄扉 : 一 框 : 図リ建-55 (框:新設)
		フィルタ室(1)と放射線管理棟管理区域階段室との境界 (F通り、21-22通り間)	火災区域境界	RC			既設
			鉄扉 (1基)				既設
	3 階 外 壁 以 外	南側機械室と放射線管理棟非管理区域階段室との境界 (F通り近辺、15-16通り間)	火災区域境界	RC			既設
			鉄扉 (1基)				既設
		西側機械室とフィルタ室の境界(15通り) (F-L通り)	管理区域境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	RC			既設 (一部補強)
		フィルタ室内の境界 (19通り、F-L通り間)	間仕切り壁	RC			既設 (一部補強)
		(15通りー26通り、F-L通り間) 加工室上部	火災区域境界	鋼板			既設
	床	機械室(14-22通り間、E-F間) (F-L通り間、14-15間)	火災区域境界 溢水防護区画境界	RC			既設 (一部補強)

表ハ建-4 工場棟成型工場 仕様表（次回以降の申請にて適合を確認する範囲）(1/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設		
核燃料物質の臨界防止	<p>[3. 2-建 1] 工場棟領域のユニットは、原料貯蔵所領域、シリンド洗浄棟領域、第3核燃料倉庫(1)領域、第3核燃料倉庫(2)領域、加工棟領域のユニットと必要離隔距離以上離す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置高さ 490cm 以下の工場棟領域ユニットと第2核燃料倉庫領域ユニットは、臨界隔離壁(第2核燃料倉庫領域)により隔離する ・設置高さ 490cm を超える工場棟領域のユニットは、第2核燃料倉庫領域のユニットと必要離隔距離以上離す 	<p>・原料貯蔵所{861}領域、シリンド洗浄棟{873}領域、第3核燃料倉庫{858}領域(1)、(2)の必要離隔距離</p> <p>・設置高さ 490cm を超える工場棟領域のユニットと第2核燃料倉庫領域のユニットの距離が必要離隔距離以上離した配置であること</p>		
火災等による損傷の防止	<p>[4. 1-建 5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m³×2)と消防水配管により接続</p> <p>[4. 3-建 4] ガラリ部の火災区域境界は気体廃棄設備で構成される。気体廃棄設備は、次回以降申請とする。</p>	<p>防火水槽{896}及び可搬消防ポンプ{897}</p> <p>気体廃棄設備(2) {640}～{651}</p>		
安全機能を有する施設の地盤	—	—		
地震による損傷の防止	—	—		
津波による損傷の防止	—	—		
外部からの衝撃による損傷の防止	[5. 4. 2-建 2] 水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、工場棟転換工場の安全機能に影響を及ぼすことはない	水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁{914}		
人の不法な侵入等の防止	—	—		
溢水による損傷の防止	[5. 6. 1-建 3] 屋外、非管理区域、及び第2種管理区域への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備{839}		
材料及び構造	—	—		
閉じ込めの機能	<p>[7. 1-建 2] 工場棟成型工場の第1種管理区域は無窓構造とし、局所排気系統及び室内排気系統により室内の圧力を外気に対して負圧に維持する設計とする(ウランの飛散するおそれのある部屋は 19.6Pa 以上の負圧)</p> <p>[7. 1-建 5] 屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする</p>	<p>気体廃棄設備(2) {640}～{651}</p> <p>漏水検知警報設備{839}</p>		
遮蔽	[8. 1-建 1] 工場棟転換工場の周辺に遮蔽壁を設置する	遮蔽壁(工場棟転換工場の東側屋外){881}		
換気	<p>[9. 1-建 1] 気体廃棄設備(2)の排気能力は以下のとおりである。第1種管理区域で発生する気体廃棄物を処理することが十分に可能な能力を有する設計とする</p> <table border="1"> <tr> <td>排気能力 (m³/時)</td> </tr> <tr> <td>143,000 以上</td> </tr> </table>	排気能力 (m ³ /時)	143,000 以上	気体廃棄設備(2) {640}～{651}
排気能力 (m ³ /時)				
143,000 以上				
核燃料物質等による汚染の防止	—	—		
安全機能を有する施設	[11. 1-建 4] ウラン粉末を加圧で気流輸送する配管の破断によりウラン粉末が漏えいし、気流輸送設備の周囲にウラン粉末が飛散した状態を想定したとしても、他の安全機能に影響を及ぼすことなく必要な安全機能を発揮	造粒粉末輸送ホッパ(1) {294}		
搬送設備	—	—		

表ハ建一4 工場棟成型工場 仕様表（次回以降の申請にて適合を確認する範囲）(2/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
警報設備等	[13. 1-建 1]屋外、非管理区域、第2種管理区域及び使用施設への溢水の拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備 {839}
安全避難通路等	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—
廃棄施設	—	—
放射線管理施設	—	—
非常用電源設備	[16. 1-建 2]工場棟成型工場に設置している緊急対策設備(1)（非常用照明及び誘導灯）は、非常用ディーゼル発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。 なお非常用ディーゼル発電機は、既設を撤去し新たに新設する予定(図リ建一4～6 参照)であり、新設の非常用ディーゼル発電機の供用開始までは既設の非常用ディーゼル発電機に接続するため、工場棟成型工場に設置する非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備(有線式)))、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、及び緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する	非常用ディーゼル発電機 {888}
通信連絡設備	—	—
その他事業許可で求める仕様	[99-建 4]F3 竜巻に対し、工場棟成型工場の屋根(折板)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)を設置する。 [99-建 5]飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する	飛散防止用防護ネット {840} 防護フェンス {885}

ホ 組立施設

1. 変更の概要

申請対象建物・構築物と変更内容を表ホー1に、工場棟組立工場の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその補強方法を表ホー2に示す。

2. 準拠すべき主な法令、規格及び規準

今回申請する建物・構築物に関する設計において、準拠すべき主な法令、規格及び規準等は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則
- (5) 加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則
- (6) 加工施設の性能に係る技術基準に関する規則
- (7) 労働安全衛生法及び関係法令
- (8) 保安規定
- (9) 消防法・同施行令・告示等
- (10) 建築基準法・同施行令・告示等
- (11) 日本産業規格（JIS）（日本規格協会）
- (12) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
- (13) 鋼構造設計規準 — 許容応力度設計法 —（日本建築学会）
- (14) 建築基礎構造設計指針（日本建築学会）
- (15) 2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書（建築研究所）
- (16) 建築工事標準仕様書・同解説（日本建築学会）

3. 設計条件及び仕様

今回申請する工場棟組立工場の建物は、昭和46年9月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。同建物は、平成14年に燃料集合体貯蔵室内に独立遮蔽壁を設置している。また、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

今回申請する工場棟組立工場に関する仕様を表ホー1～1に、主要な構造材の仕様を表ホー2～1に、建物の各部位の仕様を表ホー3(1/3)～(3/3)に、工場棟組立工場について次回以降の申請にて技術基準への適合性を確認する事項を表ホー4に示す。工場棟組立工場内の独立遮蔽壁に関する仕様を表ホー1～2に、主要な構造材の仕様を表ホー2～2に示す。

敷地内建物配置図を図イ建ー1に、補強箇所説明図を図イ建ー1～1(1/4)～(4/4)に、建物の補強工事と各影響評価との関係を図イ建ー1～2(2/4)に、管理区域区分図を図イ建ー2～4に、エキスパンションジョイント設置位置図を図イ建ー5(1/3)～(3/3)に、エキスパンションジョイント構造図を図イ建ー5～1に、火災区域を図イ建ー6～8に、火災区域毎の材料及び厚さ一覧を図イ建ー8～1(2/4)に、外部火災・爆発の影響評価を図イ建ー8～2(1/8)～(8/8)に、鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ラインを図イ建ー9～11及び11～1に、工場棟建具表を図イ建ー12に示す。また、鉄扉、シ

ヤッタ補強及びガラリ固縛概要図を図イ建-13に示す。

工場棟組立工場の平面図、立面図、断面図、基礎及び伏図を図ホ建-1~7に、軸組図を図ホ建-8~11に、補強詳細図を図ホ建-12に、前室軸組図を図ホ建-13に、独立遮蔽壁を図ホ建-14に、屋根面鉄骨補強及び折板張替え補強概略図を図ホ建-15に、14a通りから15通りの断面概略図を図ホ建-16に示す。

表ホー1 組立施設の申請対象建物・構築物及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
屋外	工場棟組立工場	1式	改造
工場棟組立工場内 燃料集合体貯蔵室	独立遮蔽壁	1式	改造

表ホー2 工場棟組立工場の工事番号及び工事名称とその補強方法

工事番号及び工事名称 ^(注)	耐震性能向上の補強方法 (添説建2-IV.1.2-1表 耐震 補強の概要 参照)	耐竜巻性能向上の補強方法 (添説建3-IV.1.4-1表 竜巻 に対する補強部位 参照)
3-a. 壁新設補強	新設基礎 新設基礎梁 新設耐震壁 新設雑壁	—
3-b. 壁増打ち補強	増打ち耐震壁 新設RC柱	—
3-c. パットレス新設補強	新設パットレス	—
3-d. スラブ新設補強	新設RC大梁 新設スラブ	—
3-e. 屋根面鉄骨補強	新設鉄骨梁 新設屋根ブレース 方杖補強 火打ち材補強 仕口部補強	—
3-f. 鉄扉及びシャッタ補強	—	既存鉄扉の補強 既存シャッタに補強バーの追設で 補強
3-g. 外壁更新	—	既存壁をサイディングに交換する ことで補強
3-h. 折板張替え補強	新設高強度折板	既存屋根の折板張替えで補強

注) : • 4. 工事の方法 4.1-1 工場棟組立工場(1)手順 参照

- 表ホー建-2-1 工場棟組立工場 主要な構造材の仕様表 参照
- I-2 検査の項目及び方法 表1-3-3 参照
- 図イ建-1-1 及び 図イ建-1-2 参照

表ホー3 独立遮蔽壁の工事番号及び工事名称とその補強方法

工事番号及び工事名称 ^(注)	X. 独立遮蔽壁(※組立工場)の 耐震計算書(添付説明書一建2 X 参照)	X. 独立遮蔽壁(※組立工場)の 竜巻防護設計計算書(添付説明 書一建3 X 参照)
3-i. 独立遮蔽壁固縛補強	—	独立遮蔽壁を固縛補強することに より補強

注) : • 4. 工事の方法 4.1-2 独立遮蔽壁(1)手順 参照

- 表ホー建-2-2 独立遮蔽壁 主要な構造材の仕様表 参照
- I-2 検査の項目及び方法 表1-3-3 参照
- 図イ建-1-1 及び 図イ建-1-2 参照

4. 工事の方法

4. 1. 建物・構築物

本申請に係る工事において、「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に適合するように品質管理を行う。

4. 1-1 工場棟組立工場

(1) 手順

今回申請の工場棟組立工場に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ホ1-1参照）により行う。また、工場棟組立工場の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその工事の方法を3-a. ~3-h. に示す。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表リ-9に示す。工事に当たっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 工場棟組立工場の燃料棒貯蔵棚に核燃料物質が保管されているが、周囲を養生材で囲み核燃料物質に影響がないようにする。
- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 建物に開口を設ける際には、雨水の浸入を防止するために適切な雨水浸入防止対策、又は建物への目張り等により閉じ込めを行う。また、仮設屋根に溜まった雨水を屋外に排出するため、適切な排水対策を実施する。
- ・ 床を掘削する場合には、掘削箇所への内部溢水による水の浸入を防止するために内部溢水源となりうる配管の元バルブを閉止する措置、又は囲いを設ける措置を講じる。
- ・ 土壌を掘削する場合は、鋼製の土留め型枠を設置する。土壌掘削後の土留め処置として鋼製型枠設置後、背面を発生土壌で埋戻す。
- ・ 床を掘削した箇所の補強工事を完了後、鉄筋コンクリートを打設し、床を復旧する。

3-a. 壁新設補強^(注1)：耐震性能向上を目的に工場棟組立工場と工場棟成型工場の境界壁(14通り)に新たに杭を設置し、鉄筋コンクリート製の壁及び鉄扉、シャッタを新設する配置を図ホ建-1~2、4~5 及び 11 に、壁新設補強の概略を図ホ建-11 に示す

3-b. 壁増打ち補強^(注1)：耐震性能向上及び遮蔽性能向上を目的に工場棟組立工場本体の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする
配置を図ホ建-4 及び 8~10 に、壁増打ち補強の詳細を図ホ建-12 に示す

3-c. バットレス新設補強^(注1)：耐震性能向上を目的に工場棟組立工場本体の外壁の柱に鉄筋コンクリートを増打ちし、バットレス(控え壁)を新設する
配置を図ホ建-4~5、7~8 及び 10 に、バットレス新設補強の詳細を図ホ建-12 に示す

3-d. スラブ新設補強^(注1)：耐震性能向上を目的に工場棟組立工場本体の外壁面に鉄筋コンクリート製のスラブを新設する
配置を図ホ建-4~5、8~9 及び 13 に、スラブ新設補強の詳細を図ホ建-12 に示す

3-e. 屋根面鉄骨補強^(注2)：耐震性能向上を目的に工場棟組立工場本体及び前室の屋根部の鉄骨トラスに新たな鉄骨を追設する
配置を図ホ建-6~10 に、屋根面鉄骨補強の概略を図ホ建-15 に示す

3-f. 鉄扉及びシャッタ補強^(注2)：耐竜巻性能向上を目的にF1竜巻荷重に対し、鉄扉及びシャッタの損傷防止のために工場棟組立工場本体及び前室の既存鉄扉(本体:SD-21、SD-22及び前室:SD-18)及び既存シャッタ(前室:SS-17、SS-19及びSS-87)を鋼材及びシャッタ補強バーにより補強する

配置を図イ建-9及び図ホー1~2に、建具表を図イ建-12に、鉄扉及びシャッタ補強の概略を図イ建-13に示す

3-g. 外壁更新^(注2)：耐竜巻性能向上を目的にF1竜巻荷重に対し、工場棟組立工場前室外壁の損傷防止のために既存の外壁を撤去し、新たにサイディングに更新する

配置を図ホ建-1~2及び4に、外壁更新の概略を図ホ建-13に示す

3-h. 折板張替え補強^(注2)：耐竜巻性能向上を目的にF1竜巻荷重に対し、工場棟組立工場本体及び前室の屋根の損傷防止のために既存折板を撤去し、新たな折板に張替える

配置を図ホ建-2及び6~7に、折板張替え補強の概略を図ホ建-15に示す

注)：適用指針

注1) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）

注2) 鋼構造設計規準 — 許容応力度設計法 —（日本建築学会）

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火を含む）

- 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

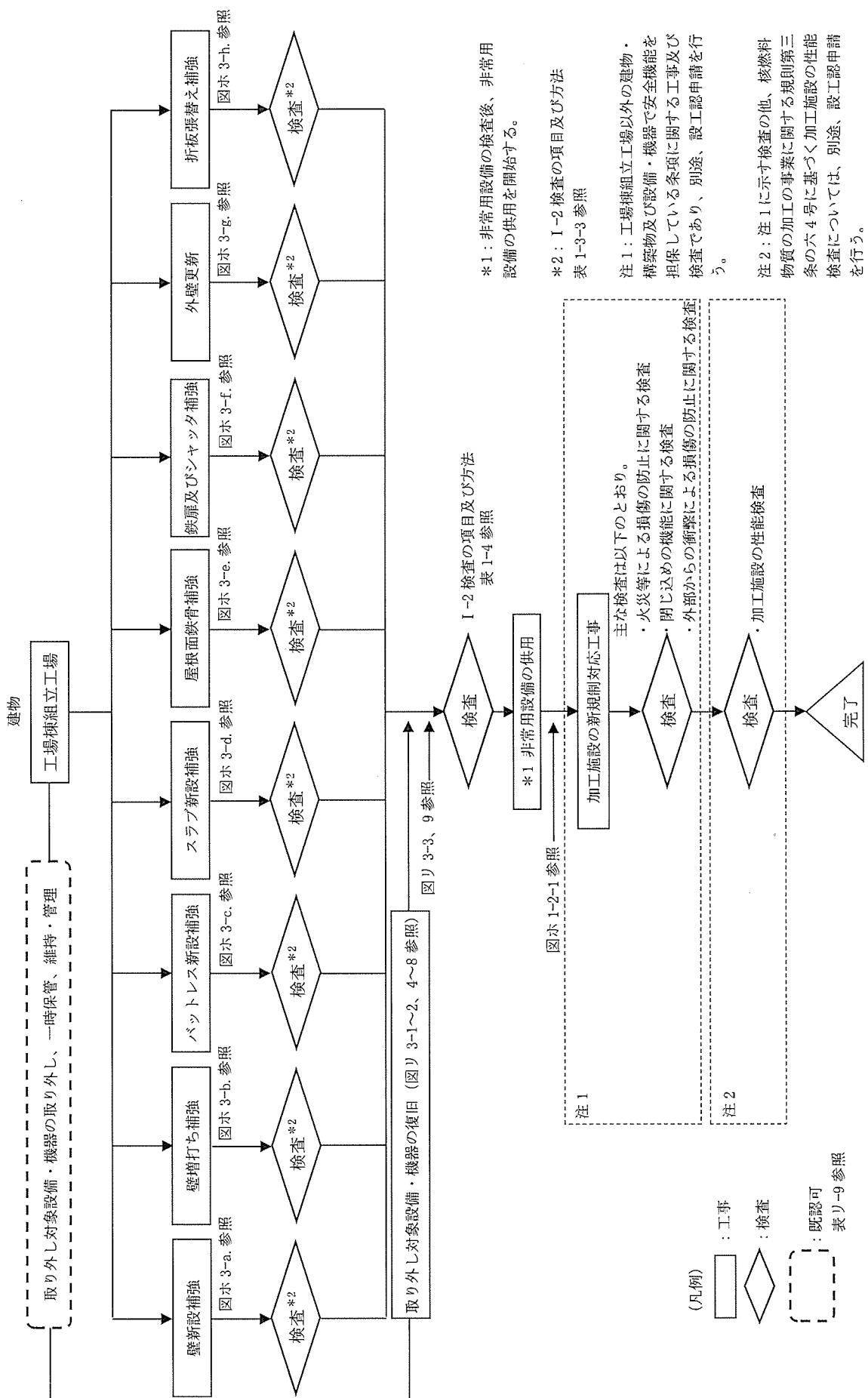
- 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

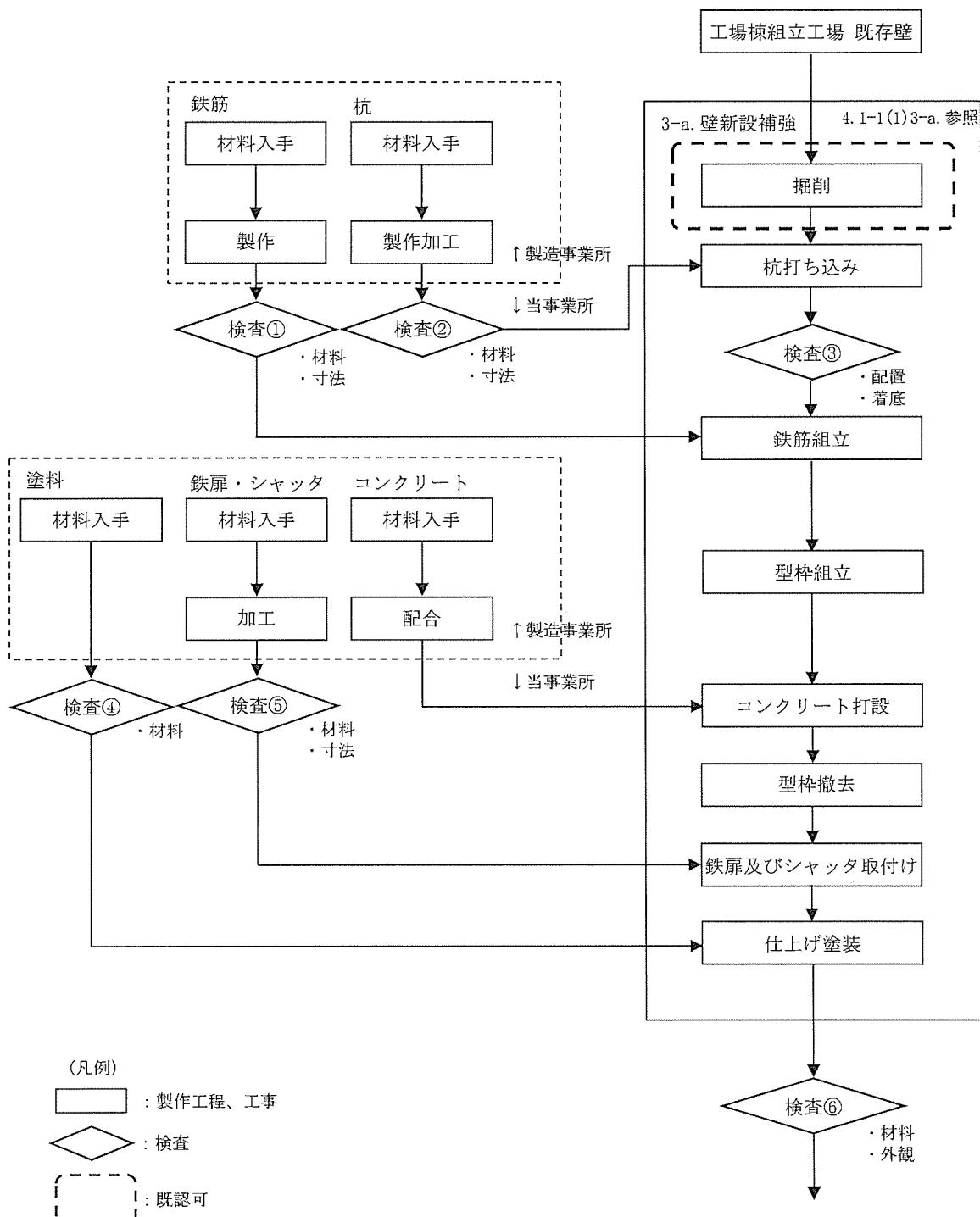
d. その他

- 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

e. 緊急時の対応

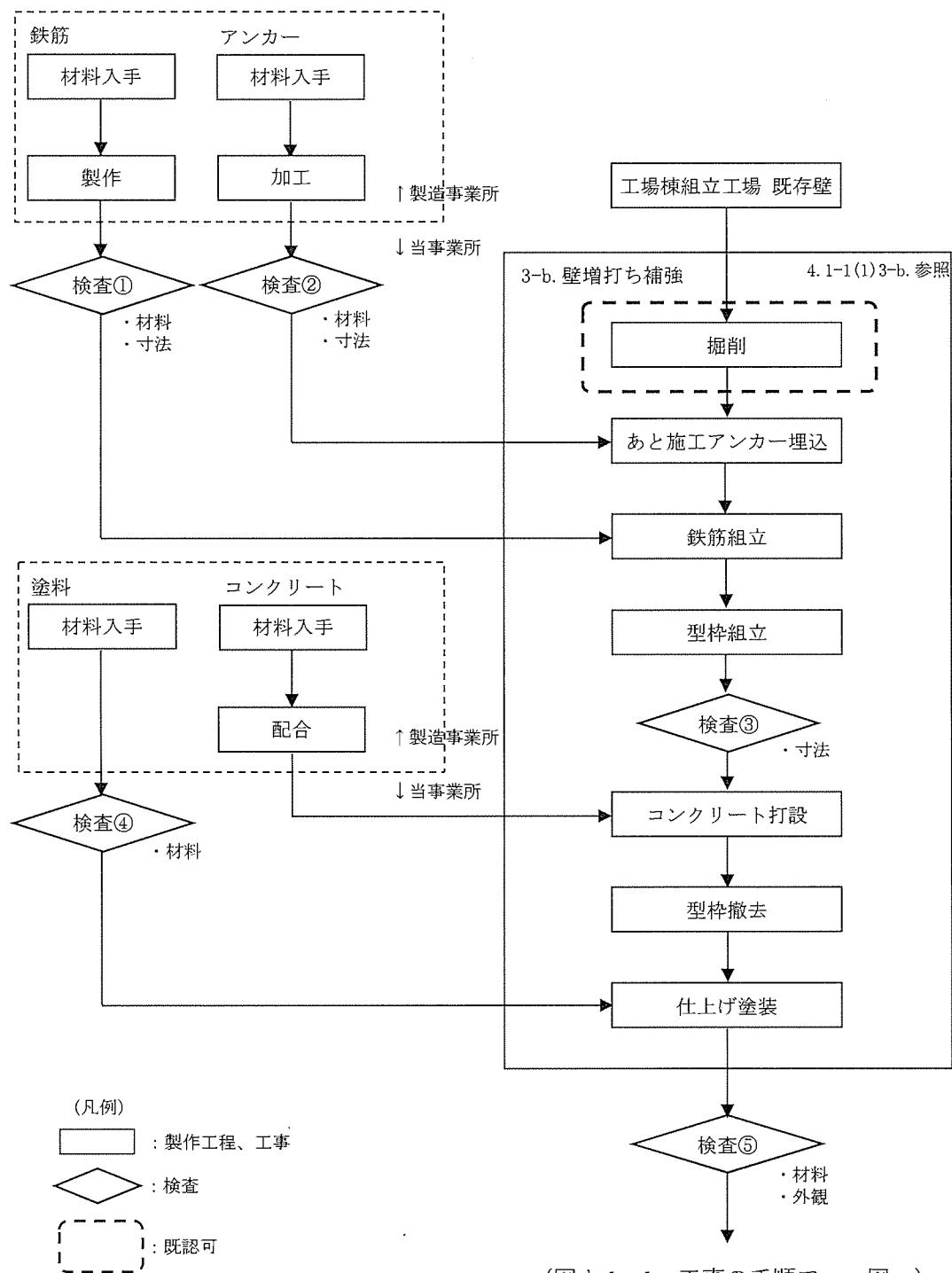
- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。





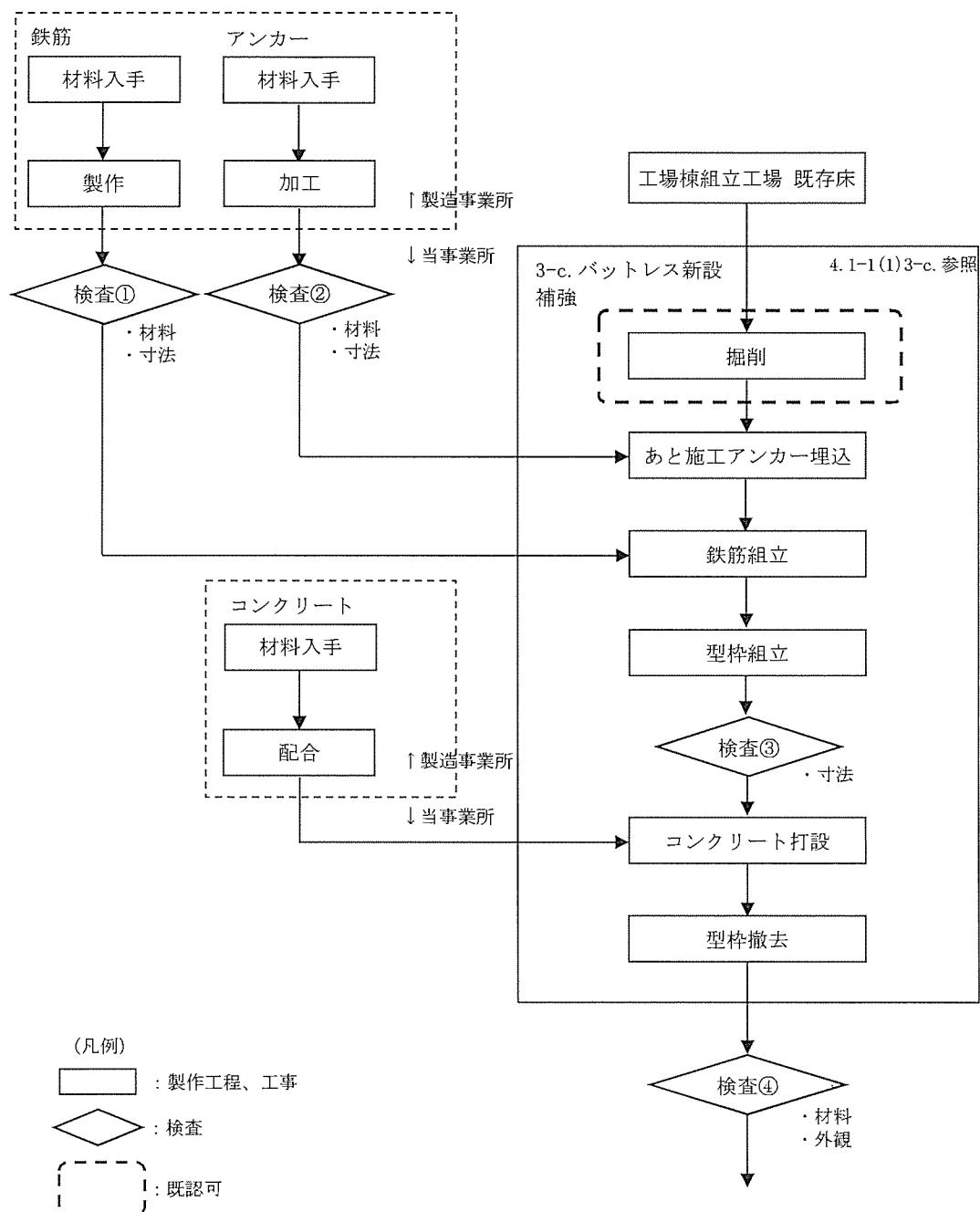
(図示 1-1 工事の手順フロー図へ)

図示 3-a. 壁新設補強の手順フロー図



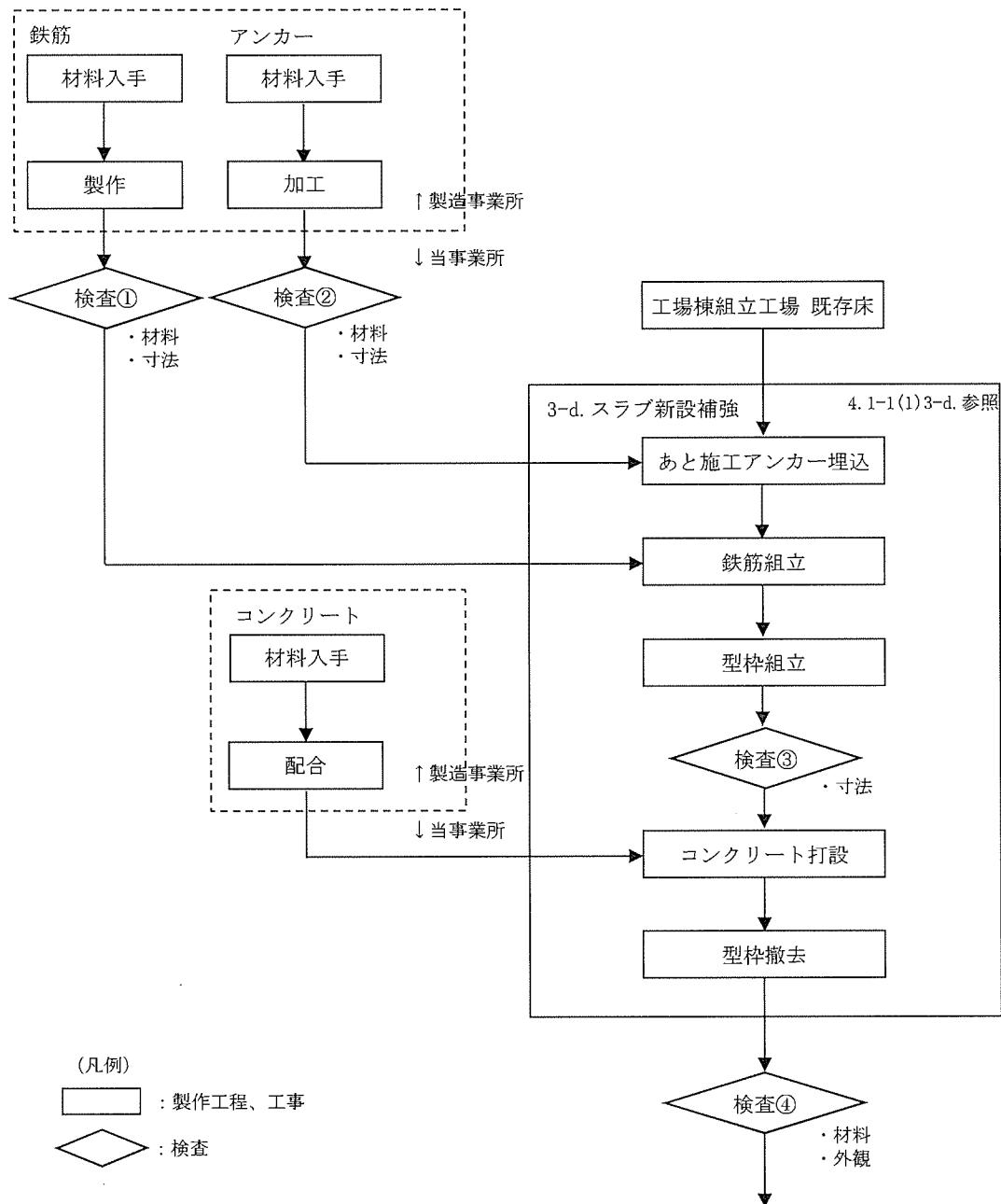
(図示 1-1 工事の手順フロー図へ)

図示 3-b. 壁増打ち補強の手順フロー図



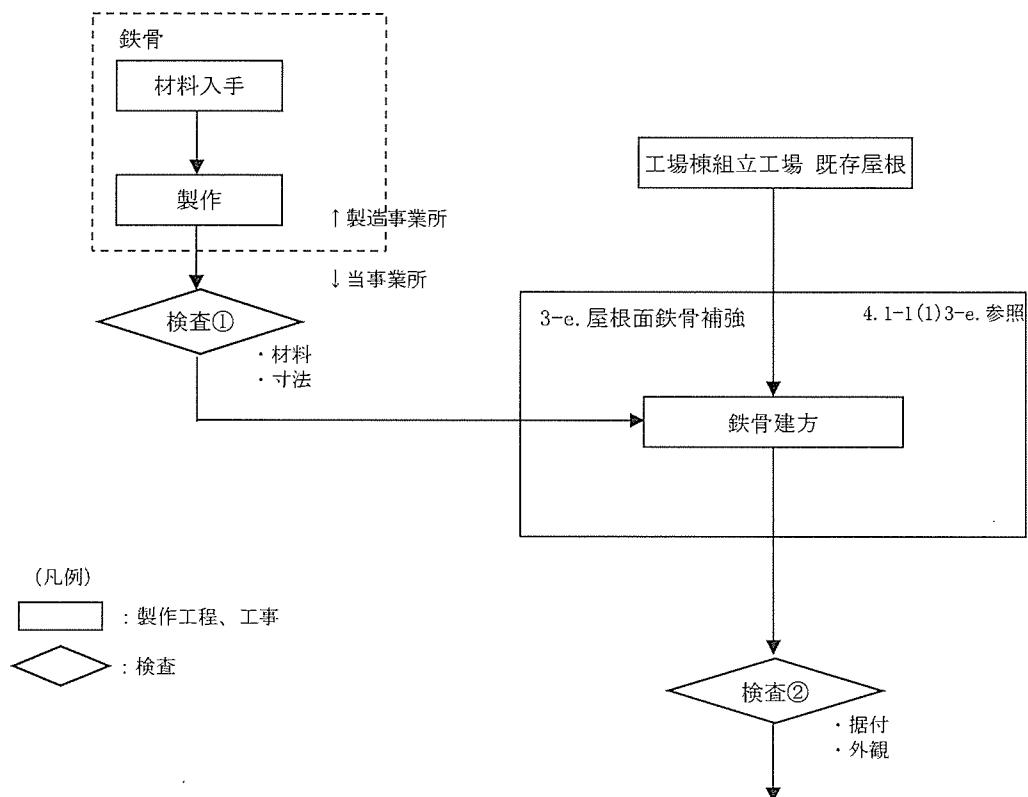
(図ホ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図ホ 3-c. バットレス新設補強の手順フロー図



(図示 1-1 工事の手順フロー図へ)

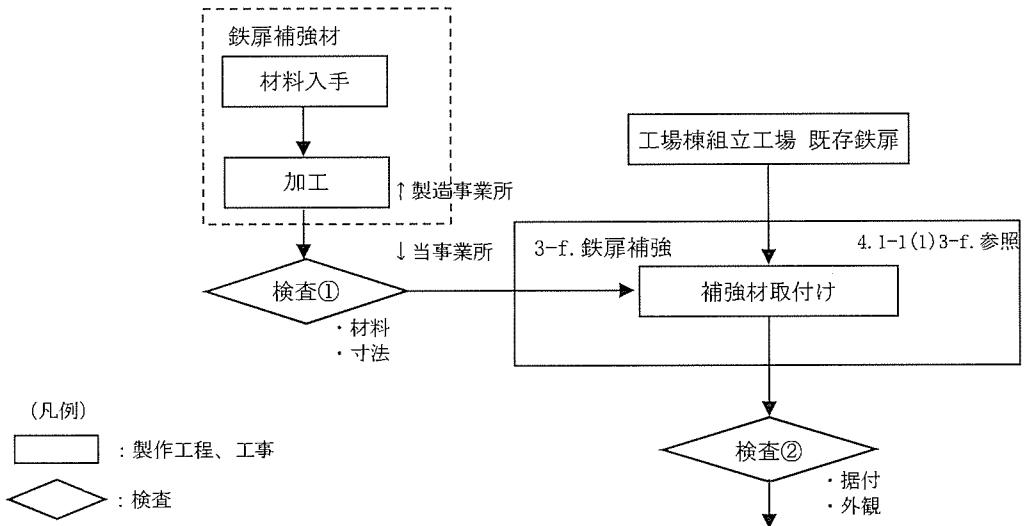
図示 3-d. スラブ新設補強の手順フロー図



(図示 1-1 工事の手順フロー図へ)

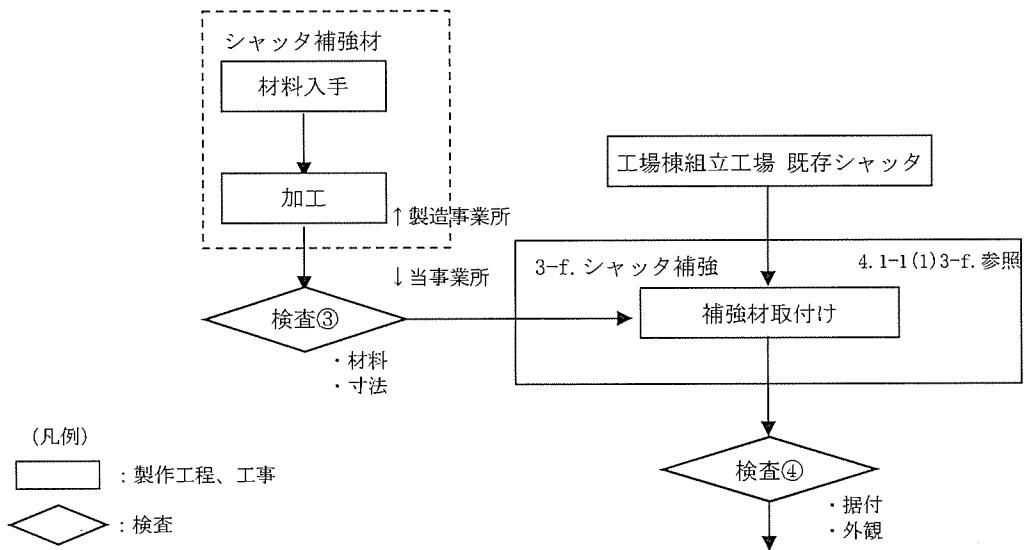
図示 3-e. 屋根面鉄骨補強の手順フロー図

鉄扉補強の手順フロー図



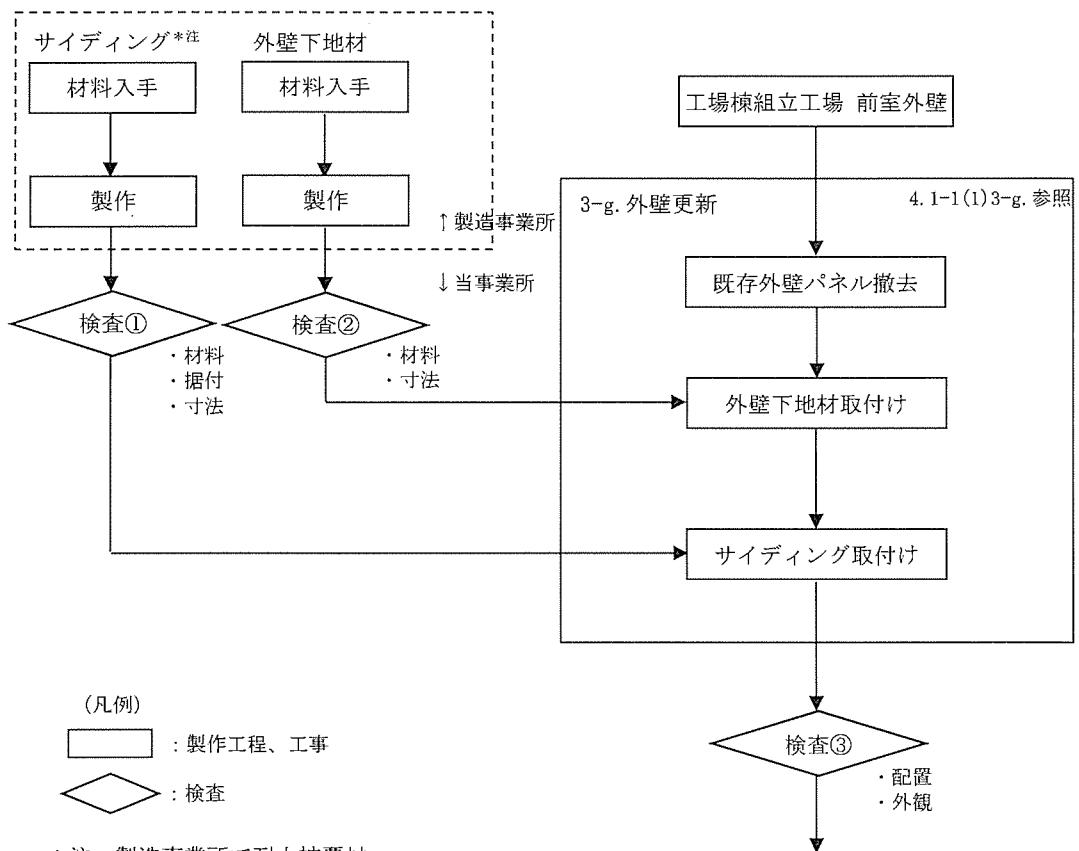
(図示 1-1 工事の手順フロー図へ)

シャッタ補強の手順フロー図

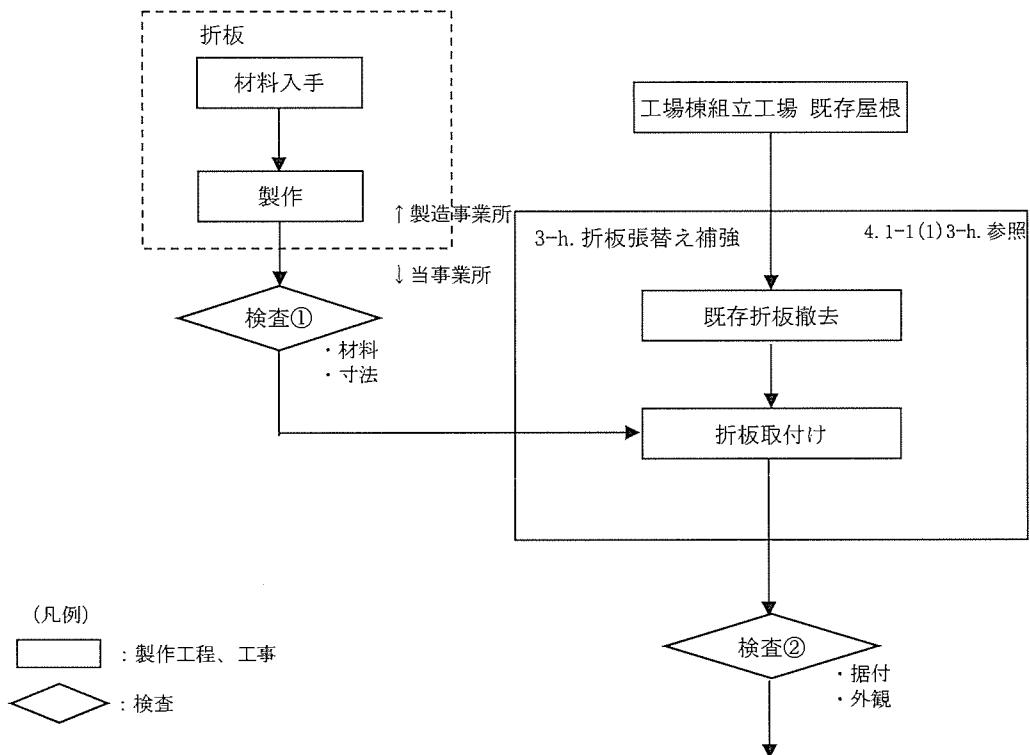


(図示 1-1 工事の手順フロー図へ)

図示 3-f. 鉄扉及びシャッタ補強の手順フロー図



図ホ 3-g. 外壁更新の手順フロー図



(図示 1-1 工事の手順フロー図へ)

図示 3-h. 折板張替え補強の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査及び試験

- ・ 検査の項目及び方法を I-2検査の項目及び方法の表1-3-3に示す。

4. 1-2 独立遮蔽壁

(1) 手順

今回申請の工場棟組立工場に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図示 1-1 参照）により行う。また、工場棟組立工場燃料集合体貯蔵室内の独立遮蔽壁の工事番号及び工事名称とその工事の方法を 3-i. に示す。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

3-i. 独立遮蔽壁固縛補強^(注1)：F3 竜巻で屋根が損傷しても工場棟組立工場内の独立遮蔽壁が燃料集合体側に傾くことを防止するために固縛補強する

配置を図示建-1 及び 14 に、固縛補強の概略を図示建-14 に示す

注)：適用指針

注1) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火を含む）

- 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

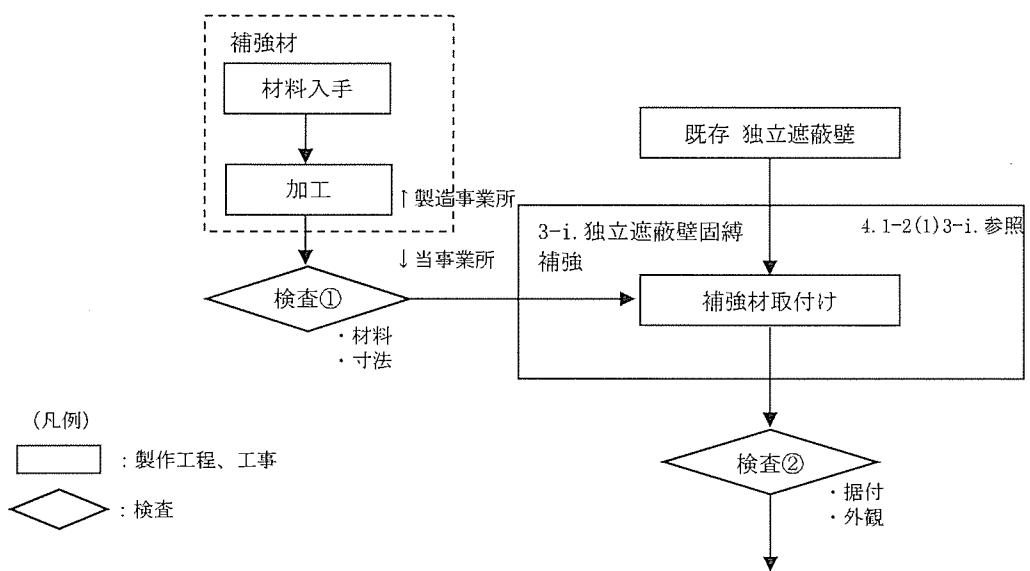
- 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

e. 緊急時の対応

- 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。



(図示 1-1 工事の手順フロー図へ)

図示 3-i. 独立遮蔽壁固縛補強の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I – 2 検査の項目及び方法の表1-3-3に示す。

5. 工事中の加工施設の継続使用の理由

工場棟組立工場は、内部に設備・機器を設置しており、外部衝撃から設備・機器を防護する機能を有するとともに、管理区域の閉じ込め機能、遮蔽機能等を有していることなど、維持管理に必要不可欠であるため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。

組立工場は、I-2 の検査で適合を確認した後、図示 1-1 に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2 の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

表亦建-1-1 工場棟組立工場 仕様表 (1/14)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	<p>{841} 建物 工場棟 組立工場</p> <p>{890, 891} 非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備</p> <p>{890, 892} 非常用設備 非常用通報設備 放送設備</p> <p>{890, 893} 非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備</p> <p>{894, 895} 非常用設備 消火設備 屋外消火栓</p> <p>{894, 898} 非常用設備 消火設備 消火器</p> <p>{899, 900} 非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備</p> <p>{899, 901} 非常用設備 自動火災報知設備 警報設備</p> <p>{902, 903} 非常用設備 緊急対策設備 非常灯</p> <p>{902, 904} 非常用設備 緊急対策設備 誘導灯</p> <p>{902, 905} 非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路</p>
設置場所		敷地内建物配置図(図イ建-1) 参照
機器名		<p>工場棟組立工場</p> <p>非常用通報設備 非常ベル設備</p> <p>非常用通報設備 放送設備</p> <p>非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備)</p> <p>消火設備 屋外消火栓</p> <p>消火設備 消火器</p> <p>自動火災報知設備 火災感知設備</p> <p>自動火災報知設備 警報設備</p> <p>緊急対策設備 非常用照明</p> <p>緊急対策設備 誘導灯</p> <p>緊急対策設備 安全避難通路</p>
変更内容		<p>改造</p> <p>1. 建物の改造工事</p> <p>1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁新設補強 工場棟組立工場と工場棟成型工場の境界壁に新たに杭を設置し、鉄筋コンクリート製の壁及び鉄扉、シャッタを新設する ・壁増打ち補強 本体の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする ・バットレス新設補強 本体の外壁の柱に鉄筋コンクリートを増打ちし、バットレスを新設する ・スラブ新設補強 本体の外壁面に鉄筋コンクリート製のスラブを新設する ・屋根面鉄骨補強 本体及び前室の屋根部の鉄骨トラスに新たな鉄骨を追設する <p>1-2. 耐竜巣性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄扉及びシャッタ補強 鉄扉及びシャッタの損傷防止のために本体及び前室の既存鉄扉及び既存シャッタを鋼材及びシャッタ補強バーにより補強する ・外壁更新 前室外壁の損傷防止のために既存の外壁を撤去し、新たにサイディングに更新する ・折板張替え補強 本体及び前室の屋根の損傷防止のために既存折板を撤去し、新たな折板に張替える

表ホ建-1-1 工場棟組立工場 仕様表 (2/14)

変更内容	<p>改造</p> <p>2. 非常用設備の変更</p> <p>2-1. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る <p>2-2. 非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る ・消火設備(消火器)の復旧及び増設 仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る <p>2-3. 非常用設備の復旧、増設及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の増設及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧、増設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る <p>2-4. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る ・緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る ・非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧 仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る ・非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る 												
員数	1式												
一般住様	<table border="1"> <tr> <td>型式</td> <td>本体 : 鉄筋コンクリート造 (屋根構造: 鉄骨造)、平屋建 前室 : 鉄骨造 屋根 : (本体) 折板、(前室) 折板 基礎 : (本体) 杠基礎、(前室) 杠基礎</td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td><td>表ホ建-2-1に示す</td></tr> <tr> <td>寸法 (単位: m)</td><td>(本体) [] (1階を組立工場としている 14-15 通り間を含む) (前室) [] 延べ床面積: 約 3,200 m²</td></tr> <tr> <td>その他の構成機器</td><td>—</td></tr> <tr> <td>その他の性能</td><td>—</td></tr> <tr> <td>取扱う核燃料物質の状態</td><td>—</td></tr> </table>	型式	本体 : 鉄筋コンクリート造 (屋根構造: 鉄骨造)、平屋建 前室 : 鉄骨造 屋根 : (本体) 折板、(前室) 折板 基礎 : (本体) 杠基礎、(前室) 杠基礎	主要な構造材	表ホ建-2-1に示す	寸法 (単位: m)	(本体) [] (1階を組立工場としている 14-15 通り間を含む) (前室) [] 延べ床面積: 約 3,200 m ²	その他の構成機器	—	その他の性能	—	取扱う核燃料物質の状態	—
型式	本体 : 鉄筋コンクリート造 (屋根構造: 鉄骨造)、平屋建 前室 : 鉄骨造 屋根 : (本体) 折板、(前室) 折板 基礎 : (本体) 杠基礎、(前室) 杠基礎												
主要な構造材	表ホ建-2-1に示す												
寸法 (単位: m)	(本体) [] (1階を組立工場としている 14-15 通り間を含む) (前室) [] 延べ床面積: 約 3,200 m ²												
その他の構成機器	—												
その他の性能	—												
取扱う核燃料物質の状態	—												

表示建-1-1 工場棟組立工場 仕様表 (3/14)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[3.2-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要離隔距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。 <p>各領域の配置については、図臨-1 参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要離隔距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> 原料貯蔵所領域 シリンドラ洗浄棟領域 第3核燃料倉庫(1)領域 第3核燃料倉庫(2)領域 加工棟領域 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ 490cm 以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> 第2核燃料倉庫領域ユニット なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ 490cm を超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要離隔距離以上離す（次回以降申請）。 <ul style="list-style-type: none"> 第2核燃料倉庫領域ユニット <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.1-建 1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備{899, 900, 901}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 感知器(煙) : 5 個 感知器(熱) : 7 個 感知器(空気管式) : 22 基 警報設備(ベル) : 6 個 設置設備の配置 <p>図リ建-29~30 参照。</p> <p>[4.1-建 2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備{899, 901}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 発信機(P型) : 3 個 設置設備の配置 <p>図リ建-29 参照。</p> <p>[4.1-建 3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器{894, 898}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 粉末消火器 10型 : 3 本 二酸化炭素消火器 7型 : 36 本 金属用消火器 : 3 本 設置設備の配置 <p>消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が 20m 以下となる位置に設置する。</p> <p>図リ建-42 参照。</p> <p>[4.1-建 4]</p> <p>第2種管理区域で金属製の容器に収納できない可燃物があるため周辺に粉末消火器を追加配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 粉末消火器 10型 : 1 本 なお、上記本数は[4.1-建 3]に記載の本数の内数となる。 設置設備の配置 <p>図リ建-42 参照。</p>
---------------------------	---

表ホ建-1-1 工場棟組立工場 仕様表 (4/14)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4. 1-建 5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓{894, 895}を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽{894, 896}と消火水配管により接続される。 なお、防火水槽及び電源喪失時等における消火用の可搬消防ポンプ{894, 897}は、次回以降申請とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 不凍式屋外消火栓：12 基（工場棟の近傍の総数）（図リ建-35 参照） ▫ 各消火栓に設置するホース：20m ホース 2 本以上 ・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離：40m 以下（図リ建-35 参照） ▫ 建物各部から防火水槽までの水平距離：100m 以下（図リ建-35-2 参照） ▫ 20m ホース 2 本を設置する消火栓の位置：図リ建-35 参照 ▫ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート：図リ建-35-1 参照 <p>[4. 3-建 1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の工場棟組立工場は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料 主要構造材を表ホ建-2-1 に示す。 <p>[4. 3-建 3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成 25 年 10 月原子力規制委員会)を参考に図イ建-6~8 のとおり設定する。</p> <p>[4. 3-建 4] 工場棟組立工場本体各部は原子力発電所の発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災区域毎の材料及び厚さ：図イ建-8-1(2/4)、(3/4) 参照 <p>[4. 3-建 5] ・ 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッタを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の配置 図ホ建-1 参照 ・ 設置設備の材料 図イ建 8-1(2/4)、(3/4) 参照 <p>[4. 3-建 7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第 1 項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール <p>[4. 3-建 8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。</p>
-------------------	--

表ホ建-1-1 工場棟組立工場 仕様表 (5/14)

技術基準に基づく設計 〔注〕	<p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建 1]</p> <p>安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場棟組立工場本体及び前室 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ▫ 支持地盤 N 値 30 以上の砂礫層 ▫ 杭材料 新設杭：外殻鋼管付きコンクリート杭 既設杭：遠心力鉄筋コンクリート杭 ▫ 杭位置 新設杭杭先端深度：GL-7.15m（本体） 既設杭杭先端深度：GL-8.20m（本体）、GL-8.0m（前室） 配置：図ホ建-4 参照 ▫ 杭構造・寸法 表ホ建-2-1 参照。 ・1階床土間コンクリート 工場棟組立工場本体及び前室 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 支持性能：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 上地盤種類：地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2]</p> <p>工場棟組立工場本体、工場棟組立工場前室及び消火設備（屋外消火栓）は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1]</p> <p>工場棟組立工場は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、工場棟組立工場内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p> <p>地震による損傷の防止</p> <p>[5.2.1-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 工場棟組立工場 ・耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 非常用通報設備（非常ベル設備{890, 891}、放送設備{890, 892}） ▫ 消火設備（屋外消火栓） ▫ 自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備） ▫ 緊急対策設備（1）（非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}） <p>[5.2.1-建 2]</p> <p>耐震重要度分類第1類である工場棟組立工場は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p>

表示建-1-1 工場棟組立工場 仕様表 (6/14)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	<p>[5.2.1-建8] 工場棟組立工場に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備（上記[5.2.1-建1]参照。ただし、消火設備（屋外消火栓）を除く）は、耐震重要度分類第1類の建物及び構築物に、耐震重要度分類第3類の耐震強度のボルト又は溶接で固定する。</p> <p>[5.2.1-建3] 建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、工場棟組立工場の耐震重要度分類は第1類とする。</p> <p>[5.2.1-建4] 構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エキスパンションジョイントの位置 　図イ建-5、図ホ建-1～3 参照 ・エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料 　図イ建-5、図イ建-5-1 参照 <p>[5.2.1-建5] ・位置、構造、寸法、材料：表ホ建-2-1、図ホ建-1～13、15 参照。 ・一次設計 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.3G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 ・二次設計 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割り増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(1.5G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。 <p>[5.2.1-建7] 非常用設備（非常用通報設備（非常ベル設備、放送設備）、消火設備（屋外消火栓）、自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備）、緊急対策設備（1）（非常用照明、誘導灯））は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用通報設備（非常ベル設備、放送設備） <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置：図リ建-18 参照 ・消火設備（屋外消火栓） <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置：図リ建-35 参照 ・自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備） <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置：図リ建-29～30 参照 ・緊急対策設備（1）（非常用照明、誘導灯） <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置：図リ建-7 参照 </p>
	津波による損傷の防止	<p>[5.3-建1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大遡上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約 30m～32m の高台に立地している。</p>

表ホ建-1-1 工場棟組立工場 仕様表 (7/14)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>[5.4.1-建1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置、構造、寸法、材料：表ホ建-2-1、図ホ建-1～13、15参照 <ul style="list-style-type: none"> ▫ F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、工場棟組立工場本体及び前室の保有水平耐力が上回る構造とする。 ▫ 工場棟組立工場本体及び前室の各部に対して、短期許容荷重が、上記F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 ▫ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[5.4.1-建2] (洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m～32m の高台に立地している。</p> <p>[5.4.1-建3] (凍結)</p> <p>屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気温条件 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7°C ・ 対象設備 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 不凍式の屋外消火栓 ・ 設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが 300mm 以上となるように埋設する。また、一部埋設できない部分は、断熱材付きの配管等を使用し凍結を防止する。
---------------------------	---

表ホ建-1-1 工場棟組立工場 仕様表 (8/14)

技 術 基 準 に 基 づ く 設 計 (注)	<p>外部からの衝撃による損傷の防 止</p> <p>[5. 4. 1-建 4] (降水) 降水時に建物内への雨水の流入を防止する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した 1 時間あたりの最大降水量 81.7mm/h を超 える降水 (150mm/h) ・ 対象設備・構造 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止 (図イ建-11-1) ▫ 鉄扉及びシャッタの外側に勾配を設け雨水の流入を防止 </p> <p>[5. 4. 1-建 5] (積雪) 茨城県建築基準法等施行細則第 16 条の 4 に基づき、建物全体が積雪 30cm の短期荷重 に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約 60cm 相当の積雪に耐える実力を 有することを確認した。</p> <p>[5. 4. 1-建 10] (落雷) 加工施設の高さは図ホ建-2 に示すように最大で約 11.7m であり、建築基準法第三十 三条にある高さ 20m 以上に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条や消防法 第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため避 雷設備の設置は不要である。</p> <p>[5. 4. 1-建 6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の 発生のない場所に立地している。</p> <p>[5. 4. 1-建 7] (火山の影響) 表ホ建-2-1 に示す工場棟組立工場の折板屋根は、降下火砕物(湿潤密度 1.2g/cm³) で約 10cm(約 60cm の積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造として いる。また、降下火砕物を除去するために、屋上へは工場棟成型工場機械室西側の階 段(図ハ建-3)より登り作業する。</p> <p>[5. 4. 1-建 8] (生物学的事象) 外部から工水を供給する配管にストレーナ(60 メッシュ)を設置、また外気取入用フ ァンの前にフィルタ(粉塵除去用)を設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象部位の位置 <ul style="list-style-type: none"> ストレーナ：図イ建-1 参照 フィルタ：次回以降申請 </p> <p>[5. 4. 1-建 9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約 400m 以上の離隔距離 があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p>
---	---

表ホ建-1-1 工場棟組立工場 仕様表 (9/14)

技術基準に基づく設計 (注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[5. 4. 2-建 1] (航空機落下に伴う火災) 事業許可に記載のとおり、航空機落下確率は、航空機落下評価ガイドで示される判断基準となる 10^{-7} 回/年未満となり、航空機落下に対する防護設計は不要である。 また、航空機落下に伴う火災が発生したとしても、建物内部の設備に影響しないように外壁の損傷を防止する。</p> <p>[5. 4. 2-建 2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発については、建物外壁から火災爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災影響評価対象：図ホ建-1 参照 ・ 各評価対象の離隔距離：図イ建-8-2 参照 <p>なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(914)（鉄筋コンクリート製）で貯蔵所の周囲を囲み、爆風が上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする（次回以降申請）。 また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>[5. 4. 2-建 3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約 30m～32m の高台に立地している。</p> <p>[5. 4. 2-建 4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約 6km 離れた場所に立地している。</p> </p>
	人の不法な侵入等の防止	<p>[5. 5. 1-建 1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 立入制限区画を設け、所定の出入り口以外からの人の立ち入りを禁止する。 ・ 加工施設の建物は、表ホ建-2-1 に示す主要な構造材、鉄扉及びシャッタ（図イ建-9、12、図ホ建-1、2 参照）等の堅牢な障壁を有する。 ・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。 ・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 ・ 工場棟組立工場は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。 <p>[5. 5. 1-建 2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>
	溢水による損傷の防止	<p>[5. 6. 1-建 2] 第 2 種管理区域である工場棟組立工場は、ウラン廃液の漏えいが無いことから外部開口部へ堰等を設置しないが、溢水源を有し第 1 種管理区域である工場棟成型工場に隣接するので溢水防護区画を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 溢水防護区画：図リ建-47 参照
	材料及び構造	—

表示建-1-1 工場棟組立工場 仕様表 (10/14)

技術基準に基づく設計 (注)	閉じ込めの機能	[7. 1-建 1] 汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と、汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、工場棟組立工場本体及び前室は第2種管理区域に設定する(図イ建-2~4 参照)。
	遮蔽	[8. 1-建 1] 加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁を施設する。なお、遮蔽壁(容器管理棟の西側屋外の敷地境界) {883} 及び遮蔽壁(工場棟組立工場の西南角部屋外周辺) {884} は次回以降申請を行う。 <ul style="list-style-type: none">・ 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図ホ遮-1 参照・ 周辺監視区域外における実効線量 $7 \times 10^{-2} \text{mSv/年}$・ 周辺監視区域外における線量限度 1mSv/年 [8. 2-建 1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人気が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11. 1-建 1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。 [11. 2-建 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	搬送設備	—
	警報設備等	[13. 1-建 2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([4. 1-建 1] 参照)
	安全避難通路等	[13. 2. 1-建 1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路{902, 905})及び非常口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none">・ 位置 図リ建-7 参照。 [13. 2. 1-建 2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(19台)及び誘導灯(11個))を設置。上記設備の諸元を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none">・ 位置 図リ建-7 参照。 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。・ 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品。
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—

表示建-1-1 工場棟組立工場 仕様表 (11/14)

技術基準に基づく設計 (注)	非常用電源設備	[16. 1-建 1] 全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。						
		非常用設備電源接続系統一覧表						
			設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ		
		非常ベル設備 ^{*1}		○	○	—		
		放送設備 ^{*2}		○	○	○		
		通信連絡設備 (電話設備)	有線式 ^{*3}	○	—	○		
			無線式	—	—	○		
		自動火災報知設備		○	—	○		
		警報設備(ベル) ^{*5}		○	—	○		
		*1 : 警報盤を介して接続			*4 : 受信器を介して接続			
		*2 : 放送設備本体を介して接続			*5 : 中継盤を介して接続			
		*3 : 電話交換機を介して接続						
		[16. 1-建 2] 全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。						
		非常用設備電源接続系統一覧表						
			設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ		
		緊急対策設備(1)	非常用照明	○	—	○		
			誘導灯	○	—	○		
		[16. 2-建 1]						
		<ul style="list-style-type: none"> ・ バッテリを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 						
		<ul style="list-style-type: none"> ◦ 非常用通報設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送設備、通信連絡設備(電話設備{890, 893}(有線式)) 						
		<ul style="list-style-type: none"> ◦ 自動火災報知設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災感知設備 ・ それに連動する警報設備 						
		<ul style="list-style-type: none"> ◦ 緊急対策設備(1) <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用照明 ・ 誘導灯 						
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(非常ベル設備) ・ 非常用通報設備(放送設備) 						
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備(無線式)))については、バッテリを内蔵し、連続して機能を維持する。 						

表ホ建-1-1 工場棟組立工場 仕様表 (12/14)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>通信連絡設備</p> <p>[17. 1-建 1] 事故発生時に周辺作業者への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)) : 16 台 ▫ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備)) : 有線式 7 台、無線式 1 台 ▫ 非常用通報設備(非常ベル設備) : 4 個 ・ 設置設備の配置 図リ建-18 参照。
その他事業許可で求める仕様	<p>[99-建 1] 更なる安全裕度の向上策として、耐震重要度分類第 1 類の工場棟組立工場は、静的地震力 3Ci に対して概ね弾性範囲とする。</p> <p>[99-建 3] 更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)に対し、工場棟組立工場本体に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻防護ラインの設定について <ul style="list-style-type: none"> ▫ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。 ▫ 工場棟組立工場前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わないことから、竜巻防護ラインの外とする。 ・ 竜巻防護ライン 図イ建-9~11-1 参照。 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 工場棟組立工場本体の外壁(鉄筋コンクリート) 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 ▫ 工場棟組立工場本体の鉄扉、シャッタ(工場棟組立工場前室と工場棟組立工場本体の境界のシャッタを含む) 補強により終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 <p>[99-建 4] F3 竜巻に対し、工場棟組立工場本体の屋根(折板)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット){842}を設置する。(次回以降申請)</p> <p>[99-建 5] F3 竜巻による、敷地外からの想定飛来物で、運動エネルギーの大きい軽トラック、プレハブ物置(大)に対して、外壁は貫通しない構造とする。 なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス{885}を設置する(次回以降申請)。 また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p>

表示建-1-1 工場棟組立工場 仕様表 (13/14)

添付図	図イ建-1 敷地内建物配置図 図イ建-1-1 (1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階) 図イ建-1-1 (2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(2階) 図イ建-1-1 (4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(R階) 図イ建-1-2 (2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(2) 図イ建-2 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図 (1階) 図イ建-3 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図 (2階) 図イ建-4 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図 (3階) 図イ建-5 (1/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図 (1階) 図イ建-5 (2/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図 (2階) 図イ建-5 (3/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図 (3階) 図イ建-5-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント構造図 図イ建-6 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域 (1階) 図イ建-7 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域 (2階) 図イ建-8 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域 (3階) 図イ建-8-1 (2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(2) 図イ建-8-1 (3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(3) 図イ建-8-2 (1/8) 外部火災・爆発の影響評価(1) 図イ建-8-2 (2/8) 外部火災・爆発の影響評価(2) 図イ建-8-2 (4/8) 外部火災・爆発の影響評価(4) 図イ建-8-2 (5/8) 外部火災・爆発の影響評価(5) 図イ建-8-2 (7/8) 外部火災・爆発の影響評価(7) 図イ建-9 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竪卷防護ライン (1階) 図イ建-10 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竪卷防護ライン (2階) 図イ建-11 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び竪卷防護ライン (3階) 図イ建-11-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 竪卷防護ライン (屋根部) 図イ建-12 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表 図イ建-13 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ補強及びガラリ固縛概要図 図示建-1 工場棟 組立工場 建物平面図 図示建-2 工場棟 組立工場 建物立面図 図示建-3 工場棟 組立工場 建物断面図 (X-X、Y-Y、Z-Z 断面) 図示建-4 工場棟 組立工場 杠及び基礎伏図 図示建-5 工場棟 組立工場 中間梁伏図 (FL+6.5m 付近) 図示建-6 工場棟 組立工場 前室屋根梁伏図 図示建-7 工場棟 組立工場 屋根梁伏図 図示建-8 工場棟 組立工場 F通り軸組図 図示建-9 工場棟 組立工場 L通り軸組図 図示建-10 工場棟 組立工場 4、9通り軸組図 図示建-11 工場棟 組立工場 14a通り軸組図 図示建-12 工場棟 組立工場 補強詳細図 図示建-13 工場棟 組立工場 前室L、K通り軸組図 図示建-15 工場棟 組立工場 屋根面鉄骨補強及び折板張替え補強概略図 図示建-16 工場棟 組立工場 14a通り、14通り、15通り、断面概略図 図示遮-1 工場棟 組立工場 遮蔽関係図 (建物平面) 図リ建-7 工場棟 組立工場 緊急対策設備 (1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路
-----	---

表ホ建-1-1 工場棟組立工場 仕様表 (14/14)

添付図	図リ建-18 工場棟 組立工場 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備（電話設備） 図リ建-29 工場棟 組立工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 (1/2) 図リ建-30 工場棟 組立工場 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 (2/2) 図リ建-35 消火設備 屋外消火栓配置図 図リ建-35-1 消火設備 屋外消火栓からのアクセスルート 図リ建-35-2 消火設備 防火水槽配置図 図リ建-42 工場棟 組立工場 消火設備 消火器 図リ建-47 緊急対策設備 (3) 溢水防護区画 (1/3)
-----	--

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4. 1-建 1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[5. 2. 1-建 1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

表ホ建-1-2 工場棟組立工場内独立遮蔽壁 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) {843}独立遮蔽壁
設置場所	敷地内建物配置図(図イ建-1)参照	
機器名	工場棟組立工場内独立遮蔽壁	
変更内容	改造 ・独立遮蔽壁固縛補強 工場内の独立遮蔽壁が燃料集合体側に傾くことを防止するために固縛補強する。	
員数	1式	
一般仕様	型式	本体 : 鉄筋コンクリート造 基礎 : 直接基礎
	主要な構造材	表ホ建-2-2に示す
	寸法(単位:m)	(本体)
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	火災等による損傷の防止	[4.3-建1]耐火構造、又は不燃性材料を使用(主要構造材を表ホ建-2-2に示す)
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-建1]独立遮蔽壁{843}は、支持性能が十分な(長期許容応力度 50kN/m ² 以上、短期許容応力度 100kN/m ² 以上)地表近くのローム層で直接支持する直接基礎により支持される。 [5.1-建2]独立遮蔽壁は、液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持できる地盤で支持される。
	地震による損傷の防止	[5.2.1-建1]独立遮蔽壁は、耐震重要度分類第1類に分類し、耐震設計に用いる静的地震力は、耐震重要度分類に応じた割増し係数(第1類:1.5)を乗じて設定 [5.2.1-建2]独立遮蔽壁は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備の破損による波及的影響により破損しない構造とする。 [5.2.1-建5]独立遮蔽壁は、表ホ建-2-2に示す主要な構造材により耐震重要度分類第1類の地震力による損傷を防止できる構造とする。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	人の不法な侵入等の防止	—
	溢水による損傷の防止	—
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	—
	遮蔽	[8.1-建1] 加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)で定められた線量限度(年間 1mSv)より十分小さくなる(年間 7×10 ⁻² mSv)ように図ホ建-14に示す厚さを有する独立遮蔽壁を工場棟組立工場内に施設する。

表ホ建-1-2 工場棟組立工場内独立遮蔽壁 仕様表 (2/2)

換気	—
核燃料物質等による汚染の防止	—
安全機能を有する施設	[11. 1-建 1]通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮 [11. 2-建 1]検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置
搬送設備	—
警報設備等	—
安全避難通路等	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
廃棄施設	—
放射線管理施設	—
非常用電源設備	—
通信連絡設備	—
その他事業許可で求める仕様	[99-建 4] 工場棟組立工場内独立遮蔽壁は、F3 竜巻で工場棟組立工場本体の屋根(折板)が損傷した際に、燃料集合体側に傾くことを防止するため固縛補強する。(図イ建-1-1(1/4)、図イ建-1-2(2/4)参照)
添付図	図イ建-1-1 (1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階) 図イ建-1-2 (2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(2) 図ホ建-1 工場棟 組立工場 建物平面図 図ホ建-14 工場棟 組立工場 独立遮蔽壁

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4. 1-建 1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[5. 2. 1-建 1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

表ホ建-2-1 工場棟組立工場 主要な構造材の仕様表(1/3)

建物の種類	<p>(1)本体 構造：鉄筋コンクリート造（屋根構造：鉄骨造） 壁：鉄筋コンクリート 屋根：折板 基礎：杭基礎 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤：N値 30 以上の砂礫層</p> <p>(2)前室 構造：鉄骨造 壁：サイディング 屋根：折板 基礎：杭基礎 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤：N値 30 以上の砂礫層</p> <p>(3)床 構造：土間コンクリート（1階及び前室） 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上の地表近くのローム層</p>
主要な構造材	<p>(1)本体 ①鉄筋コンクリート 鉄筋：JIS G3112 に定める鉄筋 JIS A5308 に定めるコンクリート（密度：□ g/cm³以上） 既設基礎、既設基礎梁：設計基準強度 □ N/mm² 既設躯体全般：設計基準強度 □ N/mm² 補強部材：設計基準強度 □ N/mm² ②外壁：上記の鉄筋コンクリート ③鉄骨：JIS G3192 に定める山形鋼、溝形鋼、H形鋼、I形鋼、平鋼 鋼鉄骨：JIS G3466 に定める角形鋼 ④屋根：折板 JIS G3322 定める□ ⑤杭：JIS A5372 に定める遠心力鉄筋コンクリート杭（既存部） 杭長さ：□ m 杭径寸法：□ mm 杭先端深度：GL-8.20m（杭長さ+基礎） 杭：JIS A5372 に定める外殻鋼管付きコンクリート杭（新設部） 杭長さ：□ m 杭径寸法：□ mm 杭先端深度：GL-7.15m（杭長さ+基礎）</p> <p>(2)前室 ①鉄骨：JIS G3192 に定める溝形鋼、H形鋼 JIS G3101 に定める鋼材 ②外壁：サイディング JIS G3322 定める□ ③屋根：折板 JIS G3322 定める□ ④杭：JIS A5372 に定めるRC杭（既存部） 杭長さ：□ m 杭径寸法：□ mm 杭先端深度：GL-8.0m（杭長さ+基礎）</p>

(参考)

添付説明書一建 2-IV

添付説明書一建 3-IV

表示建-2-1 工場棟組立工場 主要な構造材の仕様表(2/3)

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様 (工事番号及び工事名称)	対象図面
耐震性能向上	<p>(1) 本体</p> <p>3-a. 壁新設補強 新設壁厚さ : [] mm 鉄筋 : D13 [] 新設杭 : [] mm [] 新設基礎 : 鉄筋コンクリート [] mm × [] mm 鉄筋 : D13 []、D22、D25 []、 D29 [] 鋼板 : 板厚 [] mm []</p> <p>3-b. 壁増打ち補強 増打ち厚さ : [] mm 鉄筋 : D13 [] あと施工アンカー : D16 [] シアコネクター : D13 []</p> <p>3-c. バットレス新設補強 新設壁厚さ : [] mm 鉄筋 : D16 [] あと施工アンカー : D16 []、D19、D22 []</p> <p>3-d. スラブ新設補強 新設壁厚さ : [] mm 鉄筋 : D13、D16 [] あと施工アンカー : D16 []</p> <p>(2) 本体及び前室</p> <p>3-e. 屋根面鉄骨補強 本体鉄骨 : [] 他 前室鉄骨 : [] 他</p>	<p>(1) 本体 3-a. 図示建-1~2、4 ～5、11 3-b. 図示建-4、8～ 10、12 3-c. 図示建-4～5、7 ～8、10、12 3-d. 図示建-4～5、8 ～9、12～13</p> <p>(2) 本体及び前室 3-e. 図示建-6～10、 15 (参考) 添付説明書-建 2-IV</p>
耐竜巻性能向上	<p>(1) 本体及び前室</p> <p>3-f. 鉄扉及びシャッタ補強 鉄扉補強材 鉄扉 : [] 他 シャッタ補強材 断面寸法 : [] mm []</p> <p>3-h. 折板張替え補強 折板 : 板厚 [] mm []</p> <p>(2) 前室</p> <p>3-g. 外壁更新 外壁 : サイディング [] 板厚 [] mm 外壁下地材 : [] 他 発泡性耐火被覆材 : 厚さ [] mm</p>	<p>(1) 本体及び前室 3-f. 図示建-9、12～ 13 図示建-1～2 3-h. 図示建-2、6(前 室)～7(本体)、15</p> <p>(2) 前室 3-g. 図示建-1～2、 4、13 (参考) 添付説明書-建 3-IV</p>

表ホ建-2-1 工場棟組立工場 主要な構造材の仕様表(3/3)

主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
3-a. 壁新設補強	新設	新設杭 : <input type="text"/> 鉄筋 : D13 鉄筋 : D22、D25 鉄筋 : D29 鋼板 : 板厚 <input type="text"/> mm	
3-b. 壁増打ち補強	新設	鉄筋 : D13 あと施工アンカー : D16 シアコネクター : D13	
3-c. バットレス新設補強	新設	鉄筋 : D16 あと施工アンカー : D16 あと施工アンカー : D19 及び D22	
3-d. スラブ新設補強	新設	鉄筋 : D13 及び D16 あと施工アンカー : D16	
3-e. 屋根面鉄骨補強	新設	鉄骨 : <input type="text"/> 鉄骨 : <input type="text"/>	
	既設	鋼管 : <input type="text"/> 鋼管 : <input type="text"/> 鋼管 : <input type="text"/> 鋼管 : <input type="text"/> 鋼管 : <input type="text"/>	
3-f. 鉄扉及びシャッタ補強	新設	鉄扉補強材 <input type="text"/> シャッタ補強材 断面寸法 : 約 <input type="text"/> mm	
3-g. 外壁更新（前室）	新設	サイディング : 板厚 <input type="text"/> mm 外壁下地材 : <input type="text"/> 横補剛材 : <input type="text"/> あと施工アンカー : D16	
	既設	鉄骨 : <input type="text"/> 鉄骨 : <input type="text"/> 鉄骨 : <input type="text"/> 鉄骨 : <input type="text"/>	
3-h. 折板張替え補強	新設	折板 : 板厚 <input type="text"/> mm	

(参考)

添説建2-IV.1.6-10表～6-16表

添説建3-IV.1.4-1表

添説建3-XI.3.8-1表

転換工場との間のエキスパンションジョイント①は表イ建-2に、成型工場との間のエキスパンションジョイント⑧は表ハ建-2に、容器管理棟との間のエキスパンションジョイント⑨は表ヘ建-2-2に示す。

表示建-2-2 独立遮蔽壁(工場棟組立工場燃料集合体貯蔵室内) 主要な構造材の仕様表

構築物の種類	(1)独立遮蔽壁 構造:鉄筋コンクリート造 基礎:直接基礎 支持方法:十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤:長期許容応力度 50kN/m ² 以上、短期許容応力度 100kN/m ² 以上の地表近くのローム層
主要な構造材	(1)独立遮蔽壁 ①鉄筋コンクリート 鉄筋:JIS G3112 に定める鉄筋 JIS A5308 に定めるコンクリート(密度:□ g/cm ³ 以上)

(参考)

添付説明書一建 2 X

添付説明書一建 3 X

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様 (工事番号及び工事名称)	対象図面
耐震性能向上	(1)独立遮蔽壁 補強なし	(1)独立遮蔽壁 補強なし
耐竜巻性能向上	(1)独立遮蔽壁 3-i. 独立遮蔽壁固縛補強 固縛補強:ワイヤー径 □ mm □	(1)独立遮蔽壁 3-i. 図示建-1、14 (参考) 添付説明書一建 2-X 添付説明書一建 3-X

主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
3. i. 独立遮蔽壁固縛補強	新設	ワイヤロープ:□ mm	□

(参考)

添付説明書一建 2 X

添付説明書一建 3 X

表示建一3 工場棟組立工場 建物の各部位の仕様表 (1/3)

建物名 称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm) 厚t、高h	図番号	工事 内容
		成型工場 1階部と組立工場作業室 との境界 (F-1通り間)	RC			図示建-16	既設 (一部補強)
		成型工場 1階部と組立工場作業室 との境界 (1-1通り間)	鉄扉 (2正) + 垂			鉄扉 : 一 垂 : 図示-53	既設 新設
		成型工場 1階部と組立工場作業室 との境界 (1-1通り間)	他の建物との境界 管理区城境界 火災区城境界 溢水防護区画境界	シャッタ (1基)			新設
			RC			図示建-16	新設
		東側 (14a通り)	成型工場 2階、3階部と組立工場の境界 燃料棒検査室 (1階) と 作業室 (1階) の 境界 (F-1通り間)	他の建物との境界 火災区城境界	鉄扉 (4基)	図示建-16	新設
					シャッタ (1基)	図示建-16	新設
			RC				既設 (一部補強)
		南側 (F通り)	燃料棒検査室 / 燃料集合体計量室と屋外 との境界 (4-14通り間)	第2種管轄区画境界 火災区城境界 溢水防護区画境界 F3音響防護ライン	鉄扉 (SD-22)	図イ建-9 図イ建-12	補強
			作業室と放射線管理棟 (非管理区域) との境界 (14-15通り間)	他の建物との境界 第2種管轄区画境界 火災区城境界 溢水防護区画境界 F3音響防護ライン	RC		
		中央 (1通り)	燃料集合体計量室 (4-5通り間)	開仕切り壁	RC	図イ建-9 図イ建-12	交換
			作業室 (14-15通り間)	開仕切り壁	RC		既設
							既設

(注) 網掛けは他の部位と共にしていることを示す。

表示建-3 工場棟組立工場 建物の各部位の仕様表 (2/3)

建物名 称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm) 厚t、高h	図番号	工事 内容
工 場 棟 組 立 工 場 本 体	西側 (4通り)	燃料集合体貯蔵室と屋外との境界 (F-L通り間)	外壁 第2種管理区域境界 火災防護区画境界 溢水防護区画境界 F3巻き防護ライン	RC			既設 (一部補強)
		燃料集合体貯蔵室と前室との境界 (K-L通り間)	RC				既設
			他の建物との境界 F3巻き防護ライン	シャッタ (SS-17)		図イ建-9 図イ建-12	補強
				RC			既設 (一部補強)
	北側 (1通り)	燃料集合体組立室 燃料集合体貯蔵室 と屋外との境界 (4-13通り間)	外壁 第2種管理区域境界 火災防護区画境界 溢水防護区画境界 F3巻き防護ライン	鉄扉 (SD-21)		図イ建-9 図イ建-12	補強
		燃料集合体組立室と転換工場との境界 (13-15通り間)	他の建物との境界 管理区域境界 火災防護区画境界 溢水防護区画境界	RC			既設
		独立遮蔽壁	—	RC		図木遮-1	補強
		床 (4-15通り間) (P-L通り間)	第2種管理区域境界 火災防護区画境界 溢水防護区画境界	土間コンクリート			既設
		天井	作業室の天井 (14-15通り間) (P-L通り間)	RC		図天-1	既設
		屋根	第2種管理区域境界 火災防護区画境界 F1巻き防護	折板			交換

(注) 網掛けは他の部位と共にしていることを示す。

表示建-3 工場棟組立工場 建物の各部/立の仕様表 (3/3)

建物名 称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm) 厚t、高h	図番号	工事 内容
		平側 (通り)	組立工場本体と前室の境界 (K-L間)	他建物との境界 F3巻防護ライン	RC	図イ建-9 図イ建-12	既設 補強
		南側 (通り)	組立工場前室と屋外の境界 (1-4間)	サイディング (外側)	耐火被覆材 (内側)		交換
		西側 (通り)	組立工場前室と屋外の境界 (K-L間)	サイディング (外側)	耐火被覆材 (内側)		新設
1 階		北側 (通り)	組立工場前室と屋外の境界 (1-4間)	サイディング (外側)	耐火被覆材 (内側)	図イ建-9 図イ建-12	交換 補強
		床 (1-4通り間) 、 (K-L通り間)		外壁 第2種管理区城境界 火災区域境界 溢水防護区画境界	シヤッタ (SS-19)		新設
		屋根		第2種管理区城境界 火災区域境界 溢水防護区画境界 F1巻防護	鉄筋 (SD-18)	図イ建-9 図イ建-12	補強
					土間コンクリート		既設
					折板		交換

(注) 網掛けは他の部位と共にしていることを示す。

表示建-4 工場棟組立工場 仕様表（次回以降の申請にて適合を確認する範囲）(1/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の臨界防止	[3.2-建1]工場棟領域のユニットは、原料貯蔵所領域、シリンドラ洗浄棟領域、第3核燃料倉庫(1)領域、第3核燃料倉庫(2)領域、加工棟領域のユニットと必要離隔距離以上離す ・設置高さ490cm以下の工場棟領域ユニットと第2核燃料倉庫領域ユニットは、臨界隔離壁(第2核燃料倉庫領域)により隔離する ・設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、第2核燃料倉庫領域のユニットと必要離隔距離以上離す	・原料貯蔵所{861}領域、シリンドラ洗浄棟{873}領域、第3核燃料倉庫{858}領域(1)、(2)の必要離隔距離 ・設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットと第2核燃料倉庫領域のユニットの距離が必要離隔距離以上離した配置であること
火災等による損傷の防止	[4.1-建5]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m ³ ×2)と消火水配管により接続	防火水槽{896}及び可搬消防ポンプ{897}
安全機能を有する施設の地盤	—	—
地震による損傷の防止	—	—
津波による損傷の防止	—	—
外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.2-建2]水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、工場棟転換工場の安全機能に影響を及ぼすことはない	水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁{914}
人の不法な侵入等の防止	—	—
溢水による損傷の防止	—	—
材料及び構造	—	—
閉じ込めの機能	—	—
遮蔽	[8.1-建1]工場棟組立工場の西南角部屋外周辺及び容器管理棟の西側屋外の敷地境界に遮蔽壁を設置する	遮蔽壁(工場棟組立工場の西南角部屋外周辺){884} 遮蔽壁(容器管理棟の西側屋外の敷地境界){883}
換気	—	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	—
安全機能を有する施設	—	—
搬送設備	—	—
警報設備等	—	—
安全避難通路等	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—
廃棄施設	—	—
放射線管理施設	—	—

表ホ建-4 工場棟組立工場 仕様表（次回以降の申請にて適合を確認する範囲）(2/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
非常用電源設備	[16.1-建2]工場棟組立工場に設置している非常用照明と誘導灯は、非常用ディーゼル発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。 なお非常用ディーゼル発電機は、既設を撤去し新たに新設する予定(図リ建-7参照)であり、新設の非常用ディーゼル発電機の供用開始までは既設の非常用ディーゼル発電機に接続するため、工場棟組立工場に設置する非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備(有線式)))、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、及び緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する	非常用ディーゼル発電機{888}
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	[99-建4]F3 竜巻に対し、工場棟組立工場本体の屋根(折板)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)を設置する。 [99-建5]飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する	飛散防止用防護ネット{842} 防護フェンス{885}

へ 核燃料物質の貯蔵施設

1. 変更の概要

申請対象建物と変更内容を表へー1に、第2核燃料倉庫の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその補強方法を表へー2に、容器管理棟の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその補強方法を表へー3に示す。

また、建物工事のために、仮置き場所（既認可分含む）への一時的な移設を講ずる対象設備を表へー4、表リ－10に示す。

2. 準拠すべき主な法令、規格及び規準

今回申請する建物・構築物に関する設計において、準拠すべき主な法令、規格及び規準等は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則
- (5) 加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則
- (6) 加工施設の性能に係る技術基準に関する規則
- (7) 労働安全衛生法及び関係法令
- (8) 保安規定
- (9) 消防法・同施行令・告示等
- (10) 建築基準法・同施行令・告示等
- (11) 日本産業規格（JIS）（日本規格協会）
- (12) 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
- (13) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
- (14) 鋼構造設計規準 — 許容応力度設計法 —（日本建築学会）
- (15) 建築基礎構造設計指針（日本建築学会）
- (16) 2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書（建築研究所）
- (17) 建築工事標準仕様書・同解説（日本建築学会）

3. 設計条件及び仕様

今回申請する第2核燃料倉庫の建物は、昭和57年8月及び昭和58年1月に施設検査を受検後、昭和58年2月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。

今回申請する容器管理棟の建物は、昭和63年8月及び同年10月に施設検査を受検後、同年11月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。同建物は、平成6年に容器管理棟内に遮蔽壁の増築を実施している。

第2核燃料倉庫及び容器管理棟の両建物は、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

第2核燃料倉庫に関する仕様を表へ建ー1ー1に、容器管理棟に関する仕様を表へ建ー1ー2に示す。第2核燃料倉庫の主要な構造材の仕様を表へ建ー2ー1に、容器管理棟の主要な構造材の仕様

を表へ建-2-2 に、第2核燃料倉庫の建物の各部位の仕様を表へ建-3-1(1/2)～(2/2)に、容器管理棟の建物の各部位の仕様を表へ建-3-2(1/2)～(2/2)に、また、第2核燃料倉庫に関して次回以降の申請にて技術基準への適合性を確認する事項を表へ建-4-1 に、容器管理棟に関して次回以降の申請にて技術基準への適合性を確認する事項を表へ建-4-2 に示す。

敷地内建物配置図を図イ建-1 に、補強箇所説明図を図イ建-1-1(1/4)に、建物の補強工事と各影響評価との関係を図イ建-1-2(3/4)に、管理区域区分図を図イ建-2～4 に、エキスパンションジョイント設置位置図を図イ建-5(1/3)に、火災区域を図イ建-6～8 に、火災区域毎の材料及び厚さ一覧を図イ建-8-1(3/4)に、外部火災・爆発の影響評価を図イ建-8-2(1/8)～(8/8)に、鉄扉、シャッタ配置及び竜巻防護ラインを図イ建-9～11 及び 11-1 に、工場棟建具表を図イ建-12 に示す。また、鉄扉、シャッタ補強及びガラリ固縛概要図を図イ建-13 に示す。

第2核燃料倉庫の平面図、立面図、断面図及び伏図を図へ建-1～5 に、容器管理棟の平面図、立面図、断面図及び伏図を図へ建-6～12 に、容器管理棟の補強詳細図を図へ建-13 に示す。

また、移設する設備の仮置き場所を、図イ配-1、図ハ配-1 に示す。

表へ-1 核燃料物質の貯蔵施設の申請対象建物及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
屋外	付属建物第2核燃料倉庫	1式	改造
屋外	付属建物容器管理棟	1式	改造

表へ-2 第2核燃料倉庫の工事番号及び工事名称とその補強方法

工事番号及び工事名称 ^(注)	耐震性能向上の補強方法 (添付説明書一建2 V. 第2核燃料倉庫の耐震計算書 参照)	耐竜巻性能向上の補強方法 (添説建3-V.1.4-1表 竜巻に対する補強部位 参照)
4-a. エキスパンションジョイント改造	地震時の変位量を考慮した間隔を設定し、地震時に生じる変位を吸収 (添付説明書-建2付録2)	—
4-b. 鉄扉交換	—	新しい鉄扉に交換することで補強

注) : • 4. 工事の方法 4.1-1 第2核燃料倉庫(1)手順 参照

- 表へ建-2-1 第2核燃料倉庫 主要な構造材の仕様表 参照
- I-2 検査の項目及び方法 表 1-3-4 参照
- 図イ建-1-1 及び 図イ建-1-2 参照

表へ-3 容器管理棟の工事番号及び工事名称とその補強方法

工事番号及び工事名称 ^(注)	耐震性能向上の補強方法 (添付説明書一建2 VI. 容器管理棟の耐震計算書 参照)	耐竜巻性能向上の補強方法 (添説建3-VI.1.4-1表 竜巻に対する補強部位 参照)
5-a. エキスパンションジョイント改造	地震時の変位量を考慮した間隔を設定し、地震時に生じる変位を吸収 (添付説明書-建2付録2)	—
5-b. 鉄扉及びシャッタ補強	—	既存鉄扉の補強 既存シャッタに補強バーの追設で補強
5-c. 外壁更新	—	既存壁をサイディングに交換することで補強

注) : • 4. 工事の方法 4.1-2 容器管理棟(1)手順 参照

- 表へ建-2-2 容器管理棟 主要な構造材の仕様表 参照
- I-2 検査の項目及び方法 表 1-3-5 参照
- 図イ建-1-1 及び 図イ建-1-2 参照

表へー4 転換工場の貯蔵設備 仮移設対象設備

設置場所	名称			事業許可番号 ^{注1)}	取り外し設備の区分 ^{注2)}
工場棟 転換工場 加工室	粉末貯蔵設備	82 ^{注3)}	大型粉末容器	496	区分3
付属建物 除染室・分析室 作業室(2)	粉末貯蔵設備	77 ^{注3)}	スクラップ貯蔵棚(粉末用)	529	区分3

注1) 事業許可申請書の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における当該機器の番号を示す。

注2) 区分1：撤去し廃棄する設備・機器

区分2：仮移設して安全機能を維持するか代替措置を講じる設備・機器

区分3：取り外し後、一時保管した後に復旧する設備・機器

注3) 図イ配ー1(1/2)に当該機器の番号を示す。

4. 工事の方法

4. 1. 建物・構築物

本申請に係る工事において、「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に適合するように品質管理を行う。

4. 1-1 第2核燃料倉庫

(1) 手順

今回申請の第2核燃料倉庫に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図へ1-1参照）により行う。また、第2核燃料倉庫の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその工事の方法を4-a.～4-b.に示す。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、今回申請の非常用設備の取り外し対象機器を表リー10に示す。工事に当たっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 第2核燃料倉庫には核燃料物質が保管されているが、本工事は前室の鉄扉の交換であり、本工事の範囲及び本工事の影響範囲に核燃料物質はない。
- ・ 第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去する際には、保安規定に基づき、管理区域の範囲を一時的に変更する。
- ・ 気体廃棄設備(1)及び気体廃棄設備(2)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。
- ・ 第1種管理区域の境界にあるエキスパンションジョイントの改造工事、鉄扉の交換工事にあたり、建物に開口部が設けられる場合には、周囲に仮囲いを設けて負圧を維持する。
- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。

4-a. エキスパンションジョイント改造^(注1)：耐竜巻性能向上(F1竜巻荷重)等のために工場棟転換工場及び除染室・分析室との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する

配置を図イ建-5(1/3)及び図へ建-1～3に示す

4-b. 鉄扉交換^(注2)：耐竜巻性能向上を目的にF1竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために第2核燃料倉庫前室の鉄扉を新たな鉄扉に交換する

配置を図イ建-9及び図へ建-1～2に、建具表を図イ建-12に示す

注)：適用指針

注1) 建築用エキスパンションジョイントの手引き
(日本エキスパンションジョイント工業会)

注2) 鋼構造設計規準 — 許容応力度設計法 — (日本建築学会)

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各

種要領に従い、労働災害の防止に努める。

- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去していることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリアの除染を行う。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

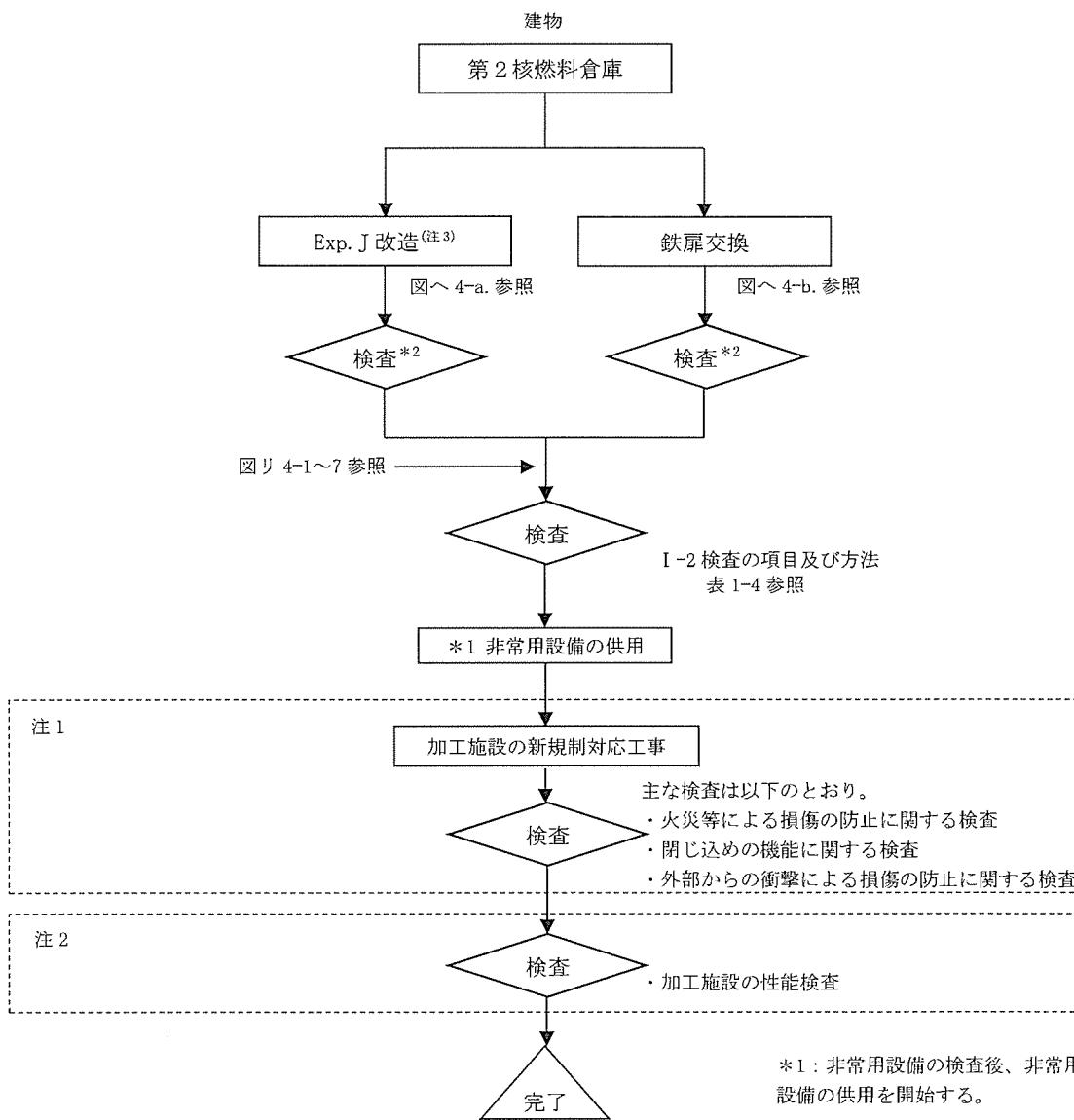
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



(凡例)

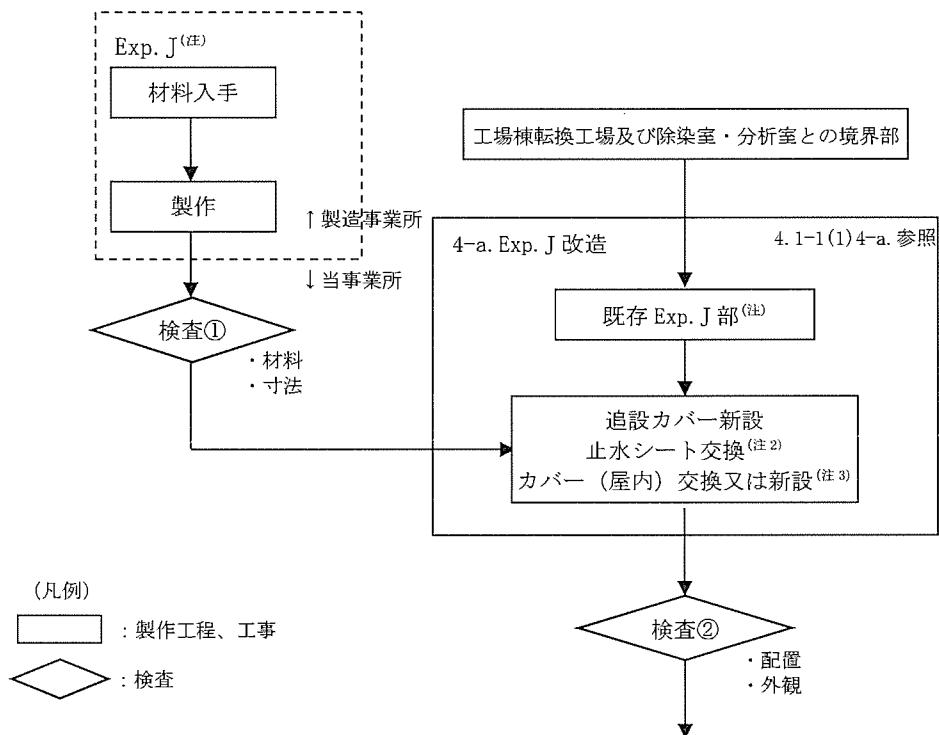
□ : 工事

◇ : 検査

注 1 : 第2核燃料倉庫以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、別途、設工認申請を行う。

注 2 : 注 1 に示す検査の他、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の六 4号に基づく加工施設の性能検査については、別途、設工認申請を行う。

注 3 : Exp. J(エキスパンションジョイントの略)



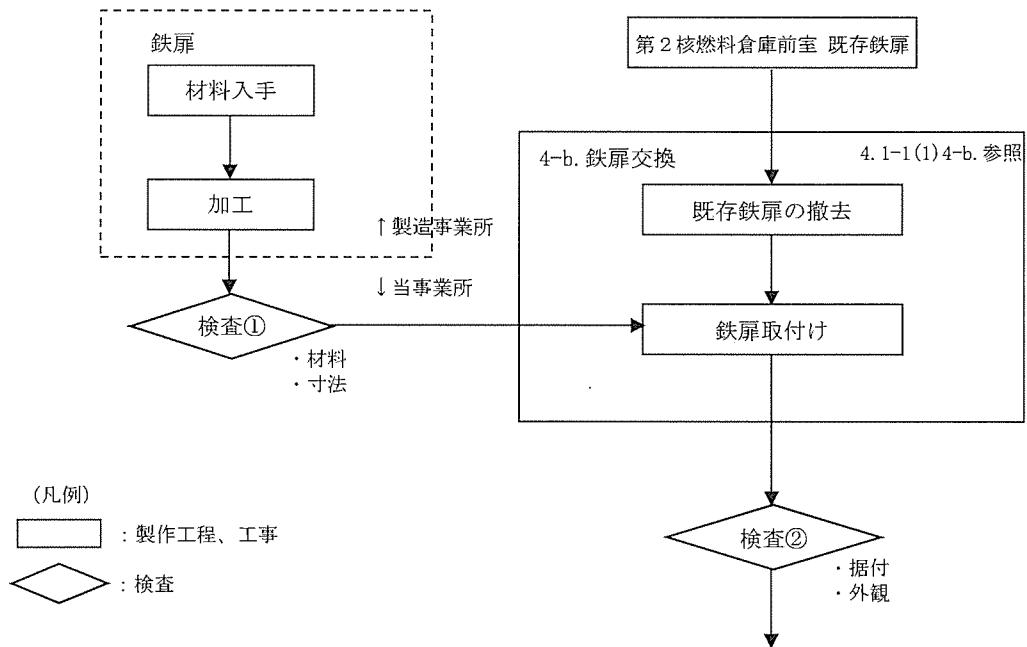
(図へ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図へ 4-a. エキスパンションジョイント改造の手順フロー図

(注) : Exp. J(エキスパンションジョイントの略)

(注 2) : 転換工場との境界部の止水シートは交換、除染室・分析室との境界部の止水シートは既設を残す

(注 3) : 転換工場との境界部及び、除染室・分析室との境界部の鉛直カバー（屋内）は交換、除染室・分析室との境界部の水平カバー（屋内）は新設



(図へ 1-1 工事の手順フロー図へ)

図へ 4-b. 鉄扉交換の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I - 2 検査の項目及び方法の表1-3-4に示す。

4. 1-2 容器管理棟

(1) 手順

今回申請の容器管理棟に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図へ1-2参照）により行う。また、容器管理棟の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその工事の方法を5-a.～5-c.に示す。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、今回申請の非常用設備の取り外し対象機器を表リー10に示す。

- ・ 容器管理棟の鉄扉及びシャッタ補強並びにその前室の外壁更新であり、本工事の範囲及び本工事の影響範囲に核燃料物質はない。
- ・ 建物の基礎の掘削、建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。

5-a. エキスパンションジョイント改造^(注1)：耐竜巻性能向上(F1竜巻荷重)等のために工場棟組立工場前室との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する配置を図イ建-5(1/3)及び図へ建-6～12に示す

5-b. 鉄扉及びシャッタ補強^(注2)：耐竜巻性能向上を目的にF1竜巻荷重に対し、鉄扉及びシャッタの損傷防止のために容器管理棟保管室及び前室の既存鉄扉(保管室：SD-68及び前室：SD-20)及び既存シャッタ(保管室：SS-60)を鋼材及びシャッタ補強バーにより補強する

配置を図イ建-9及び図へ建-6～8に、建具表を図イ建-12に、鉄扉及びシャッタ補強の概略を図イ建-13に示す

5-c. 外壁更新^(注2)：耐竜巻性能向上を目的にF1竜巻荷重に対し、容器管理棟前室外壁の損傷防止のために既存の外壁を撤去し、新たにサイディングに更新する

配置を図へ建-6～7、10に、外壁更新の詳細を図へ建-13に示す

注)：適用指針

注1) 建築用エキスパンションジョイントの手引き

（日本エキスパンションジョイント工業会）

注2) 鋼構造設計規準 — 許容応力度設計法 — (日本建築学会)

(2) 工事上の注意事項

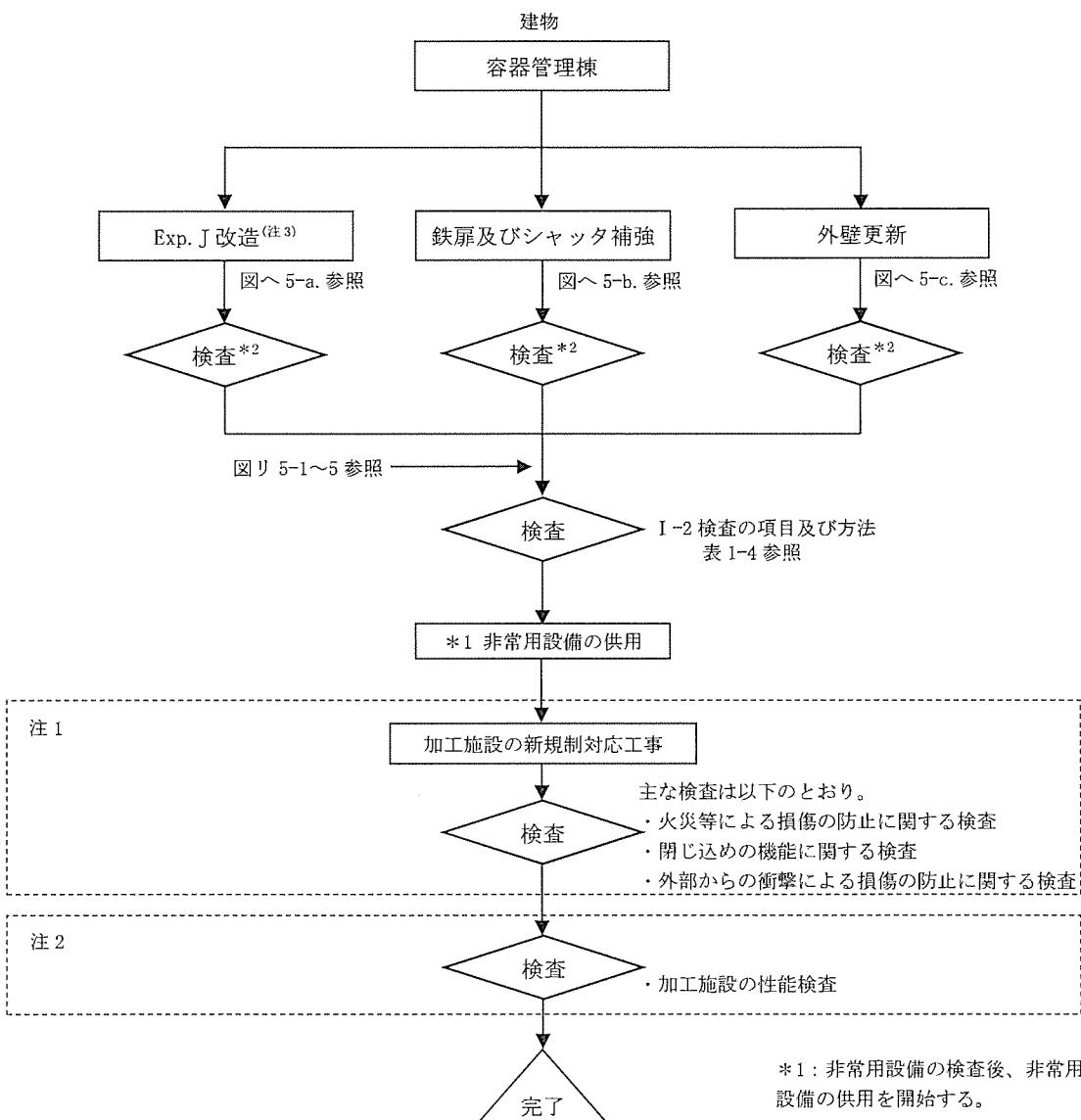
a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火を含む）

- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局部排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去していることを確認する。

- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
 - ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
- c. 入退域・放射線管理
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- d. その他
- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。
- e. 緊急時の対応
- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
 - ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



(凡例)

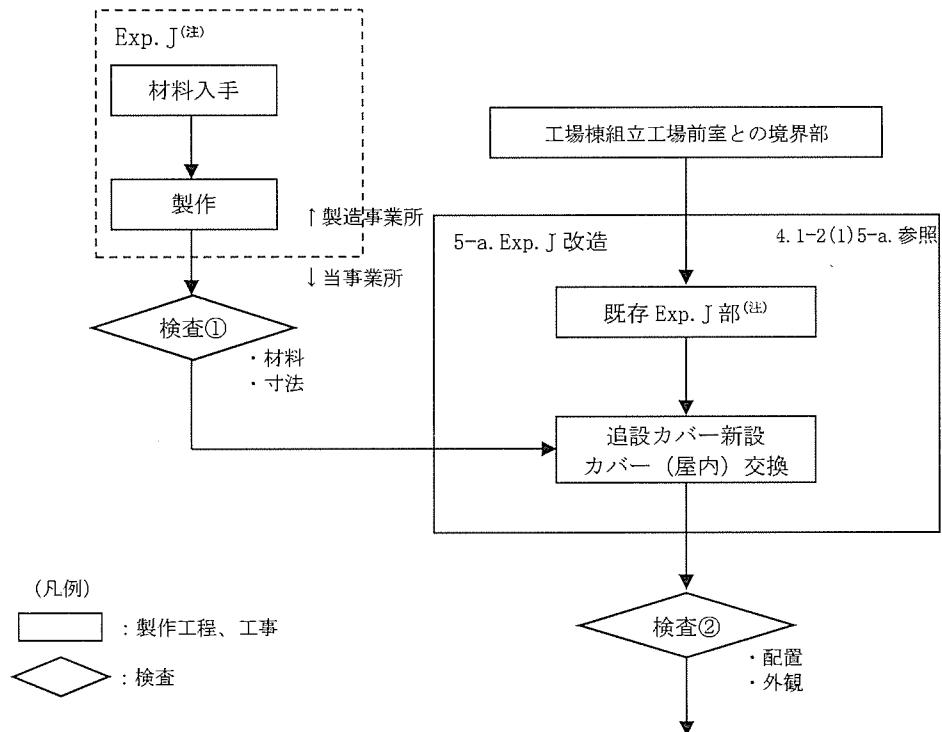
□ : 工事

◇ : 検査

注 1 : 容器管理棟以外の建物・構築物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、別途、設工認申請を行う。

注 2 : 注 1 に示す検査の他、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の六四号に基づく加工施設の性能検査については、別途、設工認申請を行う。

注 3 : Exp. J(エクスパンションジョイントの略)

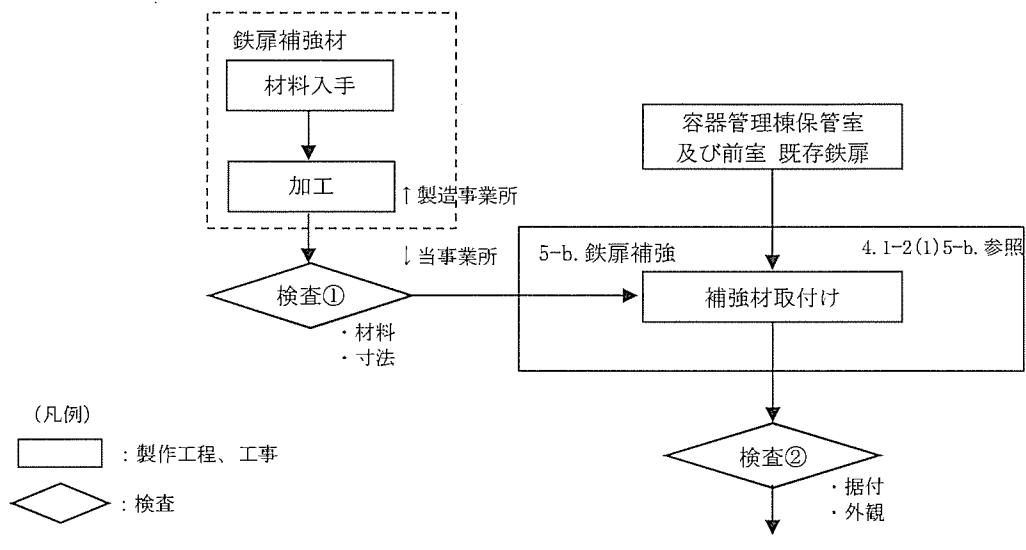


(図へ 1-2 工事の手順フロー図へ)

図へ 5-a. エキスパンションジョイント改造の手順フロー図

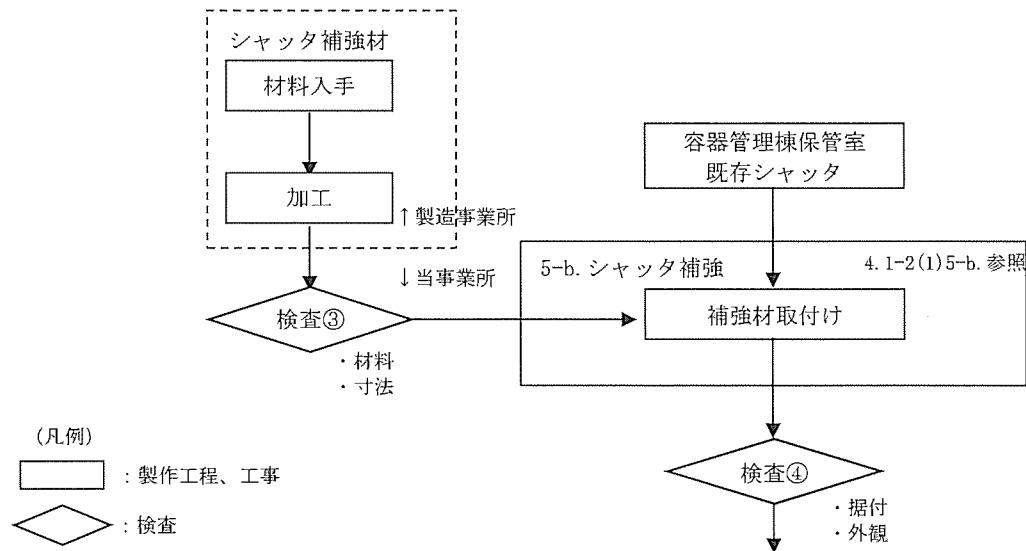
(注) : Exp. J(エキスパンションジョイントの略)

鉄扉補強の手順フロー図



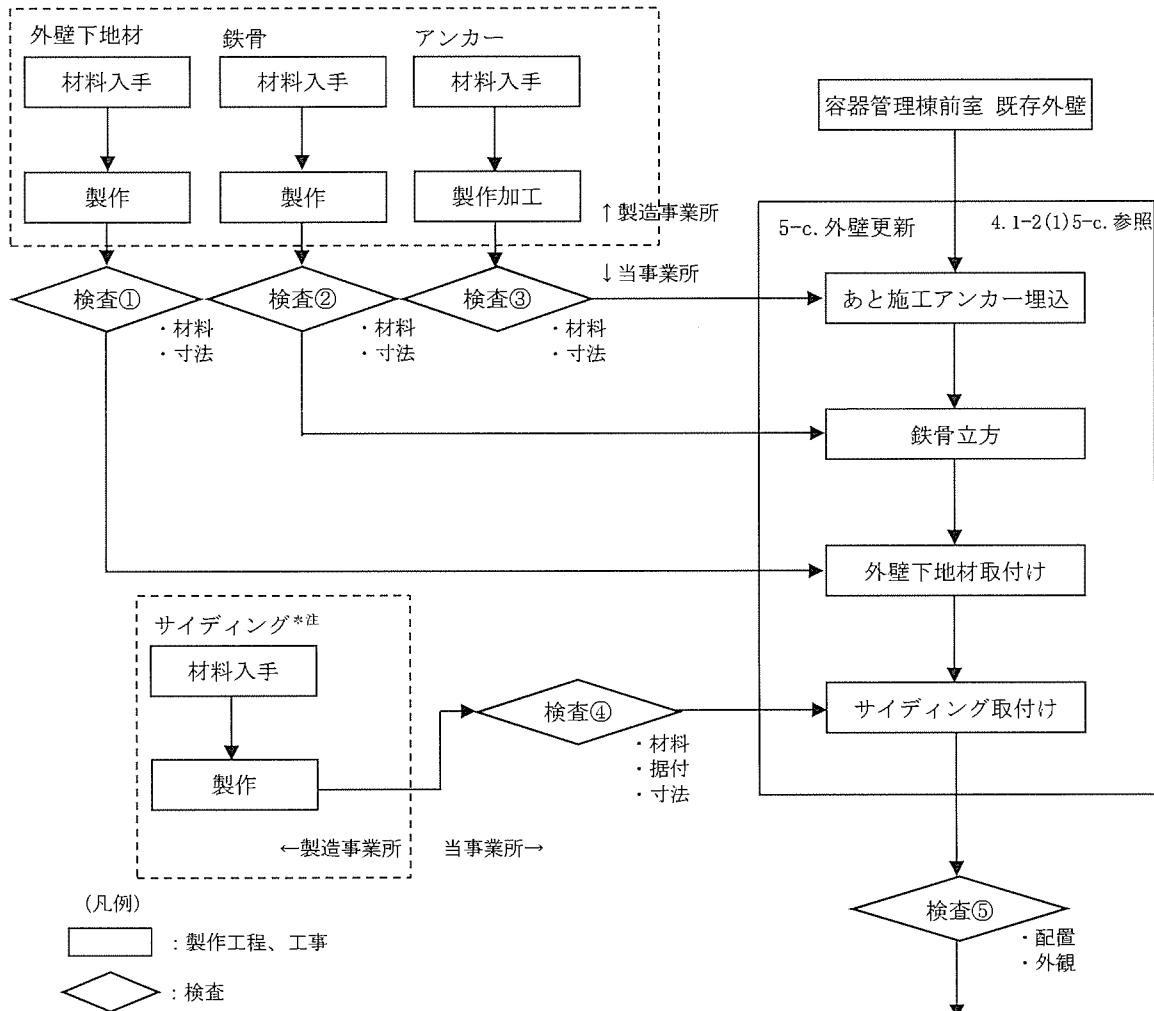
(図へ 1-2 工事の手順フロー図へ)

シャッタ補強の手順フロー図



(図へ 1-2 工事の手順フロー図へ)

図へ 5-b. 鉄扉及びシャッタ補強の手順フロー図



*注：製造事業所で耐火被覆材を施工したサイディングを使用

(図へ 1-2 工事の手順フロー図へ)

図へ 5-c. 外壁更新の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I – 2 検査の項目及び方法の表1-3-5に示す。

4. 2. 設備

本申請に係る工事において、「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に適合するように品質管理を行う。

4. 2-1 粉末貯蔵設備

(1) 手順

今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図へ2-1参照）により行う。

気体廃棄設備(1)及び気体廃棄設備(2)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。また、建物に開口部を設ける際には、目張り等の養生を実施し負圧を維持するとともに管理境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。

- 1) 核燃料物質を収納している大型粉末容器は、当該容器に核燃料物質が収納されていることを明確に認識できるよう識別管理を行い、準備工事の影響が及ばない大型粉末容器置き場の中で、建物工事の影響を受けない位置にて保管する。
また取り外し対象のスクラップ貯蔵棚（粉末用）は、固定しているボルト等を取り外し、当該設備を取り外す。なおスクラップ貯蔵棚に、核燃料物質は保管されていない。
- 2) 移設する設備を一時保管するために必要な面積を有する仮置き場所を確保する。核燃料物質を収納していない空の大型粉末容器は、仮置き場所に移動し、一時保管する。また取り外しするスクラップ貯蔵棚は、必要に応じて除染し、仮置き場所に一時保管する。

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 設備の移設にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 設備移設に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように実施する。
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

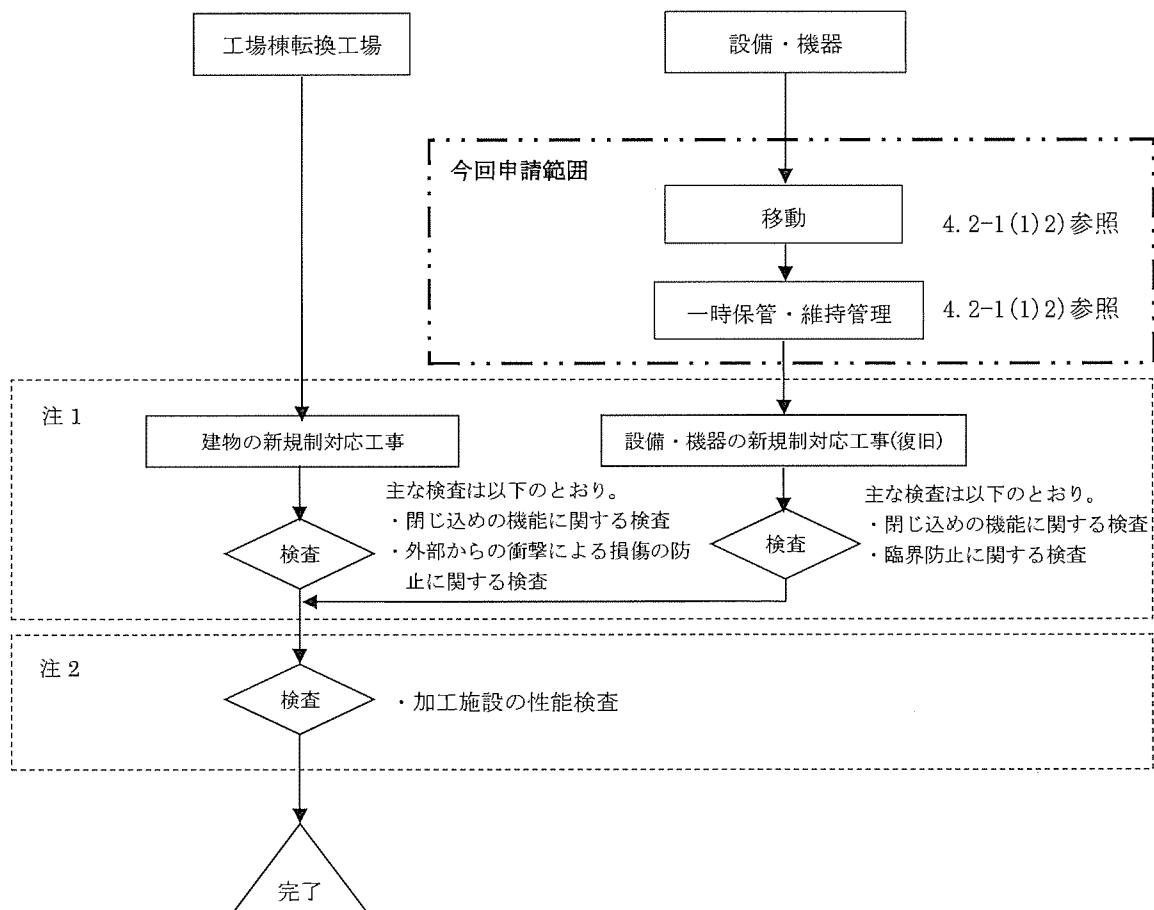
- ・ 本作業は管理区域内にて実施するため、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

e. 緊急時の対応

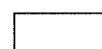
- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



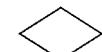
(凡例)

注 1 : 建物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、別途設工認申請を行う。

注 2 : 注 1 に示す検査の他、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の六 4 号に基づく加工施設の性能検査については、別途設工認申請を行う。



: 工事



: 検査

図へ2-1 工事の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備の移動、一時保管に係る品質保証活動は、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

今回は準備工事のため検査を行わず、新規制対応工事後に検査を行う。

5. 工事中の加工施設の継続使用の理由

第2核燃料倉庫は、内部に設備・機器を設置しており、外部衝撃から設備・機器を防護する機能を有するとともに、管理区域の閉じ込め機能、遮蔽機能等を有していることなど、維持管理に必要不可欠であるため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。

第2核燃料倉庫及び容器管理棟は、I-2の検査で適合を確認した後、図へ1-1及び図へ1-2に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

表へ建一1-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (1/14)

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1711011号（平成29年11月1日付）
	設備・機器名称	{855} 建物 付属建物 第2核燃料倉庫 {856} 壁（内部溢水止水用） {890, 891} 非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 {890, 892} 非常用設備 非常用通報設備 放送設備 {890, 893} 非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 {894, 895} 非常用設備 消火設備 屋外消火栓 {894, 898} 非常用設備 消火設備 消火器 {899, 900} 非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 {899, 901} 非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 {902, 903} 非常用設備 緊急対策設備 非常灯 {902, 904} 非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 {902, 905} 非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所		敷地内建物配置図（図イ建一1）参照
機器名		付属建物第2核燃料倉庫 壁（内部溢水止水用） 非常用通報設備 非常ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備（電話設備） 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路
変更内容	改造 1. 建物の改造工事 1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う • エキスパンションジョイント改造 工場棟転換工場及び除染室・分析室との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する 1-2. 耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う • 鉄扉交換（交換により延焼防止も向上） 鉄扉の損傷防止のために前室の鉄扉を新たな鉄扉に交換する 2. 非常用設備の変更 2-1. 非常用設備の新設 • 緊急対策設備(3)壁（内部溢水止水用）(固定式)の新設 本体及び前室の床に壁（固定式）の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る（閉じ込め性能も確保） 2-2. 非常用設備の増設 • 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る • 非常用通報設備（通信連絡設備（電話設備））の増設 本体に電話設備の増設により、工場外への通信連絡を図る 2-3. 非常用設備の仮移設及び改造 • 自動火災報知設備（火災感知設備及びそれに連動する警報設備）の改造 第2核燃料倉庫前室の自動火災報知設備を取り外し、仮移設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る	

表へ建-1-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (2/14)

変更内容		2-4. 非常用設備の仮移設及び復旧 ・緊急対策設備(1) 非常用照明の仮移設及び復旧 第2核燃料倉庫前室の非常用照明を取り外し仮移設及び復旧により、事故発生時における照明の確保を図る ・緊急対策設備(1) 誘導灯の仮移設及び復旧 第2核燃料倉庫前室の誘導灯を取り外し、仮移設及び復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る
員数		1式
一般仕様	型式	本体：鉄筋コンクリート造、平屋建 前室：片持ち梁による鉄筋コンクリート造+鉄骨造 屋根：(本体) 鉄筋コンクリート、(前室) 軽量気泡コンクリート(ALC) 基礎：(本体) 杭基礎、(前室) 基礎なし(本体から延伸した梁による片持ち構造)
	主要な構造材	表へ建-2-1に示す
	寸法 (単位:m)	(本体) <input type="text"/> (前室) <input type="text"/> 延べ床面積：約 470 m ²
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	取扱う核燃料物質の状態	—

表へ建-1-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (3/14)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[3. 2-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要離隔距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようとする。 各領域の配置については、図臨-1 参照 第2核燃料倉庫領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要離隔距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> 第3核燃料倉庫(1)領域 第3核燃料倉庫(2)領域 シリンドラ洗浄棟領域 第2核燃料倉庫領域のユニットは、以下の領域のユニットと臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> 原料貯蔵所領域 加工棟領域 第2核燃料倉庫領域ユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ 490cm 以下のユニット 第2核燃料倉庫領域ユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要離隔距離以上離す（次回以降申請）。 <ul style="list-style-type: none"> 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ 490cm を超えるユニット
	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4. 1-建 1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備{899, 900, 901}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 感知器(熱) : 12 個 感知器(空気管式) : 1 基 警報設備(ベル) : 2 個 設置設備の配置 図リ建-31 参照 <p>[4. 1-建 2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備{899, 901}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 発信機(P型) : 1 個 設置設備の配置 図リ建-31 参照 <p>[4. 1-建 3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器{894, 898}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 二酸化炭素消火器 7型 : 6 本 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が 20m 以下となる位置に設置する。 図リ建-43 参照

表へ建-1-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4/14)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.1-建 5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓{894, 895}を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽{894, 896}と消火水配管により接続される。 なお、防火水槽及び電源喪失時等における消火用の可搬消防ポンプ{894, 897}は、次回以降申請対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 不凍式屋外消火栓：12基（工場棟の近傍の総数）（図リ建-35 参照） ▫ 各消火栓に設置するホース：20m ホース 2本以上 ・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離：40m 以下（図リ建-35 参照） ▫ 建物各部から防火水槽までの水平距離：100m 以下（図リ建-35-2 参照） ▫ 20m ホース 2本を設置する消火栓の位置：図リ建-35 参照 ・ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート：図リ建-35-1 参照 <p>[4.3-建 1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第2核燃料倉庫は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料 主要構造材を表へ建-2-1 に示す。 <p>[4.3-建 2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象設備、配置 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)){856}：ステンレス鋼(固定式)（配置を図リ建-56 に示す） ・ 使用材料：表へ建-2-1 参照 <p>[4.3-建 3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図イ建-6 のとおり設定する。 なお、第2核燃料倉庫前室は、第2核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)に含む。</p> <p>[4.3-建 4] 第2核燃料倉庫本体各部は原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。 なお、第2核燃料倉庫前室は、第2核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)に含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▫ 火災区域毎の材料及び厚さ：図イ建-8-1 参照 <p>[4.3-建 5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の配置 図へ建-1 参照 ・ 設置設備の材料 図イ建 8-1 参照 <p>[4.3-建 7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール
---------------------------	---

表へ建ー1ー1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (5/14)

技術基準に基づく設計 (注)	火災等による損傷の防止	[4.3-建8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2核燃料倉庫本体 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 ▫ 支持地盤 N値 30 以上の砂礫層 ▫ 杭材料 遠心力プレストレストコンクリート杭 ▫ 杭位置 杭先端深度 : GL-8.0m 配置 : 図へ建-4 参照 ▫ 杭構造・寸法 表へ建-2-1 参照 ・ 第2核燃料倉庫前室 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 支持性能 : 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類 : 地表近くのローム層 ・ 1階床土間コンクリート 第2核燃料倉庫本体及び前室 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ▫ 支持地盤 支持性能 : 長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上 地盤種類 : 地表近くのローム層 <p>[5.1-建2] 第2核燃料倉庫本体、第2核燃料倉庫前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設1] 第2核燃料倉庫は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、第2核燃料倉庫内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
	地震による損傷の防止	[5.2.1-建1] <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震重要度分類第1類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第2核燃料倉庫 ▫ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)) ・ 耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 非常用通報設備(非常ベル設備{890, 891}、放送設備{890, 892}) ▫ 消火設備(屋外消火栓) ▫ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) ▫ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904})

表へ建ー1ー1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (6/14)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	<p>[5. 2. 1-建 2] 耐震重要度分類第1類である第2核燃料倉庫及び緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第2類及び第3類の設備・機器の破損による波及的影響により破損しない構造とする。</p> <p>[5. 2. 1-建 8] 第2核燃料倉庫に設置されている耐震重要度分類3類の各設備(上記[5. 2. 1-建 1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)は、耐震重要度分類第1類の建物及び構築物に、耐震重要度分類第3類の耐震強度のボルト又は溶接で固定する。</p> <p>[5. 2. 1-建 3] 建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、第2核燃料倉庫の耐震重要度分類は第1類とする。</p> <p>[5. 2. 1-建 4] 構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エキスパンションジョイントの位置 図イ建-5、図ヘ建-1～3 参照 ・ エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-5 参照 <p>[5. 2. 1-建 5] <ul style="list-style-type: none"> ・ 位置、構造、寸法、材料：表へ建-2-1、図ヘ建-1～5 参照 ・ 一次設計 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割り増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(0.3G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 ・ 二次設計 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第1類の割り増し係数(1.5)を乗じて算出した地震力(1.5G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。 <p>[5. 2. 1-建 6] 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、耐震重要度分類第1類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 堰(内部溢水止水用) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置：図リ建-56 参照 ▫ 寸法、構造、材料：表へ建-2-1 参照 <p>[5. 2. 1-建 7] 非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置：図リ建-19 参照 ・ 消火設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置：図リ建-35 参照 ・ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置：図リ建-31 参照 ・ 緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置：図リ建-8 参照 </p>
	津波による損傷の防止	[5. 3-建 1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大週上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約 30m～32m の高台に立地している。

表へ建-1-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (7/14)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>[5. 4. 1-建 1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> 位置、構造、寸法、材料：表へ建-2-1、図へ建-1～5 参照 <ul style="list-style-type: none"> F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、第2核燃料倉庫本体及び前室の保有水平耐力が上回る構造とする。 第2核燃料倉庫本体及び前室の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[5. 4. 1-建 2] (洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m～32m の高台に立地している。</p> <p>[5. 4. 1-建 3] (凍結)</p> <p>屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 気温条件 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7°C 対象設備 不凍式の屋外消火栓 設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが 300mm 以上となるように埋設する。また、一部埋設できない部分は、断熱材付きの配管等を使用し凍結を防止する。 <p>[5. 4. 1-建 4] (降水)</p> <p>降水時に建物内への雨水の流入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した 1 時間あたりの最大降水量 81.7mm/h を超える降水 (150mm/h) 対象設備・構造 <ul style="list-style-type: none"> 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止 (図イ建-11-1) 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止 屋根に防水層を施工し、雨漏りを防止 <p>[5. 4. 1-建 5] (積雪)</p> <p>茨城県建築基準法等施行細則第 16 条の 4 に基づき、建物全体が積雪 30cm の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約 60cm 相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p> <p>[5. 4. 1-建 10] (落雷)</p> <p>加工施設の高さは図へ建-2 に示すように最大で約 5.9m であり、建築基準法第三十三条にある高さ 20m 以上に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため避雷設備の設置は不要である。</p>
-------------------	---

表へ建ー1ー1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (8/14)

技術基準に基づく設計(注)	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>[5. 4. 1-建 6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[5. 4. 1-建 7] (火山の影響) 表へ建ー2ー1に示す第2核燃料倉庫本体の鉄筋コンクリート屋根は、降下火砕物で約28 cm(約168 cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。また ALC 屋根の第2核燃料倉庫前室は、降下火砕物(湿潤密度 1.2g/cm³)で約10cm(約60cmの積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。なお、降下火砕物の除去は、梯子を使用し1階の屋根へ登って行う。</p> <p>[5. 4. 1-建 8] (生物学的事象) 外気取入用ファンの前にフィルタ(次回以降申請)(粉塵除去用)を設置する。</p> <p>[5. 4. 1-建 9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約400m以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[5. 4. 2-建 1] (航空機落下に伴う火災) 事業許可に記載のとおり、航空機落下確率は航空機落下評価ガイドで示される判断基準となる10⁻⁷回/年未満となり、航空機落下に対する防護設計は不要である。 また、航空機落下に伴う火災が発生したとしても、建物内部の設備に影響しないように外壁の損傷を防止する。</p> <p>[5. 4. 2-建 2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発に対し、建物外壁から火災・爆発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災影響評価対象: 図へ建ー1 参照 ・ 各評価対象の離隔距離: 図イ建ー8ー2 参照 なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(914)(鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風が上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする(次回以降申請)。 また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>[5. 4. 2-建 3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約30m~32mの高台に立地している。</p> <p>[5. 4. 2-建 4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地している。</p>
---------------	---

表へ建ー1ー1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (9/14)

技術基準に基づく設計（注）	人の不法な侵入等の防止	<p>[5.5.1-建1]</p> <p>以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 立入制限区画を設け、所定の出入り口以外からの人の立ち入りを禁止する。 加工施設の建物は、表へ建ー2ー1に示す主要な構造材、鉄扉（図イ建ー9、12、図へ建ー1、2 参照）等の堅牢な障壁を有する。 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。 第2核燃料倉庫は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。 <p>[5.5.1-建2]</p> <p>当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。</p>
	溢水による損傷の防止	<p>[5.6.1-建2]</p> <p>第1種管理区域外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画を設定する。また、第2核燃料倉庫には溢水源はなく工場棟転換工場又は、除染室・分析室から流入する溢水を防護する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 溢水防護区画：図リ建ー47 参照 <p>[5.6.1-建1]</p> <p>溢水防護区画外への溢水の流出を防止するため、溢水防護区画境界の開口部に、溢水高さにスロッシングによる水位変動を考慮した水位高さ以上の堰を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 堰の位置、構造、寸法、材料：表へ建ー2ー1、図リ建ー56 参照 <p>[5.6.1-建3]</p> <p>溢水防護区画への溢水を検知し警報を発報し溢水の拡大を防止するために、堰に漏水検知警報設備{857}（次回以降申請）を設置する。</p> <p>[5.6.1-建5]</p> <p>第2核燃料倉庫本体には、溢水源となる水配管等を設置しないとともに、扉に堰を設け室外からの水の侵入を防止する。</p> <p>[5.6.1-建6]</p> <p>第2核燃料倉庫の全ての制御盤については、配線用遮断器を設置し火災防護対象設備（電気設備）については、没水許容高さよりも高い位置に設置する。</p>

表へ建-1-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (10/14)

技術基準に基づく設計 (注)	材料及び構造	-
	閉じ込めの機能	<p>[7. 1-建 1] 汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と、汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)を設定する。なお、第2核燃料倉庫本体及び前室は第1種管理区域に設定する(図イ建-2 参照)。</p> <p>[7. 1-建 2] 第1種管理区域は無窓構造とし、気体廃棄設備(1) {608} (次回以降申請)により、室内の圧力を外気に対して負圧に維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 負圧 ウランの飛散するおそれのある部屋は 19.6Pa 以上 <p>[7. 1-建 6] 第2核燃料倉庫内部(前室入り口から堰までの間)の第1種管理区域の床、及び人が触れるおそれがある壁表面については、ウランが浸透しにくく、除染が容易で、腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。</p> <p>[7. 1-建 3] 第1種管理区域と屋外の境界に設置されるエキスパンションジョイントは、止水シートを設置し漏えいの少ない設計とすることにより、負圧を維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エキスパンションジョイントの位置 図イ建-5、図ヘ建-1~3 参照 ・ エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-5 参照 <p>[7. 1-建 4] 第1種管理区域の床面の下には、周辺監視区域外へ管理されない排水を排出する排水路はない。</p> <p>[7. 1-建 5] 第2核燃料倉庫本体及び前室の扉に、工場棟転換工場及び除染室・分析室で発生した溢水が第2核燃料倉庫前室を通じて第2核燃料倉庫本体への侵入、及び第2核燃料倉庫前室から屋外への溢水の漏えいを防止するため、高さ 160mm 以上の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))を設置する(図リ建-56 参照)。</p>
	遮蔽	<p>[8. 1-建 1] 加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁及び屋根を施設する。なお、遮蔽壁(工場棟転換工場の東側屋外) {881}は次回以降申請を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図ヘ遮-1、2 参照 ・ 周辺監視区域外における実効線量 $7 \times 10^{-2} \text{mSv/年}$ ・ 周辺監視区域外における線量限度 1mSv/年 <p>[8. 2-建 1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人々が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。</p>

表へ建一-1-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (11/14)

技術基準に基づく設計 (注)	換気	<p>[9.1-建1] 115,000m³/時以上の排気能力を有する気体廃棄設備(1)(次回以降申請)を施設できる構造とする。</p>
	核燃料物質等による汚染の防止	<p>[10.1-建1] 第2核燃料倉庫内部の第1種管理区域の床、及び人が触れる恐れがある壁表面を、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗料(建築基準法施行令第一条第六号に基づき国土交通大臣の認定を受けた難燃材料)で仕上げる。 • 塗装範囲 床面から高さ2m以上</p>
	安全機能を有する施設	<p>[11.1-建1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。</p> <p>[11.2-建1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。</p> <p>[11.1-建5] 気体廃棄設備(次回以降申請)停止により、第1種管理区域の排風機が停止することにより、第1種管理区域内の空気中ウランが建物の微小な隙間から建物外へ漏えいする状況であるが、第1種管理区域の負圧が低下するものの他の安全機能に影響を及ぼすことなく、それぞれの安全機能を設計どおりに発揮する。</p>
	搬送設備	—
	警報設備等	<p>[13.1-建1] 第2核燃料倉庫本体内への液体状の放射性物質の侵入及び施設外への漏えいを防止するための堰に漏水検知警報設備(次回以降申請)を設置する。</p> <p>[13.1-建2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([4.1-建1]参照)</p>
	安全避難通路等	<p>[13.2.1-建1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路{902, 905})及び非常口を設置する。上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 位置 図リ建-8 参照 <p>[13.2.1-建2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(10台)及び誘導灯(5個))を設置する。 上記設備の諸元を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 位置 図リ建-8 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。 • 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	廃棄施設	—
	放射線管理施設	—

表へ建-1-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (12/14)

技術基準に基づく設計 (注)	非常用電源設備	<p>[16.1-建1] 全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれを非常用ディーゼル発電機に接続する。</p> <p>非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>設備</th><th>非常用ディーゼル発電機</th><th>無停電電源装置</th><th>内蔵バッテリ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">非常用通報設備</td><td>非常ベル設備^{*1}</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr> <td>放送設備^{*2}</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>通信連絡設備 (電話設備)</td><td>有線式^{*3}</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr> <td></td><td>無線式</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr> <td rowspan="2">自動火災報知設備</td><td>火災感知設備^{*4}</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr> <td>警報設備(ベル)^{*5}</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>*1: 警報盤を介して接続 *2: 放送設備本体を介して接続 *3: 電話交換機を介して接続 *4: 受信器を介して接続 *5: 中継盤を介して接続</p> <p>[16.1-建2] 全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。</p> <p>非常用設備電源接続系統一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>設備</th><th>非常用ディーゼル発電機</th><th>無停電電源装置</th><th>内蔵バッテリ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">緊急対策設備(1)</td><td>非常用照明</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr> <td>誘導灯</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>[16.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ バッテリを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 非常用通報設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送設備、通信連絡設備(電話設備{890、893}(有線式)) ▫ 自動火災報知設備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災感知設備 ・ それに連動する警報設備 ▫ 緊急対策設備(1) <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用照明 ・ 誘導灯 ・ 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常用通報設備(非常ベル設備) ・ 非常用通報設備(放送設備) ・ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備(無線式)))については、バッテリを内蔵し、連続して機能を維持する。 		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ	非常用通報設備	非常ベル設備 ^{*1}	○	○	—	放送設備 ^{*2}	○	○	○	通信連絡設備 (電話設備)	有線式 ^{*3}	○	—		無線式	—	○	自動火災報知設備	火災感知設備 ^{*4}	○	—	○	警報設備(ベル) ^{*5}	○	—	○		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ	緊急対策設備(1)	非常用照明	○	—	○	誘導灯	○	—	○
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ																																											
非常用通報設備	非常ベル設備 ^{*1}	○	○	—																																											
	放送設備 ^{*2}	○	○	○																																											
	通信連絡設備 (電話設備)	有線式 ^{*3}	○	—																																											
		無線式	—	○																																											
自動火災報知設備	火災感知設備 ^{*4}	○	—	○																																											
	警報設備(ベル) ^{*5}	○	—	○																																											
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ																																											
緊急対策設備(1)	非常用照明	○	—	○																																											
	誘導灯	○	—	○																																											
	通信連絡設備	<p>[17.1-建1] 事故発生時に周辺作業者への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)) : 3台 ▫ 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備)) : 有線式1台、無線式1台 ▫ 非常用通報設備(非常ベル設備) : 1個 ・ 設置設備の配置 図リ建-19 参照 																																													

表へ建-1-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (13/14)

その他事業許可で求める仕様	<p>[99-建 1] 更なる安全裕度の向上策として、耐震重要度分類第1類の第2核燃料倉庫は、静的地震力3Ciに対して概ね弾性範囲とする。</p> <p>[99-建 2] 耐震重要度分類第1類の緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用))は、水平地震力1.0Gで弾性範囲とする。</p> <p>[99-建 3] 更なる安全裕度の向上策として、F3竜巻(最大風速92m/s)に対し、第2核燃料倉庫本体及び前室に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 竜巻防護ラインの設定について <ul style="list-style-type: none"> ▫ 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。 ▫ 第2核燃料倉庫前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないが、核燃料物質が通過するため竜巻防護ラインの内とする。竜巻来襲時には核燃料物質の取り扱いを行わない。 ・ 竜巻防護ライン 図イ建-9、図イ建-11-1 参照 ・ 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 第2核燃料倉庫本体(鉄筋コンクリート)及び前室の外壁(鉄筋コンクリート) 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 ▫ 第2核燃料倉庫前室の鉄扉 交換により終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 <p>[99-建 4] F3竜巻に対し、第2核燃料倉庫前室の屋根(ALC)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット){854}を設置する。(次回以降申請)</p> <p>[99-建 5] F3竜巻による、敷地外からの想定飛来物で、運動エネルギーの大きい軽トラック、プレハブ物置(大)に対して、第2核燃料倉庫本体の外壁及び屋根は貫通しない構造とする。 なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス{885}を設置する(次回以降申請)。 また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p>
---------------	---

表へ建-1-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (14/14)

添付図	図イ建-1 敷地内建物配置図 図イ建-1-1(1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階) 図イ建-1-1(2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(2階) 図イ建-1-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(3階) 図イ建-1-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(R階) 図イ建-1-2(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(3) 図イ建-2 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図 (1階) 図イ建-5 (1/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図 (1階) 図イ建-6 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域 (1階) 図イ建-8-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(3) 図イ建-8-2 (1/8) 外部火災・爆発の影響評価(1) 図イ建-8-2 (2/8) 外部火災・爆発の影響評価(2) 図イ建-8-2 (3/8) 外部火災・爆発の影響評価(3) 図イ建-8-2 (4/8) 外部火災・爆発の影響評価(4) 図イ建-8-2 (5/8) 外部火災・爆発の影響評価(5) 図イ建-8-2 (6/8) 外部火災・爆発の影響評価(6) 図イ建-8-2 (7/8) 外部火災・爆発の影響評価(7) 図イ建-9 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び巻防護ライン (1階) 図イ建-11-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 巷卷防護ライン (屋根部) 図イ建-12 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表 図ヘ建-1 付属建物 第2核燃料倉庫 建物平面図 図ヘ建-2 付属建物 第2核燃料倉庫 建物立面図 図ヘ建-3 付属建物 第2核燃料倉庫 建物断面図 図ヘ建-4 付属建物 第2核燃料倉庫 杭及び基礎伏図 図ヘ建-5 付属建物 第2核燃料倉庫 屋根伏図 図ヘ遮-1 付属建物 第2核燃料倉庫 遮蔽関係図 (建物平面) 図ヘ遮-2 付属建物 第2核燃料倉庫 遮蔽関係図 (建物断面) 図リ建-8 付属建物 第2核燃料倉庫 緊急対策設備 (1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 図リ建-19 付属建物 第2核燃料倉庫 非常用通報設備 非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備 (電話設備) 図リ建-31 付属建物 第2核燃料倉庫 自動火災報知設備 火感知設備及びそれに連動する警報設備 図リ建-35 消火設備 屋外消火栓配置図 図リ建-35-1 消火設備 屋外消火栓からのアクセスルート 図リ建-35-2 消火設備 防火水槽配置図 図リ建-43 付属建物 第2核燃料倉庫 消火設備 消火器 図リ建-47 緊急対策設備 (3) 溢水防護区画 (1/3) 図リ建-56 付属建物 第2核燃料倉庫 緊急対策設備 (3) 堰 (内部溢水止水用)
-----	---

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4. 1-建 1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[5. 2. 1-建 1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

表へ建-1-2 付属建物容器管理棟 仕様表 (1/11)

事業許可との対応	許可番号 (日付)	原規規発第 1711011 号 (平成 29 年 11 月 1 日付)
	設備・機器名称	<p>{863} 建物 付属建物 容器管理棟</p> <p>{890, 891} 非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備</p> <p>{890, 892} 非常用設備 非常用通報設備 放送設備</p> <p>{890, 893} 非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備</p> <p>{894, 895} 非常用設備 消火設備 屋外消火栓</p> <p>{894, 898} 非常用設備 消火設備 消火器</p> <p>{899, 900} 非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備</p> <p>{899, 901} 非常用設備 自動火災報知設備 警報設備</p> <p>{902, 903} 非常用設備 緊急対策設備 非常灯</p> <p>{902, 904} 非常用設備 緊急対策設備 誘導灯</p> <p>{902, 905} 非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路</p>
設置場所		敷地内建物配置図 (図イ建-1) 参照
機器名		<p>付属建物容器管理棟</p> <p>非常用通報設備 非常ベル設備</p> <p>非常用通報設備 放送設備</p> <p>非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備)</p> <p>消火設備 屋外消火栓</p> <p>消火設備 消火器</p> <p>自動火災報知設備 火災感知設備</p> <p>自動火災報知設備 警報設備</p> <p>緊急対策設備 非常用照明</p> <p>緊急対策設備 誘導灯</p> <p>緊急対策設備 安全避難通路</p>
変更内容	<p>改造</p> <p>1. 建物の改造工事</p> <p>1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> エキスパンションジョイント改造 工場棟組立工場前室との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する <p>1-2. 耐竜巻性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄扉及びシャッタ補強 鉄扉及びシャッタの損傷防止のために保管室及び前室の既存鉄扉及び既存シャッタを鋼材及びシャッタ補強バーにより補強する 外壁更新 前室外壁の損傷防止のために既存の外壁を撤去し、新たにサイディングに更新する <p>2. 非常用設備の変更</p> <p>2-1. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 前室の床に安全避難通路を増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設 本体に電話設備の増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る <p>2-2. 非常用設備の仮移設、復旧及び新設</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設、復旧及び新設 容器管理棟の自動火災報知設備を取り外し、仮移設、復旧及び新設により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る <p>2-3. 非常用設備の仮移設及び復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(1)非常用照明の仮移設及び復旧 非常用照明を取り外し、仮移設及び復旧により、事故発生時における照明の確保を図る 緊急対策設備(1)誘導灯の仮移設及び復旧 誘導灯を取り外し、仮移設及び復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る 	

表へ建-1-2 付属建物容器管理棟 仕様表 (2/11)

員数	1式
一般仕様	型式 本体 : 鉄骨鉄筋コンクリート造、平屋建 前室 : 鉄骨造 屋根 : (保管室) 鉄筋コンクリート、(前室) 軽量気泡コンクリート (ALC) 基礎 : (保管室)杭基礎、(前室)杭基礎
	主要な構造材 表へ建-2-2に示す
	寸法 (単位:m) (保管室) [] (前室) [] 延べ床面積: 約 370 m ²
	その他の構成機器
	その他の性能
	取扱う核燃料物質の状態

表へ建-1-2 付属建物容器管理棟 仕様表 (3/11)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-
	火災等による損傷の防止	<p>[4. 1-建 1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備{899, 900, 901}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 感知器(煙) : 1 個 ▫ 感知器(空気管式) : 4 基 ▫ 警報設備(ベル) : 1 個 ・ 設置設備の配置 図リ建-32 参照 <p>[4. 1-建 2] 消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備{899, 901}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 発信機(P型) : 1 個 ・ 設置設備の配置 図リ建-32 参照 <p>[4. 1-建 3] 消防法第十七条第1項に基づき、消火器{894, 898}を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 粉末消火器 10型 : 3 本 ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が 20m 以下となる位置に設置する。 図リ建-44 参照 <p>[4. 1-建 5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓{894, 895}を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽{894, 896}と消火水配管により接続される。 なお、防火水槽及び電源喪失時等における消火用の可搬消防ポンプ{894, 897}は、次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 不凍式屋外消火栓 : 12 基 (工場棟の近傍の総数) (図リ建-35 参照) ▫ 各消火栓に設置するホース : 20m ホース 2 本以上 ・ 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離 : 40m 以下 (図リ建-35 参照) ▫ 建物各部から防火水槽までの水平距離 : 100m 以下 (図リ建-35-2 参照) ▫ 20m ホース 2 本を設置する消火栓の位置 : 図リ建-35 参照 ▫ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート : 図リ建-35-1 参照 <p>[4. 3-建 1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の容器管理棟は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 材料 主要構造材を表へ建-2-2 に示す。 <p>[4. 3-建 3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成 25 年 10 月原子力規制委員会)を参考に図イ建-6 のとおり設定する。 なお、容器管理棟前室は、容器管理棟保管室との境界に設置する鉄扉、シャッタにより火災区域間の延焼を防止しているため、工場棟組立工場の火災区域(A2)に含む。</p>

表へ建-1-2 付属建物容器管理棟 仕様表 (4/11)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.3-建 4] 容器管理棟保管室各部は原子力発電所の発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災区域毎の材料及び厚さ：図イ建-8-1(3/4)参照 <p>[4.3-建 5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッタを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の配置 図へ建-6 参照 設置設備の材料 図イ建 8-1(3/4)参照 <p>[4.3-建 7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐火シールの材料 建築基準法施行令第百二十九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール。 <p>[4.3-建 8] 電気設備技術基準第十四条に基づき、常用電源系統、非常用電源系統の全ての分電盤に、過電流遮断器として配線用遮断器を設置。</p> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>[5.1-建 1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 容器管理棟保管室及び前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 支持地盤 N 値 30 以上の砂礫層 杭材料 遠心力高強度プレストレストコンクリート杭 杭位置 杭先端深度 : GL-8.4m (容器管理棟保管室)、GL-8.0m (前室) 配置 : 図へ建-9 参照 杭構造・寸法・員数 表へ建-2-2 参照 1階床土間コンクリート 容器管理棟保管室及び前室 <ul style="list-style-type: none"> 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤に直接支持 支持地盤 支持性能 : 長期許容応力度 50kN/m^2 以上、短期許容応力度 100kN/m^2 以上 上地盤種類 : 地表近くのローム層 <p>[5.1-建 2] 容器管理棟保管室、容器管理棟前室及び消火設備(屋外消火栓)は、事業許可に記載のとおり液状化の恐れがない地盤に設置され、地震力が作用した場合においても十分に支持される。</p> <p>[5.1-設 1] 容器管理棟は、地震力が作用した場合においても十分な支持性能を有する地盤に設置されており、容器管理棟内に設置する設備・機器は安全機能を発揮できる。</p>
-------------------	--

表へ建-1-2 付属建物容器管理棟 仕様表 (5/11)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	<p>[5. 2. 1-建 1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震重要度分類第3類 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 容器管理棟 ▫ 非常用通報設備(非常ベル設備{890, 891}、放送設備{890, 892}) ▫ 消火設備(屋外消火栓) ▫ 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) ▫ 緊急対策設備(1)(非常用照明{902, 903}、誘導灯{902, 904}) <p>[5. 2. 1-建 8]</p> <p>付属建物容器管理棟に設置されている耐震重要度分類第3類の各設備(上記[5. 2. 1-建 1]参照。ただし、消火設備(屋外消火栓)を除く)は、耐震重要度分類第3類の建物に、耐震重要度分類第3類のボルト又は溶接で固定する。</p> <p>[5. 2. 1-建 3]</p> <p>建物・構築物の耐震重要度分類は、収納する設備・機器の重要度分類と同じか、それより上位の分類とするため、容器管理棟の耐震重要度分類は第3類とする。</p> <p>[5. 2. 1-建 4]</p> <p>構造的に独立した建物を接続する部分は、地震時の変位量を考慮した間隔を設け地震時に生じる変位を吸収する構造とし、エキスパンションジョイントで接続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エキスパンションジョイントの位置 図イ建-5、図ヘ建-6~12 参照 ・エキスパンションジョイントの構造・寸法・材料 図イ建-5 参照 <p>[5. 2. 1-建 5]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置、構造、寸法、材料：表へ建-2-2、図ヘ建-6~13 参照 ・一次設計 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 建築基準法施行令第八十八条に規定される係数と耐震重要度分類第3類の割増し係数(1.0)を乗じて算出した地震力(0.2G)を与えた場合の構造体を構成する各部の応力が基準等に定められた許容応力以下となる構造とする。 ・二次設計 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 建築基準法施行令第八十二条の三に規定される係数と耐震重要度分類第3類の割り増し係数(1.0)を乗じて算出した地震力(1.0G)から求められる必要保有水平耐力を、建物全体の保有水平耐力が上回る構造とする。 <p>[5. 2. 1-建 7]</p> <p>非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、耐震重要度分類第3類の地震力による損傷を防止できる構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置：図リ建-20 参照 ・消火設備(屋外消火栓) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置：図リ建-35 参照 ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置：図リ建-32 参照 ・緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯) <ul style="list-style-type: none"> ▫ 位置：図リ建-9 参照
	津波による損傷の防止	[5. 3-建 1] 事業許可に記載のとおり、基準津波の最大週上高さ 12.3m と比べて十分高い海拔約 30m~32m の高台に立地している。

表へ建-1-2 付属建物容器管理棟 仕様表 (6/11)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>[5. 4. 1-建 1] (竜巻)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・位置、構造、寸法、材料：表へ建-2-2、図へ建-6～13 参照 <ul style="list-style-type: none"> ▫ F1 竜巻(最大風速 49m/s)の風圧力及び気圧差により建物に作用する水平方向の竜巻荷重に対し、容器管理棟保管室及び前室の保有水平耐力が上回る構造とする。 ▫ 容器管理棟保管室及び前室の各部に対して、短期許容荷重が、上記 F1 竜巻の風圧力及び気圧差により作用する竜巻荷重を上回る構造とする。 ▫ F1 竜巻襲来時には、敷地内外からの飛来物はない。 <p>[5. 4. 1-建 2] (洪水)</p> <p>事業許可に記載のとおり、北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約 30m～32m の高台に立地している。</p> <p>[5. 4. 1-建 3] (凍結)</p> <p>屋外消火栓からの消火に用いる水の凍結を「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」を基に以下のとおり防止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気温条件 茨城県水戸気象台において過去に観測した最低気温-12.7°C ・ 対象設備 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 不凍式の屋外消火栓 ・ 設置状況 当社の立地している東海村は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成 28 年度版」に基づき、地表から管の上端までの深さが 300mm 以上となるように埋設する。また、一部埋設できない部分は、断熱材付きの配管等を使用し凍結を防止する。
---------------------------	--

表へ建ー1ー2 付属建物容器管理棟 仕様表 (7/11)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>[5. 4. 1-建 4] (降水) 降水時に建物内への雨水の流入を防止する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 降水量条件 茨城県水戸気象台において観測した 1 時間あたりの最大降水量 81.7mm/h を超える降水 (150mm/h) ・ 対象設備・構造 <ul style="list-style-type: none"> □ 屋根及び雨樋に勾配を設け雨水の流入を防止 (図イ建ー11ー1) □ 鉄扉の外側に勾配を設け雨水の流入を防止 □ 屋根に防水層を施工し、雨漏りを防止 </p> <p>[5. 4. 1-建 5] (積雪) 茨城県建築基準法等施行細則第 16 条の 4 に基づき、建物全体が積雪 30cm の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回ること、また、屋根は約 60cm 相当の積雪に耐える実力を有することを確認した。</p> <p>[5. 4. 1-建 10] (落雷) 加工施設の高さは図へ建ー7 に示すように最大で約 11.6m であり、建築基準法第三十三条にある高さ 20m 以上に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため避雷設備の設置は不要。</p> <p>[5. 4. 1-建 6] (地滑り) 事業許可に記載のとおり、東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生のない場所に立地している。</p> <p>[5. 4. 1-建 7] (火山の影響) 表へ建ー2ー2 に示す容器管理棟保管室の鉄筋コンクリート屋根は、降下火砕物(湿潤密度 1.2g/cm³)で約 28cm(約 168cm の積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造。また、ALC 屋根の容器管理棟前室は、降下火砕物(湿潤密度 1.2g/cm³)で約 10cm(約 60cm の積雪に相当)の短期荷重に対し屋根の耐荷重が上回る構造としている。なお、降下火砕物の除去は、屋外のタラップを使用し、屋上に登り行う(図へ建ー7 参照)。</p> <p>[5. 4. 1-建 9] (森林火災) 事業許可に記載のとおり、加工施設から最も近い雑木林まで約 400m 以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地している。</p> <p>[5. 4. 2-建 2] (外部火災・爆発、有毒ガス) 原子力発電所の外部火災影響評価ガイドに基づいて、敷地内外の火災・爆発については、建物外壁から火災発源までの離隔距離を危険距離及び危険限界距離を上回るようにするか、火災・爆発源と外壁の間に影響を遮る障壁を置くようとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災影響評価対象 (図へ建ー6 参照) ・ 各評価対象の離隔距離 : 図イ建ー8ー2 参照 </p> <p>なお、水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(914) (鉄筋コンクリート製)で貯蔵所の周囲を囲み、爆風が上方向、及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする(次回以降申請)。 また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない。</p> <p>[5. 4. 2-建 3] (ダムの崩壊) 事業許可に記載のとおり、加工施設の北方約 2.5km 離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約 30m~32m の高台に立地している。</p>
-------------------	--

表へ建-1-2 付属建物容器管理棟 仕様表 (8/11)

技術基準に基づく設計 (注)	外部からの衝撃による損傷の防止	[5. 4. 2-建 4] (船舶の衝突) 事業許可に記載のとおり、船舶衝突のおそれのない海岸から約 6km 離れた場所に立地している。
	人の不法な侵入等の防止	[5. 5. 1-建 1] 以下の方策により、人の不法な侵入を防止する。 <ul style="list-style-type: none">・ 立入制限区画を設け、所定の出入り口以外からの人の立ち入りを禁止する。・ 加工施設の建物は、表へ建-2-2 に示す主要な構造材、鉄扉及びシャッタ(図イ建-9、12、図へ建-6、7 参照)等の堅牢な障壁を有する。・ 管理区域の出入口に出入管理装置を設け、人の出入りを常時監視する。・ 核燃料物質等の移動には、各部門長の承認を得て行うことにより、不法な移動を防止する。・ 容器管理棟は、当社の敷地内に設置されており、敷地内に入構する際には、爆発性又は易燃性を有する物件などが不正に持ち込まれないことを確認する。 [5. 5. 1-建 2] 当社内の情報システムに対しては、電気通信回線を通じた外部からの不正アクセスを遮断する。
	溢水による損傷の防止	[5. 6. 1-建 2] 第 2 種管理区域である容器管理棟は、ウラン廃液の漏えいが無いことから外部開口部へ堰等を設置しないが、溢水源のある工場棟組立工場に隣接しているため溢水防護区画を設定する。 <ul style="list-style-type: none">・ 溢水防護区画：図リ建-47 参照
	材料及び構造	—
	閉じ込めの機能	[7. 1-建 1] 汚染の発生するおそれのない区域(第 2 種管理区域)と、汚染の発生するおそれのある区域(第 1 種管理区域)を設定する。なお、容器管理棟保管室及び前室は第 2 種管理区域に設定する(図イ建-2 参照)。
	遮蔽	[8. 1-建 1] 加工施設の線源による周辺監視区域外の線量が、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成 27 年 8 月 31 日原子力規制委員会告示第 8 号)で定められた線量限度より十分小さくなるように十分な厚さを有する壁及び屋根を施設する。なお、独立遮蔽壁(容器管理棟) {864}、及び遮蔽壁(容器管理棟の西側屋外の敷地境界) {883} は次回以降申請する。 <ul style="list-style-type: none">・ 遮蔽評価に考慮する壁の位置・構造・寸法・材料 図へ遮-3、4 参照・ 周辺監視区域外における実効線量 $7 \times 10^{-3} \text{mSv/年}$・ 周辺監視区域外における線量限度 1mSv/年 [8. 2-建 1] 遮蔽設備としてコンクリートの壁を施設し、管理区域その他事業所内の人々が立ち入る場所における放射線業務従事者等の放射線影響を可能な限り低減する。
	換気	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	安全機能を有する施設	[11. 1-建 1] 通常時に想定される設置場所の温湿度状態、大気圧下及び放射線環境下において、必要な安全機能を発揮する。 [11. 2-建 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	搬送設備	—

表へ建-1-2 付属建物容器管理棟 仕様表 (9/11)

技術基準に基づく設計 (注)	警報設備等	[13. 1-建 2] 火災を早期に感知し報知するために消防法に基づき自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)を設置する。 ([4. 1-建 1]参照)																											
	安全避難通路等	[13. 2. 1-建 1] 単純、明確かつ恒久的に表示し容易に識別できる緊急対策設備(1)(安全避難通路{902, 905})及び非常口を設置。上記設備の諸元を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> 位置 図リ建-9 参照 																											
		[13. 2. 1-建 2] 照明用電源の喪失時に放射線業務従事者の速やかな退避に必要な非常用ディーゼル発電機から給電する緊急対策設備(1)(非常用照明(7台)及び誘導灯(4個))を設置。上記設備の諸元を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> 位置 図リ建-9 参照 消防法施行規則第二十八条の三に基づき、当該誘導灯までの歩行距離が施行規則に定められた距離以下となるように設置する。 誘導灯の構造 消防法施行規則第二十八条の三に規定するB級及びC級の認定品。 																											
	核燃料物質の貯蔵施設	—																											
	廃棄施設	—																											
	放射線管理施設	—																											
非常用電源設備	非常用電源設備	[16. 1-建 1] 全ての非常用通報設備(無線式電話設備を除く)と自動火災報知設備は以下の通り、それぞれ非常用ディーゼル発電機に接続する。 非常用設備電源接続系統一覧表																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">非常用通報設備</td> <td>非常ベル設備*1</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>放送設備*2</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備 (電話設備)</td> <td>有線式*3 無線式</td> <td>○ —</td> <td>— ○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自動火災報知設備</td> <td>火災感知設備*4</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>警報設備(ベル)*5</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ	非常用通報設備	非常ベル設備*1	○	○	—	放送設備*2	○	○	○	通信連絡設備 (電話設備)	有線式*3 無線式	○ —	— ○	○	自動火災報知設備	火災感知設備*4	○	—	○	警報設備(ベル)*5	○	—
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ																									
非常用通報設備	非常ベル設備*1	○	○	—																									
	放送設備*2	○	○	○																									
	通信連絡設備 (電話設備)	有線式*3 無線式	○ —	— ○	○																								
自動火災報知設備	火災感知設備*4	○	—	○																									
	警報設備(ベル)*5	○	—	○																									
	*1 : 警報盤を介して接続																												
	*2 : 放送設備本体を介して接続																												
	*3 : 電話交換機を介して接続																												
	*4 : 受信器を介して接続																												
	*5 : 中継盤を介して接続																												
	[16. 1-建 2] 全ての緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、副変電所の切替器を介して非常用ディーゼル発電機に接続する。																												
	非常用設備電源接続系統一覧表																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>設備</th> <th>非常用ディーゼル発電機</th> <th>無停電電源装置</th> <th>内蔵バッテリ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急対策設備(1)</td> <td>非常用照明</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>誘導灯</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ	緊急対策設備(1)	非常用照明	○	—	○	誘導灯	○	—	○														
	設備	非常用ディーゼル発電機	無停電電源装置	内蔵バッテリ																									
緊急対策設備(1)	非常用照明	○	—	○																									
	誘導灯	○	—	○																									

表へ建-1-2 付属建物容器管理棟 仕様表 (10/11)

技術基準に基づく設計 (注)	<p>非常用電源設備</p> <p>[16.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> バッテリを内蔵している以下の非常用設備は外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、バッテリによりその機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 非常用通報設備 <ul style="list-style-type: none"> 放送設備、通信連絡設備(電話設備{890、893}(有線式)) 自動火災報知設備 <ul style="list-style-type: none"> 火災感知設備 それに連動する警報設備 緊急対策設備(1) <ul style="list-style-type: none"> 非常用照明 誘導灯 以下の設備については、外部電源系統が機能を喪失しても非常用ディーゼル発電機が給電を開始するまでの間(40秒)、無停電電源装置から継続して給電され、機能を維持する。なお、非常用ディーゼル発電機からの給電が開始された後は、非常用ディーゼル発電機からの給電で機能を維持する。 <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(非常ベル設備) 非常用通報設備(放送設備) 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備(無線式)))については、バッテリを内蔵し、連続して機能を維持。
通信連絡設備	<p>[17.1-建1]</p> <p>事故発生時に周辺作業者への周知及び管理区域外への連絡、工場内への放送連絡、工場外との通信連絡のために、以下の通報設備、及び多様性を確保した電話設備を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(放送設備(スピーカー)) : 1台 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備)) : 有線式1台、無線式1台 非常用通報設備(非常ベル設備) : 1個 設置設備の配置 図リ建-20 参照
その他事業許可で求める仕様	<p>[99-建3]</p> <p>更なる安全裕度の向上策として、F3 竜巻(最大風速 92m/s)に対し、容器管理棟保管室に竜巻防護ラインを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 竜巻防護ラインの設定について <ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質の保管・貯蔵を行う部分を竜巻防護ラインの内とする。 容器管理棟前室は、核燃料物質の保管・貯蔵を行わないこと、及び竜巻来襲時には取り扱いを行わないことから、竜巻防護ラインの外とする 竜巻防護ライン 図イ建-9、図イ建-11-1 参照 竜巻防護ラインの構成と竜巻荷重に対する評価 <ul style="list-style-type: none"> 容器管理棟保管室の外壁(鉄筋コンクリート) 終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 容器管理棟保管室の鉄扉(容器管理棟前室と容器管理棟保管室の境界のシャッタを含む) 補強により終局耐力が単位面積当たりの竜巻荷重を上回る。 <p>[99-建5]</p> <p>F3 竜巻による、敷地外からの想定飛来物で、運動エネルギーの大きい軽トラック、プレハブ物置(大)に対して、外壁及び屋根は貫通しない構造とする。</p> <p>なお、更なる安全裕度のため、敷地外からの飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンス{885}を設置する(次回以降申請)。</p> <p>また、公道沿いには、飛来物を防護できる鉄筋コンクリート造の一般建物等があるが、評価では、一般建物には期待しない。</p>

表へ建-1-2 付属建物容器管理棟 仕様表 (11/11)

添付図	図イ建-1 敷地内建物配置図 図イ建-1-1(1/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(1階) 図イ建-1-1(2/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(2階) 図イ建-1-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(3階) 図イ建-1-1(4/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 補強箇所説明図(R階) 図イ建-1-2(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建物の補強工事と各影響評価との関係(3) 図イ建-2 工場棟、放射線管理棟、付属建物 管理区域区分図(1階) 図イ建-5(1/3) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 エキスパンションジョイント設置位置図(1階) 図イ建-6 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域(1階) 図イ建-8-1(3/4) 工場棟、放射線管理棟、付属建物 火災区域毎の材料及び厚さ一覧(3) 図イ建-8-2 (1/8) 外部火災・爆発の影響評価(1) 図イ建-8-2 (2/8) 外部火災・爆発の影響評価(2) 図イ建-8-2 (4/8) 外部火災・爆発の影響評価(4) 図イ建-8-2 (5/8) 外部火災・爆発の影響評価(5) 図イ建-8-2 (7/8) 外部火災・爆発の影響評価(7) 図イ建-9 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ配置及び巻防護ライン(1階) 図イ建-11-1 工場棟、放射線管理棟、付属建物 巷卷防護ライン(屋根部) 図イ建-12 工場棟、放射線管理棟、付属建物 建具表 図イ建-13 工場棟、放射線管理棟、付属建物 鉄扉、シャッタ補強及びガラリ固縛概要図 図ヘ建-6 付属建物 容器管理棟 建物平面図 図ヘ建-7 付属建物 容器管理棟 建物立面図 図ヘ建-8 付属建物 容器管理棟 建物断面図 図ヘ建-9 付属建物 容器管理棟 桁、基礎伏図 図ヘ建-10 付属建物 容器管理棟 柱、壁伏図 図ヘ建-11 付属建物 容器管理棟 クレーン梁伏図 図ヘ建-12 付属建物 容器管理棟 梁伏図 図ヘ建-13 付属建物 容器管理棟 補強詳細図 図ヘ遮-3 付属建物 容器管理棟 遮蔽関係図(建物平面) 図ヘ遮-4 付属建物 容器管理棟 遮蔽関係図(建物断面) 図リ建-9 付属建物 容器管理棟 緊急対策設備(1) 非常用照明、誘導灯、安全避難通路 図リ建-20 付属建物 容器管理棟 非常用通報設備 非常用ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備) 図リ建-32 付属建物 容器管理棟 自動火災報知設備 火災感知設備及びそれに連動する警報設備 図リ建-35 消火設備 屋外消火栓配置図 図リ建-35-1 消火設備 屋外消火栓からのアクセスルート 図リ建-35-2 消火設備 防火水槽配置図 図リ建-44 付属建物 容器管理棟 消火設備 消火器 図リ建-47 緊急対策設備(3) 溢水防護区画(1/3)
-----	---

注 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第18条～第31条は該当しない。

凡例 { }内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。

[] 内に示す数字：設工認技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。

(例) [4.1-建1]は、設工認技術基準第4条第1項に対する設計番号 建1を示す。

[5.2.1-建1]は、設工認技術基準第5条の2第1項に対する設計番号 建1を示す。

[99-建1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 建1を示す。

表へ建-2-1 付属建物第2核燃料倉庫 主要な構造材の仕様表(1/2)

建物の種類	<p>(1)本体 構造：鉄筋コンクリート造 壁：鉄筋コンクリート 屋根：鉄筋コンクリート 基礎：杭基礎 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤：N値30以上の砂礫層</p> <p>(2)前室 構造：片持ち梁による鉄筋コンクリート造 壁：鉄筋コンクリート、ALC(除染室・分析室の壁、転換工場の壁) 屋根：ALC 基礎：基礎なし(本体から延伸した梁による片持ち構造) 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上の地表近くのローム層</p> <p>(3)床 構造：土間コンクリート(本体及び前室) 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度50kN/m²以上、短期許容応力度100kN/m²以上の地表近くのローム層</p>
主要な構造材	<p>(1)本体 ①鉄筋コンクリート 鉄筋：JIS G3112に定める鉄筋 JIS A5308に定めるコンクリート(密度：<input type="text"/>g/cm³以上) 既存部：設計基準強度<input type="text"/>N/mm² ②外壁：上記の鉄筋コンクリート ③屋根：上記の鉄筋コンクリート ④杭：JIS A5372に定める遠心力プレストレストコンクリート杭(既存部) 杭長さ：<input type="text"/>m 杭径寸法：<input type="text"/>mm 杭先端深度：GL-8.0m(杭長さ+基礎)</p> <p>(2)前室 ①鉄筋コンクリート(片持ち梁) JIS G3112に定める鉄筋<input type="text"/> JIS A5308に定めるコンクリート(密度：<input type="text"/>g/cm³以上) ②鉄骨：JIS G3192に定めるH形鋼 JIS G3101に定める鋼材 ③外壁：上記の鉄筋コンクリート ④屋根：JIS A5416に定める軽量気泡コンクリート(ALC)</p>

(参考)

添付説明書一建2-V
添付説明書一建3-V

表へ建-2-1 付属建物第2核燃料倉庫 主要な構造材の仕様表(2/2)

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様(工事番号及び工事名称)	対象図面
耐震性能向上	(1)本体及び前室 4-a. エキスパンションジョイント改造 鋼板:板厚(屋外) (屋内) 止水シート:厚さ 厚さ	(1)本体及び前室 4-a. 図イ建-5(1/3)、 図ヘ建-1~3 (参考) 添付説明書-建2- 付録2
耐竜巻性能向上	(1)本体 補強なし (2)前室 4-b. 鉄扉交換 鋼板:板厚 mm	(1)本体 補強なし (2)前室 4-b. 図イ建-9、12、 図ヘ建-1~2 (参考) 添付説明書-建3-V

その他の加工施設 非常用設備に関する基本仕様

工事名称	仕様	対象図面
(1)堰(固定式) ^(注1)	①設置個所:本体、前室 ②使用部材 - 堤の高さ: mm (設計確認値: mm 以上(2個)) - 堤の材質: - 鋼材の構成 等辺山形鋼に鋼板を溶接接合 - 断面寸法 等辺山形鋼: 鋼板: - アンカーボルト 材質: アンカーボルト径: - コーキング材 耐薬品性を有する	(1)堰(固定式) 図リ建-56 (参考) 添説建2-XI.3-1表 添説建2-XI.4-1表

注1) リ その他の加工施設 4. 工事の方法 4.1-4(1)d. 参照

主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
4-a. エキスパンション ジョイント改造	新設	鋼板:板厚(屋外) (屋内) 止水シート:厚さ 厚さ	
4-b. 鉄扉交換	新設	鋼板:板厚 mm	

(参考)

添説建2-V.1.6-1表~6-7表

添付説明書-建2-付録2

添説建3-V.1.4-1表

表へ建-2-2 付属建物容器管理棟 主要な構造材の仕様表(1/2)

建物の種類	<p>(1)保管室 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造 壁：鉄筋コンクリート 屋根：鉄筋コンクリート 基礎：杭基礎 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤：N値 30 以上の砂礫層</p> <p>(2)前室 構造：鉄骨造 外壁：サイディング 屋根：ALC 基礎：杭基礎 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤に杭基礎で支持 地盤：N値 30 以上の砂礫層</p> <p>(3)床 構造：土間コンクリート（保管室及び前室） 支持方法：十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 地盤：長期許容応力度 50kN/m²以上、短期許容応力度 100kN/m²以上の地表近くのローム層</p>
主要な構造材	<p>(1)保管室 ①鉄筋コンクリート 鉄筋：JIS G3112 に定める鉄筋 JIS A5308 に定めるコンクリート（密度：<input type="text"/>g/cm³以上） 車体全般：設計基準強度<input type="text"/>N/mm² ②鉄骨：JIS G3101 に定める鋼材 ③外壁：上記の鉄筋コンクリート ④屋根：上記の鉄筋コンクリート ⑤杭：JIS A5373 に定める遠心力高強度プレストレストコンクリート杭（既存部） 杭長さ：<input type="text"/>m 杭径寸法：<input type="text"/>mm 杭先端深度：GL-8.4m（杭長さ+基礎）</p> <p>(2)前室 ①鉄骨：JIS G3101 に定める鋼材 ②外壁：サイディング JIS G3322 定める<input type="text"/> ③屋根：JIS A5416 に定める軽量気泡コンクリート（ALC） ④杭：JIS A5373 に定める遠心力高強度プレストレストコンクリート杭（既存部） 杭長さ：<input type="text"/>m 杭径寸法：<input type="text"/>mm 杭先端深度：GL-8.0m（杭長さ+基礎）</p>

(参考)

添付説明書-建2-VI
添付説明書-建3-VI

表へ建-2-2 付属建物容器管理棟 主要な構造材の仕様表(2/2)

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様 (工事番号及び工事名称)	対象図面
耐震性能向上	(1)前室 5-a. エキスパンションジョイント改造 鋼板：板厚 (屋外) <input type="text"/> mm <input type="text"/> mm (屋内) <input type="text"/> mm <input type="text"/> mm	(1)前室 5-a. 図イ建-5(1/3)、 図ヘ建-6~12 (参考) 添付説明書-建2- 付録2
耐竜巻性能向上	(1)保管室及び前室 5-b. 鉄扉及びシャッタ補強 鉄扉補強材 鉄骨 : <input type="text"/> シャッタ補強材 断面寸法 : <input type="text"/> mm <input type="text"/> (2)前室 5-c. 外壁更新 鉄骨 : <input type="text"/> 他 外壁下地材 : <input type="text"/> 他 あと施工アンカー : D16 <input type="text"/> 外壁 : サイディング <input type="text"/> 板厚 <input type="text"/> mm 発泡性耐火被覆材 : 厚さ <input type="text"/> mm	(1)保管室及び前室 5-b. 図イ建-9、12~ 13 図ヘ建-6~8 (2)前室 5-c. 図ヘ建-6~7、 10、13 (参考) 添付説明書-建3-VI 添付説明書-建1

主要な部材寸法及び材質

工事番号及び工事名称	区分	部材寸法	材質
5-a. エキスパンションジョイント改造	新設	鋼板：板厚 (屋外) <input type="text"/> mm (屋内) <input type="text"/> mm	
5-b. 鉄扉及びシャッタ補強	新設	鉄扉補強材 <input type="text"/>	
5-c. 外壁更新	新設	鉄骨 : <input type="text"/> 他 外壁下地材 : <input type="text"/> あと施工アンカー : D16 サイディング:板厚 <input type="text"/> mm	
	既設	鉄骨 : <input type="text"/>	

(参考)

添説建2-VI.1.6-6表

添付説明書-建2-付録2

添説建3-VI.1.4-1表

添説建3-XI.3.8-1表

表へ建—3—1 付属建物第2核燃料倉庫 建物の各部位の仕様表 (1/2)

建物名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚t、高h	図番号	工事内容
第2核燃料食塩本体	1階	東側 (19通り)	第2核燃料食塩本体と前室との境界 (R-T通り間)	RC		図へ造-1	既設
		南側 (R通り)	第2核燃料食塩と転換工場との境界 (16'-19通り間)	RC	鉄扉(1基) + 段(9)	図り造-56	既設 (區:新設)
		西側 (16通り)	第2核燃料食塩本体と屋外との境界 (R-T通り間)	RC	他の建物との境界 火災区城境界 溢水防護区城境界	図へ造-1	既設
		北側 (T通り)	第2核燃料食塩本体と屋外との境界 (16'-19通り間)	RC	外壁 管理区城境界 火災区城境界 F3巻防護ライン	図へ造-1	既設
		床	第2核燃料食塩本体の床 (東側鉄扉近傍)	RC	外壁 管理区城境界 火災区城境界 F3巻防護ライン	図へ造-1	既設
	第2核燃料食塩前室	東側 (20通り)	第2核燃料食塩本体の床 (R-T通り間)	RC	管理区城境界 火災区城境界 F3巻防護ライン	図へ造-2	既設
		屋根	第2核燃料食塩本体の屋根 (16'-19通り間)	RC	AIC(上部) T1260hから上	図へ造-22	既設
					RC(下部) T1から1260hまで	図へ造-22	
			第2核燃料食塩前室と除ガラ室(2)との境界 (S-T通り間)		他の建物との境界	図へ造-2	
					鉄扉(1基)	図へ造-22	既設

(注) 網掛けは他の部位と共にしていることを示す。

表へ建ー3-1 付属建物第2核燃料倉庫 建物の各部位の仕様表 (2/2)

建物 名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法 厚t、高h (mm)	図番号	工事 内容
第2核 燃料 倉庫 前室	東側 (20通り)	第2核燃料倉庫前室と作業室(2)との境界 (S-R通り間)		A LC(上部)FL1260から上 RC(下部)FLから1260hまで		図ト建-22 図ヘ造-2	既設
		他の建物との境界 火災区城境界		鉄扉(1基)		図ト建-22	既設
		南側 (R通り)	南側(伝換工場との境界) (19'-20通り間)	A LC		図イ建-14 図イ造-1	既設
		他の建物との境界 火災区城境界		鉄扉(1基)		—	既設
		西側 (19通り)	第2核燃料倉庫本体と前室との境界 (R-T通り間)	RC		図ヘ造-1	既設
		北側 (T通り)	第2核燃料倉庫前室と屋外との境界 (19'-20通り間)	RC		—	既設
			管理区分境界 火災区城境界 溢水防護区画境界 F3電巻防護ライン	鉄扉(SH-4)+板(10)		図イ建-12 図リ建-56 (堰:新設)	交換
		床	第2核燃料倉庫前室の床 (Q-T通り間) (19'-20通り間)	管理区分境界 火災区城境界 溢水防護区画境界	土間コンクリート	—	既設
		屋根	第2核燃料倉庫前室の屋根 (Q-T通り間) (19'-20通り間)	A LC		—	既設

(注) 網掛けは他の部位と共にしていることを示す。

表へ建-3-2 付属建物容器管理棟 建物の各部位の仕様表 (1/2)

建物 名称	階	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm) 厚t、高h	図番号	工事 内容
容 器 管 理 棟 本 体	1 階	東側 (Y8通り)	保管室と屋外との境界 (X1-X3通り間)	外壁 第2種管理区域境界 火災卷防護ライン F3電巻防護ライン	RC		既設
		南側 (X1通り)	保管室と屋外との境界 (Y6-Y8通り間)	外壁 第2種管理区域境界 火災卷防護ライン F3電巻防護ライン	RC (外側)		既設
		西側 (Y6通り)	保管室とメンテナンス室との境界 (X1-X3通り間)	他の建物との境界 第2種管理区域境界 火災卷防護ライン F3電巻防護ライン	RC	図へ延-3	既設
	北側 (X3通り)	北側 (Y6通り)	保管室と屋外との境界 (Y6-Y7通り間)	外壁 第2種管理区域境界 火災卷防護ライン F3電巻防護ライン	RC		既設
		北側 (Y7通り)	保管室と前室との境界 (Y7-Y8通り間)	前室との境界 火災卷防護ライン F3電巻防護ライン	シャッタ (SS-60) 鉄扉 (SD-68)	図イ計-9 図イ計-12	補強 補強
		床	保管室の床 (Y6-Y8通り間) 保管室の扉 (X1-X3通り間)	第2種管理区域境界 火災卷防護ライン F3電巻防護ライン	土間コンクリート		既設
	屋根	屋根	保管室の屋根 (Y6-Y8通り間) (X1-X3通り間)	第2種管理区域境界 火災卷防護ライン F3電巻防護ライン	RC		既設

表へ建－3－2 付属建物容器管理棟 建物の各部位の仕様表 (2/2)

建物 名称	階 層	境界位置	部位	材質	主な寸法 (mm) W_t 、 H_h	図番号	工事 内容
		東側 (Y8通り)	前室と屋外との境界 (X3-X3' 通り間)	外壁 第2種管理区域境界 火災区城境界 塗水防護区画境界 F1巻防護	サイディング (外側) 耐火被覆材 (内側)		交換
		南側 (X3通り)	保管室と前室との境界 (Y7' -Y8通り間)	保管室との境界 火災区城境界 塗水防護区画境界 F3巻防護	シャッタ (SS-60) 鍛鉄 (SD-68)	図イ-9 図イ-12	新設 補強
前 室	1 階	西側 (Y7' 通り)	前室と屋外との境界 (X3-X3' 通り間)	外壁 第2種管理区域境界 火災区城境界 塗水防護区画境界 F1巻防護	サイディング (外側) 耐火被覆材 (内側)	図イ-9 図イ-12	新設 補強
		床	前室の床 (Y7' -Y8通り間) (X3-X3' 通り間)	第2種管理区域境界 火災区城境界 塗水防護区画境界 F1巻防護	土間コンクリート		既設
		屋根	前室の屋根 (Y7' -Y8通り間) (X3-X3' 通り間)	第2種管理区域境界 火災区城境界 F1巻防護	ALC		既設

(注) 網掛けは他の部位と共用していることを示す。

表へ建一4-1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表（次回以降の申請にて適合を確認する範囲）
(1/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設		
核燃料物質の臨界防止	[3.2-建1] 第2核燃料倉庫領域のユニットは、シリンドラ洗浄棟領域、第3核燃料倉庫(1)領域、第3核燃料倉庫(2)領域のユニットと必要離隔距離以上離す ・第2核燃料倉庫領域のユニットは、原料貯蔵所領域、加工棟領域のユニットと臨界隔離壁(第2核燃料倉庫領域)により隔離する ・設置高さ490cm以下の工場棟領域ユニットと第2核燃料倉庫領域ユニットは、臨界隔離壁(第2核燃料倉庫領域)により隔離する ・設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、第2核燃料倉庫領域のユニットと必要離隔距離以上離す	・第3核燃料倉庫{858}領域(1)、(2)、シリンドラ洗浄棟領域{873}の必要離隔距離 ・設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットと第2核燃料倉庫領域のユニットの距離が必要離隔距離以上離した配置であること		
火災等による損傷の防止	[4.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m ³ ×2)と消防水配管により接続 [4.3-建4] ガラリ部の火災区域境界は気体廃棄設備で構成される。気体廃棄設備は、次回以降申請とする。	防火水槽{896}及び可搬消防ポンプ{897} 気体廃棄設備(1) {608}		
安全機能を有する施設の地盤	—	—		
地震による損傷の防止	—	—		
津波による損傷の防止	—	—		
外部からの衝撃による損傷の防止	[5.4.2-建2] 水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、工場棟転換工場の安全機能に影響を及ぼすことはない	水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁{914}		
人の不法な侵入等の防止	—	—		
溢水による損傷の防止	[5.6.1-建3] 第2核燃料倉庫本体への溢水防止及び屋外への溢水拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備{857}		
材料及び構造	—	—		
閉じ込めの機能	[7.1-建2] 第2核燃料倉庫の第1種管理区域は無窓構造とし、局所排気系統及び室内排気系統により室内の圧力を外気に対して負圧に維持する設計とする(ウランの飛散するおそれのある部屋は19.6Pa以上の負圧) [7.1-建5] 第2核燃料倉庫外からの水の侵入及び屋外への溢水拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	気体廃棄設備(1) {608} 漏水検知警報設備{857}		
遮蔽	[8.1-建1] 第2核燃料倉庫に隣接する工場棟転換工場の周辺に遮蔽壁を設置する	遮蔽壁(工場棟転換工場の東側屋外){881}		
換気	[9.1-建1] 気体廃棄設備(1)の排気能力は以下のとおりである。第1種管理区域で発生する気体廃棄物を処理することが十分に可能な能力を有する設計とする 排気能力 <table border="1"><tr><td>排気能力 (m³/時)</td></tr><tr><td>115,000 以上</td></tr></table>	排気能力 (m ³ /時)	115,000 以上	気体廃棄設備(1) {608}
排気能力 (m ³ /時)				
115,000 以上				
核燃料物質等による汚染の防止	—	—		
安全機能を有する施設	—	—		
搬送設備	—	—		

表へ建ー4ー1 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表（次回以降の申請にて適合を確認する範囲）
(2/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
警報設備等	[13.1-建1] 第2核燃料倉庫外からの水の侵入及び屋外への溢水拡大防止のため、堰に漏水検知警報設備を設置する設計とする	漏水検知警報設備{857}
安全避難通路等	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—
廃棄施設	—	—
放射線管理施設	—	—
非常用電源設備	<p>[16.1-建2] 第2核燃料倉庫に設置している緊急対策設備(1)(非常用照明及び誘導灯)は、非常用ディーゼル発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。</p> <p>なお非常用ディーゼル発電機は、既設を撤去し新たに新設する予定(図リ建ー8参照)であり、新設の非常用ディーゼル発電機の供用開始までは既設の非常用ディーゼル発電機に接続するため、第2核燃料倉庫に設置する非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備(有線式)))、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、及び緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯))は、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する</p>	非常用ディーゼル発電機{888}
通信連絡設備	—	
その他事業許可で求める仕様	<p>[99-建4] F3 竜巻に対し、第2核燃料倉庫前室の屋根(ALC)は損傷するおそれがあるため、設備・機器等の建物外への飛散防止及び敷地外からの飛来物の屋内への落下防止として、緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット)を設置する。</p> <p>[99-建5] 飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する</p>	飛散防止用防護ネット{854} 防護フェンス{885}

表へ建－4－2 付属建物容器管理棟 仕様表（次回以降の申請にて適合を確認する範囲）（1/2）

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
核燃料物質の臨界防止	—	—
火災等による損傷の防止	[4. 1-建 5]消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m ³ ×2)と消防水配管により接続	防火水槽{896}及び可搬消防ポンプ{897}
安全機能を有する施設の地盤	—	—
地震による損傷の防止	—	—
津波による損傷の防止	—	—
外部からの衝撃による損傷の防止	[5. 4. 2-建 2]水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所は、万一の爆発に対する追加の安全対策として障壁(鉄筋コンクリート製の壁及び鉄扉で構成)を貯蔵所の周囲に設置することで、爆風が上方に向及び加工施設に影響を及ぼすおそれのない横方向に解放する設計とする。この障壁の設置工事が完了し、その供用を開始するまでは水素を高圧ガス貯蔵所に置かないこととするため、工場棟転換工場の安全機能に影響を及ぼすことはない	水素を貯蔵する高圧ガス貯蔵所の障壁{914}
人の不法な侵入等の防止	—	—
溢水による損傷の防止	—	—
材料及び構造	—	—
閉じ込めの機能	—	—
遮蔽	[8. 1-建 1]容器管理棟(西側)及び容器管理棟の西側屋外の敷地境界に遮蔽壁を設置する	独立遮蔽壁(容器管理棟) {864} 遮蔽壁(容器管理棟の西側屋外の敷地境界) {883}
換気	—	—
核燃料物質等による汚染の防止	—	—
安全機能を有する施設	—	—
搬送設備	—	—
警報設備等	—	—
安全避難通路等	—	—
核燃料物質の貯蔵施設	—	—
廃棄施設	—	—
放射線管理施設	—	—

表へ建-4-2 付属建物容器管理棟 仕様表（次回以降の申請にて適合を確認する範囲）(2/2)

設工認技術基準	技術基準に対する仕様	適合性を確認するための施設
非常用電源設備	[16.1-建2]容器管理棟に設置している緊急対策設備 (1) (非常用照明及び誘導灯)は、非常用ディーゼル発電機と既存の副変電所の切替器を介して接続されているため、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する。 なお非常用ディーゼル発電機は、既設を撤去し新たに新設する予定(図り建-9 参照)であり、新設の非常用ディーゼル発電機の供用開始までは既設の非常用ディーゼル発電機に接続するため、容器管理棟に設置する非常用設備(非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備、通信連絡設備(電話設備(有線式)))、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、及び緊急対策設備 (1) (非常用照明、誘導灯))は、外部電源系統が喪失した場合でも機能を維持する	非常用ディーゼル発電機{888}
通信連絡設備	一	
その他事業許可で求める仕様	[99-建5]飛来物対策として加工施設南側の公道との境界に防護フェンスを設置する	防護フェンス{885}

ト 放射性廃棄物の廃棄施設

1. 変更の概要

申請対象建物と変更内容を表ト－1に、撤去申請対象機器を表ト－1－1に、申請対象機器と変更内容を表ト－2に、放射線管理棟の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその補強方法を表ト－3－1に、放射線管理棟前室の工事番号及び工事名称を表ト－3－2に、除染室・分析室の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその補強方法を表ト－4に示す。

また、改造工事のために、一時的に取り外しが必要な設備・機器を表ト－5～7に示す。なお、取り外した機器は、仮置き場所（既認可分含む）に一時保管し、別途申請する新規制対応工事において復旧する。

仮移設又は代替措置を講じる放射性廃棄物の廃棄施設（気体廃棄設備）を表ト－8に示す。

また、既認可の準備工事として、工場棟転換工場の気体廃棄設備(1)の取り外しにあたり、当該設備に接続している埋設配管を撤去する。

2. 準拠すべき主な法令、規格及び規準

建物・構築物及び設備・機器に関する設計において、準拠すべき主な法令、規格及び規準等は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則
- (5) 加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則
- (6) 加工施設の性能に係る技術基準に関する規則
- (7) 労働安全衛生法及び関係法令
- (8) 保安規定
- (9) 消防法・同施行令・告示等
- (10) 建築基準法・同施行令・告示等
- (11) 日本産業規格（JIS）（日本規格協会）
- (12) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）
- (13) 鋼構造設計規準 — 許容応力度設計法 —（日本建築学会）
- (14) 建築基礎構造設計指針（日本建築学会）
- (15) 2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書（建築研究所）
- (16) 建築工事標準仕様書・同解説（日本建築学会）

3. 設計条件及び仕様

今回申請する放射線管理棟の建物は、昭和47年6月に施設検査を受検後、同年7月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。同建物は、昭和48年と昭和61年に一部間仕切りの撤去を実施している。また、今回は同建物の廃棄物一時貯蔵所に前室の設置を申請する。

今回申請する除染室・分析室の建物は、昭和53年1月に施設検査を受検後、同年2月に「施設検査合格証」を受理し使用を開始している。

放射線管理棟及び除染室・分析室の両建物は、長期保全計画に基づき適宜、必要な補修を実施している。

今回申請する放射線管理棟の設備・機器の使用開始は、各設備・機器の新設・改造等の施設検査、または使用前検査合格証の受理後であり、現在に至るまで適宜実施している保全活動によりそれら機能は健全に維持している。

平成 15 年 12 月に、当時の経済産業省原子力安全・保安院からの指示文書「加工施設及び再処理施設の定期的な評価の実施について」の中で、“施設を構成する機器・構築物のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年化事象の影響を分析し、その機器・構築物に施している現状の保全活動が、その経年化事象の顕在化を未然に防止できるかの評価を行う”旨が示され、これに基づき、平成 16 年を起点とし長期保全計画を策定し、以降 10 年毎に経年化事象の調査、分析を実施し、評価結果を反映することを定め、更なる向上を目指した保全活動を行ってきている。

放射線管理棟に関する仕様を表ト建-1-1 に、放射線管理棟前室に関する仕様を表ト建-1-2 に、除染室・分析室に関する仕様を表ト建-1-3 に示す。放射線管理棟の主要な構成材を表ト建-1-2-1、放射線管理棟前室の主要な構成材を表ト建-2-2、除染室・分析室の主要な構成材を表ト建-2-3 に、放射線管理棟の建物の各部位の仕様を表ト建-3-1(1/6)～(6/6)に、放射線管理棟前室の建物の各部位の仕様を表ト建-3-2 に、除染室・分析室の建物の各部位の仕様を表ト建-3-3(1/3)～(3/3)に、また、放射線管理棟に関して次回以降の申請にて技術基準への適合性を確認する事項を表ト建-4-1、放射線管理棟前室に関して次回以降の申請にて技術基準への適合性を確認する事項を表ト建-4-2、除染室・分析室に関して次回以降の申請にて技術基準への適合性を確認する事項を表ト建-4-3 に示す。

敷地内建物配置図を図イ建-1 に、補強箇所説明図を図イ建-1-1(1/4)～(2/4)に、建物の補強工事と各影響評価との関係を図イ建-1-2(3/4)～(4/4)に、管理区域区分図を図イ建-2～4 に、エキスパンションジョイント設置位置図を図イ建-5 に、火災区域を図イ建-6～8 に、火災区域毎の材料及び厚さ一覧を図イ建-8-1(3/4)～(4/4)に、外部火災・爆発の影響評価を図イ建-8-2(1/8)～(8/8)に、鉄扉、シャッタ配置及び巻戸防護ラインを図イ建-9～11 及び 11-1 に、工場棟建具表を図イ建-12 に示す。また、鉄扉、シャッタ補強及びガラリ固縛概要図を図イ建-13 に示す。

放射線管理棟の平面図、立面図、断面図及び伏図を図ト建-1～6 に、軸組図を図ト建-11～16 に、壁増打ち補強図とリストを図ト建-19 に、廃棄物一時貯蔵所の補強詳細図を図ト建-20 に、壁新設補強詳細図を図ト建-21 に示す。

放射線管理棟前室の平面図、立面図、断面図及び伏図を図ト建-7～10 に、軸組図を図ト建-17～18 に示す。

除染室・分析室の平面図、立面図、断面図及び伏図を図ト建-22～27 に、軸組図を図ト建-28～32 に、外壁サイディングの補強詳細図を図ト建-33 に、折板追設補強概略図を図ト建-34 に示す。

今回申請する設備・機器に関する仕様を表ト設-1～18 に、配置を図ト配-1～4 に、系統を図ト系-1、2 に、立面図・平面図を図ト設-1～8 に示す。

老朽化のため図ト配-1(1/2)に示す付属建物廃水処理所とそこに設置している図ト配-2 に示す排気設備・機器を撤去する申請を行う。

これに伴い、付属建物廃水処理所に設置していた廃液処理機能設備・機器(施設区分：廃液処理設備(2))と同じ機能設備を、図ト配-3、4 に示すように転換工場廃棄物処理室、放射線管理棟廃

水処理室に機能を分けて新設する（移設後の設備・機器の施設区分をそれぞれ、廃液処理設備（5）、廃液処理設備（6）と呼ぶ）。廃液処理設備（5）は除染室・分析室および成型工場のプロセス廃液を、廃液処理設備（6）は各工場からの手洗い水等を処理するための液体廃棄物の廃棄工程（事業許可226ページ）を構成する設備である。

なお、転換工場廃棄物処理室に設置する設備のうち、ろ過機（2）については付属建物廃水処理所の前処理ろ過機を移設する（移設後はろ過機（2）と呼ぶ）。以上の内容を表ト－2に示す。また、申請機器の既設工認と本設工認の比較について、表ト－付1に示す。

表ト－5～7に示した取り外し対象機器の準備工事範囲及び一時仮置き場所を図イ配－1、図ハ配－2、3、図ト配－5、7、8に、気体廃棄設備（1）に接続している埋設配管の撤去工事（埋設配管端部の閉止工事含む）の範囲を図ト配－7に示す。

また、表ト－5、8に示した放射性廃棄物の廃棄施設（気体廃棄設備）の取り外し、仮移設・代替措置を講じる設備の系統を図ト系－3、4に、工事の範囲を図イ配－1(1/2)、図ハ配－2、3、図ト配－5、7、8に示す。

表トー1 放射性廃棄物の廃棄施設（建物）の申請対象建物及び変更内容

設置場所	名称	員数	変更内容
屋外	放射線管理棟	1式	改造
屋外	付属建物放射線管理棟前室	1式	新設
屋外	付属建物除染室・分析室	1式	改造
屋外	付属建物廃水処理所*	1式	撤去

*屋外配管を含む（図ト配一1(1/2)参照）

表トー1-1 付属建物廃水処理所内撤去申請対象機器

設置場所	名称	員数	変更内容
付属建物廃水処理所	高汚染貯留タンク	2基	撤去
付属建物廃水処理所	低汚染貯留タンク	4基	撤去
付属建物廃水処理所	液受槽	1基	撤去
付属建物廃水処理所	ろ過器	1基	撤去
付属建物廃水処理所	排風機	1基	撤去
付属建物廃水処理所	給気フィルタ	4個	撤去
付属建物廃水処理所	アブソリュートフィルタ	2個	撤去

表トー2 放射性廃棄物の廃棄施設（液体廃棄物の廃棄設備）の申請対象機器及び変更内容

施設区分	名称	員数	変更内容
廃液処理設備(5)	凝集沈殿槽(1)	1基	新設
	凝集沈殿槽(2)	1基	新設
	凝集沈殿槽(3)	1基	新設
	遠心分離機	1基	新設
	ろ液受槽(1)	1基	新設
	ろ液受槽(2)	1基	新設
	ろ液受槽(3)	1基	新設
	ろ過機(1)	1基	新設
	ろ過機(2)	1基	改造
	チェックタンク(1)	1基	新設
	チェックタンク(2)	1基	新設
	チェックタンク(3)	1基	新設
	イオン交換装置	1基	新設
	乾燥機	1基	新設
廃液処理設備(6)	チェックタンク(1)	1基	新設
	チェックタンク(2)	1基	新設
	チェックタンク(3)	1基	新設
	堰(チェックタンク)	1式	新設

既設の設備である廃液処理設備(2)を廃液処理設備(5)及び(6)として、それぞれ工場棟転換工場廃棄物処理室及び放射線管理棟廃水処理室に移設し改造する（4.2-1. 参照）。

表ト一付1 申請機器比較表(放射性廃棄物の廃棄施設)

事業 許可 番号 注1)	安全機能を有する施設	
	設工認申請書・機器名称 (既設工認)	設工認申請書・機器名称 (本設工認)
762	—	凝集沈殿槽(1)(2)(3)
763	—	
764	—	遠心分離機
765	—	ろ液受槽(1)(2)(3)
766	—	
767	—	ろ過機(1)
	前処理ろ過器	ろ過機(2)
768	—	チェックタンク(1)(2)(3) (工場棟転換工場廃棄物処理室)
769	—	
770	—	イオン交換装置
771	—	乾燥機
772	—	チェックタンク(1)(2)(3)
773	—	(放射線管理棟廃水処理室)
774	—	堰(チェックタンク)
775	—	

注 1) 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における当該機器の番号を示す。

表ト-3-1 放射線管理棟の工事番号及び工事名称とその補強方法

工事番号及び工事名称 ^(注)	耐震性能向上の補強方法 (添説建2-III.1.2-1表及び添説建2-VII.1.2-1表 耐震補強の概要 参照)	耐竜巻性能向上の補強方法 (添説建3-III.1.2-1表及び添説建3-VII.1.4-1表 竜巻に対する補強部位 参照)
6-a. 壁新設補強	新設耐震壁補強 新設雑壁補強	—
6-b. 壁増打ち補強	増打ち耐震壁	—
6-c. 鉄骨プレース新設	新設鉄骨プレース	—
6-d. 屋根面プレース追設	新設トラスプレース補強	—
6-e. 方杖追設補強	新設鉄骨方杖	—
6-f. エキスパンション ジョイント改造	地震時の変位量を考慮した間隔 を設定し、地震時に生じる変位 を吸収 (添付説明書-建2付録 2)	—
6-g. 外壁更新	外壁サイディング補強	既存壁をサイディングに交換す ることで補強
6-h. 鉄扉補強	—	既存鉄扉の補強
6-i. 鉄扉交換	—	新しい鉄扉に交換することで補 強

注) : • 4. 工事の方法 4.1-1 放射線管理棟(1)手順 参照

- 表ト建-2-1 放射線管理棟 主要な構造材の仕様表 参照
- I-2 検査の項目及び方法 表1-3-6 参照
- 図イ建-1-1 及び 図イ建-1-2 参照

表ト-3-2 放射線管理棟前室の工事番号及び工事名称

工事番号及び工事名称 ^(注)	耐震性能向上の補強方法 (添付説明書-建2 VIII. 放射線 管理棟前室の耐震計算書 参照)	耐竜巻性能向上の補強方法 (添付説明書-建3 VIII. 放射線 管理棟前室の竜巻防護設計計算書 参照)
7-a. 放射線管理棟前室新設	—	—

注) : • 4. 工事の方法 4.1-2 放射線管理棟前室(1)手順 参照

- 表ト建-2-2 付属建物放射線管理棟前室 主要な構造材の仕様表 参照
- I-2 検査の項目及び方法 表1-3-7 参照
- 図イ建-1-1 及び 図イ建-1-2 参照

表ト-4 除染室・分析室の工事番号及び工事名称とその補強方法

工事番号及び工事名称 (注)	耐震性能向上の補強方法 (添説建2-IX.1.2-1 表 耐震補強の概要 参照)	耐竜巻性能向上の補強方法 (添説建3-IX.1.4-1 表 竜巻に対する補強部位 参照)	火災等による損傷の防止に関する説明書 (添付説明書一建1 参照)
8-a. 柱脚補強	根巻き柱脚増打ち補強	—	—
8-b. 鉄骨ブレース交換 補強	新設鉄骨鉛直ブレース 補強	—	—
8-c. 屋根面鉄骨補強	屋根面新設鉄骨補強 新設方杖補強 梁座屈止め補強 梁接合部溶接補強	—	—
8-d. 間仕切り壁更新	—	—	作業室(2)及び分析室内廊下北東部の間仕切り壁を耐火壁に更新することで延焼防止
8-e. エキスパンション ジョイント改造	地震時の変位量を考慮した間隔を設定し、地震時に生じる変位を吸収 (添付説明書一建2付録2)	—	
8-f. 外壁サイディング 補強	新設基礎補強 新設基礎梁補強 新設杭補強 外壁サイディング補強	既存ALC壁残置で外壁サイディング補強	
8-g. 鉄扉及びシャッタ 補強	—	既存鉄扉の補強 交換したシャッタに補強バーの追設で補強	
8-h. 鉄扉及びシャッタ 交換	—	新しい鉄扉及びシャッタに交換することで補強	
8-i. 折板追設補強	新設高強度折板補強	既存屋根の折板追設で補強 (既存折板残置)	

注) : • 4. 工事の方法 4.1-3 除染室・分析室(1)手順 参照

- 表ト建-2-3 除染室・分析室 主要な構造材の仕様表 参照
- I-2 検査の項目及び方法 表1-3-8 参照
- 図イ建-1-1 及び 図イ建-1-2 参照

表ト-5 取り外し対象機器（1）

設置場所	名称			事業許可番号 ^{注1)}	取り外し設備の区分 ^{注2)}
除染室・分析室 第2核燃料倉庫 (屋外を含む)	ガス廃棄設備 (1)	71 ^{注3)}	ガス廃棄設備 (1) 給気ファン 高性能エアフィルタ 給気ダクト・ダンパ 排気ダクト・ダンパ	608 609 611 614 615/616	区分3
放射線管理棟 (屋外を含む)	ガス廃棄設備 (2)	72 ^{注3)}	ガス廃棄設備 (2) 給気ファン 給気ダクト・ダンパ 排気ダクト・ダンパ	640 641 646 647	区分3
工場棟成型工場 2階 機械室	ガス廃棄設備 (2)	72 ^{注3)}	ガス廃棄設備 (2) 給気ファン 給気ダクト・ダンパ 排気ダクト・ダンパ	640 641 646 647	区分3
工場棟成型工場 3階 フィルタ室 ダクトスペース	ガス廃棄設備 (2)	72 ^{注3)}	ガス廃棄設備 (2) 高性能エアフィルタ 排気ダクト・ダンパ	640 643 647/648	区分3 ※一部、区分2 (表ト-8 参照)

注1) 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における当該機器の番号を示す。

注2) 区分1：撤去し廃棄する設備・機器

区分2：仮移設して安全機能を維持するか代替措置を講じる設備・機器

区分3：取り外し後、一時保管した後に復旧する設備・機器

注3) 図イ配-1(1/2)、図ハ配-2、図ハ配-3、図ト配-5、図ト配-7に当該機器の番号を示す。

表ト-6 取り外し対象機器（2）

設置場所	名称			事業許可番号 ^{注1)}	取り外し設備の区分 ^{注2)}
放射線管理棟 廃棄物一時貯蔵所	73 ^{注3)}	保管棚		778	区分3
	74 ^{注3)}	受容器（保管棚）		780	区分3
	75 ^{注3)}	クレーン ※本体、レール部含む		820	区分3

注1) 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における当該機器の番号を示す。

注2) 区分1：撤去し廃棄する設備・機器

区分2：仮移設して安全機能を維持するか代替措置を講じる設備・機器

区分3：取り外し後、一時保管した後に復旧する設備・機器

注3) 図ト配-5に当該機器の番号を示す。

表トー7 取り外し対象機器（3）

設置場所	名称		事業許可番号 ^{注1)}	取り外し設備の区分 ^{注2)}
除染室・分析室 作業室（2）	78 ^{注3)}	超音波洗浄機	805	区分3
	79 ^{注3)}	切断フード	810	区分3
	80 ^{注3)}	排水受槽（配管系統含む）	811	区分3
	81 ^{注3)}	プラスト装置	814	区分3

注1) 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における当該機器の番号を示す。

注2) 区分1：撤去し廃棄する設備・機器

区分2：仮移設して安全機能を維持するか代替措置を講じる設備・機器

区分3：取り外し後、一時保管した後に復旧する設備・機器

注3) 図ト配-7に当該機器の番号を示す。

表トー8 放射性廃棄物の廃棄施設（気体廃棄設備）仮移設・代替措置対象設備

設置場所	名称		事業許可番号 ^{注1)}	取り外し設備の区分 ^{注2)}
工場棟成型工場 3階 フィルタ室	気体廃棄設備（2） 洗濯室乾燥機排気 系統	83 ^{注3)}	気体廃棄設備（2） 高性能エアフィルタ	640 643
		84 ^{注3)}	気体廃棄設備（2） 排気ダクト	640 647/648

注1) 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における当該機器の番号を示す。

注2) 区分1：撤去し廃棄する設備・機器

区分2：仮移設して安全機能を維持するか代替措置を講じる設備・機器

区分3：取り外し後、一時保管した後に復旧する設備・機器

注3) 図ト配-8に当該機器の番号を示す。

4. 工事の方法

4. 1. 建物・構築物

本申請に係る工事において、「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に適合するように品質管理を行う。

4. 1-1 放射線管理棟

(1) 手順

今回申請の放射線管理棟に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-1参照）により行う。また、放射線管理棟の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその工事の方法を6-a. ~6-i. に示す。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表リー9に、今回申請の取り外し対象機器を表ト-6、工事範囲を図ト配-5示す。工事に当たっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 本工事の範囲及び本工事の影響範囲に核燃料物質はない。
- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 気体廃棄設備(1)及び気体廃棄設備(2)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。
- ・ 建物に開口部を設ける際には、防護カバー、目張り等の養生を実施し負圧を維持する。なお管理境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。また、雨水の浸入を防止するために適切な雨水浸入防止対策、又は建屋への目張り等により閉じ込めを行う。
なお第1種管理区域の境界にあるエキスパンションジョイントの改造工事、鉄扉、シャッタの補強または交換工事、外壁の更新工事にあたり、建物に開口部が設けられる場合には、周囲に仮囲いを設けて負圧を維持する。
- ・ 第1種管理区域境界にある壁、扉を一時的に撤去する際には、保安規定に基づき、管理区域の範囲を一時的に変更する。
- ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。
- ・ 壁の補強工事として、既存床の掘削、土留め型枠設置を行う。土留め型枠を設置後、汚染されていないことを確認した土壤で埋戻し、壁の補強工事を実施するとともに、床を復旧する。
- ・ 床の復旧工事後、第1種管理区域内の床は、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗料（難燃性材料）で仕上げる。
- ・ 床を掘削する場合は、掘削箇所への内部溢水による水の浸入を防止するために内部溢水源となりうる配管の元バルブを閉止する措置、又は囲いを設ける措置を講じる。
- ・ 廃棄物一時貯蔵所には放射性廃棄物が保管されている。所定の容器に収納した放射性固体廃棄物は廃棄物管理棟に搬出する。また、放射性液体廃棄物は、工事の影響を受けない位置に移動するとともに、保管棚を取り外した後、付近に廃棄物がない状態で工事を実施する。

- 6-a. 壁新設補強^(注1)：耐震性能向上を目的に放射線管理棟本体及び増築部に鉄筋コンクリート製の壁を新設する
配置を図ト建-5～6、11及び15～16に、壁新設補強の詳細を図ト建-21に示す
- 6-b. 壁増打ち補強^(注1)：耐震性能向上を目的に放射線管理棟本体の壁(15通り)に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする
配置を図ト建-5、13に、壁新設補強の概略を図ト建-19に示す
- 6-c. 鉄骨プレース新設^(注2)：耐震性能向上を目的に放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の鉛直面に鉄骨プレース(筋交い)を新設する
配置を図ト建-5及び14に、鉄骨プレース新設の詳細を図ト建-20に示す
- 6-d. 屋根面プレース追設^(注2)：耐震性能向上を目的に放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の屋根部に新たな鉄骨の水平プレース(筋交い)を追設する
配置を図ト建-6に示す
- 6-e. 方杖追設補強^(注2)：耐震性能向上を目的に放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所内壁の柱と梁の間に鉄骨の方杖を追設する
配置を図ト建-6、11及び12に、方杖追設補強の詳細を図ト建-20に示す
- 6-f. エキスパンションジョイント改造^(注3)：耐竜巻性能向上(F1竜巻荷重)等のために管理室との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する
配置を図イ建-5(1/3)及び図ト建-1～6、16に示す
- 6-g. 外壁更新^(注2)：耐竜巻性能向上を目的にF1竜巻荷重に対し、外壁の損傷防止のために廃棄物一時貯蔵所の外壁をサイディングに更新し、廃水処理室はシャッタ開口部をALC壁で閉止、同室の鉄扉は鉄扉残置で、鋼板で閉止する
配置を図ト建-1～2、5、12及び14に、廃棄物一時貯蔵所の外壁更新の詳細を図ト建-20に示す
- 6-h. 鉄扉補強^(注2)：耐竜巻性能向上を目的にF1竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために放射線管理棟本体の既存鉄扉(本体：SD-56及びSD-57)を鋼材により補強する
配置を図イ建-9及び図ト建-1～2に、建具表を図イ建-12に、鉄扉補強の概略を図イ建-13に示す
- 6-i. 鉄扉交換^(注2)：耐竜巻性能向上を目的にF1竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために放射線管理棟本体及び増築部の鉄扉(本体：SD-55、増築部：SD-83、SD-84及びSD-85)を新たな鉄扉に交換する
配置を図イ建-9及び図ト建-1～2に、建具表を図イ建-12に示す

注)：適用指針

注1) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）

注2) 鋼構造設計規準 — 許容応力度設計法 — (日本建築学会)

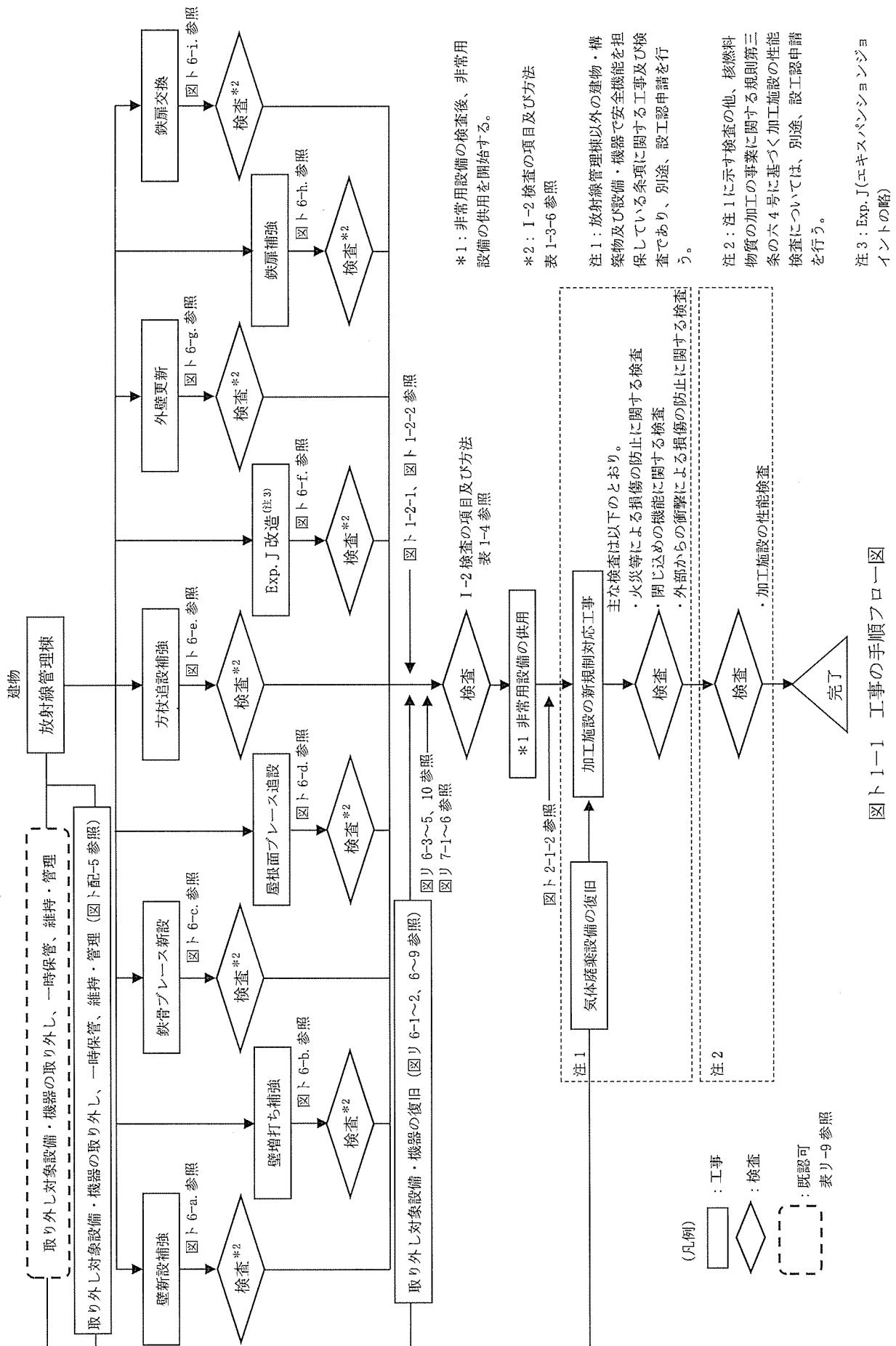
注3) 建築用エキスパンションジョイントの手引き
(日本エキスパンションジョイント工業会)

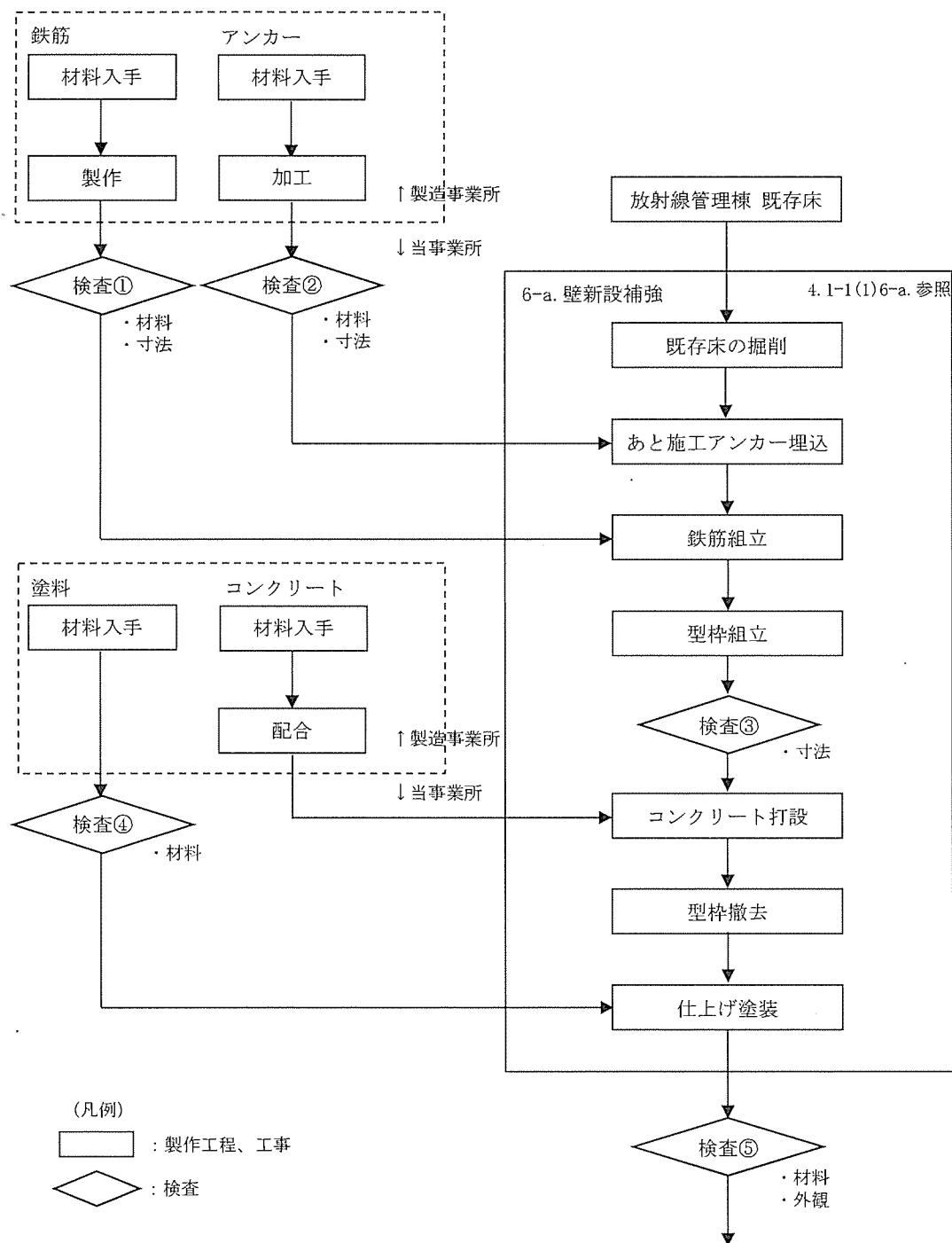
(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。

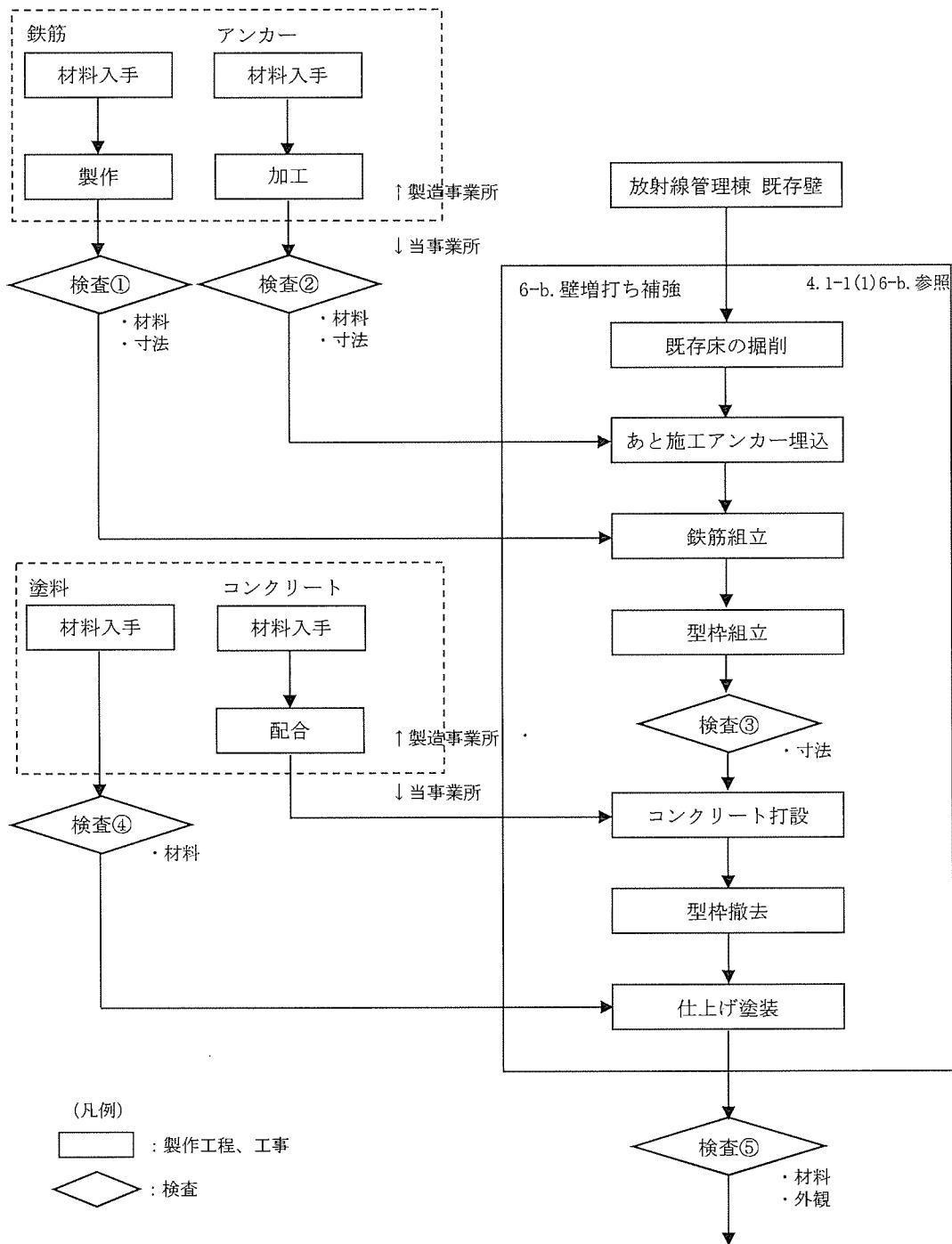
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。
- b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）
- ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
 - ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
 - ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
 - ・ 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリアの除染を行う。
 - ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
- c. 入退域・放射線管理
- ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- d. その他
- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。
- e. 緊急時の対応
- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
 - ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。





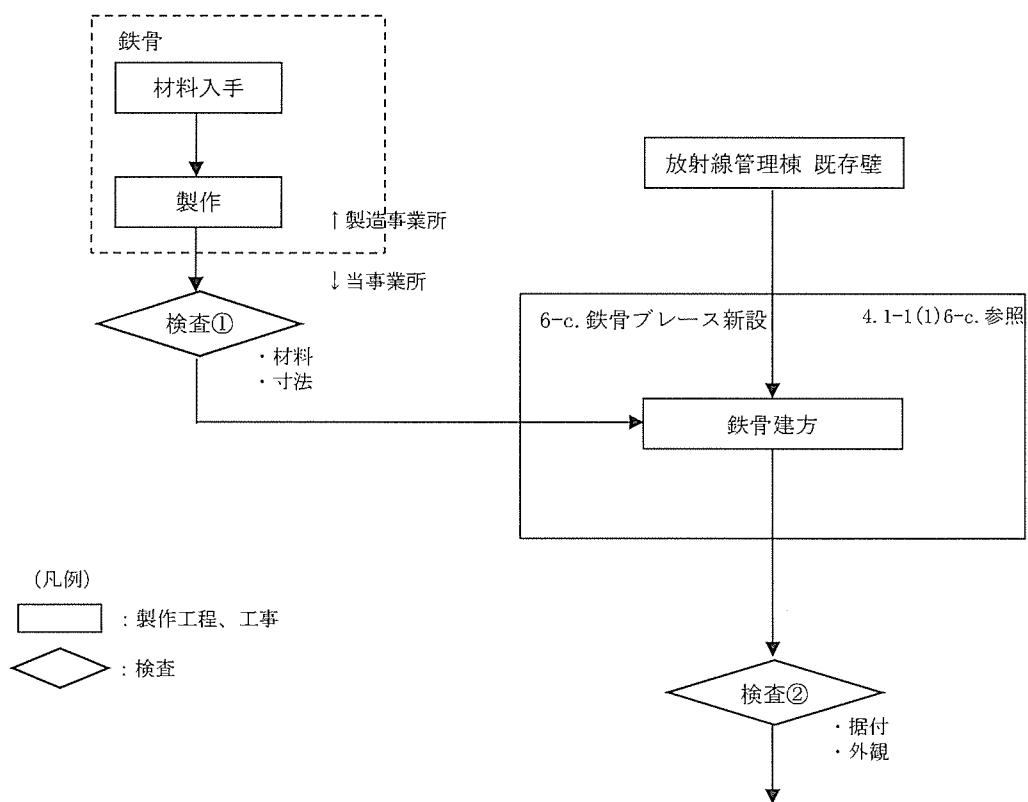
(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

図ト 6-a. 壁新設補強の手順フロー図



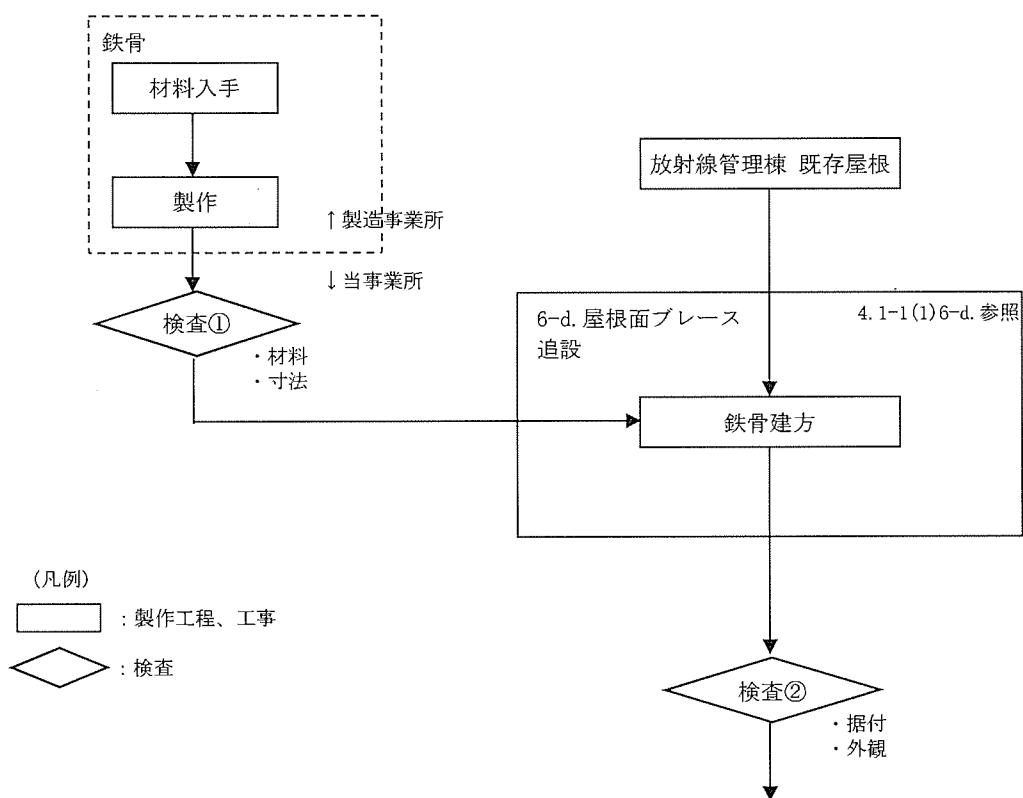
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図ト 6-b. 壁増打ち補強の手順フロー図



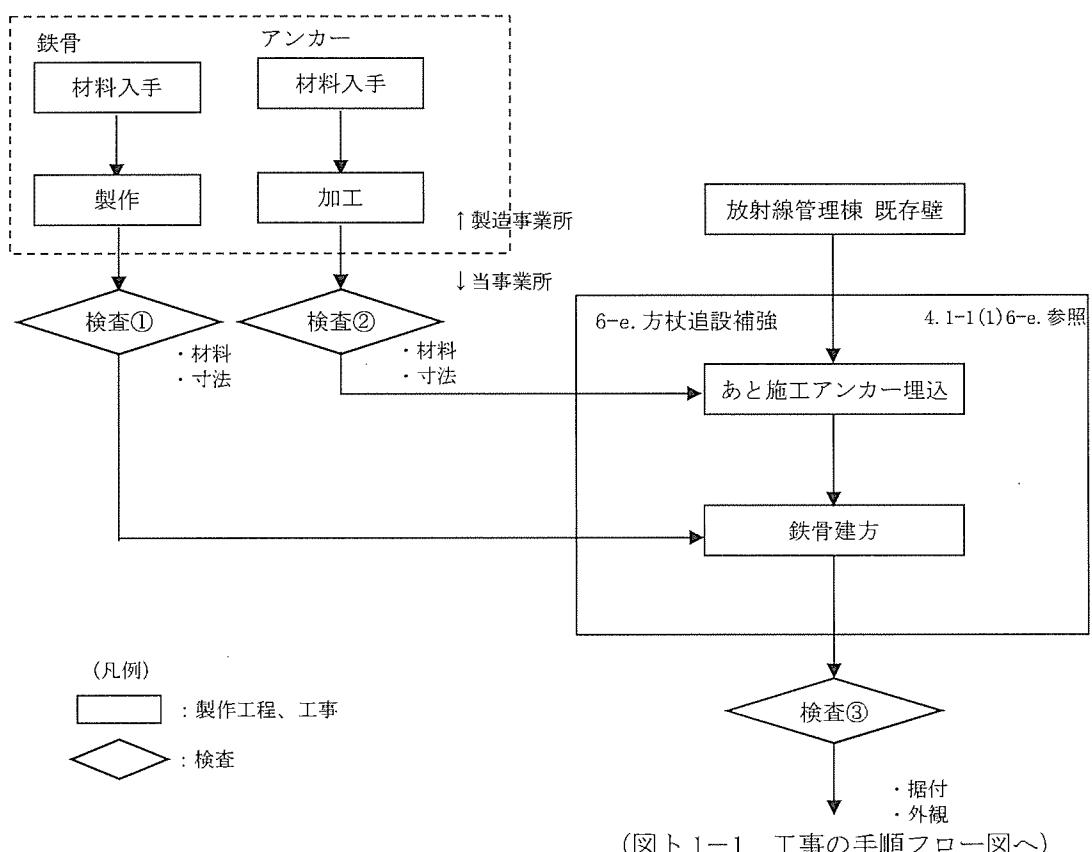
(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

図ト 6-c. 鉄骨ブレース新設の手順フロー図

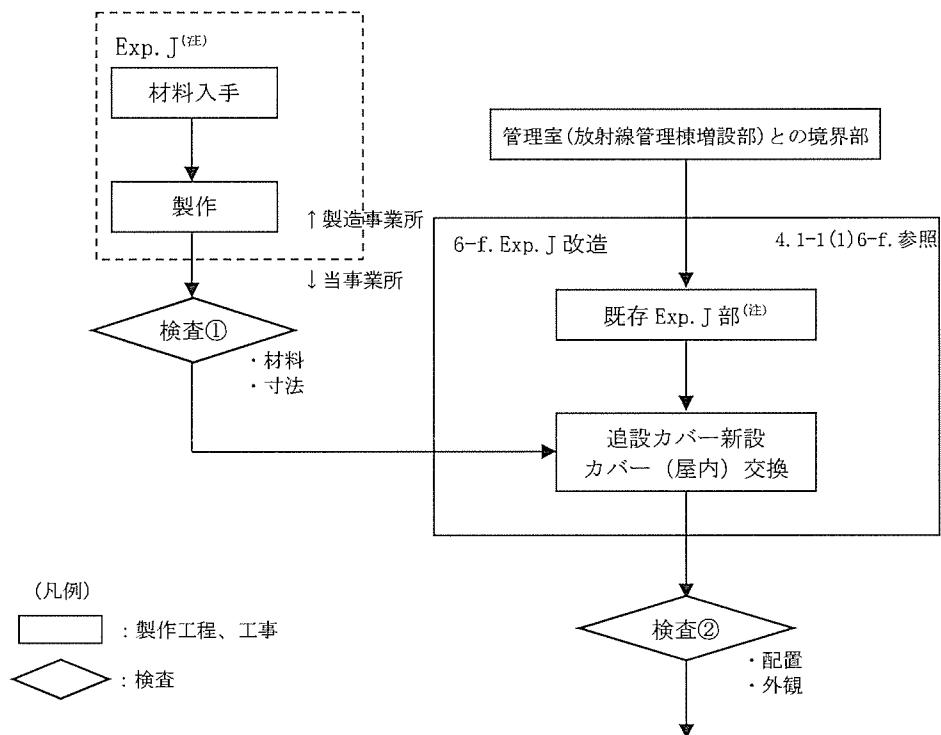


(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

図ト 6-d. 屋根面プレース追設の手順フロー図



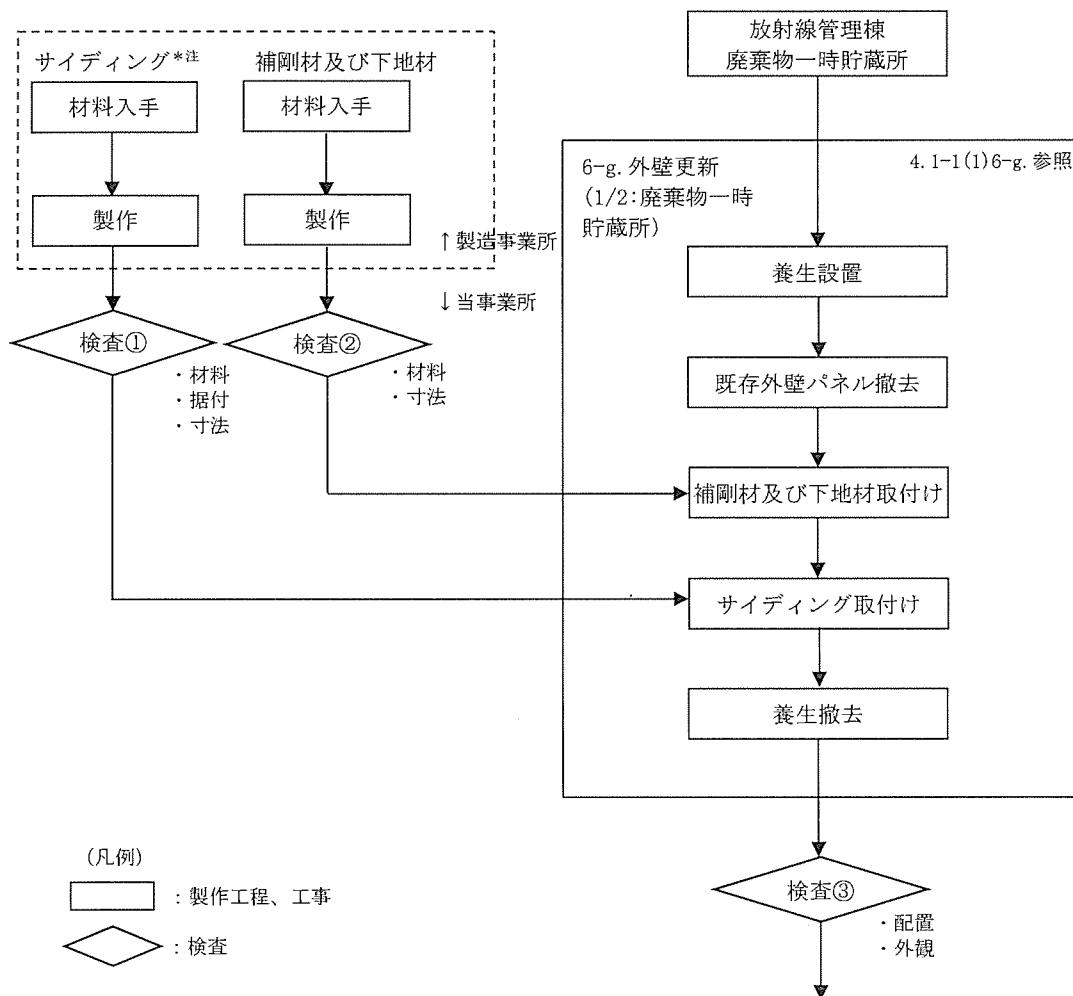
図ト 6-e. 方杖追設補強の手順フロー図



(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

図ト 6-f. エキスパンションジョイント改造の手順フロー図

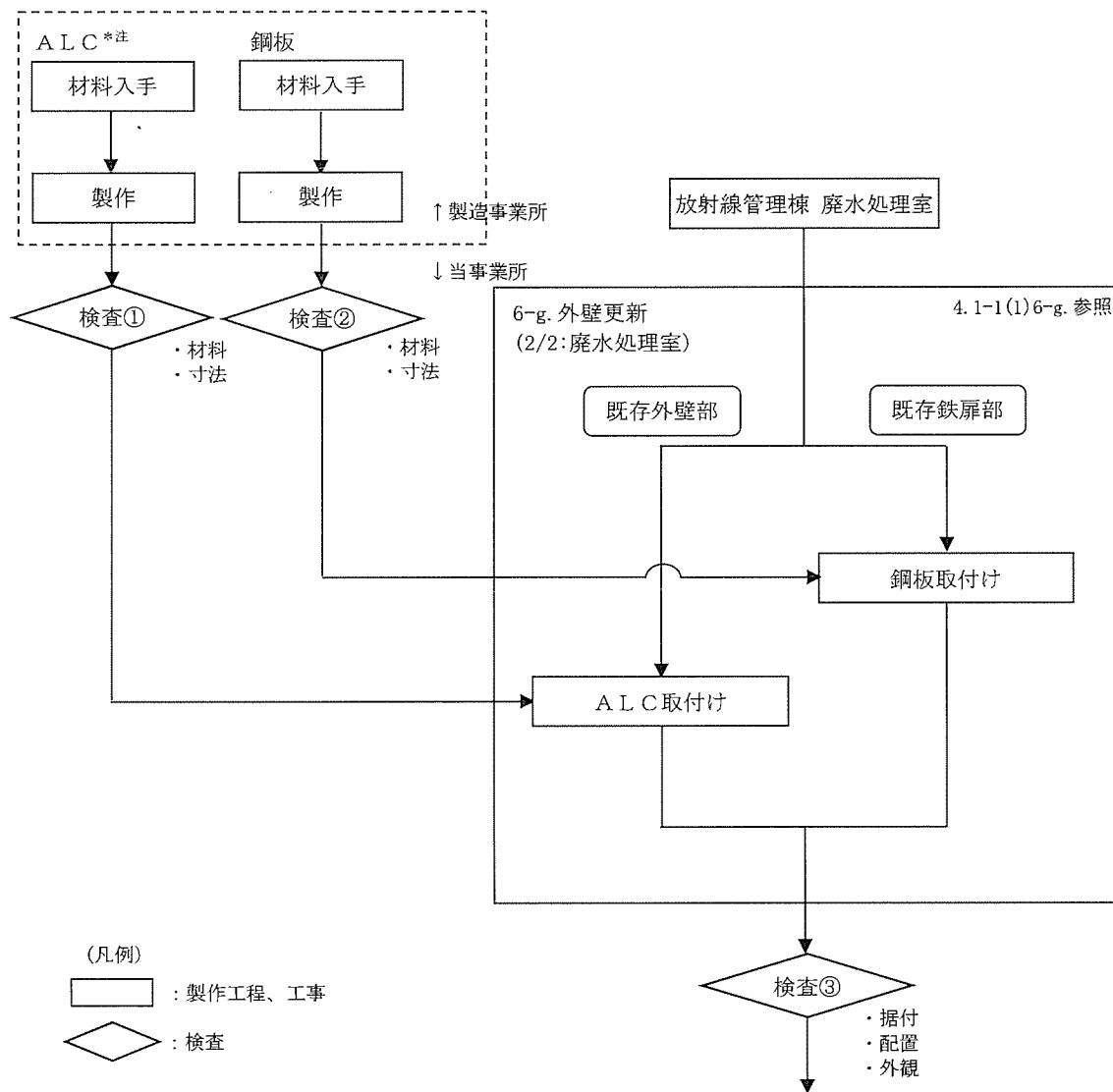
(注) : Exp. J(エキスパンションジョイントの略)



*注：製造事業所で耐火被覆材を施工したサイディングを使用

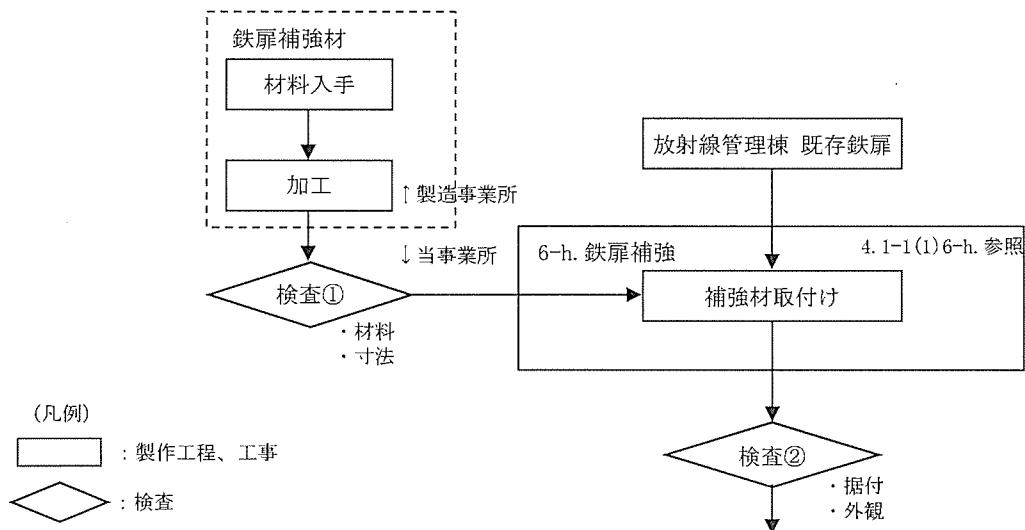
(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

図ト 6-g. 外壁更新(1/2 : 廃棄物一時貯蔵所)の手順フロー図



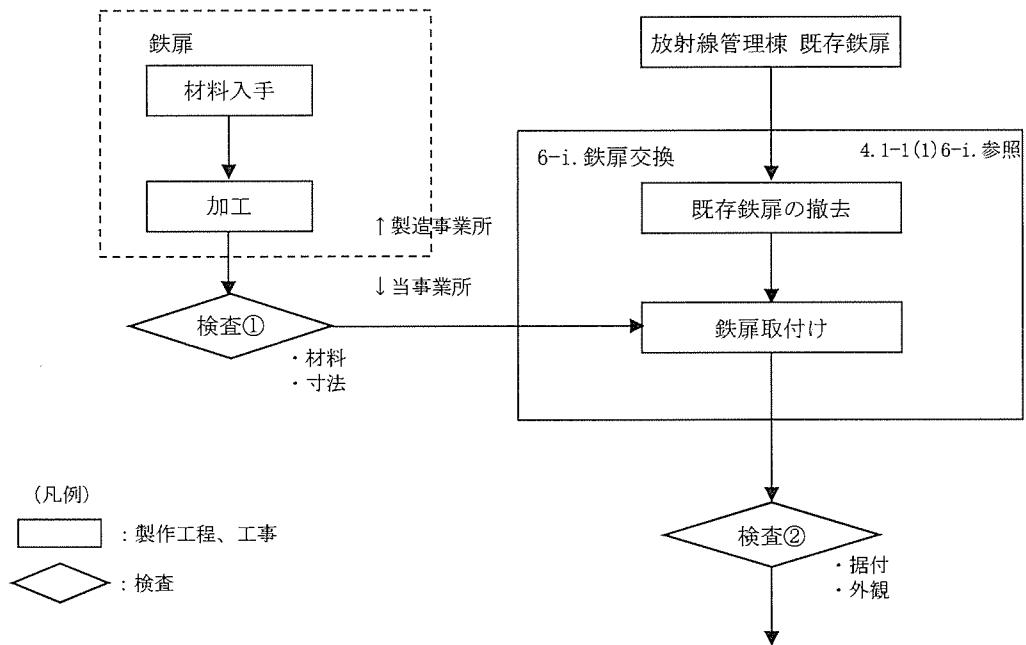
(図ト1-1 工事の手順フロー図へ)

図ト 6-g. 外壁更新(2/2: 廃水処理室)の手順フロー図



(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

図ト 6-h. 鉄扉補強の手順フロー図



(図ト 1-1 工事の手順フロー図へ)

図ト 6-i. 鉄扉交換の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I-2 検査の項目及び方法の表 1-3-6 に示す。

4. 1-2 放射線管理棟前室

(1) 手順

今回申請の放射線管理棟前室に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト7-a参照）により行う。また、放射線管理棟前室の工事番号及び工事名称とその工事の方法を7-a. に示す。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。

- 7-a. 放射線管理棟前室新設^(注1、注2、注3)：放射線管理棟の廃棄物一時貯蔵所前に前室を新設する前室の配置を図ト建-1~10 及び 17~18 に、鉄扉の配置を図イ建-9 に、建具表を図イ建-12 に、エキスパンションジョイントの配置を図イ建-5(1/3) 及び図ト建-1~2、4 ~10 及び 18 に示す

注)：適用指針

注1) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）

注2) 鋼構造設計規準 — 許容応力度設計法 — (日本建築学会)

注3) 建築用エキスパンションジョイントの手引き
(日本エキスパンションジョイント工業会)

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火を含む）

- 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局部排気設備を仮設する。
- 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じてリスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

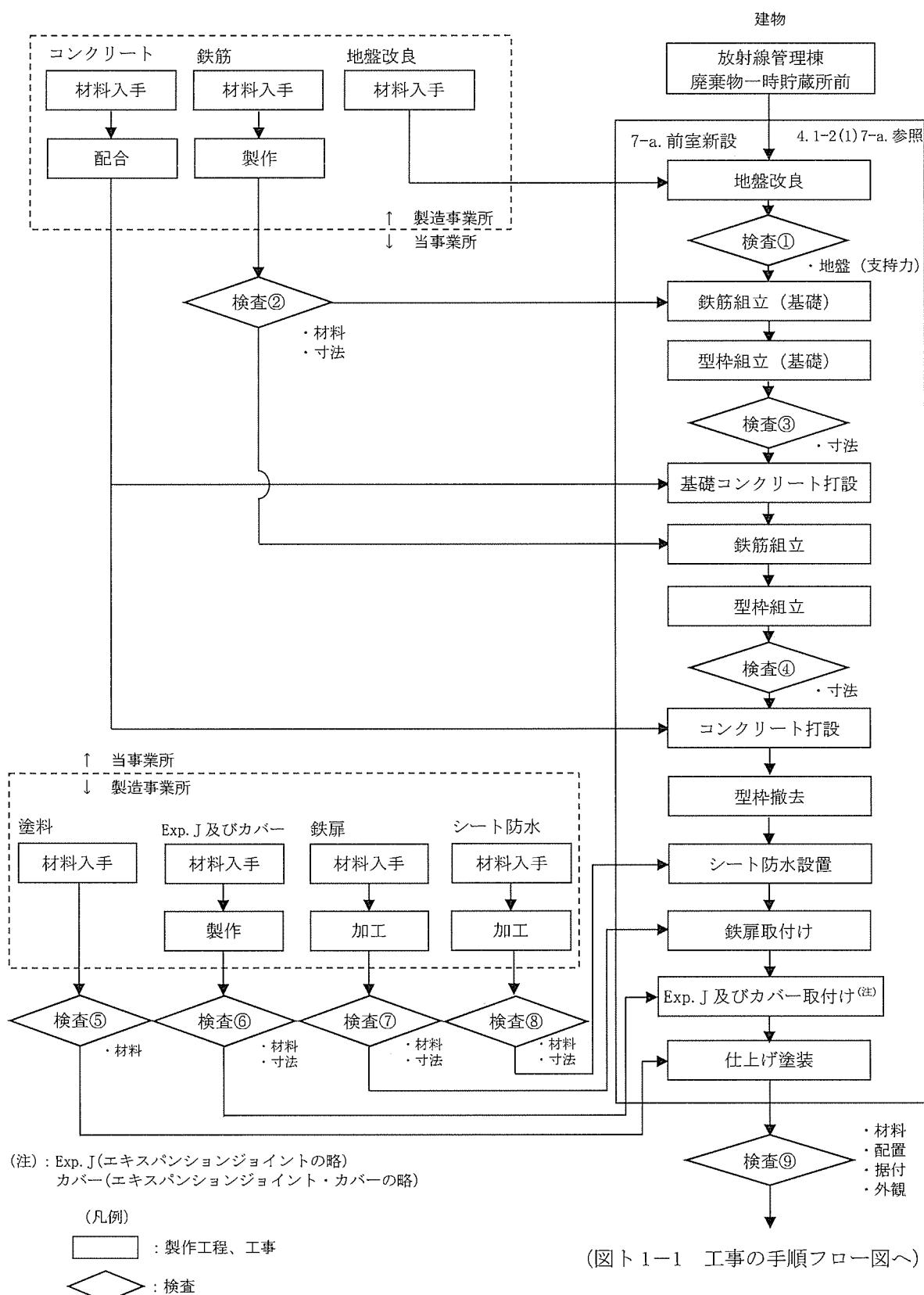
- 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- 使用する工具・機器は、使用前に点検する。

e. 緊急時の対応

- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



図ト 7-a. 放射線管理棟前室新設の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I - 2 検査の項目及び方法の表 1-3-7 に示す。

4. 1-3 除染室・分析室

(1) 手順

今回申請の除染室・分析室に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順（図ト1-3参照）により行う。また、除染室・分析室の建物改造工事の工事番号及び工事名称とその工事の方法を8-a.～8-i.に示す。

なお、加工施設の維持管理に不可欠な建物については、工事中においても継続して使用するものとする。継続使用する建物及び理由については5項参照。また、既認可の非常用設備の取り外し対象機器を表リー9に、今回申請の取り外し対象機器を表ト-7、工事範囲を図ト配一7に示す。工事に当たっては、取り外し工事を含め下記の措置を講じる。

- ・ 本工事の範囲及び本工事の影響範囲に核燃料物質はない。
- ・ 建物の遮蔽能力に影響する工事は実施しない。
- ・ 気体廃棄設備(1)及び気体廃棄設備(2)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。なお管理境界に開口を設ける工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。
- ・ 建物に開口部を設ける際には、目張り等の養生を実施し負圧を維持する。また、雨水の浸入を防止するために適切な雨水浸入防止対策、又は建屋への目張り等により閉じ込めを行う。

第1種管理区域の境界にあるエキスパンションジョイントの改造工事、鉄扉、シャッタの補強または交換工事にあたり、建物に開口部が設けられる場合には、周囲に仮囲いを設けて負圧を維持する。

- ・ 発生する粉塵は、局所排気装置、集塵機等を設置し、汚染の拡大を防止する。
- ・ 床を掘削する場合は、掘削箇所への内部溢水による水の浸入を防止するために内部溢水源となりうる配管の元バルブを閉止する措置、又は囲いを設ける措置を講じる。
- ・ 土壤を掘削する場合は、鋼製の土留め型枠を設置する。土壤掘削後の土留め処置として鋼製型枠設置後、背面を発生土壤で埋戻す。埋戻しに用いる場合は、除染されたクリーンエリアに仮置きした土壤を使用する。
- ・ 床を掘削した箇所の補強工事を完了後、汚染されていないことを確認した土壤を埋戻し、鉄筋コンクリートを打設し、床を復旧する。
- ・ 床の復旧工事後、第1種管理区域内の床は、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗料（難燃性材料）で仕上げる。

8-a. 柱脚補強^(注1)：耐震性能向上を目的に除染室・分析室本体の柱脚部を鉄筋コンクリートで根巻き補強する
配置を図ト建-25 及び 28～31 に示す

8-b. 鉄骨プレース交換補強^(注2)：耐震性能向上を目的に除染室・分析室本体の既存鉄骨プレース（筋交い）を撤去し、新たな鉄骨プレースに交換する
配置を図ト建-25 及び 30～31 に示す

8-c. 屋根面鉄骨補強^(注2)：耐震性能向上を目的に除染室・分析室本体の屋根構造部に新たな鉄骨を追設する
配置を図ト建-27～29 に示す

8-d. 間仕切り壁更新^(注3)：内部火災による延焼防止のために除染室・分析室の作業室(2)及び分析室内廊下北東部の間仕切り壁を耐火壁に更新する
配置を図ト建-22に示す

8-e. エキスパンションジョイント改造^(注4)：耐竜巻性能向上(F1 竜巻荷重)等のために工場棟

転換工場との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する
配置を図イ建-5(1/3)及び図ト建-22~24に示す

8-f. 外壁サイディング補強^(注2)：耐竜巻性能向上を目的にF1竜巻荷重に対し、除染室・分析室外壁の損傷防止のために東面及び北面の外壁にサイディングで補強し、サイディング下地鉄骨を支持する杭基礎を新設する
配置を図ト建-22~23、25~32に、外壁サイディング補強の詳細を図ト建-33に示す

8-g. 鉄扉及びシャッタ補強^(注2)：耐竜巻性能向上を目的にF1竜巻荷重に対し、鉄扉及びシャッタの損傷防止のために除染室・分析室本体の既存鉄扉(SD-5)及び交換したシャッタ(SS-6)を鋼材及びシャッタ補強バーにより補強する
配置を図イ建-9及び図ト建-22~23に、建具表を図イ建-12に、鉄扉及びシャッタ補強の概略を図イ建-13に示す

8-h. 鉄扉及びシャッタ交換^(注2)：耐竜巻性能向上を目的にF1竜巻荷重に対し、鉄扉及びシャッタの損傷防止のために除染室・分析室本体の鉄扉(SD-7、SD-8)及びシャッタ(SS-6)を新たな鉄扉及びシャッタに交換する
配置を図イ建-9及び図ト建-22~23に、建具表を図イ建-12に示す

8-i. 折板追設補強^(注2)：耐竜巻性能向上を目的にF1竜巻荷重に対し、屋根の損傷防止のために除染室・分析室本体の屋根の既存折板は残置し、新たな折板を追設する
配置を図ト建-23及び27に、折板追設補強の概略を図ト建-34に示す

注)：適用指針

注1) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説（日本建築学会）

注2) 鋼構造設計規準 — 許容応力度設計法 — (日本建築学会)

注3) 石膏ボード施工マニュアル (石膏ボード工業会)

注4) 建築用エキスパンションジョイントの手引き

(日本エキスパンションジョイント工業会)

(2) 工事上の注意事項

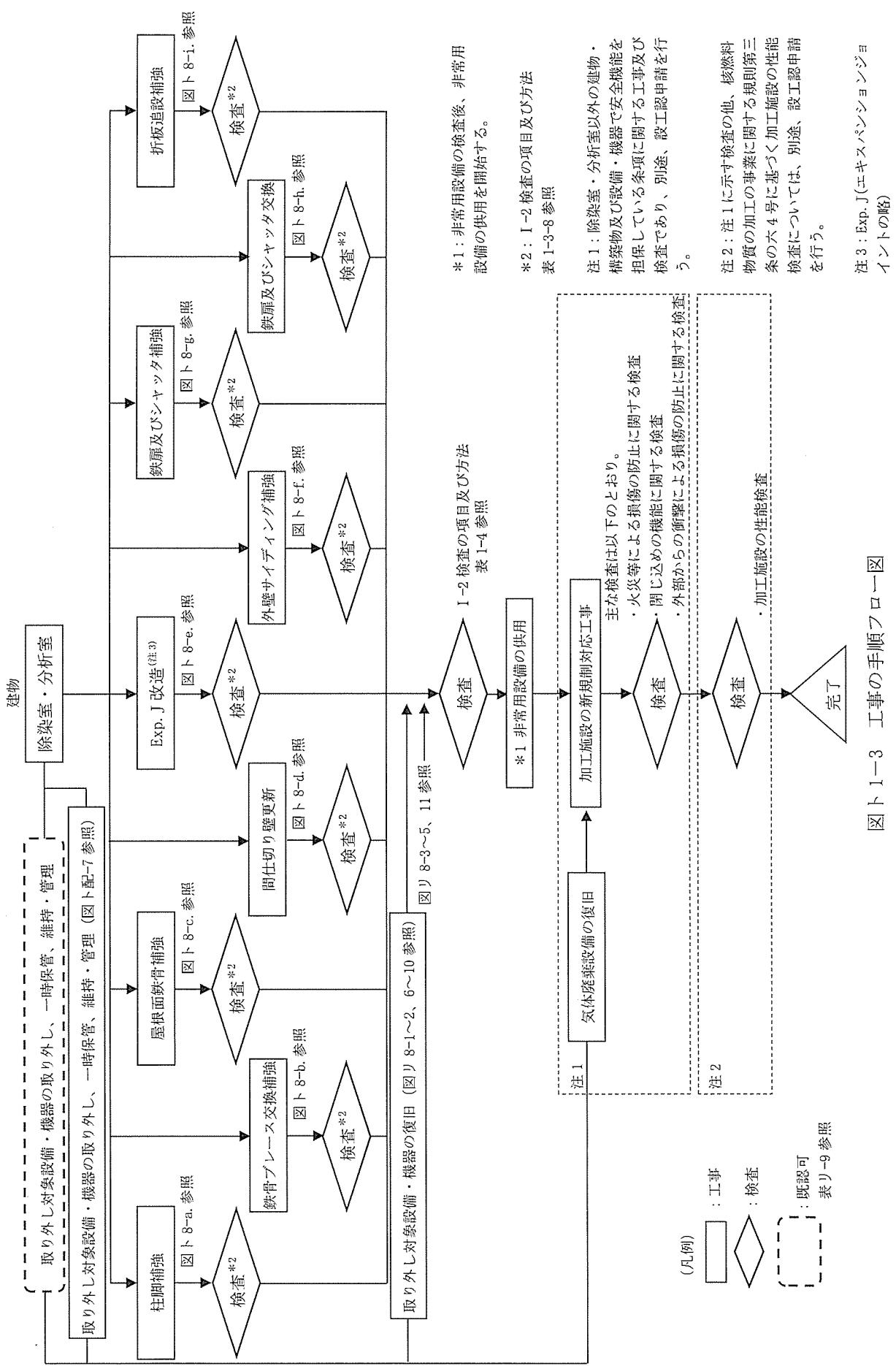
a. 一般事項

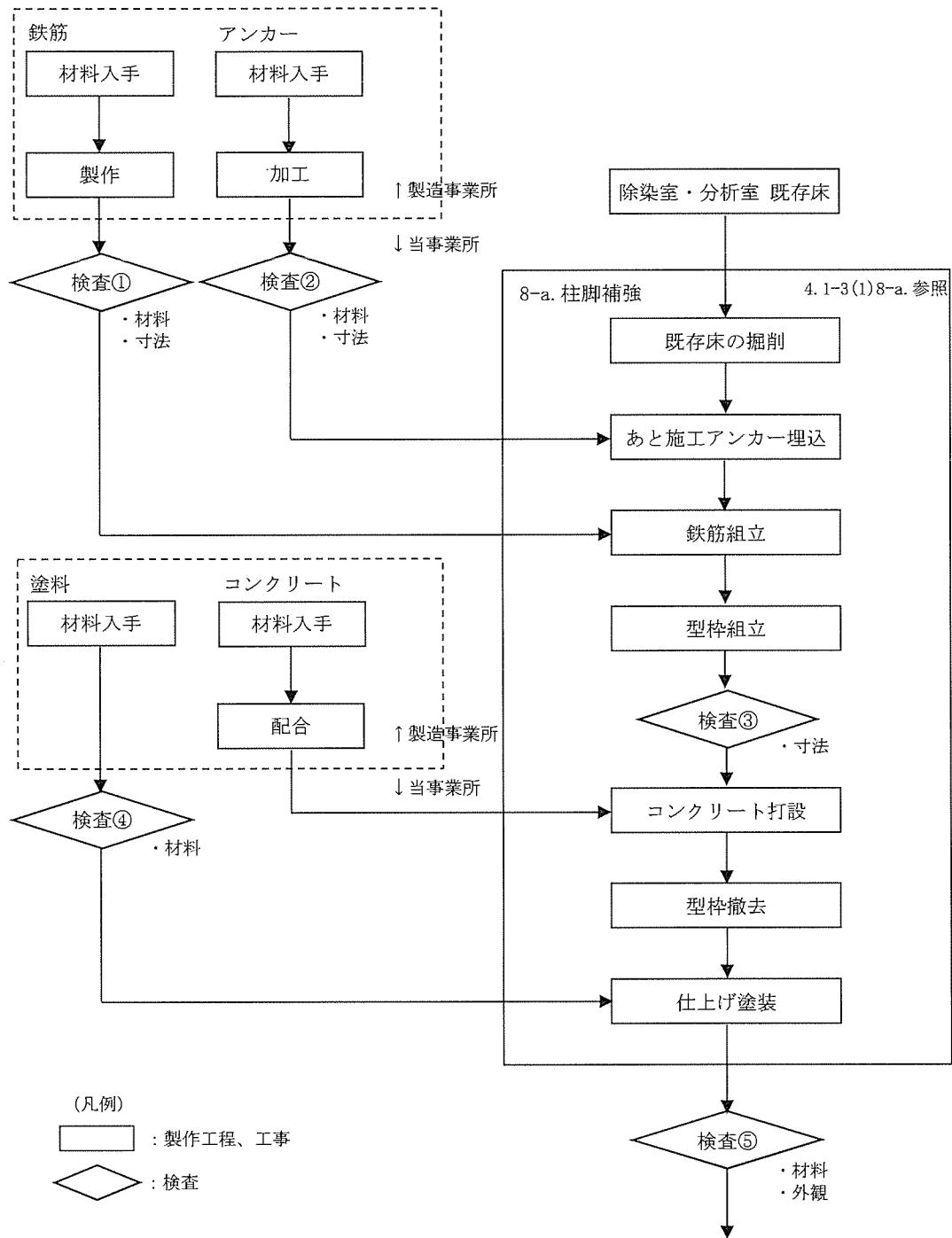
- 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物を除去していることを確認する。
- 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、作業エリアの除染を行う。

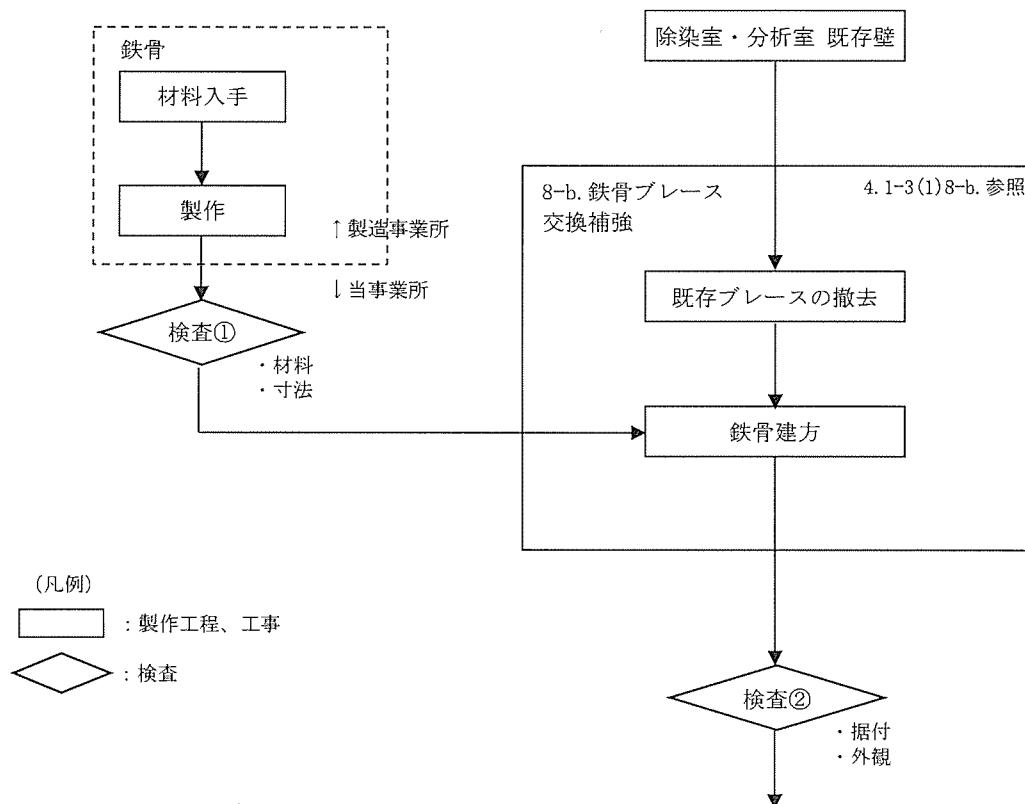
- ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
- c. 入退域・放射線管理
 - ・ 管理区域内で工事を行う場合には、作業者は、入退出時にあらかじめ定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- d. その他
 - ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。
- e. 緊急時の対応
 - ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、あらかじめ定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
 - ・ 緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。





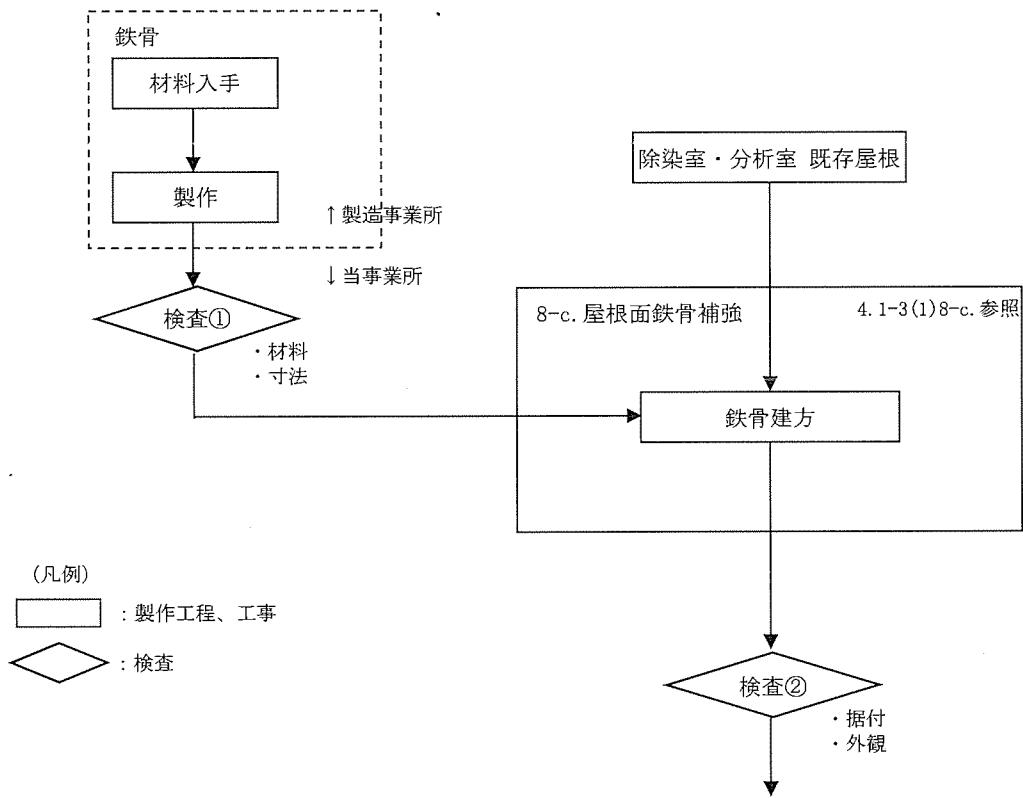
(図ト 1-3 工事の手順フロー図へ)

図ト 8-a. 柱脚補強の手順フロー図



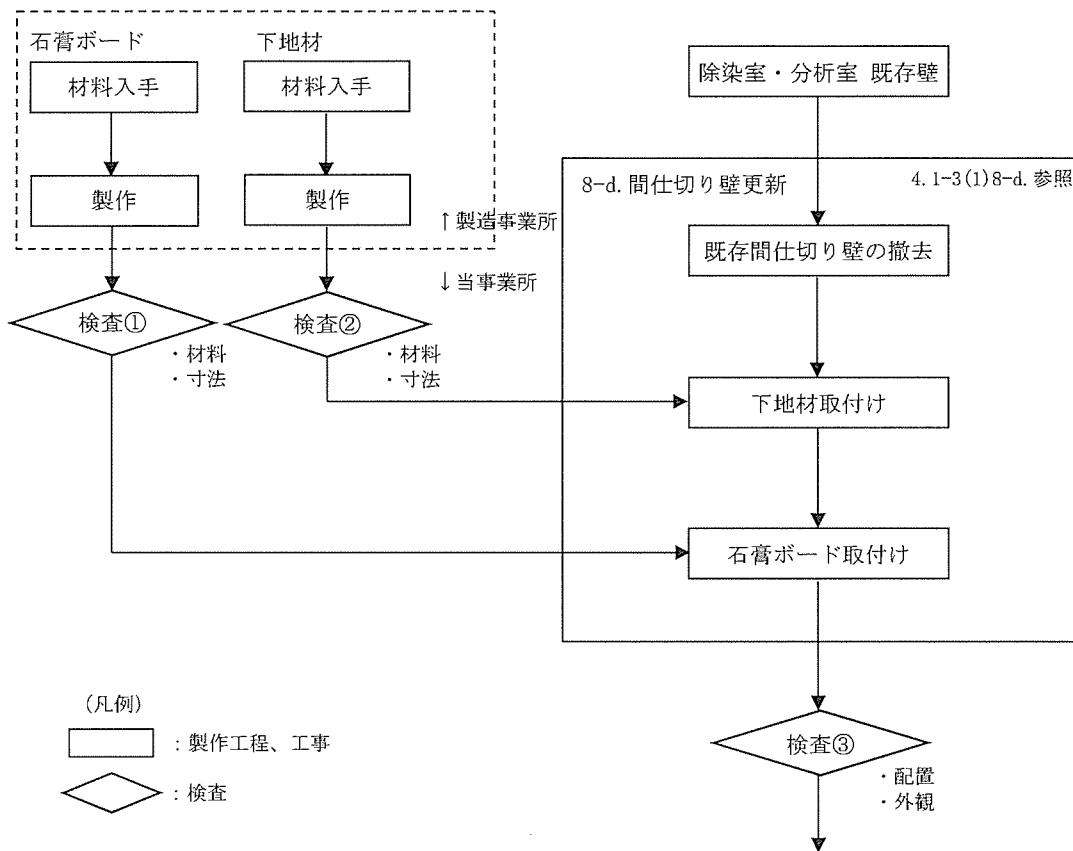
(図ト 1-3 工事の手順フロー図へ)

図ト 8-b. 鉄骨プレース交換補強の手順フロー図



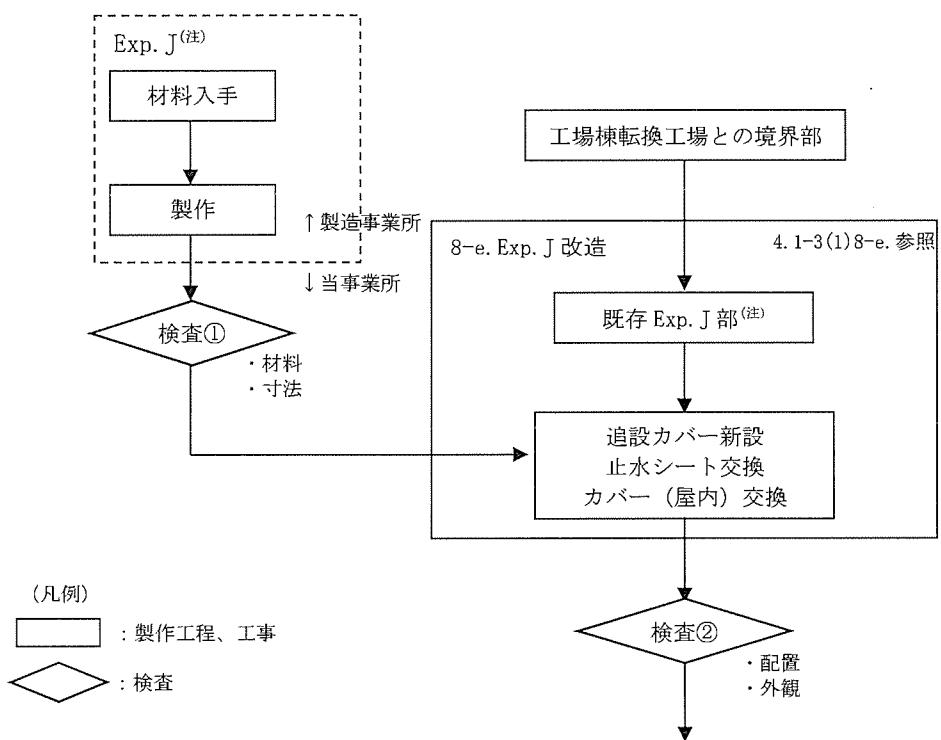
(図ト 1-3 工事の手順フロー図へ)

図ト 8-c. 屋根面鉄骨補強の手順フロー図



(図ト1-3 工事の手順フロー図へ)

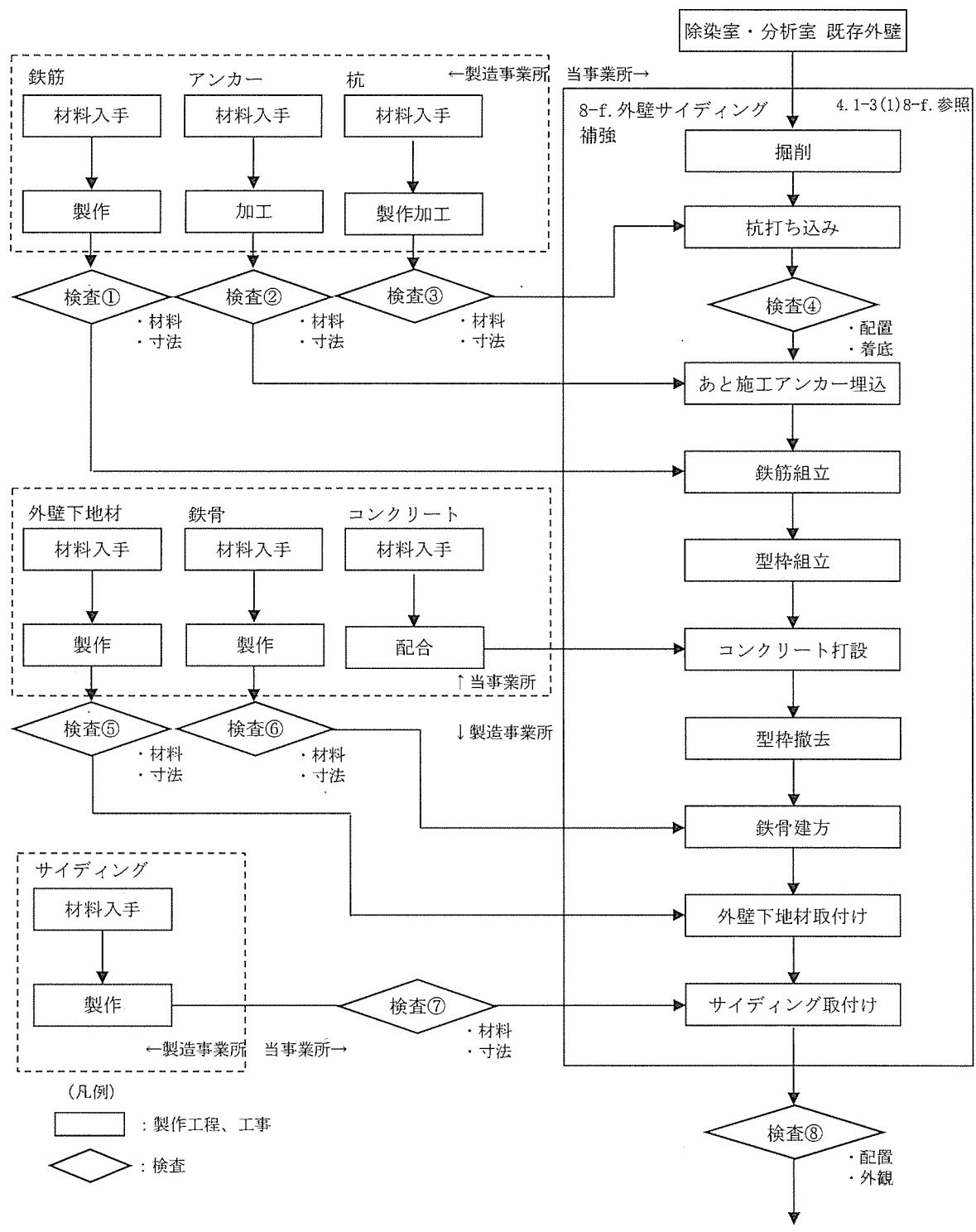
図ト 8-d. 間仕切り壁更新の手順フロー図



(図ト 1-3 工事の手順フロー図へ)

図ト 8-e. エキスパンションジョイント改造の手順フロー図

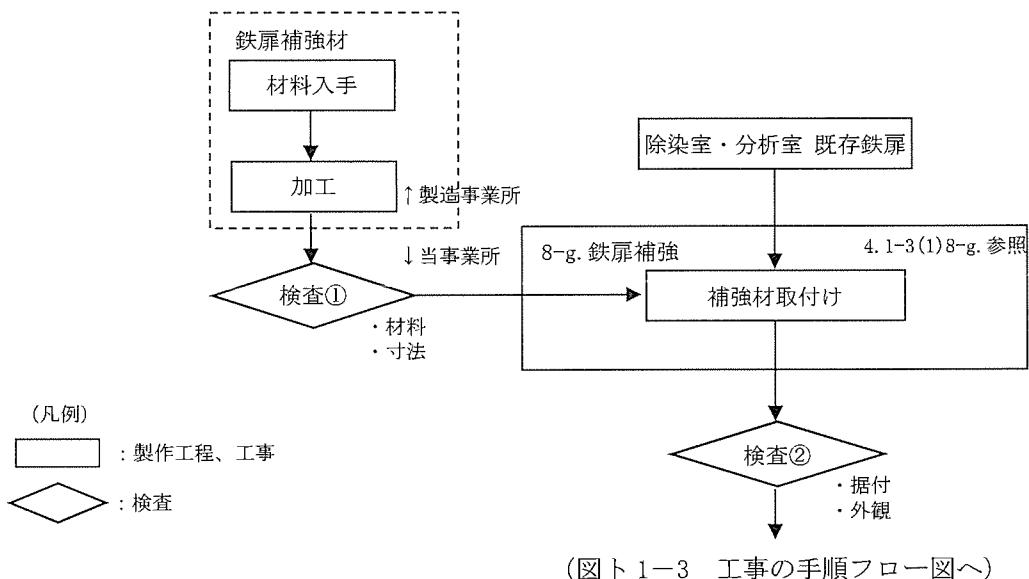
(注) : Exp. J(エキスパンションジョイントの略)



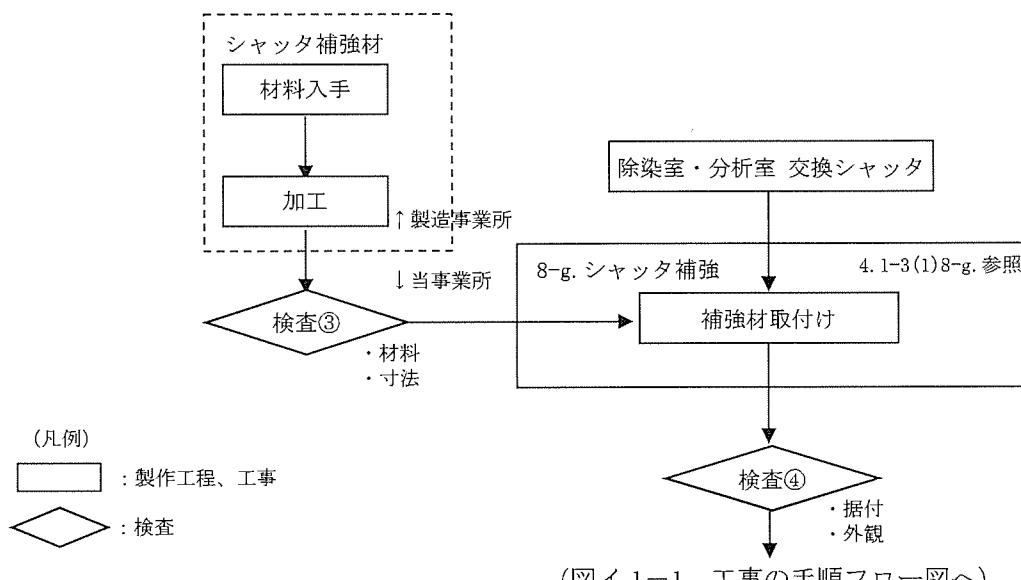
(図ト 1-3 工事の手順フロー図へ)

図ト 8-f. 外壁サイディング補強の手順フロー図

鉄扉補強の手順フロー図

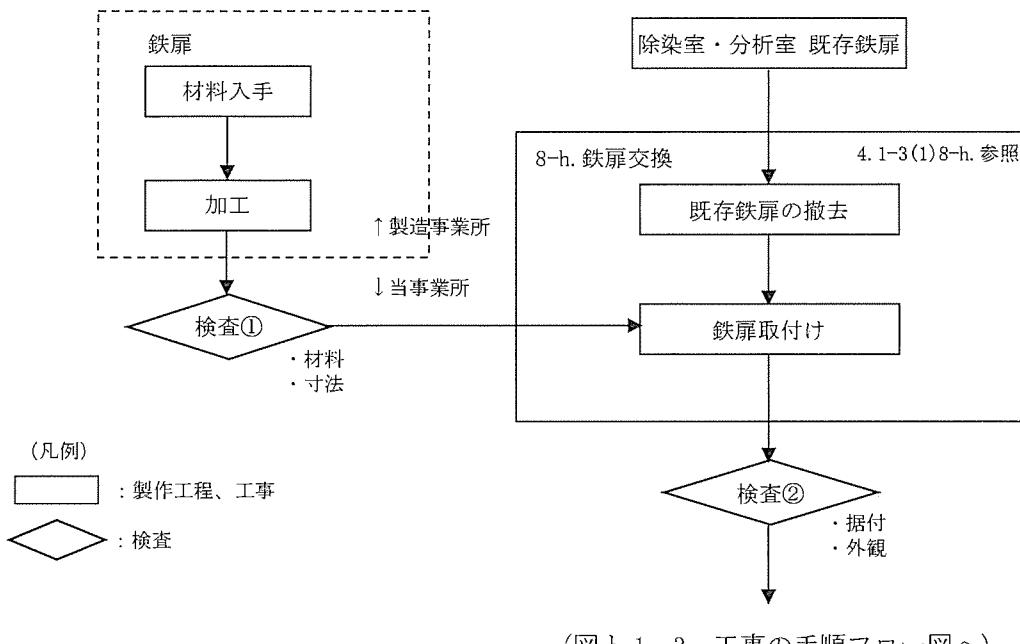


シャッタ補強の手順フロー図



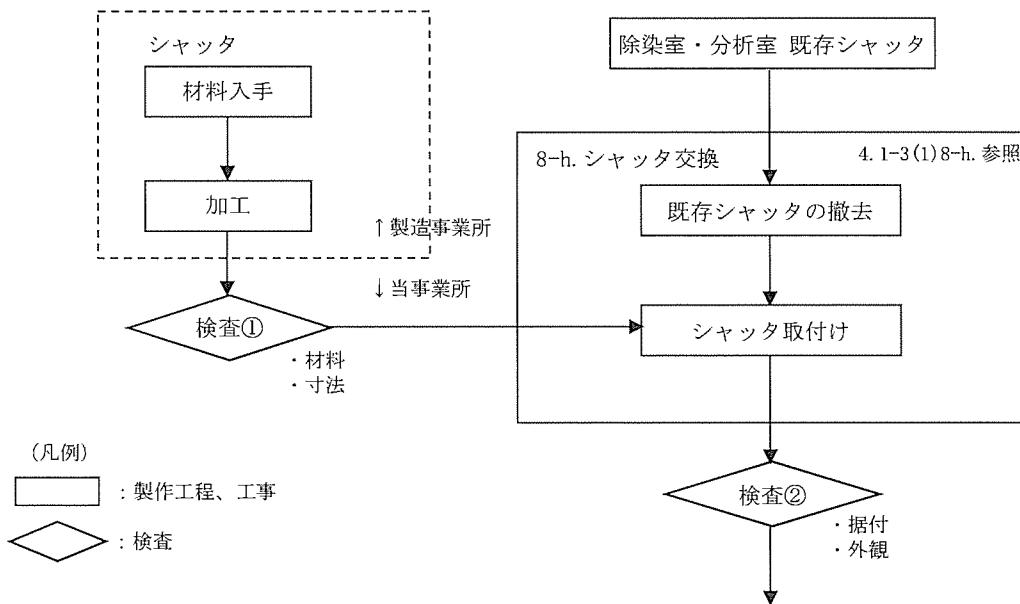
図ト 8-g. 鉄扉及びシャッタ補強の手順フロー図

鉄扉交換の手順フロー図



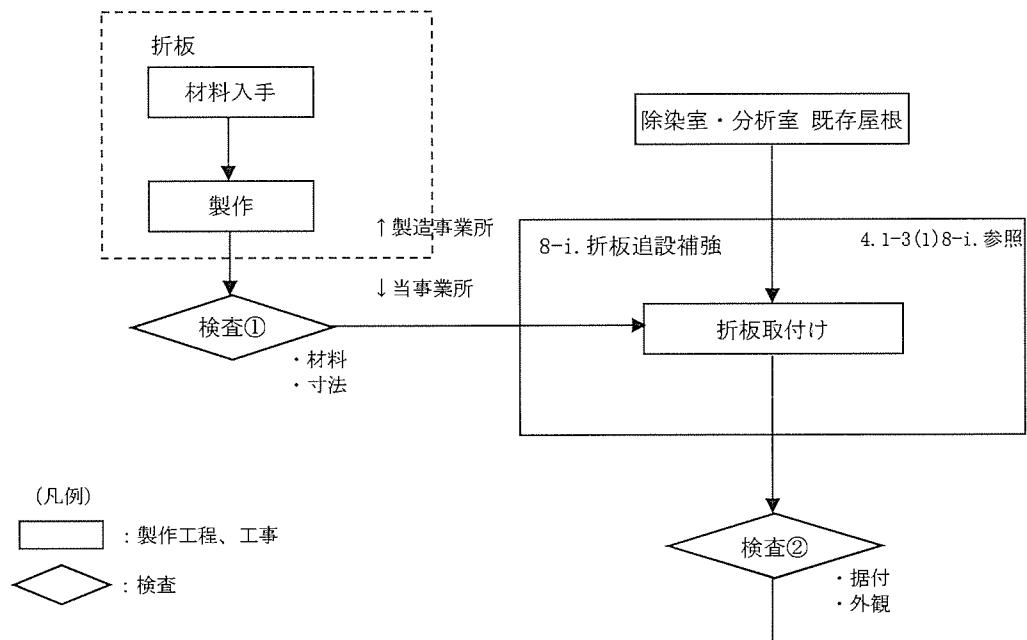
(図ト 1-3 工事の手順フロー図へ)

シャッタ交換の手順フロー図



(図ト 1-3 工事の手順フロー図へ)

図ト 8-h. 鉄扉及びシャッタ交換の手順フロー図



(図ト 1-3 工事の手順フロー図へ)

図ト 8-i. 折板追設補強の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請に係る建物・構築物の品質保証活動は、保安規定に定められた「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

検査の項目及び方法を I - 2 検査の項目及び方法の表1-3-8に示す。

4. 2. 設備・機器

4. 2-1. 付属建物廃水処理所（廃液処理設備(2)）、工場棟転換工場廃棄物処理室（廃液処理設備(5)）、放射線管理棟廃水処理室（廃液処理設備(6)）

本申請に係る工事において、「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に適合するように品質管理を行う。

(1) 手順

今回申請の設備・機器については、以下に示す手順により工事及び検査を行う。

なお、本工事の範囲及び本工事の影響範囲に核燃料物質はない。

気体廃棄設備(1)及び気体廃棄設備(2)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。また、建物に開口部を設ける際には、目張り等の養生を実施し負圧を維持する。

核燃料物質の汚染の恐れのある設備・機器の取り外し、廃棄（解体撤去）に伴い、汚染が拡大する恐れがある場合は、予め設備・機器の除染を行う。ダクト、配管で接続されている機器からそれらを切り離す場合、残存させるダクト又は配管の開口部の閉止措置を行う。

既設の付属建物廃水処理所及び付属建物廃水処理所内の設備（移設し再利用する前処理ろ過機を除く）を老朽化により撤去する。

これに伴い撤去設備と同様の機能を廃液処理設備(5)（工場棟転換工場廃棄物処理室）、及び廃液処理設備(6)（放射線管理棟廃水処理室）にかけて新設する。なお、現在付属建物廃水処理所に設置の前処理ろ過器（図ト配-2参照。改造後はろ過機(2){767}*と呼ぶ）については、工場棟転換工場廃棄物処理室に移設し改造する。

工事の内容を以下の3つにわけ説明する。

- a. 廃液処理設備(5)として、新規製作した設備及び既存の付属建物廃水処理所に設置していた前処理ろ過器（ろ過機(2){767}）を移設して、転換工場廃棄物処理室へ据え付ける工事
 - b. 廃液処理設備(6)として、新規製作した設備を放射線管理棟廃水処理室へ据え付ける工事
 - c. 既存の付属建物廃水処理所に設置された前処理ろ過器（ろ過機(2){767}）を取り外すとともに、それ以外の設備及び付属建物廃水処理所を撤去する工事
- * {}内の数値は事業許可の「安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。以下同様。

a. 廃液処理設備(5)の工事

以下に示す手順により工事及び検査を行う（図ト2-1-1参照）。

- 1) 改造工事を実施する事業所又は機器等の製作を実施する事業所は、当事業所指定の材料を材料証明書と共に入手し、設備・機器等を加工製作する。
- 2) 設備・機器等について当事業所にて受入検査を実施する。
- 3) 設備・機器等の据え付けを行う。なお、前処理ろ過器（ろ過機(2){767}）については、既設の付属建物廃水処理所から取り外したものに耐腐食性向上対策後、据え付ける。不要となった部品は撤去する。

- 4) 廃液処理設備(6)(放射線管理棟廃水処理室)のチェックタンク{772}からの配管を凝集沈殿槽{762}に接続する。なお、成型工場のろ過器(洗浄ボックス){351}、ろ過器(フードボックス(洗浄用)){366}、除染室・分析室の排水受槽{811}からの配管接続口(バルブ端)には閉止措置を行う(図ト系-1参照)。
- 5) 据え付け後に検査を実施する。検査の項目及び方法をI-2に示す。なお、ろ過器(洗浄ボックス){351}、ろ過器(フードボックス(洗浄用)){366}、排水受槽{811}と、それらと接続する配管は今後申請を行い、認可後に上記4)に示した閉止措置を解除し配管を接続する。

b. 廃液処理設備(6)の工事

以下に示す手順により工事及び検査を行う(図ト2-1-2参照)。

- 1) 改造工事を実施する事業所又は機器等の製作を実施する事業所は、当事業所指定の材料を材料証明書と共に入手し、設備・機器等を加工製作する。
- 2) 設備・機器等について当事業所にて受入検査を実施する。
- 3) 設備・機器等の据え付けを行う。なお、チェックタンク{772}から廃液処理設備(5)工場棟転換工場廃棄物処理室の凝集沈殿槽{762}へ廃液を送液する配管の端部は、a.4)の工事終了まで閉止措置を行う(図ト系-1、2参照)。不要となった部品は撤去する。
- 4) 据え付け後に検査を実施する。検査の項目及び方法をI-2に示す。

c. 付属建物廃水処理所及びそこに設置されている設備(廃液処理設備(2))の撤去工事
以下に示す手順により工事及び検査を行う(図ト2-1-3参照)。

- 1) 付属建物廃水処理所に現在設置され継続使用するものは、低汚染貯留タンク3、4(図ト配-2)及びそこへ各工場から手洗い水等が接続する配管と排水貯留池までの配管である(図ト2-1-3(3)参照)。撤去する設備と継続使用する設備の間には閉止措置をする。また、前処理ろ過器(2)は、移設のため取り外す。
- 2) 上記1)で継続使用する低汚染貯留タンク3、4を除く設備・機器を解体撤去する。撤去する設備・機器に接続されていた配管、電源ケーブル及び排気ダクトも撤去する。なお、低汚染貯留タンク3、4等を継続使用しながら、安全を確保する方法で解体撤去工事を行う。
- 3) 廃液処理設備(6)の工事が終了し検査に合格した後、上記1)に示した継続使用する汚染貯留タンク3、4は、解体撤去する。撤去する設備・機器に接続されていた配管、電源ケーブル及び排気ダクトも撤去する。
- 4) 付属建物廃水処理所につながる以下の配管を撤去し、切断配管端部には閉止処置をする(図ト配-1(1/2)参照)。

撤去作業においては、作業エリアにハウスを設置し、配管の切断や法兰ジの取り外しを行う部分をビニルバッグで覆い、閉じ込め性を確保した状態で切り離した後、閉止措置し撤去する。ビニルバッグと撤去対象物が接する部分は隙間なく密着し、ビニルバッグ内部と外部は遮断され、閉じ込め性を確保した状態であり、この状態は作業終了まで保つ。

- ・付属建物廃水処理所から排水貯留池までの配管は付属建物廃水処理所手前で切断し、付属建物廃水処理所側の配管は合わせて撤去する。なお、排水貯留池側の切断配管端部を閉止する。
- ・付属建物廃水処理所の撤去に伴い、現在使用していない第1廃棄物処理所から付属建物廃水処理所までの配管を第1廃棄物処理所側の外側で取外し、付属建物廃水処理所側の配管を合わせて撤去する。なお、第1廃棄物処理所側の配管端部は閉止する。

- ・付属建物廃水処理所の撤去に伴い、工場棟成型工場から付属建物廃水処理所までの配管を工場棟成型工場の外側で取外し、付属建物廃水処理所側の配管を合わせて撤去する。なお、工場棟成型工場側の配管端部は閉止する。据え付け後に検査を実施する。検査の項目及び方法を I-2 に示す。不要となった部品は撤去する。
- 5) 前処理ろ過器（ろ過機(2){767}）については、改造のため接続された配管およびボルト等を取り外した後に事業所内運搬のための処置を行い、工場棟転換工場廃棄物処理室（廃液処理設備(5)）へ移動する。
 - 6) 廃液処理設備(2)の設備・機器（排気系統を含む）、屋外配管を全て撤去した状態の検査を実施する。
 - 7) 管理区域解除の為の除染作業及び検査を行う。
 - 8) 検査後、放射線管理区域（第1種）を解除する。
 - 9) 建物を解体、撤去し（建物の床・基礎を除く）、検査を実施する。
 - 10) 撤去及び除染の作業により発生した放射性廃棄物は、2000 ドラム缶に収納し保管廃棄設備に搬送し保管する。
 - 11) 建物の解体により発生した廃棄物は、敷地内の指定の場所に保管する。

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局部排気設備を仮設する。
- ・火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、設備・機器の除染を行う。
- ・高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。

c. 入退域・放射線管理

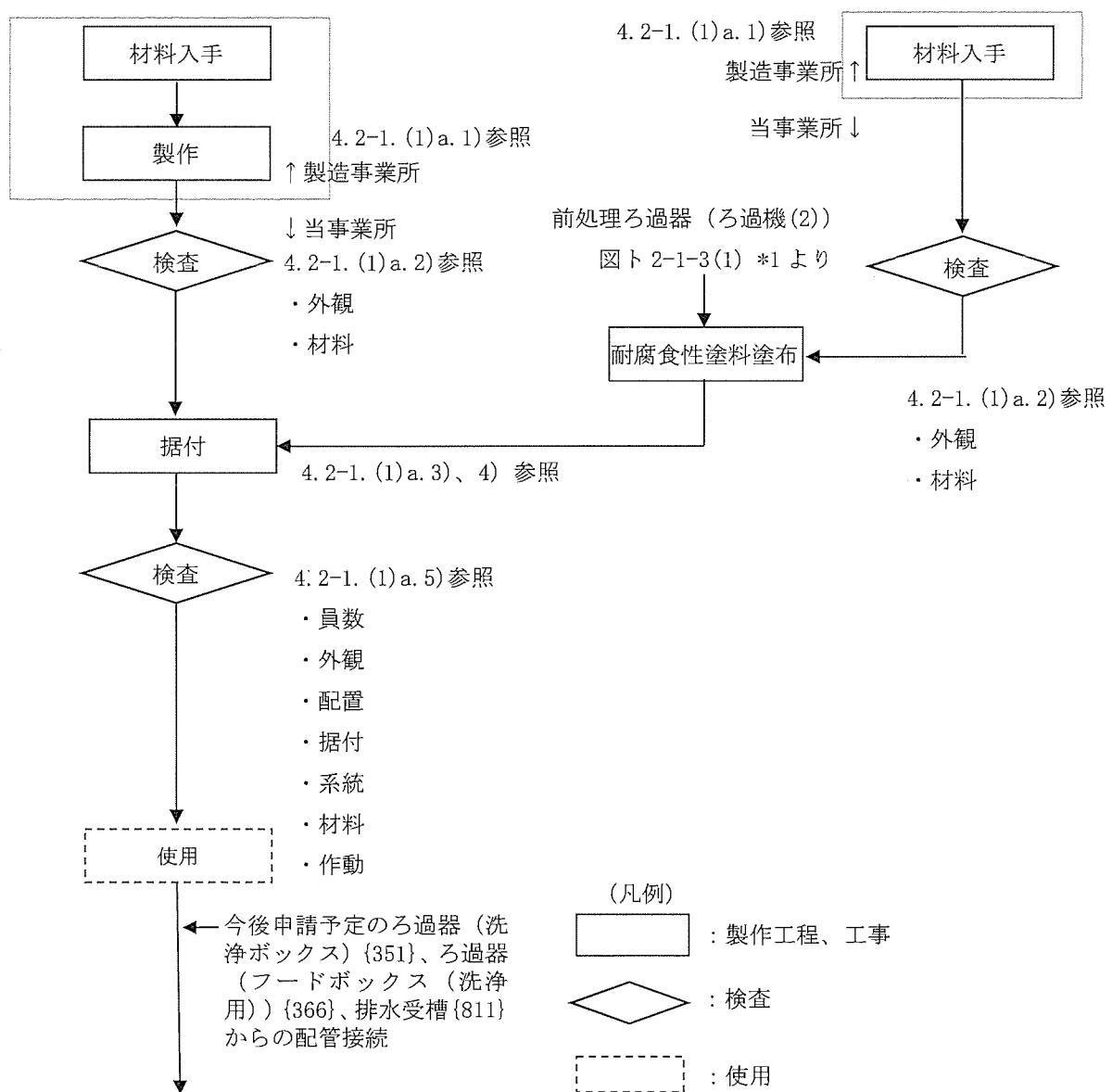
- ・管理区域内にて作業を実施する場合、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。

d. その他

- ・使用する工具・機器は、使用前に点検する。

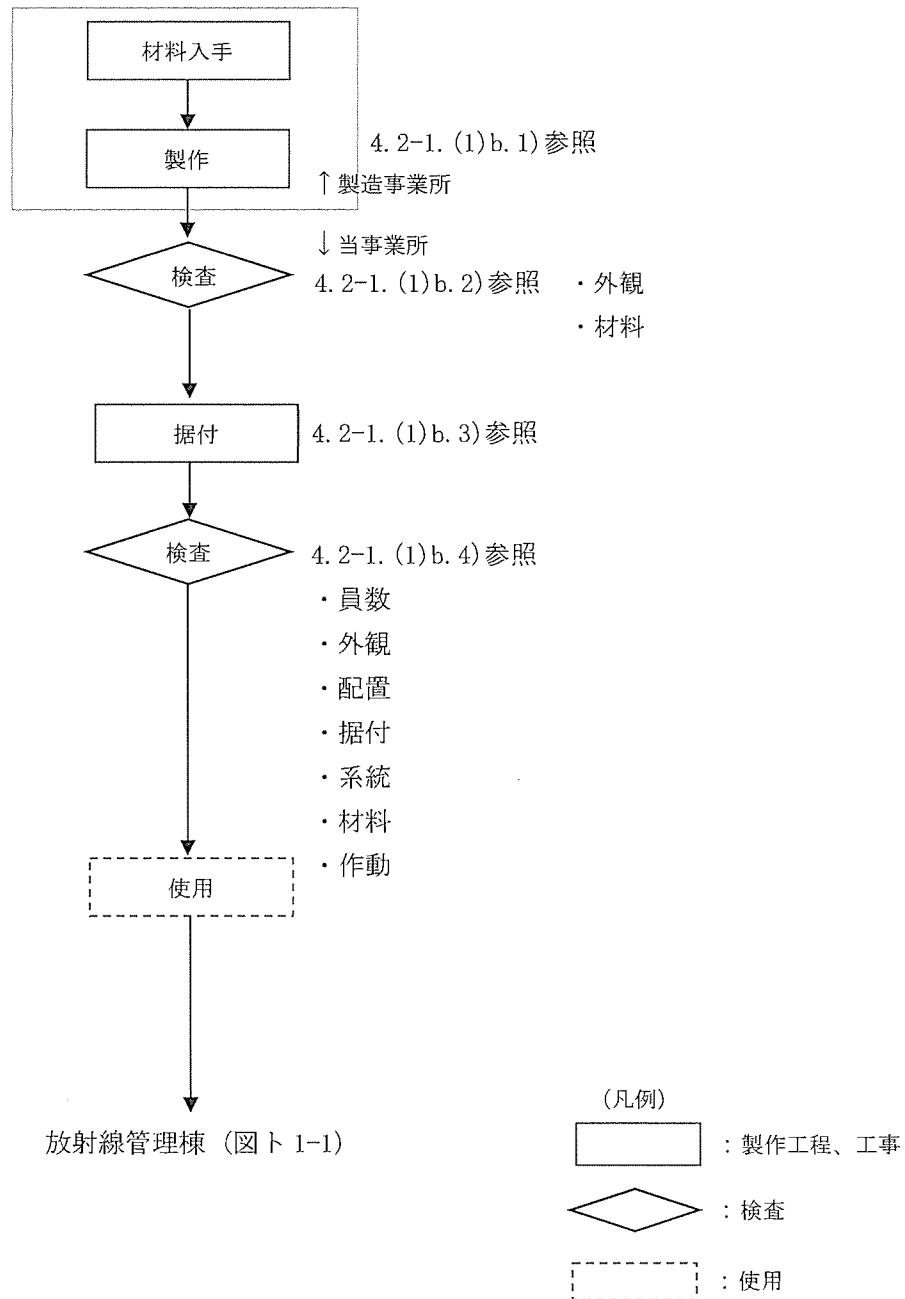
e. 緊急時の対応

- ・現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
- ・緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

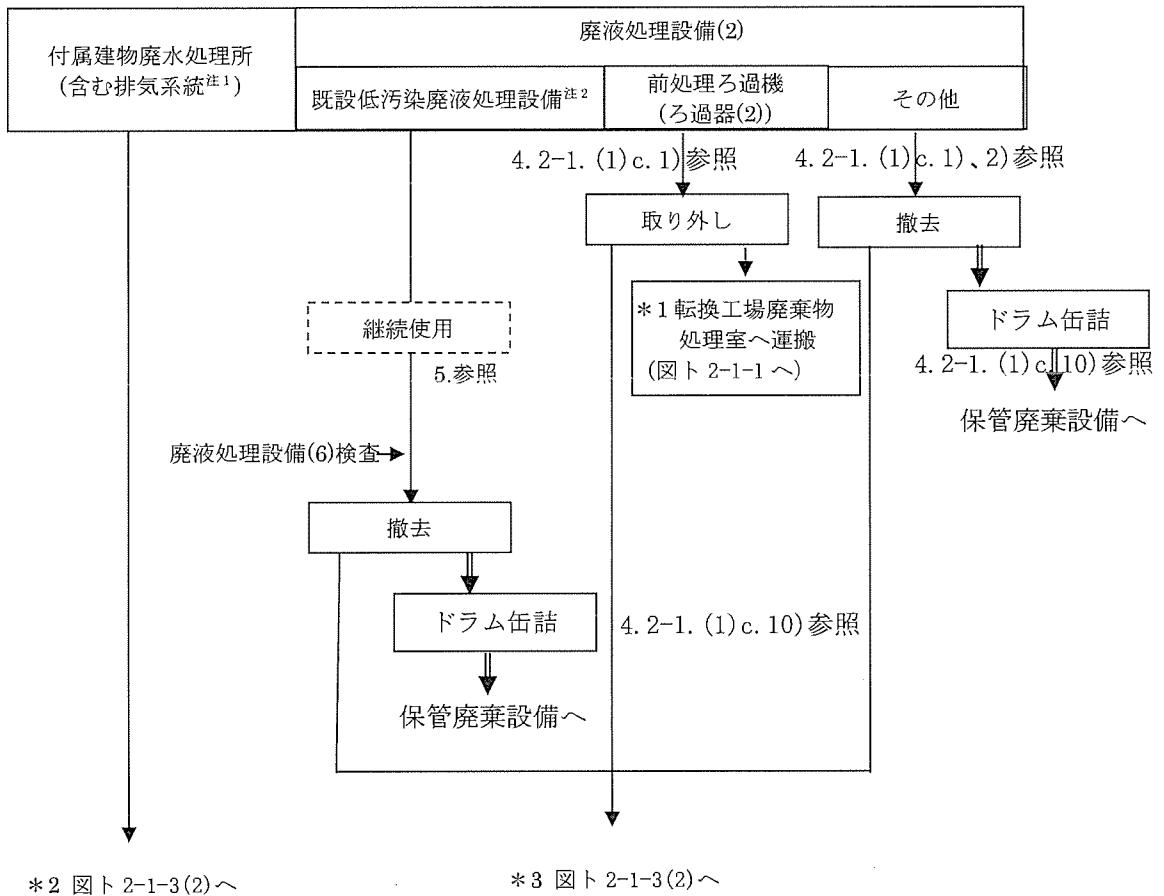


工場棟転換工場（図イ 1-1）

図ト 2-1-1 工事の手順フロー図（廃液処理設備（5）の工事）



図ト 2-1-2 工事の手順フロー図 (廃液処理設備(6)の工事)



注 1 排風機、給気フィルタ、アブソリュートフィルタ含む（図ト配-2 参照）

注 2 既設低汚染廃液処理設備：既存の付属建物廃水処理所に設置された低汚染貯留タンク 3、4 及びそこへ各工場から手洗い水等が接続する配管と排水貯留池までの配管

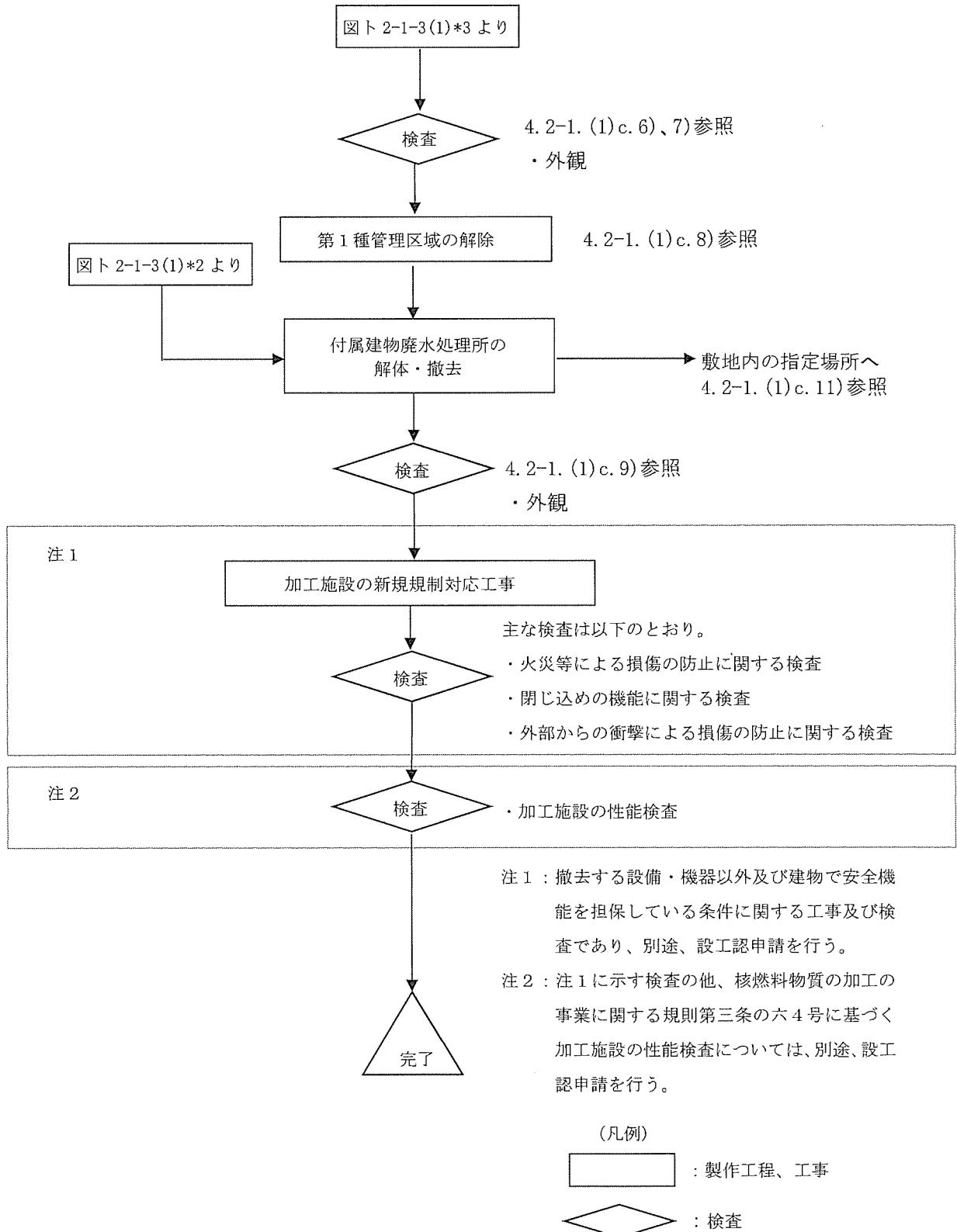
(凡例)

[] : 製作工程、工事

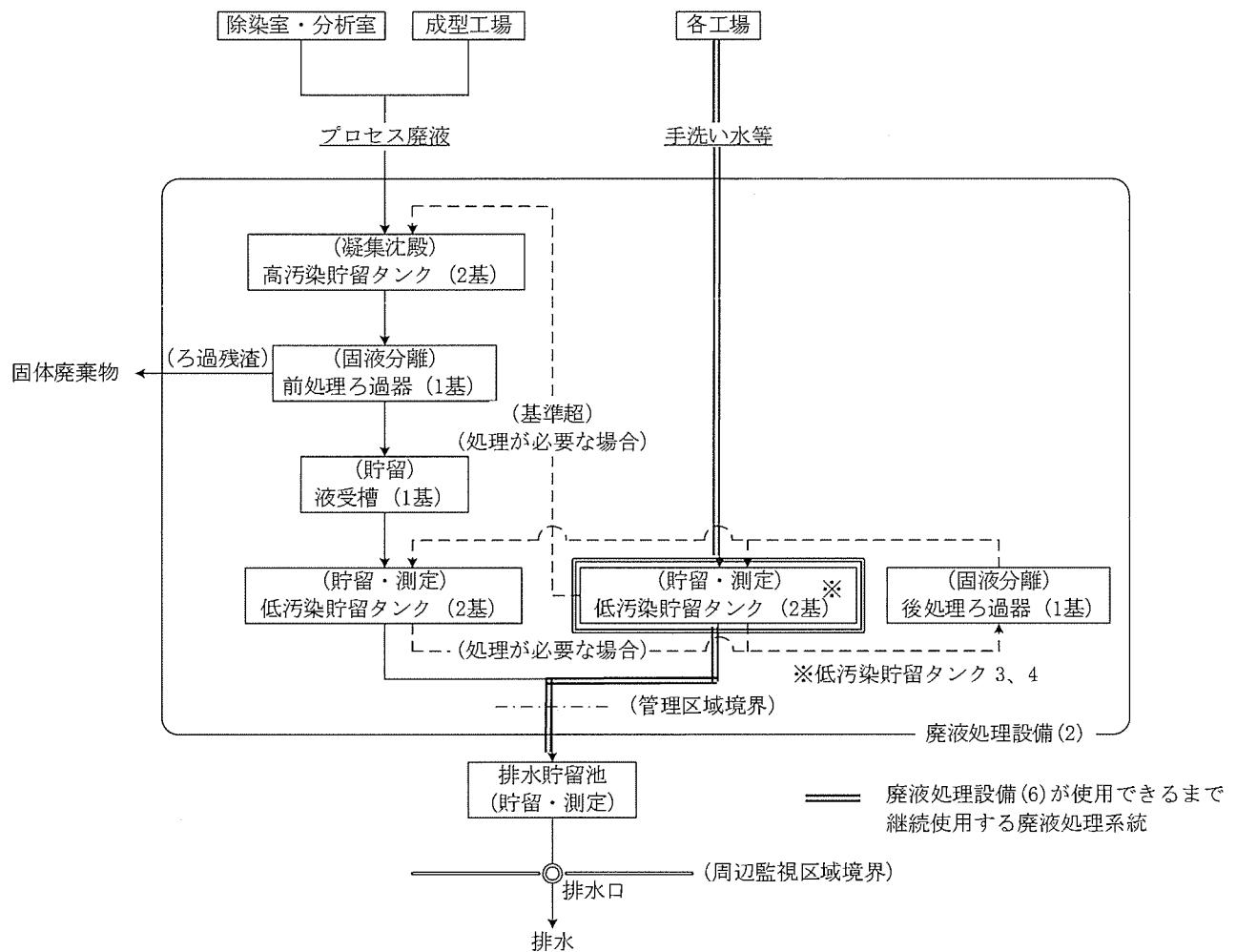
➡ : 放射性固体廃棄物の流れ

[] : 繼続使用

図ト 2-1-3(1) 工事の手順フロー図 (付属建物廃水処理所 (廃液処理設備(2)の撤去工事))



図ト2-1-3(2) 工事の手順フロー図 (付属建物廃水処理所 (廃液処理設備(2)の撤去工事))



図ト 2-1-3(3) 廃液処理設備 (2) の系統図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

I-2 検査の項目及び方法

検査の項目を表2-1に示す。また、検査の方法を表2-2に示す。

4. 2-2. 工場棟転換工場 気体廃棄設備(1)

本申請に係る工事では、气体廃棄設備(1)のスクラバに接続している埋設配管のうち、建物工事と干渉する部分を撤去し、端部を恒久閉止する。なお本工事の対象とする气体廃棄設備(1)のスクラバの取り外しについては、既認可済みである。またスクラバからの廃水系統以外にも、空調機からのドレン水や雑排水の系統があり、これらの系統の埋設配管も建物工事と干渉する部分を撤去し、端部を恒久閉止する。

(1) 手順

本申請の設備の撤去に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う（図ト2-2-1 参照）。なお本工事は、負圧維持に影響を与えるものではない。

- 1) 埋設配管撤去時の汚染拡散防止のために、切断箇所には受皿を設置するとともに、土砂表面をシートにて養生する。
- 2) 埋設配管を切断する。
- 3) 切断後の管口はキャップにて閉止する。また撤去対象の埋設配管の入口もキャップにて閉止する。
- 4) 配管撤去後、閉止措置が行われていること、作業場所周辺の汚染検査を実施し、汚染が無いことを確認する。
- 5) 4)の確認後、配管周辺の埋戻しを行う。切断した配管は、放射性固体廃棄物として200Lドラム缶に収納後、保管廃棄設備に搬送し保管する。

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・撤去工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局部排気設備を仮設する。
- ・火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
- ・作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
- ・汚染が拡大する恐れがある場合は、予め設備・機器の除染を行う。

c. 入退域・放射線管理

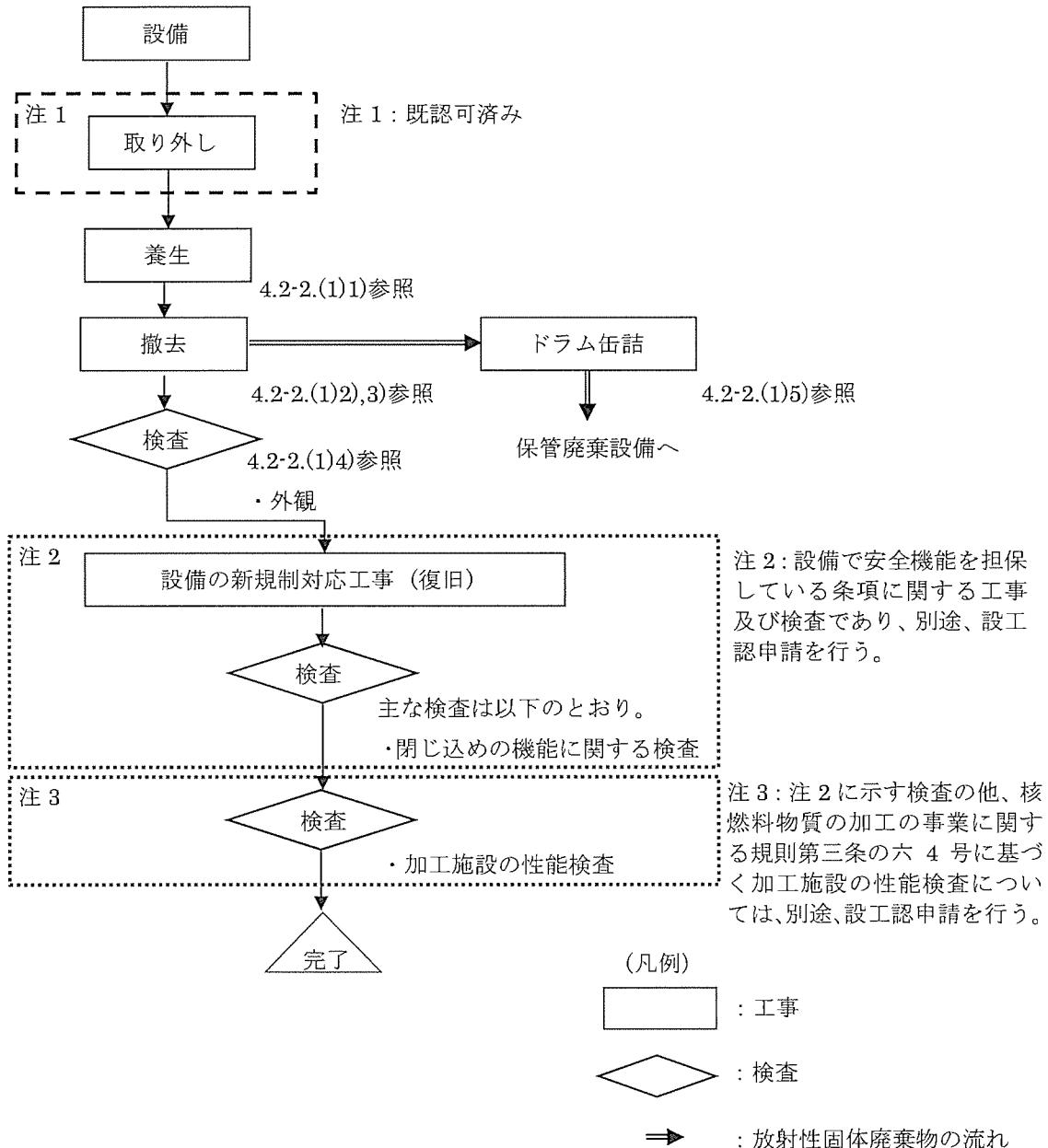
- ・管理区域内にて作業を実施する場合、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具（マスク、保護メガネ、ゴム手袋、アームカバー、前掛け）を着用する。

d. その他

- ・使用する工具・機器は、使用前に点検する。

e. 緊急時の対応

- ・現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。また緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



図ト 2-2-1 工事の手順フロー図 工場棟転換工場気体廃棄設備(1)の工事)

(3)品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4)検査

検査の項目及び方法を I-2 検査の項目及び方法の表 2-1、表 2-2 に示す。

4. 2－3. 工場棟成型工場 気体廃棄設備(2)

本申請に係る工事では、建物工事と干渉する气体廃棄設備(2)の一部を取り外し、仮移設及び代替措置を講じる。

管理区域内で用いた衣類等の乾燥に使用する乾燥機（安全機能を有する施設に該当しない既存設備）の排気経路を確保するため、建物工事との干渉を避けた迂回経路を敷設する。なお本工事の対象とする气体廃棄設備は、ウランの取扱がない洗濯室乾燥機の系統に限定する。

(1) 手順

本申請の設備の仮移設及び代替措置に係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う（図ト2-3-1参照）。

气体廃棄設備(1)及び气体廃棄設備(2)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。本工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。

- 1) 代替措置対象設備（代替排気ダクト）の製作を実施する事業所において、当事業所指定の材料を入手し、設備を加工製作する。
- 2) 当事業所にて当該設備の健全性確認として、下記項目の検査を実施する。
 - ・代替排気ダクトの材質が難燃性であることを『メーカー仕様書』により確認する。（材料）
 - ・代替排気ダクトに有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。（外観）
- 3) 当該系統に接続されている洗濯室乾燥機及び排気ファンの運転を停止する。
- 4) 取り外し対象の設備（ダクト等）を固定しているボルトなどを取り外し、当該設備を取り外す。
- 5) 取り外した設備（ダクト等）の内、再使用しない物については、200ℓドラム缶に収納し保管廃棄設備に搬送し保管する。
- 6) 仮移設対象設備（高性能エアフィルタ）を移設先にて据え付ける。
- 7) 代替措置対象設備（代替排気ダクト）の据え付けを行う。
- 8) 既設の排気ダクトに仮移設対象設備（高性能エアフィルタ）及び代替措置対象設備（代替排気ダクト）を接続させる。
- 9) 仮移設、代替措置完了後に使用前の健全性確認として、下記項目の検査を実施する。
 - ・仮設・代替措置を講じた高性能エアフィルタ及び代替排気ダクトに有害な傷及び変形がないことを目視により確認する。（外観）
 - ・仮設・代替措置を講じた高性能エアフィルタ及び代替排気ダクトの接合部に緩みがないことを工具等により確認する。（据付）
 - ・接合部からの空気の漏れがないことを漏えい検査により確認する。（その他）
- 10) 排気ファンを運転させ、乾燥機の使用を開始する。なお当該气体廃棄設備の運用にあたっては、現行の保安規定に基づき行うものとする。また使用開始後の高性能エアフィルタ及び代替排気ダクトは、保安規定に基づき維持管理を行う。

(2) 工事上の注意事項

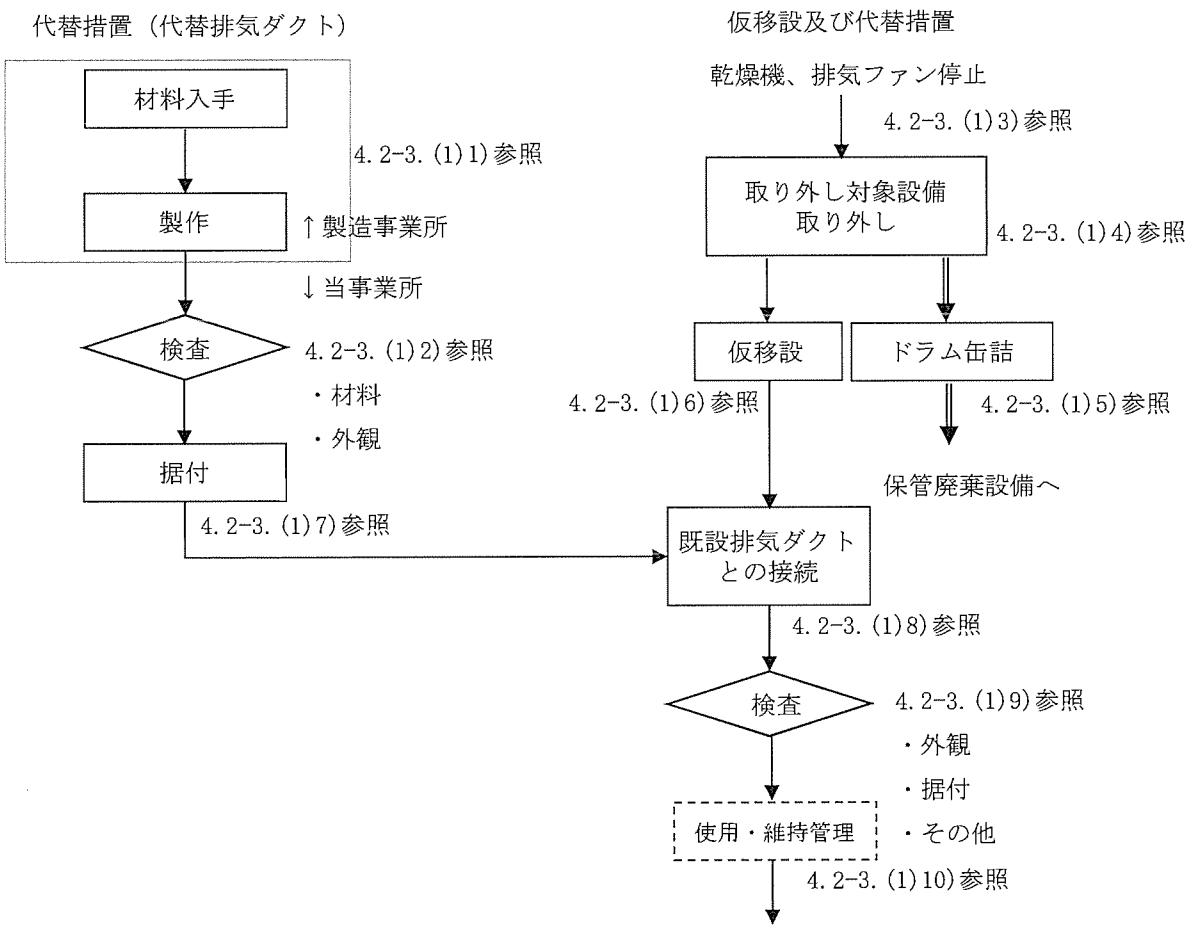
a. 一般事項

- ・工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影

響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局部排気設備を仮設する。
 - ・火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
 - ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
 - ・高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
 - ・一時保管する取り外した設備・機器は、必要に応じ養生シートを用い、維持管理する。なお第1種管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域内の仮置き場所にて保管する。第2種管理区域及び非管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域以外の仮置き場所にて保管する。
 - ・汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、設備・機器の除染を行う。
- c. 入退域・放射線管理
- ・管理区域内にて作業を実施する場合、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- d. その他
- ・使用する工具・機器は、使用前に点検する。
- e. 緊急時の対応
- ・現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。
 - ・緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。



(凡例)

[] : 製作工程、工事

{ } : 検査

→ : 放射性固体廃棄物の流れ

[] : 使用・維持管理

図ト 2-3-1 工事の手順フロー図（工場棟成型工場気体廃棄設備(2)の工事）

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

今回は仮移設及び代替措置であるため新規制基準適合のための検査は行わず、新規制基準対応工事後に行う。

4. 2-4. 気体廃棄設備(1)、気体廃棄設備(2)

本申請に係る工事では、建物工事と干渉する表ト-5に示す設備を取り外す。

本申請に係る工事において、「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に適合するように品質管理を行う。

(1) 手順

今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う（図ト2-4-1参照）。

气体廃棄設備(1)及び气体廃棄設備(2)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。本工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。

- 1) 取り外し対象の設備・機器を固定しているボルト等を取り外し、設備・機器を取り外す。取り外しに際しては、閉じ込めの機能を維持できるように、ダクトの接合部に閉止板又は閉止プラグを設置する。また、移動する前に、対象設備・機器に接続されているダクトについても、設備・機器から切り離した後、閉止板又は閉止プラグを設置する。なお、安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持するとともに、局所排気系統のダクトを取り外す場合は、当該局所排気系統に接続する設備・機器に、使用禁止の措置をとる。
- 2) 取り外しする設備・機器を一時保管するために必要な面積を有する仮置き場所を確保する。取り外しする設備・機器は、必要に応じて除染し、仮置き場所に一時保管する。
- 3) 取り外しする設備・機器のうち第1種管理区域に設置された設備・機器で廃棄するものは、放射性固体廃棄物として、200Lドラム缶に収納できる形に解体する。200Lドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、廃棄物管理棟に搬送し、保管する。

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

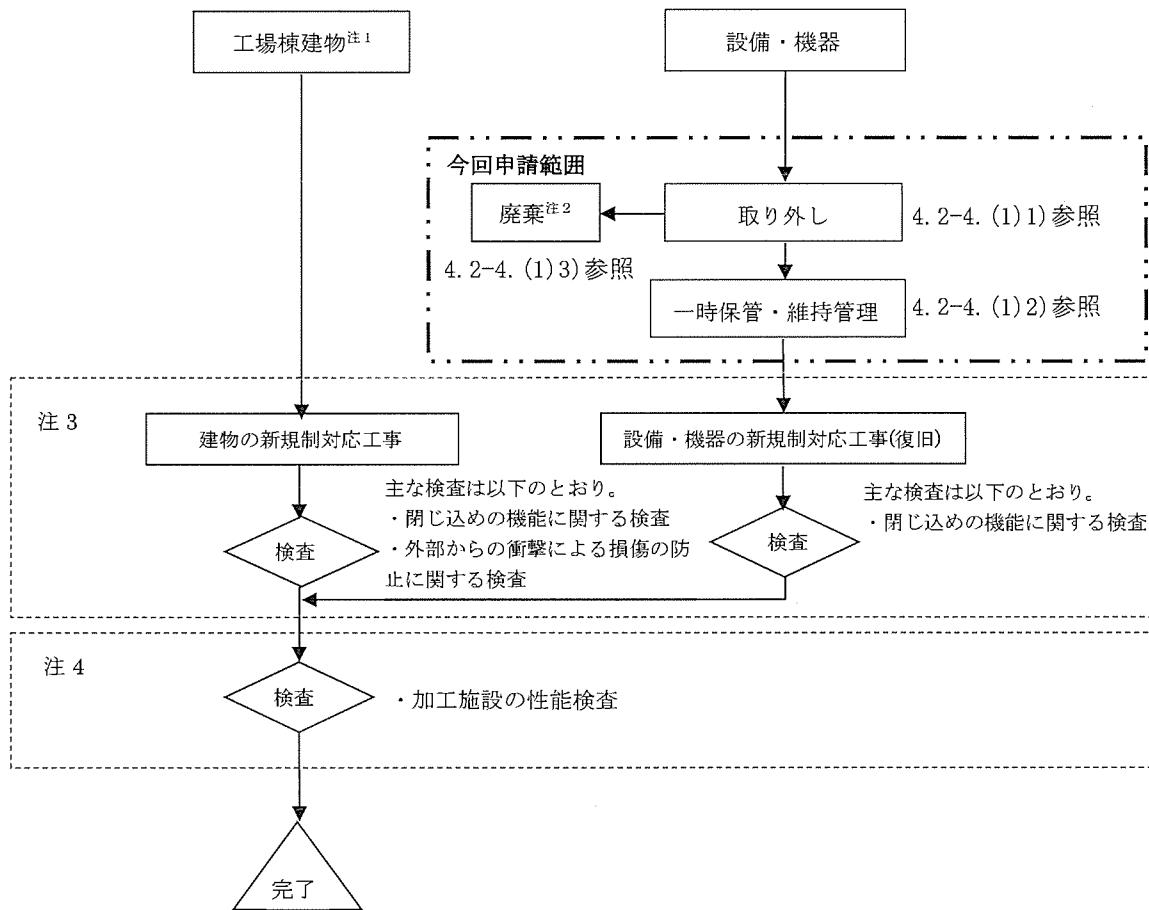
- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 準備工事に伴い火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。
- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
- ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実

施する。

- ・ 準備工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、設備・機器の除染を行う。
 - ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
 - ・ 一時保管する取り外した設備・機器は、必要に応じ養生シートを用い、維持管理する。なお第1種管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域内の仮置き場所にて保管する。第2種管理区域及び非管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域以外の仮置き場所にて保管する。
- c. 入退域・放射線管理
- ・ 管理区域内にて作業を実施する場合、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- d. その他
- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。
- e. 緊急時の対応
- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。



(凡例)

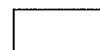
注1：工場棟成型工場（機械室、フィルタ室、ダクトスペース）、放射線管理棟、

付属建物除染室・分析室及び付属建物第2核燃料倉庫を含む。

注2：第1種管理区域内の掘削床コンクリート及び設備・機器で不要となったものは放射性廃棄物として保管廃棄する。

注3：建物及び設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、別途設工認申請を行う。

注4：注3に示す検査の他、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の六4号に基づく加工施設の性能検査については、別途設工認申請を行う。



: 工事



: 検査

図ト2-4-1 工事の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

今回は準備工事のため検査を行わず、新規制対応工事後に検査を行う。

4. 2-5. 放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所（保管棚、受容器、クレーン）、付属建物除染室・分
析室（超音波洗浄機、切断フード、排水受槽、プラスチック装置）

本申請に係る工事では、建物工事と干渉する表ト-6、表ト-7に示す設備を取り外す。

本申請に係る工事において、「加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」に適合するように工事を実施するとともに、「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に適合するように品質管理を行う。

(1) 手順

今回申請の設備・機器の取り外しに係る工事は、保安規定に基づき工事計画を策定するとともに、以下に示す手順により行う（図ト2-5-1参照）。

気体廃棄設備(1)及び液体廃棄設備(2)は複数の系統から構成されており、建物工事に干渉する一部の系統は工事の進捗に合わせて一時的に停止、取り外すが、工事に干渉しない系統は運転を継続することにより、第1種管理区域の負圧、閉じ込めを維持する。本工事の際には、負圧に異常がないことを確認する。

- 1) 取り外し対象の設備・機器は、工事に着手するまでに、核燃料物質を抜き出してください。
なお放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の保管棚に保管されている放射性液体廃棄物は、工事の影響を受けない保管棚に移動し、工事の影響を受ける保管棚のみ取り外し、工事の影響を受けない位置に移動する。
- 2) 取り外し対象の設備・機器を固定しているボルト等を取り外し、設備・機器を取り外します。取り外した設備・機器は、閉じ込めの機能を維持できるように、ダクト、配管の接合部に閉止板又は閉止プラグによる閉止措置を講じる。また、対象設備・機器に接続されているダクト、配管についても、設備・機器を取り外した後、閉止板又は閉止プラグによる閉止措置を講じる。なお、安全機能を維持するために必要なケーブル類は、仮設の迂回ルートを設け機能を維持する。
- 3) 取り外しする設備・機器を一時保管するために必要な面積を有する仮置き場所を確保する。取り外しする設備・機器は、必要に応じて除染し、仮置き場所に一時保管する。
- 4) 取り外しする設備・機器のうち、復旧時に再利用しない部材は、放射性固体廃棄物として、200Lドラム缶に収納できる形に解体する。200Lドラム缶に収納された放射性固体廃棄物は、廃棄物管理棟に搬送し、保管する。

(2) 工事上の注意事項

a. 一般事項

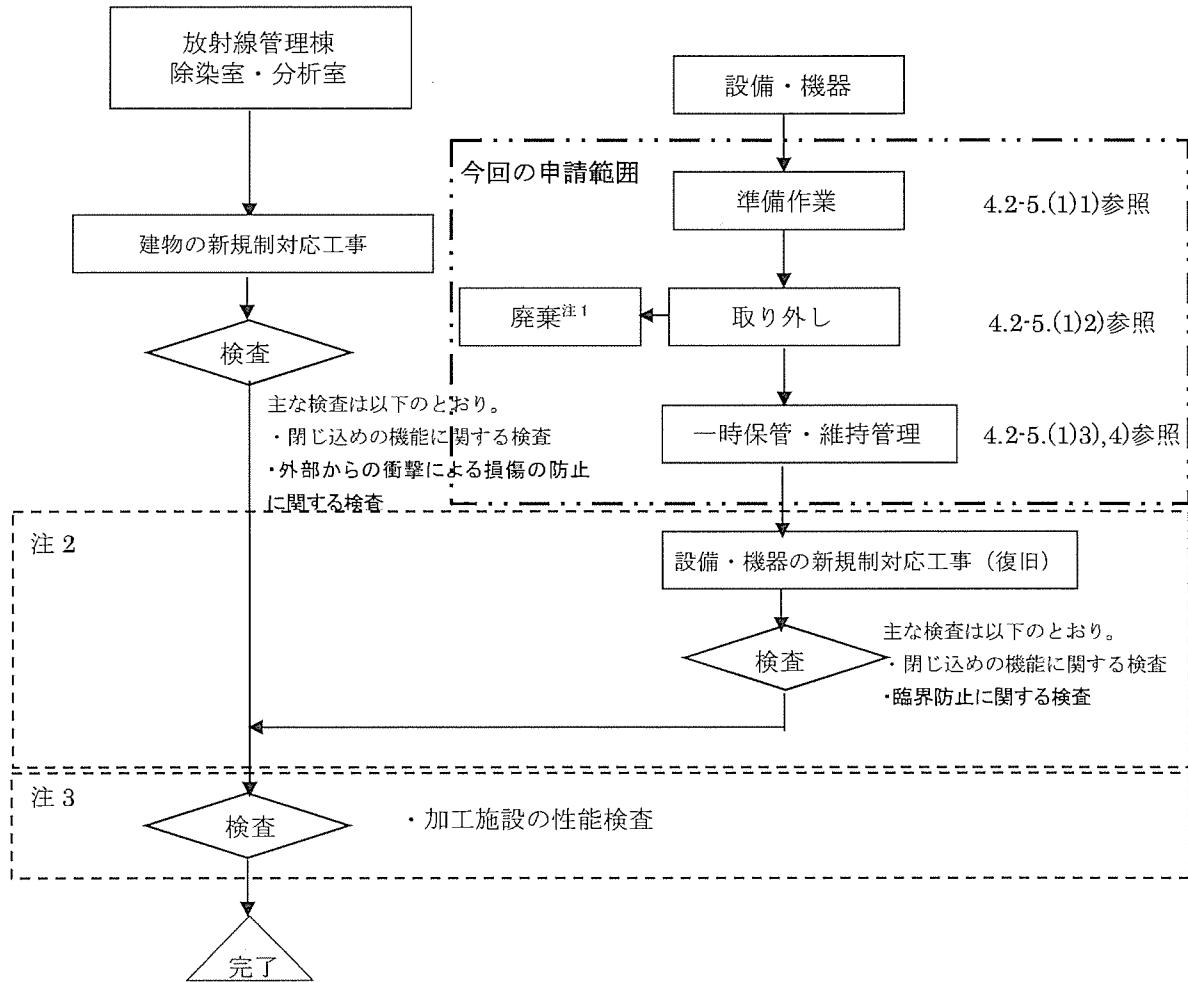
- ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。
- ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。
- ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。

b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）

- ・ 準備工事に伴い火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局部排気

設備を仮設する。

- ・ 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物がないことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。
 - ・ 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。
 - ・ 準備工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設し、設備・機器の除染を行う。
 - ・ 高所作業等、作業者、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。
 - ・ 一時保管する取り外した設備・機器は、必要に応じ養生シートを用い、維持管理する。なお第1種管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域内の仮置き場所にて保管する。第2種管理区域及び非管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域以外の仮置き場所にて保管する。
- c. 入退域・放射線管理
- ・ 管理区域内にて作業を実施する場合、作業者は、入退出時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。
- d. その他
- ・ 使用する工具・機器は、使用前に点検する。
- e. 緊急時の対応
- ・ 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。



注 1：第 1 種管理区域内設備・機器で不要となったものは放射性廃棄物として保管廃棄する。

(凡例)

注 2：設備・機器で安全機能を担保している条項に関する工事及び検査であり、別途設工認申請を行う。

[] : 工事

注 3：注 2 に示す検査の他、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の六 4 号に基づく加工施設の性能検査については、別途設工認申請を行う。

{ } : 検査

図 ト 2-5-1 工事の手順フロー図

(3) 品質保証計画

本申請の設備・機器の設計及び工事に係る品質保証活動は、「保安品質保証計画書」に従い実施する。

(4) 検査

今回は準備工事のため検査を行わず、新規制対応工事後に検査を行う。

5. 工事中の加工施設の継続使用の理由

加工施設の維持管理に不可欠な活動である管理区域内での作業に用いた衣類等の洗濯や退出時の手洗いで発生した排水を処理するため、4.2-1に示した廃液処理設備(5)(6)については、工事完了後は事業者検査の合格を持って使用する。

また、同様の理由により、廃液処理設備(6)が使用できるようになるまでの間は、各工場の手洗い水等の処理は、既存の廃水処理所に現在設置されている低汚染貯留タンク3、4及びそこから排水貯留池までの配管で構成される手洗い水等の廃液処理系統を継続使用する（図ト2-1-3(3)参照）。

なお、工事を伴う廃液処理設備(5)は、I-2の検査で適合を確認した後＊、図イ1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

また、工事を伴う廃液処理設備(6)は、I-2の検査で適合を確認した後、図ト1-1に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。

* I-2の検査で適合を確認した後、今後申請予定の機器配管を接続し、工事箇所の検査を行う。

放射線管理棟及び除染室・分析室は、内部に設備・機器を設置しており、外部衝撃から設備・機器を防護する機能を有するとともに、管理区域の閉じ込め機能、遮蔽機能等を有していることなど、維持管理に必要不可欠であるため、経過措置期限後の新規制対応工事中も継続使用する。

放射線管理棟及び除染室・分析室は、I-2の検査で適合を確認した後、図ト1-1及び図ト1-3に示す加工施設の性能に関する検査を受検するまでの間、I-2の検査で適合を確認した状態を維持する。この間の安全確保に係る運用は保安規定により行う。